

体制転換後ロシア連邦 20 年の
教育改革の展開と課題に関する総合的研究

最 終 報 告 書 (2013 年度)

2012(平成 24)～2013(平成 25) 年度

科学研究費補助金基盤研究 (A) 海外学術調査 (課題番号 : 23252011)

研究代表者 福田誠治
(都留文科大学)

2014(平成 26) 年 3 月 31 日

目 次

はじめに	1
年間研究計画	3
第Ⅰ部 教育調査報告	
1. モスクワ（A班）調査報告書	9
2. 2013年9月モスクワ調査（B班）報告書	64
第Ⅱ部 資料	
新連邦教育法「ロシア連邦の教育について」の翻訳にあたって	105
ロシア連邦の教育について	107

はじめに

3年間の科学研究が終了した。当初の計画と異なって、筑波大学大学院生のラーナ(ウクライナ出身)さんがおめでたで、遠藤忠さん、関啓子さんは、体調不良で調査には加われなかった。代わりに、広島大学大学院教育学研究科博士課程後期大学院生の黒木貴人さんを研究協力者として追加した。今回は、調査日程を同一にして、2グループに分けて調査対象を分担した。

1991年12月のソ連邦崩壊後、20年間で何が起きたのか。それを調査分析することがこの研究の目的であった。3年間の調査ではっきりしたことは、第一に、民族言語復活を象徴にして脱ロシアの大きなうねりが起きたのだが、それは10年ほどで収束し、ここ10年にはロシア語との共存が図られていることだ。それと息を合わせるように、シティズンシップの教育も、民族の自立、民族意識を持った主体の確立から、ロシア連邦市民としての一体感の協調へと変化してきている。

第二に、ネオリベラリズム(新自由主義)が、この15年ほどの間に公教育の質を大きく変えつつあることだ。その産物が本報告書に訳出した『ロシア連邦教育法』である。これまで学校と呼ばれた施設は、教育の質を保証できるように、それなりに規制と基準があり、認可の手続きがあった。ところが、この行政上の規制が緩和され、様々な形態の教育施設が認められ、それは「組織」と呼ばれるようになっている。国民の権利としての教育を保証するはずの国と自治体は、この擬似的企業体である「組織」に教育を発注する。自治体や国は、補助金を提供して契約を結び、この「組織」から買い取った教育を国民に提供することになる。この質の枠組みが国家スタンダード、質の保証と証明が大学入試段階の全国統一試験と、それ以前の学年の州統一試験ということになる。

国民は、権利として無料で義務教育を、有料でその他の教育を受け取ることになるが、この場合、国民は、消費者として学校との間で商品購入の契約を結ぶことになる。それが、たとえばザンコフ方式の授業で、第一外国語は英語、無償課外活動は科学クラブ、有料の朝食と夕食、宿題指導を申し込むといった具合だ。学校教育の内容は、この契約以上のものでも、契約以下のものでもない。

だが、社会主義70年の歴史の遺産もまた残っている。給食のシステム、大学の無償席、教科としての労働などである。そして、この10年ほどで復活したのは、かつてイデオロギー色の強かったピオネール活動で、課外活動を提供する大きな教育組織、いわばセカンドスクールとして充実されつつある。また、男女平等の意識が行き渡り、とりわけイスラム教徒の間の男女平等感旧ソ連邦以外の国との間で大きな違いを作り出している。

今回不十分のままに残された調査課題は、「ヨーロッパの一員としてのロシア」という壮大な動きの進行状況である。2003年にロシア連邦は、ポーロニャ・プロセスに参加している。その後、教育制度をヨーロッパ型に合わせる努力をしてきた。しかし、専門領域によってはまだ未調整のままになって止まっている。サハ=ヤクート自治共和国では、「全国統一試験によってモスクワの大学に進学する者も出てきた」と聞かされたが、ロシアの場合、広大な国土をカバーして、今やっと国内の流動性を高めつつある段階にあって、今回の調査では、まだヨーロッパとの労働者の移動にはほど遠いということがわかった。

グローバリズムの中で、どのように変わりつつあるのか、ロシア独自の者が作り出せるのか、まだ目が離せない状況だ。

様々な課題を残しつつ、3年間の共同研究を閉じることにする。

研究代表者 福 田 誠 治

年間研究計画

様式 A-2-1

2版

平成 25 年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）交付申請書 平成 25 年 4 月 24 日									
独立行政法人 日本学術振興会理事長 殿	所属研究機関の本部の 所在地及び名称		〒 4 0 2 - 8 5 5 5 山梨県都留市田原 3 - 8 - 1 名称 都留文科大学						
	所属研究機関の長の職名・氏名		職名 学長	氏名加藤 祐三					
	研究代表者の部局・職		部局 文学部				職 教授（移行）		
	フリガナ		フクダ セイジ						
研究代表者の氏名		福田 誠治 印							
次のとおり研究を実施したいので、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究(A)）の交付を申請します。なお、交付された補助金は、補助条件に従い適正に使用します。									
研究課題名		体制転換後ロシア連邦 20 年の教育改革の展開と課題に関する総合的研究							
補助金額 （交付予定額）	直接経費①		間接経費②			直接経費と間接経費の合計（①+②）			
	5,300,000 円		1,590,000 円			6,890,000 円			
	直接経費の 費目別内訳	物品費 200,000 円		旅費 4,000,000 円		人件費・謝金 600,000 円		その他 500,000 円	
補助事業者	研究者番号	機関番号	部局番号	職番号	役割分担等 （本年度の研究実施計画に対する 分担事項等を具体的に記入すること。）	エフォート （%）	直接経費 （研究者別内訳） （円）		
研究代表者	氏名	所属研究機関・部局・職			研究全体を統括し、研究会を主催する。 グローバル化のなかのロシア教育の変 化を理論、制度面から解明する。	20	4,100,000		
	3 0 1 2 8 6 3 1	2 3 5 0 1 2 0 1 2 0	都留文科大学・文学部・教授 （移行）						
研究分担者	氏名	所属研究機関・部局・職			ロシア教育の変化を、教育過程と実験学 校に注目して調査・研究を進める。	15	300,000		
	1 0 1 0 4 1 1 8	3 2 2 0 7 9 0 3 2 0	宇都宮共和大学・シティライ フ学部・教授（移行）						
削除	氏名	所属研究機関・部局・職			〔分担者から外す理由〕 一橋大学を定年退職し、現在は研究機関 に所属していないので。				
	2 0 1 0 7 1 5 5	1 2 6 1 3 9 3 7 2 5	一橋大学・大学院社会学研究 科・その他						
補助事業者合計（小計）		2 名			直接経費合計（小計）		4,400,000		
キーワード	① 教育史		② 学校教育		③ 学力論		④ 教育政策		⑤ 多文化教育
機関番号	23501	研究種目	基盤研究(A)			領域番号	—	課題番号	23252011
経費管理担当者・部局・職・氏名		部局・職 総務企画担当・主査		氏名 鬢楠 美咲			(1)		

研究の目的

ソビエト社会主義共和国連邦が解体後 20 年間の歴史を、①社会主義教育がどのような形で継続しているか。とりわけ、労働教育・職業技術教育をキャリア形成という視点から再検討する。②グローバリズムへの対応を、ボローニャ・プロセスへの加盟、PISA型学力の導入、国家統一テスト体制の模索などの点から分析する。③多民族・多文化地域における生涯教育という視点から、学校・地域・社会の連帯、移民政策と移民・外国人労働者子弟の教育、シディズンシップ教育など、具体的課題への対応の現状を調査する。

本年度(～平成 26 年 3 月 31 日)の研究実施計画

本研究では、前述した目的を達成するため、すでに 2 年間の現地調査を行った。

本年は、まとめの年にあたる。

そこで、月例研究会では、政治、経済、経営、歴史、文化など各分野の専門化を招いてレクチャーを受けることを計画している。

また、2 年間の現地調査をもとに、教育分野の理論化を試みる。

とりわけまず、昨年末に正式に採択された『教育法』の翻訳と評価を課題としたい。

次に、就学前教育では教育と保育との関連づけと施設の民営化の問題、初等・中等教育段階ではカリキュラム改革、PISA型学力の導入、州統一試験・国家統一試験制度の実施状況と問題点を、高等教育段階ではボローニャ・プロセスに対応した改革の進行状況と問題点、学位制度や教育の内実の変化を追う、職業教育段階ではヨーロッパとの統一資格制度の摺り合わせなど、研究チームとして分担して理論化する。

9 月第 3 週には、全員でモスクワに赴き、関係省庁の専門官と意見交換を行い、現状を確認し、理論研究の裏付けをとる。

最後に、3 年間の研究成果がまとまった段階で、比較教育学会などにおいて学会発表を行う。

[連携研究者]

川野辺敏、星槎大学強制科学部特任教授。水谷邦子、芦屋大学名誉教授。関啓子、一橋大学名誉教授。松永裕二、西南学院大学人間科学部教授。森岡修一、大妻女子大学文学部教授。大谷実、金沢大学教育系教授。所伸一、北海道大学名誉教授。以上の連携研究者も、月例研究会と、現地調査に参加する。

主要な物品の内訳 (1 品又は 1 組若しくは 1 式の価格が 50 万円以上のもの)

品 名	仕 様 (製造会社名・型)	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	納入予定時期
					平成 年 月
					平成 年 月
					平成 年 月
					平成 年 月
					平成 年 月
					平成 年 月
					平成 年 月
					平成 年 月
					平成 年 月

(2)

	研究者番号	機関番号	部局番号	職番号	役割分担等 <small>(本年度の研究実施計画に対する 分担事項等を具体的に記入すること)</small>	エフオー ト (%)	直接経費 (研究者別内訳) (円)
	氏名	所属研究機関・部局・職					
研究分担者	3 0 2 0 3 3 6 8	3 2 6 8 9 7 3 4 2 0			ロシア教育の変化を、生涯学習、キャリア教育に注目して調査・研究を進める	15	300,000
研究分担者	4 0 2 8 0 5 1 5	3 2 6 3 1 2 0 1 2 0			ロシア教育の変化を、生涯学習、教育制度の変化に注目して調査・研究を進める	15	300,000
研究分担者	8 0 2 0 9 8 4 0	1 2 1 0 2 9 7 0 2 7			ロシア教育の変化を、移民の子どもの教育、シティズンシップの教育に注目して調査・研究を進める	15	300,000
補助事業者合計 (小計)				5 名		直接経費合計 (小計)	5,300,000

第 I 部 教育調查報告

モスクワ（A班）調査報告書

（2013年9月15日～22日（8日間））

福田 誠治
岩崎 正吾
水谷 邦子
黒木 貴人
木之下健一

2013年（平成25年）9月 モスクワ（A班）調査関係の活動日誌

月 日	時間	都 市	航空便 ホテル	調査機関
9月15日(日)	12:00 17:30	成田発 モスクワ着	(ホテルСалют泊)	
9月16日(月)	11:00 12:50 14:00 15:20	モスクワ	(ホテルСалют泊)	①ロシア教育アカデミー(ニカンドロフ総裁) ②ロシア教育アカデミー・中等普通教育研究部 ③ロシア教育アカデミー・教育理論・教育哲学研究部 ④ロシア教育アカデミー・職業教育部
9月17日(火)		モスクワ	(ホテルСалют泊)	(聞き取り調査に備え、ロシア正教の中心地セルギエフ・ポサードを視察)
9月18日(水)	10:20 14:10	モスクワ	(ホテルСалют泊)	⑤補充教育機関：モスクワ市児童青年創造宮殿“マリナ” ⑥連邦教育発展研究所・民族文化・宗教及び移民の教育政策分析センター
9月19日(木)	10:40 12:20 14:00	モスクワ	(ホテルСалют泊)	⑦連邦教育発展研究所・教育モニタリングセンター ⑧連邦教育発展研究所・職業教育センター ⑨連邦教育発展研究所・就学前・普通・補充・矯正教育センター
9月20日(金)	10:00 14:15	モスクワ	(ホテルСалют泊)	⑩教職員資格向上・研修アカデミー・ザンコフ科学教授法センター ⑪ロシア正教本部
9月21日(土)	20:00	モスクワ発	(機中泊)	(エブリカ研究所、モスクワB班の調査に同行)
9月22日(日)	10:40	成田着	(東京)	

< 2012年9月16日(月) >

①ロシア教育アカデミー・ニカンドロフ総裁との会談(11:00～12:10)

Российская Академия Образования (報告:黒木貴人)

1. 対応者:ニカンドロフ、ニコライ(アカデミー総裁、**Никандров Николай Дмитриевич**)
フィルシュテイン、ダヴィド(アカデミー副総裁、**Фельдштейн Давид Иосифович**)
ガバリョク(国際部長)
ユリアノ・エレヴナ(国際関係担当)
2. 住所:ул. Погодинская, д.8, Москва, 119121
3. 連絡先: **Факс: (499) 2451641, 2468177**
URL: <http://www.raop.ru/index.php?id=17>
5. 入手資料:無し



<ニカンドロフ総裁からの挨拶>

皆さま、ようこそお越しくださいました。(ニカンドロフ総裁は)休暇中ではあるが、皆さまが来られるということで是非お会いしたいと思い、ここに来た。改めて説明する必要もないかもしれないが、ロシア教育アカデミーの概要について簡単に説明したい。

1943年にアカデミーの前身が創設されたが、その時の名称は(ソ連邦)教育科学アカデミーであり、「教育アカデミー」との名称になったのは1991年からである。ロシアの教育制度が機能するために、また教育が発展していくために、科学的・研究的な協力を行っている。現在こちらには296人のアカデミー会員がいる。教育アカデミーの指導的な役割は理事会が担っており、そのトップは総裁となっている。アカデミー総裁の任期は5年であり、私(ニカンドロフ)は3期務めてきた。今年(2013年)の10月にこの任期が終了する。

ロシア教育アカデミー総裁を最終的に決定するのは、首相（ロシア閣僚会議長）、つまり（現在の）メドベージェフ首相である。私（ニカンドロフ）が4期目に立候補しないところ（アカデミー）で決議をし、その旨を首相に伝えた。そのため、10月末に総裁選挙が行われ、新しい総裁が決定される予定である*1。

今、私（ニカンドロフ）は休暇中となっているので、ダヴィド・フィルシュテイン副総裁が総裁代行を務めている。今後ここにいるフルシュテイン副総裁が新たな総裁になっても、違う方になっても、これまでと同じく日本との協力を重視していくことに変わりはない。

今は教育アカデミーだけではなく、ロシア全体のアカデミーについて改革が進められているところである。改革が行われる中で、それぞれの機関にとって、どれほどのプラスがあるか、ということが議論されているところである。

率直に言えば、私も含め他のアカデミー総裁も同じように考えているのだが、アカデミー改革法案の内容に関しては、全面的に賛成とは言えない。詳細には触れないが、基本的な不満点としては、伝統的にロシアのアカデミーはとても独立・自立した活動を行ってきたのである。当然、国から要請された課題も担いながら、同時に独自の長期的な研究課題にも取り組んできた。各アカデミーは、自立した組織だったのである。

新しい改革法案では、そのようなアカデミーの自律性がかなり損なわれているように思われる。これはロシアにある6つの国立アカデミー全てに当てはまることである。もちろん、今後も様々な活動をし続けていくことになるが、法案の正当性については疑問を持っている。

教育アカデミーの課題は今後も変わらず、就学前から大学後に至るまでの教育に関して、科学的な協力や研究を行っていくつもりである。ちなみに、アカデミー総裁代行のフィルシュテインは、児童教育についての第一人者だ。

（翌日から始まるアカデミー改革法案について議員団との調整を行うため、ここでフィルシュテイン総裁代行は退席）

<質疑応答>

質問：今年の新聞で、ニカンドロフ総裁が終身総裁になったというような記事があったが、これは本当か。また15、6年という総裁在任期間は、ブレジネフ書記長よりも長いというようにその記事には紹介されていたが。

回答：それは間違いだ。ロシアには終身総裁という立場は無い。確かに、15、6年総裁をやり続けてきたのは記録的ではあるのだが。ブレジネフはどのくらい務めていたか…（笑）。彼は17年かと思う。

質問：アカデミーに関する改革案が出されている、とのことだったが、こちらの法案はいつ決定されるのか。

回答：それは議員に聞いたほうがいいと思われるが（笑）、明日から議会で検討されることとなっている。それがどのくらい続くのかは分からないが、そこまで長引かず、残念ながらち

*1 後に確認したところ、新総裁にはヴェルビツカヤ・リュドミラ・アレクセエヴナ氏 Вербицкая Людмила Алексеевна が選出されている。

ロシア教育アカデミー HP (<http://www.raop.ru/index.php?id=100>) 参照 (2014年2月4日現在)。

らが望んでいるようにはならないと思われる。

質問：誰がそうした法案のイニシアティブを執っているのか。

回答：やはり、経済界であると思われる。最初にアカデミーの改革について言及したのはリワノフ教育大臣であるのだが。例えば、ロシア科学アカデミー、ロシア農業アカデミーは沢山の資産・不動産を持っており、それは様々な町のとても良い地域の中の建物・不動産である。経済界には、そうした資産を運用したい、という希望がある。これが正しい決定であるかどうかについては疑問があるのだが。

最近（政界の？）トップのほうの人達と話した際に、今進められている状況についてこのようなことを言われた。「今後あなた（アカデミー）の給料は2倍高くなる、しかし、その用途は別の人が決めるというような具合なのである」と。ただし、法律は法律で採択されれば、遂行しないとイケないというのは事実なのではあるが。

質問：改革法案では、アカデミー総裁の任期は最大でどのくらいとなっているのか。

回答：総裁の任期はまだ明確に決まっているわけではない。法案は議会で3回審議することになっており、（明日の審議後）3つめのバージョンの法案ができるだろう。いずれにせよ、その3つめの法案ができたとしても、アカデミーの独立性・自律性が制限されることは間違いないと思われる。

この法律が採択された際には、外部との関係も変わってくる。つまり、これまでアカデミーは自立していたので、首相に対して総裁が直接（組織の活動について）報告を行っていた。今後法案で採択されるかわからないが、「アカデミーは、連邦教育科学省管轄になる」という法文案があり、その場合は明らかに地位が下がるということになる。

質問：なぜ自立性の制限という方向性で進められているのか。

回答：結局、教育アカデミーだけではなく、他のアカデミーも自分が持っている資産・不動産に関して、その運用が効果的ではない、ということが指摘されているためである。また資産運用だけではなく、科学研究の企画自体についても、（改革で構想されている枠組みのほうが）もっと効果的に行うことができるのではないかと、というような意見もある。

質問：自立性の話があったが、その法案が通過した場合、アカデミーの研究スタンスは政治的な影響を受けることになるのか。

回答：そういった懸念はないと思われる。もちろん、多少の研究内容についての影響はあると思われるが、政治的な影響というのはそれほど無いと思われる。政府や連邦教育科学省に対して研究内容を報告することが頻繁になったり、よりシステムチックになることが予想されているが。ただし法案がまだ審議段階なので、どのような形になるのか何とも言えない状況ではある。

質問：次の総裁の候補は決まっているのか。

回答：アカデミー管轄の研究所などから立候補者が決まる。これは選挙の2週間前までに行

われる予定であるが、今のところ明確な立候補者は出ていない。フィルシュテイン氏は副総裁で、現在代行ではあるが、立候補が決まっているわけではない。

質問：政府の管轄下に入ることにより、研究の客観性をどのように保っていこうとするのか。政府が意図しないような研究結果が出た場合、それを抑制するような報告をしなければいけない状況も出てくるのではないか。

回答：もちろん、そうしたことが懸念されている。一番大きな影響・制限は、金融・財政的な面に関係してくると思われる。この10年間、科学アカデミーに対して下りる予算は、2、3倍高くなっている。これはいいことではあるのだが、90年代の予算がほぼなかった時代と比較して、2、3倍ということである。計算をするのであれば、そうした金額よりは、GDPや国民所得などとの割合で比較をするべきであろう。このような計算をすると、ソ連時代に比べて科学研究に割かれる予算ははるかに少なくなっている。具体的には、ソ連時代は国民所得の4－5%であったが、現在は2%以下である。

質問：日本も対GDP比で言えば、OECDの中で最低である。財務省の言い分によれば「十分に予算配分をしているが、使い方が悪い」というのである。

回答：ロシアでもそれは同様である（笑）日本の場合は震災もあり、予算面にも影響があったと思われる。ロシアにはそうした災害等はなかったのであるが…。

2020年のオリンピック招致についても、お祝いを申し上げたい。日本は2020年であり、ロシアは来年（2014年）オリンピックがある。そうしたイベントは、予算の不足がある状況であるにも関わらず行われるものである（笑）日本にもロシアと同じように、オリンピックを開催せずに別のことに予算を使うべきである、というような意見の人がいると思われる。長野オリンピックはとても興味深く、大変に感動したのだが。

②ロシア教育アカデミー中等普通教育研究部（12：50～13：50）

Российская Академия Образования, Отделение общего среднего образования
(報告：黒木貴人)

1. 対応者：・С・Р・ロモフ氏（中等普通教育研究部長、Ломов Станислав Петрович）
・ミハイル・ルジャコフ氏（中等普通教育研究部 教育内容・方法研究所 所長、Рыжакوف Михаил Викторович）
・オリガ・セルゲーエブナ氏（中等普通教育研究部 文化部門担当）
・キシニーエ・エフゲーニ氏（中等普通教育研究部 研究員、アスペラント）
2. 住 所：ул. Погодинская, д.8, Москва, 119121
3. 連絡先：Факс: (499) 2451641, 2468177
URL: <http://www.raop.ru/index.php?id=17>
4. 入手資料：無し



<ロモフ研究部長の挨拶>

今日、ロシアの教育は大きな改革に直面しており、新しいステージへと入っている。普通教育の改革について、今日はお話申し上げたい。

今のロシアの普通教育の内容はかなりバランスがとれたものとなっており、国際的な教育制度、特にヨーロッパ、アジアの制度との間で大きな差異はない。新教育スタンダードとともにロシアの学校教育に導入されたものは、大きく次の3点である。

一つは、教育内容の選択の自由性である。保護者と学校の教員チームは、教育契約を新しいスタンダードに基づいて結ぶことになっている。この契約書には、新スタンダードで決められている基礎教科および選択教科についての内容が含まれている。

もう一点重要なポイントは、教員は自由に教育プログラムを選ぶことができる、ということである。例えば、新スタンダードに基づいて言えば、教員によって教え方や教育方法を変えてもいい、ということになっている。歴史科についてはご存知のように、様々な論争があり、様々な教科書が存在していた。かなりの矛盾もあった。また大統領自身もこの点について意見を述べていた。現在までに、共通のコンセプトに基づいて教科書の内容を定めるようになってきている。

先ほど申し上げた通り、教育方法の選択の自由があり、パラダイム選択の自由もあり、教員や両親の責任も契約書の中で明確に述べられることになっているため、教師自身の責任というものも明確になっている。

また、新スタンダードにおいては補充教育もとても重要である。こちらに教育内容・方法研究所のミハイル・ルジャコフ所長がおられるが、同研究所はアカデミーの中でも最大の収容人数を誇っており、様々な教育スタンダードや教育方法、教科用図書の作成が行われている。

<ルジャコフ所長の挨拶>

オリガ・ペトラシュカ氏は、国際的な比較研究を行っている。エレナ・アレクサンドロワ氏は理科系数学部の部長で、数学の教育方法を研究している。繰り返しになるが、新スタンダードの中で補充教育とその教育時間が重視されている。補充教育の制度の中で、美術などの芸術教育、体育、生活安全基礎が重視されている。

重要な課題としては、教師は今までと同様に厳しい教授方法に関する指示を待っているのであるが、自由度が高まったのが新スタンダードであり、その意味で教員の育成が重要になる、と思われる。

<質疑応答>

質問：両親が契約を結ぶ、というようなお話があったが、独自の教育プログラムに関する契約を取り結ぶのか、あるいは国家教育プログラムに基づいて、その上で個別のプログラムに関する契約を取り結ぶということなのか。

回答：これはつまり、新しい教育スタンダードに基づき契約が結ばれ、教育の方向性を決める、ということである。基本教科はあるが、両親が2、3の外国語学習を望んだ場合それを加えたりとか、あるいは基本教育についても、補充教育と連携して美術の教育内容をその中に含める、というようなこともある。

こちらのルジャコフ所長は、教育スタンダードを決めた方であり、様々な問題について一番良くご存知である。

(ルジャコフ所長) スタンダードを作ったのは教育科学省であり、その著作権も教育科学省だ。つまり、(その開発も) 連邦予算に基づき研究・作成されたのだが、(その実質は) 当研究所が行った。

質問：契約というのは「この学校で学ぶ」という形の契約を結ぶのか。学校選択のように。

回答：そうとも言える。基本的には、子どもが住んでいる地域の学校に通うのであるが、例外もある。学年が始まった時点の生徒数によって、予算が決まる、ということもある。学校が定員募集をするのは4月、あるいはそれ以前に行われる。校長が夏の休暇に入る前には翌年度の生徒数がわかっているので、それに基づいて予算が配分される。

質問：学校選択については、全くの自由なのか。あるいは制限があるのか。

回答：これはとても複雑な状況である。ある指針が発表された後、どのように実施するかということについては、いつも議論が起きる。8～10年前に、(各学校の) 予算が生徒の人数によって決まるとされた。この原則が現実に運用されるための次のステップとしては、学校選択の自由が認められないといけなかったのであるが、各学校間に格差があり、親としてはやはりいい学校に通わせたいとの願望をもつ。いい学校には子供を学校に入学させるための行列ができ、他の学校は閑散としている、といった具合である。これは生徒にとっても親にとっても良くないことであろう。

これは学校の拡大のプロセスが開始されたことを意味し、強い学校に沢山の予算がもたらされ、弱い学校は統合される、といった具合である。それによって強い学校がさらに強くなるかと言えば、そうではないのだが(笑)。今後教育科学省を訪問されるのであれば、そこで様々な成功例についての話が聞けると思う。

今モスクワには1500ほどの学校があるが、その学校の数は3－4分の1ほどに、少なくなるというように言われている。ただしそれがどうなるか、ということはまだ不明である。

質問：補充教育について、新しいスタンダードで補充教育が必修となり10時間とされたそうであるが、これはどのように執り行われているのか。

回答：これは定義の問題もある。補充教育にも2つあり、基礎的な補充教育とされているも

のについて、国が10時間分の予算を出している。生徒の関心に基づいて、課外活動などを選ぶようになっている。

質問：その基礎的な補充教育は、5つの分野から2つずつ生徒が選ぶと聞いたことがあるが、それはどのように選ぶのか。

回答：学校が決めるというよりは、スタンダードにおいて述べられているところによれば、「教育課程の参加者によって決定される」とされている。教育課程の参加者には、生徒や親、教員、学校の校長、さらには社会団体なども含まれる。

質問：基礎的な10時間と、もう一つの活動はどのようにになっているのか。

回答：基礎補充教育というのは、教育課程の一部で国から予算が下りているものであるが、もう一つの補充教育については有料となっている（つまり、無償の補充教育と有償の補充教育がある）。

Учебный план には、1－11年生までの教育費負担が定められている。小学校段階の場合は週20時間、上級生は34時間、というように決まっているが、補充教育はそれ以外の時間、となっている。その時間については、国からの予算が下りている。生徒にとって、こうした補充教育は強制ではないので、自由に選択できるのであるが、教育機関としては補充教育を受けるための選択肢を提示しないといけない、ということになっている。

質問：22－24時間程度、生徒が希望するならば国は予算を出さないといけない、というように読んだように記憶しているが、その点はいかがであろうか。

回答：1－11学年まで、週あたりの時間数は違う。1、2年生は19、3、4年生は20、5年生は21、6年生は24、7年生以降は26、そして10、11年生は36時間となっている。これは教室内の活動時間を指しているのである。

質問：新しいスタンダードは、知識の活用能力、すなわちУУДを育てる、というところに改革の重点があり、ザンコフシステム、エリコニン・ダヴィドフ・システムなどを取り入れながら、教員の養成を行う、というようにこれまではしてきた。新しい制度が導入されて2年になるが、これらの教育方法が導入されて以降の教員養成についてはどのようにになっているのか。

回答：これは一番複雑な問題である。よく考えて答えないといけない（笑）。教育分野に限らず、普通はどんなスタンダードであっても、結果の比較となっている。結果の比較もしているが、УУДなどのアプローチが導入された今回のスタンダードは「目標の（理想論の？）スタンダード」となっている。新スタンダードはロシア連邦という名称を外しても、全人類に当てはまるような普遍的理想的なスタンダードである。ロシアの教育の中では、教科別の教育になっているが、その中でどのようにその普遍的な理想を含めていくのか、とても複雑な状況にもなっている。教育課程の形を変えようとするようなところも出てきており、教科間で連携した授業を行ったりするなどの取り組みが為されているのだが、容易なことではない。つまり、（スタンダードに描かれる理想の）実現例が少ない、というような状況になっている。ただし、

スタンダードで要求される規格が定まっているため、学校教員は教育学の研究者に頼るなどしながら VYU のプログラムを作成しなければいけないというようになっている。

質問：VYU のような考える力を付けさせたいのだが、近年導入された国家統一テストの点を目標としているので、そのような力が育たない、というような問題点がある。日本で困っているのは、まさにそれである。モスクワの本屋でも、そうした試験対策の問題集が沢山売られていて、そのことにとても驚いている。

回答：仰るとおりで、今後は更にインターネットで公開しながら国家統一試験が整備される予定である。

質問：新しい教育スタンダードに基づく形で宗教教育が実施されることになり、世俗倫理、ロシア正教など 6 つの中から選択する、というようになっている。これはなぜなのか。

回答：その委員会の活動をしていたこともあるが、こちらの意見というのは余り気に入られなくて、次第にその委員会に招待されなくなった（笑）。宗教に関して、ロシアは本来無宗教の国である。「宗教的な文化と世俗倫理の基礎」というのが正式な名称である。「宗教」と「宗教的な文化」との間には違いがある、ということをご理解頂けると思う。

なぜ 6 つになっているのかといえば、それらが歴史的にロシアの中で一番広がっている宗教となっているためである。他の宗教的な文化を選ぶ場合には、教師を見つけることも難しいし、希望する子どもも少ない、と思われる。

質問：カトリックの子などはどうするのか。

回答：キリスト教の授業があり、その中でロシア正教、カトリック、プロテスタントが含まれている。このコースが始まったときは、宗教勢力の動きが強く、様々な中央地域の州では、すぐにでもロシア正教の神父を呼んでロシア正教の授業をするような学校が多かった。今は徐々に正常化してきており、（それらの神父の中には）教師として大学に行きながら、宗教教育の教師の育成に携わっている人もいる。

<先方からの質問>

質問：日本の学校は大学教育と普通教育との間で関係性があるのか。卒業生が上に上がったリ、教員が赴任してきたり、といったようなことはあるのか。

回答：国公立の場合は無いに等しいが、私立大学の場合には、幼稚園から大学までというようなシステムもある。ただし国公立大学によっては、多少あり、指定校推薦というようなものもある。例えば、早稲田高校の学生はほぼ早稲田大学に進学してくる。

日本には、私立学校が多数ある、ということが大きい。また教育の内容について、高校までは教えることを重視し、大学では研究をするところ、として昔から捉えられてきた。高校まで、そして大学以降のシステムは異なっていたが、最近ではアメリカの影響を受けて変わってきている。

質問：昨年の夏に東京に行った際、ホテルの近くに大学があり、バレエアカデミー、芸術学校のようにあったが、そうした大学の中で、反米文化運動というようなことをしていた。これはたまたまだったのか。あるいは、日本の教育は西洋との間でバランスをとった教育を目指しているのか。

回答：知識人では反米の考えを持つ人が多い。若い人は親米的ではある人が多い。ただ、英語ができない人も多いため、それはアメリカの精神を真に理解できていないということなのかもしれない（笑）。

③ロシア教育アカデミー・教育学理論・教育哲学研究部（14：00～15：20）

Отделение философии образования и теоретической педагогики, Российская Академия Образования（報告：岩崎正吾）

1. 対応者：①イヴァーノヴァ、スヴェトラナ・ベニアミーノヴナ（ロシア教育アカデミー教育学理論・歴史研究所長：Ивановна, Светлана Вениаминовна）
②ルカーツキー、ミハイール・アブラモヴィチ（ロシア教育アカデミー教育学理論・歴史研究所理論教育学副室長）
③レヴィーツキー、ミハイール・リヴォーヴィチ（モスクワ市立教育大学経済学部長：Левицкий, Михаил Львович）
④スカードリスカヤ、ラリーサ・ヴァシーリエヴナ（ロシア教育アカデミー主任研究員）
2. 住 所：ул. Погодинская, д.8, Москва, 119121
3. 連絡先：факс：(499) 2451641, 2468177
URL: <http://www.raop.ru/index.php?id=17>
4. 入手資料：①教育学理論・歴史研究所 70 周年記念刊行論文集を数冊
②当研究所刊行の最新雑誌数冊



1. 新連邦教育法をめぐる状況について

最初にロシアの教育状況について簡単に申し上げ、その後皆さんの質問に答えたい。9月1日から、新教育法が実施されることになった。それ以前の教育法は20年間有効であった。現

在は教育の構造が新しくなった。その中には就学前教育も含まれている。これは新しいとされているが、ロシア人にとって新しいということで、世界的に見れば当たり前のこととなっている内容である。

新教育法の構造の一貫した要素としては、就学前教育、初等・基礎・中等普通教育、職業教育（中等職業教育、高等職業教育、高等教育後の職業教育も含む）である。現在、ご存知のようにロシアはボローニャ・プロセスに参加している。この法律により、世界の教育レベルが決定されており、それはバカラブルとマギストルである。それに、ロシアの経験を取り入れてスペツアリテートの課程もあり、これはロシアの伝統的な5年間の教育制度である。法律ではすべての教育レベルに関するスタンダードへの要求が明確に規定されており、それぞれのレベルにおけるスタンダードの作成も必要とされている。また、法律では、スタンダードとは何かという概念規定も行われている。

教育スタンダードは3つの要求を満たさなければならない。第1はスタンダードの構造に対する要求である。第2は教育内容の習得水準に関する要求である。第3は教育の実施条件に関するもので、教育の物的・技術的手段や施設・設備に対する要求である。

また、初めてのことであるが、就学前教育についてのスタンダードも制定されることとなった。また、初等職業教育レベルは中等職業教育レベルの中に含まれ、独立したものとして承認されていない。

この法律の新しい点について、様々述べることはできるが、新しい課題に直面していることも明らかになっている。理論的課題としてはスタンダードの企画・作成に関して、それぞれのレベルのスタンダードとスタンダードとの間の関係性について定めなければならない、というものがある。また、今課題となっているのは、職業教育のスタンダードの作成に関するものである。これらに関しては主要な活動分野に関する85のスタンダードを作成しなければならない。また、現在切実な課題となっているのは、教員養成スタンダードである。

2. 旧教育法と新教育法の基本的な考え方の相違について

就学前教育についてもスタンダードが制定されるという大きな変化があった。この解釈には色んなアプローチがあると思うが、重要な点は、学校への子どもの準備が同じレベルになるということである。

もう一つの重要な大きな変化は、職業教育の構造が変わったということである。これに関しては、社会的にも最も長い議論がなされた。産業が複雑化してきたので、専門家養成のレベルを向上させることが求められ、初等職業教育は中等職業教育の中に含まれた。

新教育法は、1992年の旧教育法の民主主義的な伝統を維持しているという点も重要である。旧教育法と同様に、新教育法でも父母は教育過程の主体となっている。これはどこの国でもあることではない。ソ連崩壊直後、92年に採択された教育法には、20年の間に様々な修正や新たに改正する必要性が出てきた。数ヶ月間かけて教育法の審議が行われ、1万点の修正が行われた。感情的な提案や、教育の専門家以外からの提案もあったが、しっかりとした提案もあり、そうした提案が教育法の中に採用されることとなった。

改革や現代化が長く行われていく中で教育法が採択されたが、これからの課題は、2つの方

向での活動が行われることである。一つは新教育法の内容調整であり、もう一つは教育法の内容を解説する様々な文書を作ることである。

もう一つの原理的な点としては、普通中等教育機関は、国立と私立を問わず、国家予算による平等なアクセスが保証されるということである。私立の就学前教育機関から普通中等教育機関までは、資格や国家認証があれば、国家予算から資金が貰える。

また法律的に新しくなった内容として、今までの教育機関は *образовательное учреждение* と呼ばれていたのが、*образовательная организация* と呼ばれることになった。どのような違いがあるかという、例えば教育目的のために設立された *учреждение* がある。これはつまり、トヨタ自動車の社内で教育を担っているような部門のことである。つまり、新教育法では、教育目的のために教育を行っているトヨタ自動車の教育部門も、教育目的のために教育を行っている教育機関としての権利を持つようになった。

また、高等教育の予算から配分される資金についても重要である。古い教育法では、大学の無償席は人口1万人あたり170人であった。そして、新教育法では、大学の無償席は、17歳から35歳までの1万人の人口あたり800席となっている。この基準は、入学競争を大きくすることで、教育の質の向上を図るために導入された。その理由は、ロシアも高齢化社会となり、この基準を変えないと、2016年には従来のこの無償席の数は、学校の卒業生よりも多くなるという計算になっていた。ご質問の答えになっているか分からないが、これは、政治的というよりは、社会的、経済的变化である。

3. 就学前教育スタンダードは何歳児用（就学準備組用又は3～5歳児用）か

これは重要なお質問である。就学前教育についてのスタンダード作成はまだ始まったばかりで、イデーとしては反対意見も多いのであるが、ご質問のような議論は、企画作成者の間でも頻繁に行われている。このスタンダードは、就学準備グループだけのものなのか、あるいは就学前教育全体をカバーするものなのかということである。

これは、憶説なのだが、「就学前教育スタンダード」とされているので、就学前教育全体に当てはめられるべきだと考えてられている。就学前教育のスタンダードにも国家要求があり、その国家要求に基づいてプログラムを作成してきた経験があるので、こうした経験を参考にしながら、就学前教育プログラムが作成されると考えている。皆さんにもスタンダード作成に参加して頂けたらよいと思っている。

4. 就学前教育の期間や経費について

就学前という期間に関して、子どもは3歳まで親と一緒にいても良いことになっているが、父母が望めば、子どもを1歳半から保育所グループに入れることができる。また低中高年齢のグループに入れることができる。現在就学前教育は、とても早いスピードで発展しており、家族幼稚園というのものもある。これをやっている家族は、国から予算をもらうことができる。ただこの家族幼稚園も、国家スタンダードに合わせて子どもの能力開発や教育を行わなければならない。

就学前教育とその他の教育との違いは、就学前教育の場合は、教育の結果の評価が含まれて

ないということである。就学前教育は父母の選択である。家で教えたり、面倒を見てもらったりもできる。就学前教育機関や学校準備グループなどでは、学校への準備や集団への適応などが教育される。

就学前教育機関へ入れるかどうかは家族の選択なので、幼稚園に通っていない子どもについては予算が出ない。これは家族の収入とも関連している。共働きしないといけない家族の場合は当然子どもを幼稚園に預ける。就学前教育機関は有料になっている、と言われることもあるが、これはソ連時代と同様に食事とか医療とか、そうしたことに関する費用であり、教育スタンダードに従って行われる教育は無償である。

5. 12年制初等中等教育制度への移行について

確かに12年制教育制度についての検討は行われていたが、現在は主流になっていない。いくつかの理由があったと思われるが、おそらく経済的な事情もあったと思われる。教科課程の時間数が増えており、その意味ではヨーロッパの教科課程に近づいている。

私(イヴァノヴァ所長)自身は、12年制教育制度に大賛成であった。しかし、ロシアの社会的・経済的状况もあれば、ロシア人のものの考え方の特徴もあり、ロシアのこの百年間近くを通して言えば、若い時に学校を卒業して、若い時に社会人になる傾向が強く、若いときに大学を卒業して、若いときに就職を希望する者が多い。

最近韓国から帰ってきたのであるが、10～12年生が勉強している量は膨大であった。ロシアも11年間の学習量を増やさないといけないという課題もある。もちろん、韓国には子どもの死亡率や自殺が高いなどの問題もあるのだが。

6. 先方の質問—日本での国家試験や大学試験に失敗した子どもの死亡率について—

日本は大学の数が私立大学を含めて多いので、お金さえあれば、大学を選ばなければほぼ入ることができる。(イヴァノヴァ所長:ロシアもそうである。ロシアでも、幸いなことにそういった問題は起きていない)。医者になるとか、達成が困難な目標を立てた家庭の生徒については、そのようなことも起こる場合もあるが、韓国ほどひどくはない。

(イヴァノヴァ所長:ただロシアでも、自身の実力が伴わなければ、大学には入れないのであるが。これはロシアの伝統的な側面かも知れないが、子どもに対して過保護な面がある。子どもに対して授業を1時間増やす場合にも、教師も保護者も「子どもが疲れるのではないか」というように心配する声が上がるのである。一方、モスクワなどの大都会では、国際バカラブル制度を取り入れた学校もあり、そこを卒業して欧州の大学に入る者もいる。そうした場合は、教科課程は当然大きく異なる。最近、教育科学省のためにロシアの卒業生の結果について資料を作成した。これはイギリスでロシアの学校の卒業証書を有効にさせるための動きである。様々な資料を比較検討した結果、ロシア卒業生の教育の質や成績はかなり良く、ヨーロッパの大学におけるロシアの留学生の成績も良好であった。

新しく現れたこととして、10－11年生の段階での分野別教育に関して子どもの選抜ができるようになった。そして学校によって、学校のプロフィールに基づいて教育が行われるということになっている。

7. 教育哲学や教育理論の観点から見た場合のロシアにおける最大の教育課題は何か。

(ソ連時代はクループスカヤやマカーレンコなどの教育理論が大きな土台を形成していたが、現在そのような形で理論的な土台となる理論や思想はあるのか。)

教育学は科学なので、科学としては教育に対して何も課題を出していない。科学として教育現象を研究するが、教育はとても研究しづらいという特徴がある。

教育過程を形成するにあたっては、様々な要素を考慮に入れられないといけない。これについては、文化的要素や社会的要素や歴史的要素などを考慮する必要があり、また子ども本人の生理的、心理的要因も考慮に入れなければならない。このような多彩な要素をどのように考慮しなければならないのかということについては、世界的に見ても誰もわかっていない。教育学は、多彩で多様な要素のつながりを見ながら、教育をこのように行うべき、と言えるための研究を行わなければならない。

こちらの研究所で導入しているイニシアティブは、世界の研究に先駆けたことを行っている。それは教科間の関係性に関するイニシアティブである。そこでは、認知心理学、認知言語学、認知文化学、認知社会学、認知教育学が協力して研究を行っている。研究の最初の段階では、様々な興味深い現象が見つかった。生徒が使っている教科書や参考書では、生徒の認知的思想的なメンタルカードを独特な形にして用いている。この問題を研究するにあたっては、認知言語学の役割が大きい。

教育研究において、これまで認知教育学や認知心理学などがよく使われてきたが、認知言語学は余り使われてこなかった。第1学年から最終学年までの様々な教科書の分析の結果、こちらが期待していることは、教科書を利用してどの程度認知活動や教育活動が生徒に形成されるかということである。こちらが行っている研究には、教育学や様々な科学が関係しているが、その中には神経生理学や心理言語学などもある。こうした展開を考慮に入れると、教育学は沈没にはほど遠いと言える。

一つの教育プログラムとしては、ロシアの知的芸術的ポテンシャルというプログラムがあり、そこでは、マカーレンコやスホームリンスキーなどの理論も用いながら刷新的な教育活動に取り組む研究が進められている。これは、英才児を発掘して支援したり、フォローしたりするプログラムである。日本には、国家レベルで英才児を見いだしたり、教育したりするプログラムは存在しているのか？(ない!)。ロシアには英才児に関するプログラムはいくつかあるが、教育アカデミーが関わっているプログラムは、Наша Новая Школа である。

8. 教育学理論・歴史研究所と研究テーマについて

こちらの研究所は来年2月で創立70年を迎える。ロシア教育アカデミーの創立5ヶ月後にこの研究所は設立された。有名な教育学者が数多くおり、6つの教育学の流派があり、それらを支援している。こちらが行う研究に関しては、訓育の理論や教授学、比較教育学や生涯教育理論などに関する研究については大きな需要がある。また5年間の研究テーマとして、初等教育における宗教的な要素に関する研究も行ってきた。ロシア革命前から現代に至る宗教教育に関する研究を行った。また、様々な時代と様々な国々における教師教育に関する教師・生徒間の主客関係に関する研究も行った。

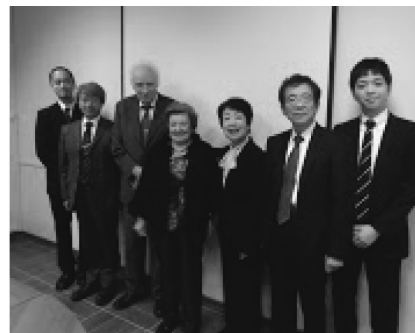
先ほどの課題に関する質問の答えになると思うが、国家政策の決定の仕方に関する研究も行った。例えば、伝統的な決定の仕方に関してなどである。この研究の結果に対しては、ロシアの議会からも大きな関心が示されている。

今行われている研究に関して言えば、教育に関する継続した研究として、国際的な流れと関連して、国際化における民族に関する教育や先ほど指摘した教科間研究が行われている。教科間研究は、社会文化的、地政学的なアプローチから見る教育文化という研究テーマである。また、ボブスロフキーという教育アカデミー通信会員が現在研究しているテーマとして、20世紀ロシア教育の近代化という研究も行っている。そしてポストモダンの状況のもとで、教育方法の研究も行っている。研究所の70周年に向けて30冊の本を出版したので、その内の数冊を持ってきた。また、この研究所で出版している最新の雑誌も持って来た。残念ながら、ミハイル・アブラモフ・ヴィチ先生の本は、大変人気があり、売り切れているので、これから再版する予定である。また、こちらの研究所に務めている研究員中で、「トインビー・池田対談」を翻訳した方もいる。

④ロシア教育アカデミー・職業教育（15：20～16：40）

Отделение профессионального образования（報告：水谷邦子）

1. 対応者：チャスチコーワ（ロシア教育アカデミー会員書記長、**Чистякова Светлана Николаевна**）
エドワード・マヌーシン（バウマン記念モスクワ国立工科大学教授、**Манушин Эдуард Анатольевич**）
2. 住 所：ул. Погодинская, д.8, Москва, 119121
3. 連絡先：ファクス：(499) 2451641, 2468177
4. 入手資料：無し



質問：新しい教育法では初級職業教育の職種は現実には存在しているにもかかわらず、初級職業教育は無くなったのか。

確かに、新しい教育法の中では、初級職業教育が無くなった。その点については、こちらの教育アカデミーもさることながら、ロシア全体でも憤慨した人が多くいた。このアカデミーの研究所からも、ロシア政府と教育科学省に対して抗議の手紙を提出した。そうした措置はロシア

の教育にとって好ましいことではないと提言した。初級職業教育を廃止するということは、若者の職業や人生にとって大きな問題になると考えられる。学校から追い出された不安定な心理状態の子どもたちが出現することになる。中級、高級職業教育を受ける能力のない生徒が出現し、初等教育しか受けられない生徒がでてくる。法律上では、初級職業教育は、中級職業教育に含まれることになったのだが、そのプログラムも教科書もない状況にある。実際にどのようにするのかということについては、まだ見当がついていない。このことは、実現段階で解決しなくてはならない問題である。このような研究は、継続研究モデルの中に取り入れることになっている。

初級職業教育機関は活動し続けており、閉鎖されるというわけではなく保護されている。豊富な経験を有する機関は活動を続けている。初級職業教育をサポートしているいくつかの条例もある。職業教育をテーマとする者にとっては、初級職業教育はひとつの重要なテーマとなっている。学校在学中から職業指導を行う必要があり、新しい教育方法や教育スタンダード、地方スタンダードも作成しなければならない。

もちろんロシアの大都会だけでなく、海外でも同様であると思われるが、勉強や仕事をしたくない子どもは増えていると思われる。学校段階からオリエンテーションもあり、ロシアの職業事情などについても情報を与えたりするのであるが、それでもそういった子どもがいることは事実だ。職業養成の問題としても、大きなテーマとなっており、様々な解決策を模索している。若手の作業員が短期間の補充職業教育を受けたりもしているが、大学生などはそのために工場に行きたがらない状況もある。

質問：新教育法ができたが、新しい職業教育のスタンダードはどれくらい作るのか。先程、別の方から 85 というように聞いたが。

高等職業教育に関するスタンダードは作成されており、その中には義務的なものもあれば、大学独自の選択によるものもあり、また地域の要素を取り入れているスタンダードもある。現在では、大学もそのスタンダードに基づいて自由に授業を行うことができるようになっている。イニシアティブが制限される場合もあるが、こと高等教育についてはそのような制限はない。

現在、このスタンダードはすでに存在しているが、様々な調整が行われているところである。ボローニャ宣言に述べられている内容とも関連しており、アカデミックな移動とも関連している。スタンダードがないと、学生は大学から退学させられる可能性もあるが、これによって守られている。

質問：職種の数はどうになっているのか。

現在職種についての改革が行われているところである。例えばバウマン記念モスクワ国立工科大学では、電力機械学部の中に、内燃エンジン、ターボエンジン、宇宙飛行機エンジンの3つの専攻があったが、今年からは燃料エンジン1つだけにした。無理に1つにまとめたのではなく、一つの大きな専攻の名称をつけて、燃料エンジンと名づけた。分類を大きくして、職種数を少なくするのである。社会学者の説に拠ると、年間10の新しい職種が誕生しているそうであるからには必要な措置かもしれない。新しいナノテク講座も出て来ている。

職業教育の分野でも、コミュニケーションを重んじる活動的アプローチ、具体的体験を重んじる活動的コンピテンシー、教育の個人化が重視されるようになってきている。スタンダードの中では、共通のコンピテンシーが定められている。また白ロシアでは、社会教育士と同じように、新しい職種として職業指導士（профориентант）も生まれている。社会の状況が次々と変わっていく中で、変化していくのである。

質問：ロシアの職種の数をヨーロッパに合わせるといようなことはあるのか。

職種を統合するということはヨーロッパの職種の数に合わせることに関係がある。従来は、もっと細かい職種の規定が多かった。教育の現代化において、学生の基礎的な教育レベルについての要請が高まり、大学でも基礎的職業教育の知識が必要とされるようになった。現在は、求職のための見本市（ロシア企業のみならず外国企業も参加している）で探したり、地域に必要とされる職種の発表後、学生側と企業側とが契約を結び、個人プログラムに従って養成されるようになっている。外国企業の多くは、エンジニアを採用している。しかし、ソ連時代の分配システムに戻った方が良いのではないかという考えもある。

質問：以前は、教育機関を卒業後にすぐに具体的な仕事に従事できるようにすることが目指されていたと思うが、現在はどのようにしているのか。

今は様々な職種を統合して、もっと幅広い意味での教育を受けることを目指している。先ほどのご質問は重要で、また複雑な点を指摘されていたが、カレッジや大学を卒業した者が、どれだけすぐに就職ができるかというような問題があった。そしてこれは日本にもある問題だと思われるが、基礎的な教育を受けた子どもにも技能、実践的な能力があるといった矛盾もあり、関連性やつながりも重要となってきている。

ソ連時代の就職活動の制度について先ほど言及があったが、ソ連時代は専門家を必要以上に養成していた。今はどこに就職できるかわからないというような問題もあり、ソ連時代の就職制度に戻った方がよいのではないかというような意見もある。

質問：ロシアになってから、職業教育に関して変わってきたのはどのような点なのか。産業構造の変化などに伴い、また2003年のボローニャ・プロセスへの参加もあったと思うが、この点についてはどうか。

さまざまな変更があり、国家統一試験のことなどもあったが、職業教育に関して言えば、ロシアの教育は西洋の教育や、国際教育のカテゴリーに入る。またその根本には法律がある。

ロシアが、3つの制度からなっている高等教育制度を取り入れているのは世界の流れに合わせるという希望があるからだが、その中で現在の成長に関する問題を抱えている。例えば、バカラブルというレベルが何のために必要なのかというようなことは今もまだ問題となっている。必要であることもわかっているのであるが、例えばある工場長にとって、「バカラブルとは何なのか」、「何のために必要なのか」は理解し難いであろうと思われる。これは校長にとっても同様である。またエンジニア関係の専攻についても、色々な議論があったが、エンジニア関係の中ではスペツィアリテット（специалитет）の概念がでてきた。これは、バカラブリ、

マギストルに対する産業界からの反発があり、エンジニア、設計士、ハイテク産業従事者に関しては従来の5年間の大学教育を受けた専門家であるスペツィアリテットを求める傾向が出てきた。スペツィアリテットの数全体の3分の1である。しかし、全体的には世界の中であって、世界の潮流に乗りたいという希望も大きい。これは学生のモビリティが拡大してきているということでもある。

ここ20年間の成果として挙げられることは、教育が生涯教育として位置づけられたことと遠隔教育の発達である。今までどおり、狭い分野の専門家の養成も続けられているが、近年の変化としては、コンピューターを使った教育の充実が著しい。また実践向きの内容が充実する一方で、基礎的な教育内容についての授業も充実してきている。また個人的教育や分野別教育の進化も見られる。

また保護者について言えば、これまで学校から隔絶されていた親が、現在はコンピューターや携帯電話によって、学校とのアクセスが容易となり、親と学校の結びつきが強まっている。

< 2012年9月18日(水) >

⑤補充教育機関：モスクワ市児童・青年創造宮殿“マリーノ”(10:00～12:20)

Московский городской дворец творчества детей и молодежи «Марьино»

(報告：岩崎正吾)

1. 対応者：ザラタレフスカヤ、タチヤナ（副館長、**Золотаревская Татьяна Михайловна**）他、館員の方々
2. 住 所：Москва, Подольская ул., д. 5
3. 連絡先：E-mail : public@mgdmar.ru
Телефон: (499) 3570091
факс: (499) 3560137
URL: <http://www.mgdmar.ru>
4. 入手資料：当該宮殿紹介冊子



1. ソ連解体後20年間の創造宮殿の経過について

大きな変更というのは、20年ー25年前に生じた。当時はサークル活動が行われていた。そこでの活動は様々なプログラムがあり、一冊の本にもまとめられている。それらは例えば合



唱団やスポーツ活動や技術関係のサークルなどである。

変更について言えば、昔は教育省があり、このようなプログラムで活動するようというように、プログラムの内容が教育省によって決定されていたが、現在はそれぞれの活動プログラムの内容は、それぞれの先生達が自分で決めるようになっている。教育省が決めるのは、形式的なことのみであり、活動分野のプログラムの内容などについては、先生方が独自に決めて行うようになっている。先生たちのレベルにも差があるので、うまくプログラムを書ける人と書けない人がいて、プログラムの作成については差があるが、実質的な活動自体にはそんなに問題はない。

2. 当創造宮殿の活動の概要

こちらの施設は全部で7つの部局からなっているが、それぞれの部局の教育会議でこの5年間にはこのようなプログラムを実現するということを決めて、所長の承認を仰いだ後、それぞれのプログラムを実際に執り行うというようにしている。

活動分野は大きく11分野に別れている。これはモスクワ全体で共通している。11の活動分野とは、スポーツ、美術、芸術、文化、生物学、防衛愛国、エコロジーなどである。それぞれの分野に興味のある子どもの人数は異なるが、この宮殿ではこれらのすべての分野をカバーしている。

この宮殿の最も広範な活動分野の一つは芸術と美術の分野であり、合唱団、民族舞踊、美術などがあり、劇場も備えている。それぞれのダンスや合唱団などは、教育省から多くの賞をもらっており、全部で10にのぼる。2001年のスポーツダンスの活動でも賞を受賞した。

こちらが創立されたのは30年前である。1983年11月の創立であり、ピオネールの家としてスタートし、現在は創造宮殿という名称になっている。現在のこの宮殿への名称変更は、2002年である。1990年以降の変化の中で、子ども創造センターや未成年者センターなどと

名称は何回か変わった。

現在は、児童・青年創造宮殿という名前になっており、これには意味がある。つまり、小さい子どもだけでなく、学生であれば21歳までの青年がここに通うことができる。全部で223のサークルがある。70人の教育者がおり、その中の15%はここで学んでいた卒業生たちであり、大学を卒業してから、先生として戻ってきている。現在2,400人の子どもたちがこの宮殿で学んでいる。この数値は数年間にわたって安定している。またここでの全ての活動は無料である。

先ほどそれぞれの分野の話があがったが、ここで特に強いのは生物学、理学の分野である。昔はこちらでは20年あまりのとても経験のある先生たちが、そうした教科を教えていた。そして現在は、その教え子が教師を務めている。生物学サークルに通っている子どもたちは科学的な研究も行って、子どもが書いた論文は図書に掲載されており、またある会議において発表した生徒もいた。生物学サークルこの生徒は今年大学に入学した。

技術の関係も盛んで、エレナ先生がその分野を担当しているが、プログラミングやロボットの関係を教えている。また子ども達はコンピューターでアニメを作ったりしている。そして、このような賞を受賞している。

もう一つの分野は、郷土研究であり、ロシアの地方、例えばモスクワから遠いカレリア地方において、どのような伝統的芸術があるかということの研究している。研究だけではなく、実際に現地に行って、伝統的アクセサリーや飾りなどを作ることも行っている。この宮殿にはファッション劇場があり、伝統的な衣服やアクセサリーをつくって、これらをこの劇場で発表する。これがそうだ（これは売っているのか？）。制作したアクセサリーなどは販売はしないが、様々な展示会を催し、展示している。この展示会では、子ども達が制作したものだけでなく、郷土に保存されている素晴らしい伝統的芸術作品も展示される。このようにして郷土について学び、また新しいものを生み出すという活動を行っている。

3. 新しいスタンダードによる課外活動（週10時間）の義務化に際して、補充教育の無償措置の時間枠（無償枠と有償枠）について

10時間とは、学校の補充教育の枠である（？）。有償なのは、学校における活動である。この宮殿は、先ほど話したように全て無償である。補充教育といっても、これには2種類あり、学校で行われている補充教育と創造宮殿で行われている補充教育がある。学校の場合は、スタンダードに基づいて10時間という規定やその他の規定などがあり、厳しいものになっているが、こちらはよりフレキシブルである。時間は、グループにより週4時間か6時間あるいは8時間である。これは子どもの年齢によっても異なる。例えば、6歳又は8歳であれば、その子どもの年齢に合わせて、週何回学ぶかを子どもの関心に合わせて決める。4－8時間というのはスポーツ学校以外の場合である。スポーツ学校については、スポーツ学校の規定があり、普通はもっと多くなっている。無償の財源については公費であり、モスクワ市の予算によって賄われる。

4. 教員の給料について

教員の平均給料は、月5万5千ルーブル—6万ルーブル程度である。給料は、スポーツで

あれば監督のレベルによって3万か4万ルーブルの人もいれば、有名なスポーツの監督や賞をもらった経験のある指導者ならば5万ルーブルといったようになる（この時のレートは、1ルーブル≒3円）。

平均的な範囲でいえば、3万5千から5万5千ルーブルである。先生方の教える時間数によっても給料は変わってくる。最近8人の若い先生がここで働き始めたが、彼らの希望はこの宮殿で試しに働いてみたいので、少しだけ仕事をしたいという。そうした先生たちは給料は低くなる。

70人の先生が全て専属ではないが、多くの普通の先生方はこの宮殿でのみ仕事をしている。また、学校との間に契約があり、学校のスポーツはこの宮殿でやると取り決めている。この宮殿は本部であるが、2つの支部もある。学校にいいスポーツ施設があれば、その施設で行う。

5. 補充教育機関の創設の経緯について（このシステムはソ連が生み出したのか、あるいはどこか別の国から学んだのか）

このシステムは、ソ連時代の1920年に、クループスカヤの指導によって生まれた。4年前の2009年に創立90周年記念式典をモスクワ市の教育局で行った。ソ連時代は一貫して無償であった。ソ連時代の経験はとても貴重なものである。それは、子どもたちはまだ何をやりたいかわからないようなときに、ピアノを試し、ダンスを試し、先生から怒られることもなく、無償で色々やってみて好きなことを選べる、というのは本当に重要なことである。

6. スポーツ部門などについて

この宮殿のスポーツ部門は、スポーツ部とスポーツ学校の二つに分かれており、これらは別々の機関である。ここにおられるユーリ先生はスポーツ部に所属している。スポーツ部には訓練を受けた優秀な子ども達が所属している。例えば、アクロバティック・ロックンロールという競技があり、世界大会で2位になった。その他、スポーツ関係の活動についていえば、男の子については兵役があるので、軍に行く前に体を鍛えることをしている。

美術や芸術の関係の教育も行っており、様々な種類のダンス、クラシック音楽、バレエ、民族舞踊、美術の学校もある。子どもが若い時に、自分の好きな分野を選び、美術を学んだあとに専門分野に進んだりするし、ポリショイサーカスに進んだりする子もいる。こうした学校は完全に無料である。

スポーツ学校の校長で、もっとも優秀な監督であるような人物もおおり、このような人については、追加の給料が支払われる。ロックンロールアクロバットの指導者はこの宮殿のスタッフであるが、ロシア政府によって定められた追加の給料が払われる。

先生（指導者）の採用については、専門がとても優秀でも、子どもとの仕事ができない場合もあるので、そのような場合はやめてしまったり、やめさせたりする。しかし、そうした際も、いい関係は続くようにしている。

施設紹介の資料に掲載されているソフトボール選手の女の子は、ヨーロッパ選手権で優勝したのだが、現在この宮殿で先生をしている。最近、ここのソフトボールチームは、全ロシアで2位をとった。彼女たちは17歳ほどであり、他のチームには大人のチームもあったが、この

ような優秀な成績をおさめている。

あと2つ面白いスポーツの分野がある。一つは飛行機模型である。この分野でも色々な試合があり、飛行機模型の全ロシア大会では1位をとった。またもう一つ面白い活動は、碁である。碁の生徒は、何回か日本にも行っている。

7. 補充教育機関の管轄について

今は管区の管轄であるが、以前はほとんど直接モスクワ市に管轄されていた。そのためモスクワ市の予算が先生の給料と活動費を含めて直接きていたが、2年前にそれが変わり、管区に所属するようになった。現在は活動費は管区から来ている。このような教育センターは、昔はモスクワ市に属するものと、管区に属するものとに別れていた。現在は、施設の大部分はそれぞれの管区に属するようになっている。もっとも大きい施設である雀が丘にある大きな創造宮殿は、共和国（レスプブリカンスキー）管轄である。

8. ソ連解体後の補充教育機関の閉鎖や活動の困難性について

所長は28年間、またエレナさんは20年こちらで働いている。最もベテランの先生方は、一番最初の時期から働いている。エレナさんはプログラミストであり、もともと研究所で仕事をしていたのであるが、90年代には研究所は国から予算をもらえないようになり、多くの研究所は閉鎖されてしまった。そのために彼女はこちらに来た。一方で、補充教育機関には、予算が下りてきていたのである。こちらの宮殿の所長は、現在も先生たちの給料のことを常に気にかけているのである。

9. 施設見学

陶器サークル、軍隊準備セクション、ファッション・シアター、ホッケー、スポーツ・ザール、コンピュータ教室、アニメサークル、言語発達クラブ（5～6歳児、12人のグループ）など。

⑥連邦教育発展研究所・民族文化、宗教及び移民の教育政策分析センター（13：50～16：00）

Центр анализа этнокультурной, конфессиональной и миграционной образовательной политики（報告：岩崎正吾）

1. 対応者：アルチョーメンコ、オーリガ・イヴァーノヴナ（民族教育センター長：
Артеменко Ольга Ивановна）
2. 住 所：г. Москва, ул. 3-я Кабельная, д.1, офис 306
3. 連絡先：тел：8(499) 135-25-47, 8 (495) 673-16-27
Email : inpo_rus@mail.ru
4. 入手資料：無し



1. 民族文化センターの歴史

現在、このセンターはロシア連邦教育・科学省に所属している。センターの歴史について紹介をする。1948年、第二次大戦が終わった時に、国家予算で民族学校が作られたが、その目的はロシアにおける読み書きのレベルを上げることであった。

ロシアは多民族国家なので、ある民族の文字の創造や民族語の教科書作成が必要であり、そのために仕事をしてきた。ロシアでは、それぞれの民族の言語のレベルにはかなりの差があり、言語が発展しているのは、タタール、バシキール、ヤクート、トゥワなどであり、彼らは自分自身の言語を持っていた。

他方で、北方に住んでいた少数民族はまったく文字を持っていなかった。もちろん、すべての民族を今は挙げなかったが、民族の言語のレベルの差は、その当時文字を持っていた民族と持っていなかった民族とではきわめて大きかった。歴史的に見れば、そのような民族に対する言語政策にはいくつかの段階があった。

最初の段階（時期）は、それぞれの民族に民族語学校を作って、民族語で教育を与えることであった。その後、全面的な初等教育の導入があった。

次の段階は、ロシア語教育の展開である。科目としてロシア語を教え、教授言語も一部分をロシア語にすることになった。その際、民族語は教授言語として残った。民族によっては母語のみならず、民族的な歴史や地理なども勉強した。

ロシアの教育制度の中では、ロシア人でない民族に対する教育を行った部署があった。そこを通じて、このような言語政策の実現のために、民族学校が作られ、民族語や民族文化を教える教授法を開発したが、ロシア語を効率よく教えることも目的の一つとされた。ロシア語の教育の質を高めることは大事であるが、初等教育の多くの場合は、教授言語は民族語であった。これは、同一民族が一つの地域に集住しているような場合であった。この研究所は、1991年までに民族学校における母語・母文化を学ぶ教育方法を開発した。そこには7つの言語グループが含まれていた。

その際、この研究所が活動していた60－90年代にかけて大きな議論があった。ある指導的な学者達は一つの統一したロシア語の教科書を作るべきだという意見で、別のグループはそうした万能のロシア語教科書ではなく、それぞれの言語グループに対応した教科書を作るべきだという意見であった。その中で最も優れた教科書は、アブハズ・アディゲイスカヤ（カフカーズ地方）言語グループの子どもにとって理解しやすいロシア語の教科書であった。

1968年にこの民族学校研究所は2つに分かれた。一つは、教育科学アカデミーに属する研究者によるロシア語研究所であり、指導者はチャンスキーという有名な学者であった。教育科

学アカデミーに属することを望まない研究者は、教育省に属する民族学校研究所に残った。前者は、ソビエトのすべての共和国の民族が使えるようなロシア語の統一教科書を開発した。

このシャンスキーを指導者とするロシア語研究所のグループには、民族語（母語）の専門家がおらず、民族語（母語）の専門家グループは、すべてこの民族学校研究所に残った。ソ連邦教育科学アカデミーに属する学派は現在ではほとんど残っていない。シャンスキーは90年代に亡くなった。教育科学アカデミーも変化し、学者がほとんどいなくなった。シャンスキーの後、ベストローバという研究者もいたが・・・・・・。

民族学校研究所は1991年に改革が行われて、名前が変更がなされ、民族教育問題研究所となった。これはソ連時代は教育省に属していた。その際、クズミン、ミハイル・ニコラエヴィチが所長となった。90年代にこの研究所を改革したいと考えたが、その理由は、もともと教授法を開発する一方で、その機能をより拡大したいと考えたからである。そのため、モスクワ大学から社会学者のスコロフを呼び、また歴史学者や考古学者や文化学の専門家なども呼んだ。

当時の研究所の目的は、民族教育の国家政策の遂行であり、またその科学的な支援であった。ここで言う民族教育というのは、それぞれの民族の文化や言語に関係する事柄である。この研究所は、もとの民族学校研究所から強力な支部を受け継いだ。支部の数は、18から32（正確には覚えていない）に拡大した。支部は、ロシアのそれぞれの自治共和国に設置されており、ダゲスタンを除くすべての自治共和国にある。ダゲスタンにはもともと独自の民族学校研究所があった。タルホゴージェという有名な研究所である。ユダヤ自治州やその他の自治管区にも支部が存在していた。

91－94年にかけて、改革の時代はなかなか予算がなく、多くの支部は閉鎖されることになった。94年頃は給料が半年以上出ないときもあった。多くの専門家はその時この仕事をやめている。

この研究所からは沢山の文献が出版されており、それらはレーニン図書館にも収められている。2005年には、行政改革が行われて、教育省に属する5つの研究所が合併されることとなり、民族教育問題研究所は現在の教育発展研究所となった。

2. 現在の民族教育政策の動向

93年から98年頃までに、政府が行っている民族問題の対策は、連邦レベルからより下位レベルに移された。すなわち、連邦構成主体レベルである。ここで大きく変わったのは、連邦レベルで問題を研究したときには科学的な研究であったものが、構成主体レベルまで下がってきた時に、研究というよりは政治的なマターとなってしまったということである。言語の面から見れば、この変更は余り望ましいものではなかった。

2012年頃からの教育制度の動向として、母語活動、母語問題の解決は学校レベルにまで下げられることとなった。学校のレベルというのは、2012年12月に新連邦教育法が定められたことと関係する。この教育法の以前は、教える言語はロシア語、母語は週2時間、といったように学校で取り組みを決め、校長は管理者に書類を提出していた。その際、管理者はそれに対して変更を加える権利があった。

しかし、現在は、ロシア語は科目として週何時間、母語は教授言語として週何時間というように、教育過程の参加者が独自の判断で決めることができるようになった。これらを決定する権利があるのは、父母や教員や学校理事会などであり、それぞれの要望や需要に応じて、ロシア語を教える時間と母語を教える時間を定めている。

田舎では例えば、学校ではロシア語の時間を多くとる傾向がある。というのも、実際にはロシア語はあまり話されず、子どもたちは普段母語で交流しているので、父母は心配してロシア語の授業を増やすように要望するからである。逆に、都市部ではロシア語が主流で、母語が使われないので、一部の父母からは母語の時間を増やすようにという要望が出る。昔は、管理者がどの学校でも5時間と一律で定めていた。

法律で定められたことに関しては、それぞれの共和国において実際の事情は大きく異なる。2012年12月に新しい教育法が出たが、その際、地方の教育法に対しても修正が加えられるはずであった。いくつかの共和国では、実際には変更されておらず、地方の教育法とロシア連邦教育法との間で矛盾が生じている。この点は、2-3年後に解決を見られると思われる。

何が変わったかという点、それぞれの構成主体において、その地域の政治家や管理者は、言語の体制を決める権利があったときに、それを大きな政治的なツールとして使っていたが、今は選挙や政権の支持を目的として使うことができなくなった。現在は、管理者ではなく、教育過程の参加者が決めることになった。一番難しいのは、バシコルトスタンとタタールスタンである。バシコルトスタンでは、法律をロシア連邦教育法に合わせたのであるが、ロシア語の教育については、現地の事情をよく考慮しなければならない。

3. 憲法 68 条における各共和国の「ロシア語と並ぶ国家語」についての解釈

憲法の解釈について述べれば、憲法 68 条は共和国の国家語について書かれており、共和国の国家語を使用するとされ、「ロシア連邦の国家語と並んで」(наряду с)と記載されている。この「並んで」という表現は、例えば、並んで立つと、所長は背が高いがあなたは背が低いというようなものである。「～と並んで」という意味は、同様である(同等である)ということではない。タタールスタンのムハメチン氏にも同様の説明をしたのだが、例えば、「あの人は議会の議長さんであり、オリガさんはセンター長である」というように、同じ長にしてもその意味は異なっている。

憲法には、国家語としてロシア語と並んで共和国の国家語を使うと書いてあるのだが、「並んで使う」というのは、タタールスタンではロシア語を否定しているわけではないが、この点について 68 条の解釈が異なり、タタール語とロシア語は全く同等のレベルで使える、とされている。従って、タタールスタン教育法では、タタール語とロシア語は同等なものとして扱われている。ロシア語の国家語としてのステータスは、共和国の国家語のステータスと同じになっている。

これに関しては共和国は、連邦国家語と同様に共和国国家語を扱う権利があるのかという問題が生ずる。つまり、共和国は、このような政策を行う権利があるのかということである。これが第一の問題だ。

もう一つは、ソビエト時代は 70 年間に渡って、ロシア語を学ぶ義務があった。勉強する量

はどこでも同じであった。それぞれの民族のロシア語への態度に関して言えば、ロシア語は実に親切に教えられていたが、最終的にどういう態度になったかということが問題である。今でもコーカサスでは、ロシア語は誰にとっても必要ではない、というように言われている、と聞いている。

タタールスタンでは、人口の48－49%に当たるロシア人が住んでいる。現在、ロシア語とタタール語を教える量は同じである。ロシアは多民族国家なので、それぞれの民族の平和的な共存を維持するために、言語政策は政治的なツールとしてではなく、適切に使われるものでなくてはならない。もう一つ重要なことは、言語の背景には経済があるということである。これは説明するまでもないが、もし経済の発展を望むのであれば、言語について考えなければならない。現在、モスクワではどのような家族でも、子どもが英語を勉強することを望んでいる。私(オリガさん)の息子は、4歳の時から英語を勉強している。

4. グローバル化の流れと経済的観点

(グローバル化の流れの中で経済的観点からいえば、ロシア連邦においてはロシア語が小言語を駆逐していくという当然の流れの中で、各共和国がそれぞれの言語を維持発展させようとするについて。)

この点については、経済的な側面(アспект)と文化的な側面とを明確に分けなければならない。文化的側面からいえば、父母との活動が重要になる。既に述べたように、言語政策を政治的な分野から文化的な分野に移したいと考えているが、これがうまくいくかどうかはわからない。例えば、カレリア共和国ではヴェープス語も話されているが、様々なヴェープス語のサークルに保護者は3歳から5歳の子どもを連れて行き、母語を一生懸命学ばせている。

タタールスタンでは、カレリアのように、子どもたちに言語についての興味関心と呼び起こそうとするような活動はまったくない。タタール語を教えているが、その教え方はあまり面白いものではない。子どもたちはほんの少しいくつかの単語を覚えればテストに合格できるというような具合である。そこでは強制的にタタール語の学習が求められる。タタールスタン共和国には、ロシア人も住んでおり、またロシア語を使っているその他の民族、バシキール人やチュバシ人などの民族も住んでいるのだが、そうした人々は、強制的なタタール語の学習を嫌がっている。タタール人でさえ、強制的に教えられることを嫌っている者もいる。

タタールスタンにおいて、ある面白い調査が行われた。この調査よれば、タタール語の発展のために多額の費用を投資したにもかかわらず、その効果は非常に低いという結果であった。タタール語で書かれた本を生徒たちは読みたがらず、タタール語の劇場へは誰も見に行きたがらないという結果であった。つまり、きわめて投資効率が悪い。この調査は、タタールスタン政府が発行した本に載っている。

(タタールstanは経済的にとても強い国なので、政府はタタール語を強制し、さらにもっとタタール語を強化したいと思っているのではないか。)

これだけ予算があれば、うまく使ったほうが有効である。子どもために綺麗な絵本を作ったり、父母のための母語学校を作って、映画を上映したりというように、興味をもたらしような活動が必要である。タタール語に人々が興味をもてば、タタール人だけでなく、ロシア人も勉

強をし始めるようになる。タタール語の教育は、現在は常にロシア語の教育と対立的に捉えられており、ロシア語はタタールの発展にブレーキをかけると解釈されている。これはよくない。

もう一つ必要な点は、現地の言語を教えるときのフレキシブルなアプローチである。まったく現地語ができない子どもと、少し現地語ができる子どもには、異なった教え方が必要である。それぞれの子どもは様々な才能を持っており、言語に才能を持っている子どももいる。こうした子どもは、専門的な勉強をすることができる。また、現在はあまり言語ができなくても、そのうち才能が開花することもある。それぞれの段階からなる言語教育は、小学校から大学まで、現在の制度の中で可能である。

20年間にわたる言語政策の結果、現在、デモや喧嘩が起きたり、タタール語の擁護者とロシア語の擁護者との間での衝突が起きている。20年間、タタールではタタール語のために大きな投資をしてきたのだが、タタール語の伸長のために効果的であったとは言えない。言語については、必ず支援が必要であるが、しかしそれが強制的なものになってはいけない。グローバル化のプロセスが進んでいるので、今重要なのはモチベーションの形成である。子どもたちが自分から言語を勉強したいと思うようにしないといけない。また保護者の中には、この言語はいらないと考える人が多いが、そのような人たちに教えないといけないのは、就職のことだけを考えるのではなく、自身がその民族であるということである。自己の民族の言語のことを考える必要がある。

一つの悪い現象は、言語が政治的な道具となるということである。第二に予算の使い方が非効率であるということである。タタルスタンがそのいい例である。政治を別として、学校の目的は、外国語の勉強に関するモチベーションを高めることである。そうした方法の開発も今後の我々の目的である。

5. 日本における日本語と英語教育について

(日本では、日本語を母語としない人は1.6%しかおらず、学校では英語を強化しようとしているが、父母の反応が良くない。)

それはいいことだ(笑)。日本の経済は日本語に基づいており、ヨーロッパなどの経済には負けないのであるのだから。また日本から亡命をしたい、というように考える人はいない。ロシアで英語はとても人気があるが、その理由は、保護者は子どもがもし外国に行って暮らすのであれば、そこの暮らしの方がいいと考えているためである。バルト三国などについて言えば、そこのロシア人もロシア語をあまり勉強していない。ウズベキスタンなどではロシア語の勉強はとても熱心である。

日本において、英語を勉強したがるということとは、そういう意味ではいいことだと思う(笑)。仕事でも英語が必要なければ、英語を勉強する必要はない(笑)。カーニングラードなどはもちろんロシア連邦なので、ロシア語を勉強している。カーニングラードで統一テストがあったときに、その試験問題の地図にロシアの領土としてカーニングラードが含まれていなかったことがあり、当時大きな問題となったこともある。

6. アルチョーメンコ氏とセンターの仕事

今私（アルチョーメンコ・センター長）は研究の仕事だけでなく、行政の仕事もしている。議員たちへの説明や人物・活動の評価に係わる仕事である。現在資格としては、レベル5の管理者となっている。この資格は10までのレベルがある。今は学者であるというだけでなく、地方行政管理者となっている。レベル5の管理者になったので、今日は代表して質問に答えなさいと、同僚に言われてここに来たのである（笑）。

ワークショップもやっているが、これはロシア語の先生たちのためのものである。ワークショップはコンテストである。今はその最初の段階に入っている。最近は先生たちがこちらに資料を送ってきた。そうした資料は、ワークショップのために開発した資料である。

コンテストにおいては、まず最初の段階として資料を見て判定をしているが、そこから一番いいものを選んで先生方をこちらに招待する予定である。この活動は2007年から始めた。これは一つのモチベーションのレベルに関するものである。先生たちのモチベーションを高める、という目的のもとに行われている。

先生方は、まずお互いにここで議論ができるし、地元に戻ってから地方の議会や有力者から賞をもらう、というようになっている。連邦レベルでもこうしたコンテストがあるが、現在では同様のものが地方のレベルでも行われるようになってきた。その際の賞というのは、それほどものではなくて、議会からの賞状や感謝状とか、または花瓶なのであるが、それでも先生方は満足している。この場合は連邦レベルでの予算は下りてこないもので、賞としてはこれしかないが、お互い好きでやっているのだから、こちらとしても満足である。またお金が関係しているわけではないので、参加者に対しては何ら圧力がかけられているわけではない。これは先生方向けのものなので、生徒向けのものを考えなければならない。現在、仕事は山ほどある状態である。本当は管理的なことをやらないで、仕事をしようとするれば、実に多くのやるべきことがある。

< 2012年9月19日（木） >

⑦連邦教育発展研究所・教育モニタリングセンター（10：40～12：10）

ЦЕНТР МОНИТОРИНГА И СТАТИСТИКИ ОБРАЗОВАНИЯ（報告：水谷邦子）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 対応者：アグラノヴィチ所長（Руководитель：Агранович Марк Львович）2. 住 所：129319, москва, ул. Черняховского д.9 стр 1 м. Аэропорт3. 連絡先：тел./факс：8 (499) 1527361
Email：Ermachkova.UV@firo.ru4. 入手資料：無し |
|--|

まず最初に、センター長である私の研究テーマについて話をする。私のチームは主に、教育の統計に関する業務を行っている。OECDのアイネスというプログラムをご存じだと思うが、Education at Glance という報告書を出している。こちらは統計を独自に集めるのではなくて、



統計の分析を行っている。統計を集めるのは、ロシア教育省と統計局である。ロシアは大変に広い国であるため、適切なデータを収集するために大きな資金が必要となる。現在もうひとつの活動としては、定期的に統計分析に関する報告書を発行している。ロシアとその他 50 カ国との間での比較分析を行っているものである（資料を頂いた。HP からダウンロードも可能である。）。

質問：モニタリングの対象はいったいどういったものなのか。統一国家試験などがあると思うが。

我々の分析、モニタリングの対象となっているのは、地方自治体に関するものであり、個別の学校などについて行っているわけではない。ЭГЕ や ГИА はその分析の一部分として使っている。外国との比較分析については、ロシア全体を対象としながらそのデータと諸外国とのデータの比較分析を行っている。地方に関するデータの使い方としては、ロシア国内の地方と地方の間での比較分析を行っている。

ソヴィエト時代と現代との比較は行っていない。それはソ連時代のデータが少ないからである。生徒の人数などといったものは、簡単に把握することができるが、ソヴィエト時代の学校の質に関するデータなどは十分ではない。こうした統計は 2000 年代の始めに実験的に開始された。一番簡単なパラメータは、人はどれ程教育に参加するのか、といったことであり、そういったことに関する分析を行っている。地方と地方を比較するというよりは、例えば教育に与えられている予算があるが、その予算が教育の質の向上にどれだけ貢献したかというようなものである。また地方の経済レベルとの関係などについても調査を行っている。

少し前に、ロシアの通信社のノーボスチのために教育ランキングの研究を終えたところである。その際、二つのパラメーターに注目した。一つは中等専門学校を修了した生徒の就職率と失業率である。またもう一つは、こうした教育に対する家族の関心である。研究は修了し、この結果はリアル・ノーボスチという通信社のサイトに掲載される予定である。

質問：そうした家族の経済状況と家族の関係に関する調査では、どのようなことが明らかになったのか。

結果を見ると、あるデータが出てきた。しかし、これだけではなくて、地方によって差異があるが、ある地方のデータがなぜ異なるかについての分析も行った。そしてその結果はとても不可解なものであった。この調査はランキングによるものだったのであるが、貧しい地方もランキングの中位に入っていたのである。一方裕福な地方がランキングの下位に入る、というよ

うな結果が出た。さまざまな要素を分析したのであるが、その中には大学に入学できる可能性についての指標もあるのだが、それが高くても低くても、学校への関心の程度とは全く関係がないという結果が出た。

ひとつの要因として、それぞれの地方の特徴と関係があることが明らかになった。例えばある地方において、教育、医学、通信関係の会社の規模が大きい場合は、就職率も家族の学校に対する関心も高くなることが分かった。今後は、最も個人的に関心を持っている点についての分析を行いと考えている。つまり、就職率と家族の関心、この二つのパラメーターが大きく異なるところがあるが、これらの因果関係について調べたいと考えている。

質問：ロシアは、TIMSS の成績は高く、PISA の成績は低いというようなことがあったが、それについてはどのように捉えているのか。

これに関しては様々な推測が行われている。ひとつの仮説としては、TIMSS と PISA は異なるパラメーターによる評価を行っているということがある。TIMSS は教科の知識を評価し、PISA はそうして得られた知識の活用を評価するものである。例えば、ロシアの教育制度では、それぞれの科目の教え方はよいと思われるが、TIMSS が見ているのは、年齢の低い 4 年生であり、その学年頃には両親も教育活動への参加に熱心である。ロシアは 4 年生が 1 年前に 1 位となった。ロシアは、TIMSS で統計を取る 4 年生の場合、4 年生の実際の子どもの年齢が諸外国よりは高いこととなり、また逆に PISA の場合は、15 歳で統計を取るが、ロシアでは諸外国と比べて学習した年数が少なくなるという関係がある。年齢に関する仮説は 2 番目の仮説であり、また 1 番目の仮説は評価の対象が異なるためであるというものである。最初に挙げたそうした評価の対象の違いが重要なファクターであると考えられる。

質問：ロシアの教育は、知識の教育を重視しているが、そうした知識の活用という側面では遅れをとっているということか。

その通りである。今の新しいスタンダードが導入された結果で、この状況が変わることを願っている。PISA の評価の時に数学の問題で、あるときロシアの子どもたちは諸外国の子どもよりも簡単に解くことができるようなものがあった。しかし、この問題に関する条件の中に、全く必要のない条件が追加されていた。この条件があるがためにロシアの子どもたちの大多数はこの問題を解くことができなかったことがあった。つまり情報をうまく使うことができなかったのである。今は新しいロシア教育スタンダードが導入されているが、そこでは問題を解決する能力が期待されるものになっている。

質問：新しい国家教育スタンダードでは、そうした知識の活用を定めた内容が 2012 年から導入されている。

今日（9 月 19 日）はこの後、タラソフさんという方に会うと思うが、その方が専門家なので、そちらの方から説明を受けて頂ければと思う。

質問：日本でも同じような議論があるのだが、教師が変化していかないという問題がある。

ロシアはもっと悪い。教師だけでなく、保護者自身の考えとしても、自分達が学んだスタイルで子どもにも学んでほしいと考える風潮がある。しかし一方では、新しい手法で学んでほしいと考える両親もいる。スタンダードで決められたものよりもっと多くのことを学ばせる学校もある。こうしたレベルの高い学校で学んでいる子どもは、全体の20%である。保護者は、補充教育にも関心がある。他の国と同じように、子どもたちにとっては、学校はもっとも情報を得る場所ではないのである。20%の子が優れた学校で学んでいるが、これは公立の学校である。私立の学校は大変に少なく1-2%である。新しい法律の影響を受けて、私立学校が発展するきっかけとなることも考えられる。何故かという、法律の規定により、もし私立学校が国の必要要件を満たすのであれば、私立でも公立同様、政府からの予算を得られるようになるからである。このことが私立学校発展の刺激になると考えられる。

質問：以前文科省に勤めていた際、イネスのプログラムにも関わったことがある。Education at Glance というのは、教育政策決定に関する人が参考にしており、ロシアではどのような人がこれを参考しているのか。

様々な人が参考資料として活用している。ロシアでは深い分析は行われていない。ロシアでは、ЭГЕ をもとにして分析を行っている。教育省から、時々電話がかかってくる、パラメーターに関する質問などをされる。しかし、しっかりとした分析は行われていない。例えば、生徒と先生の関係性、研修のための予算の構成、予算の出所、そうしたことについてレポートを作成したことがある。その際は、その資料と他の資料をもとに分析を行った。

質問：ロシアは OECD に加盟していないので、少ししかデータが載っていないのではないか。

ロシアのデータが少ないというのは、OECD に加盟していないからではない。データそのものが存在しないからである。例えば、教師の給料に関するものがある。OECD の求めるようなものが存在しないということである。また、年齢グループの分け方が諸外国と異なる。予算についても同様である。OECD が要求するような項目に当てはまらないのである。

質問：日本でも、項目のデータが合わないという問題があるが、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、中国、韓国などと比較を行っている。ロシアは、特別に比較の対象としているような国はあるのか。

これは、どのような観点から見るとによって変わる。例えば、教育制度が組織的にどうなっているのかを知りたいのであれば、連邦の共和国が比較の対象となっている。また、職業学校を見る際は、主にヨーロッパ諸国のデータと比較を行っている。全体的な分析を行うことは、経済のレベルを参考しながら行い、いくつかのグループに国々を分けて行っている。報告書にもあるように、裕福な国、中間の国、貧しい国といった具合にである。この時のパラメーターは GNP が一番重要である。ロシア国内の地方の比較に関しては、別のパラメーターをもっとたくさんのパラメータを用いている。ロシアの農民の割合の比較も行っている。他の国々の研究も行っているが、2年前には世界銀行のコンサルタントとしてタジキスタンの統計分析を行った。そちらの資料も皆さんの研究に役立つかもしれない。発行されてはいるが、それがネッ

トで見れるかどうかはわからない。

質問：教育の成果を統計で見るのはとても難しい。日本では社会関係資本（ソーシャルキャピタル）の観点から見ている。人々の信頼関係や、健康状態、犯罪率などである。ロシアでもそうした観点から検討を行っているのか。

行っている。例えば、未成年者の犯罪件数などは、そうしたことを見る際のパラメーターになっている。ちなみに、未成年者の犯罪率は6%である。健康となると難しい点もある。健康に影響を及ぼす他のいくつかの外部要因があるためである。それらは特にエコロジーの問題である。ある分析、研究においては、就学の開始時期と修了時期の健康状態に関する分析を行ったことがある。UNDP や UNICEF といった機関とも関係がある。そちらでは、子どもにフレンドリーな町という運動を行っている。それにロシアのいくつかの町が参加しているので、それについてのランキングを行っていた。そちらの調査においては、健康というのも指標の一つとして入れられていた。

質問：幸福度はどうか。

それはない。また OECD の調査の一部については、あまり好感を持っていない。例えば人への信頼度、政治的な参加度、健康を見ている分析がある。それと、その調査の対象となり質問に答えた人の学歴をデータに加えるのである。より学問のレベルが高い人は、健康状態もよく、政治への参加度も高い。しかし、このやり方にはあまり好感を持っていない。政治的な参加度を技術的に測るのは好ましくないと考えている。なぜならば、様々な国では国民性が異なるからである。例えば、アメリカ人に元気ですかと聞けば、死にそうな時でも、I am fine と言うであろう（笑）。ロシア人に聞けば、頭も痛いし、奥さんの料理が美味しくないとか、健康が優れないので仕事に行きたくないとか言うだろう。そのため、このような質問はあまり適切ではないと考えている。

そこでは本来、学習レベルの差を見なければならぬ。学習レベルによって、どの数値が上がっているのかを見ないといけない。そのため国家統一試験のデータに関して、その部分を抜き出して検討を行った。このような分析については、統計業務の責任者であるためにこのようなことができたのであるが、例えばロシアの初級職業学校の卒業生の60%が何故不健康であるのか、ということについては私は説明ができない。アメリカについては、この数値は20%である。

質問：個人を追跡するような統計というのは行っているのか。

これは存在するが、社会学に関するものなので、こちらとしては行っていない。

質問：こちらのセンターで毎年出している報告書はあるのか。

それは残念ながら無い。発注がないからである。いくつかの意欲的な調査についてのデータをまとめたが、それも少し前のことで、2007年か2008年が最新のものである。そのときから、法律、民族構成等、いくつかの変更があったので、あまり現代的なものではない。教

育制度については、最新のものでも 2004 年版である。簡単なデータ集を作ることに興味もないし、そうしたことについてはインターネット上で見られる。

質問：国家統計局は大きな報告書を出していると思うが。

教育制度に関する最新のものは、こちらではない。ロシアの統計局も毎年「ロシアの地方」という統計集を出しており、そちらには教育に関する統計も載っている。他に機関誌も出ている。ただそれは、生徒数や教師の数などであり、分析されたパラメーターではない。

⑧連邦教育発展研究所・職業教育センター（12：20～13：30）

Центр Профессионального Образования（報告：木之下健一）

1. 対応者：ブリノフ所長 **Руководитель：Владимир Игоревич Блинов**
2. 住 所：**129319, москва. ул. Черняховского д.9 стр 1 м.**
3. 連絡先：тел：**8(499) 1526971**
Email：**Blinov.v@firo.ru**
4. 入手資料：無し



1. ソ連時代の職業教育との連続性について

ソ連時代の職業教育について説明すると、当時職業教育は必ず企業と結び付いており、B T Y などでも職業教育が行われていた。また、大学なども仕事と深く結び付いていた。ロシアになって以降、国営企業は民営になり、国立大学は私立となった。このため、民間企業の職業教育は負担となるため、企業が担わないようになった。このため、企業と職業教育との直接の関係は無くなった。この10年間は、学校と民間の企業との関係性を構築し直すことが目的となった。こうした関係性については、基本的に市場経済の中で繋がりを構築する、ということとなっている。このプロセスは、あまりうまく進展していない。しかし新しい法律の一つの目的は、教育の施設と民間企業との結び付きを復活させることである。

実は企業については様々なタイプのもが存在する。職業教育機関を卒業した人は、様々な企業に就職するが、子どもがまったく関心を持たないような企業もある。そのような企業に関しては、ビジネスの社会的な責任という理解のもとで繋がりを再構築する、ということが目指されている。現在、職業教育の改革について、3つの目的が存在する。それらは、①教育の内

容を改善すること、②教育施設を改善すること、また③そこで働いている教師の養成をすること、というものである。内容の改善については、教育の成果が目的とされていて、それぞれの科目の内容よりは、その結果を重視する、というようになっている。

今新しいスタンダードを導入しているところであるが、それぞれの産業分野の職業スタンダードを導入する、ということが定められている。その際の指標は現在その職業教育を受けている人々の技能に関する資質に基づいて開発され、それを2、3年後にそれぞれの分野に導入することになっている。職業スタンダードに関しては、企業の要求を満たすようなスタンダードを作りたい、というように考えている。

2番目に、教育の設備の改善を挙げたが、これが可能になる条件というのは、生徒が企業において教育を受ける、ということである。また教師の養成について、企業で働いている人に関して職業に関する教育を行うということを考えている。ここで重要なのは、なぜ企業から教育施設に移るのか、というモチベーションについて検討することである。この点に関しては給料が上がる、ということが重要ではあるが、給料だけではなくて、本人の社会的ステータスにも変化が起きるし、先生方の特権もあるので、こうした点も考慮に入れているのである。

ソ連時代に比べると、沢山の人が学校で学ぶようになっている。またこの20年間にわたって、技術の専門を選択する学生が少なくなった。今のロシアの政府は、産業の近代化を課題としているのであるが、この近代化を実現するための専門家が足りない、という状況が起きている。そのため、教育の課題というのは、技術を専門とする学生数を政府が目指す近代化が要請する人数に合わせるということである。これについては、こうした専門に興味を持たせる、ということが重要である。学校の生徒の多くは今は、経済の専門家になりたいと考えている。そのため、こうした技術系の職業への関心を高めることが重要である。課題は産業の近代化であるが、まだそちらの分野では実績がない。そのため、技師になりなさい、と子どもに言っても、その際に見せるべき実績が現在は存在しない、という問題がある。今は見せるべき実績としては、西側の企業、日本、韓国の企業の製品である。World Skills というプログラムにロシアは参加しているが、これは近代的な企業にはどのような技能が必要か、ということに関するプログラムである。

2. 現在のバカラブル教育について

質問：高等職業教育において、マギストゥルとバカラブルがあるが、バカラブルの養成という点について、ロシアにおける成功の度合いはどの程度のものか。

このシステムは2年前に導入されていて、正直に申し上げれば成果はまだ上がっていない。ヨーロッパには10年、15年の実績があるが、そちらでも成果は低く止まっている。ロシアでは、バカラブルとマギストゥル以外にスペツィアリストという資格がある。これは例えばある分野には、今までの制度が変わらず残っているということである。それらは技術的に難しい専門と、医学と、軍事の分野である。バカラブルのシステム、というのは、より簡単な大学のシステムであると言うことができる。このバカラブルのシステムと言うのは、個人的な意見としては、若い人の失業の問題の解決になる、と考えている。

例えば、ドイツとロシアの教育を比較すれば、おそらくロシアの教育制度はドイツに及ばな

いのであるが、ロシアではドイツのように若年失業者の問題がそれほど大きな問題となっていない。2年間にわたって、いわゆる応用バカラブルシステムというものが進んでいるが、その中で、学生たちに技能を与えて、仕事ができるようにしたいと考えている。マギストウルのシステムにも今後変更があると思われる。それはロシアにも、それほど多数の学者はいらないとと思われるからである（笑）。このため、新しいプログラムを開発しているが、これは研究に関するものではなく、実際の仕事に関連したプログラムである。

3. 現在の職業教育の諸段階について

質問：ソ連時代にあった ССУЗ (Среднее специальное учебное заведение) など、今でも当時の教育機関の名称は残っているのか。

ССУЗ はロシアの用語とか略語の問題である。今の新しい法律で規定されているのは、二つのレベルであり、中等と高等である。もともとの初等が中等になった。現在の新教育法では、ССУЗ は労働者の教育として記載されている。

質問：実際には現在でも、初等職業教育を受けて仕事に就くような生徒もいるのか。

まずロシアには、クヴァリフィケーションのシステムがあり、これは9つの段階からなっている。最も下位の第1, 2, 3段階は、職業教育を必要とせず、職場で説明を受けることのみ必須とされている。またロシアには、直接工場で教える、というシステムがとても発達している。労働者でも、特別な資格を持っている者は第4レベルとなる。第5レベルは中等教育を受けた人々で、スペツァリストと呼ばれる。これは例えば看護師である。これは医者ではないが、特別な技能を必要とする。6番目のレベルこそ、バカラブルのレベルである。第7レベルは、マギストウルを修了したものである。第8レベルというのは、Ph.Dを所得した者である。第9レベルというのは、社会的に有名な人物で、政治家や有名な俳優などがこれに当たる。

質問：教員養成カレッジなどがあるが、そこでの修了者は第5レベル、というように捉えればよいのか。

これは工場で働く人であれば、職業、産業教育のいわゆるマスターであるが、工場で職業を教える人、またスポーツを教える人がおり、これは下位のレベルである。教員の場合は、第6レベルとされる。このような人たちの教育スタンダードは第6レベルの規定に基づいている。このため、初等教育の教師などは第6レベルとされる。

質問：ラズリヤード (разряд) というシステムは今では廃止されている、というように聞いているが、このようなシステムは現在でも使われているのか。

今では、ラズリヤードだけではなく、カテゴリー (категории) も廃止された。現在新しいスタンダードを開発しているところである。このため教育省によって新しいシステムが構築されているところである。現在は教員に対する資格付与のシステムが変更された。現在は5年間に1度、教員がその仕事に合っているか、ということが確認されるようになっている。全ロシア連邦レベルのカテゴリーのシステムは無いが、地方によって独自の基準を設けて、自分の

学校の先生を紹介するような権利があり、先生のレベルを示すのに役立っている。こういったシステムは、ロシアの教師にとってはよいものである。例えばあるコンテストで優勝したことを示すといったように、職能レベルを示すのに役立つものである。こうしたものは昔からあり、現在もある。

質問：スペツィアリストはどの位居るのか。

これは私の専門ではないが、非常に難しい分野なのでおおよそ 10% である。スペツィアリストの養成に際しては、難しい専門科目を学ぶことになる。原子力の技術者など、そういった難しい内容を教えることができる大学が幾つかあるが、そうしたところの就学年数は 5 年である。例えばスペツィアリストになるために、大学に入学する際に数学や理科などの点数を見ているが、一番得点の高い生徒しか入学することができない、というようになっている。

今の話はスペツィアリストの話だったが、ロシアの場合は、必要であっても必要でなくても、大学を卒業した人物を雇いたい、と考える。秘書のような仕事であっても、大学卒業者を雇いたいと考える。ある仕事では、技術学校を卒業したようなレベルの生徒でも出来るものであっても、大卒の学生を取りたい、と考えるようなことがある。スペツィアリストは 10% と申し上げたが、他の教育のプログラムと比べれば、プログラムの数自体が 3 分の 1 と少ない。現在のところスペツィアリストになりたい、という学生が少ないが、ロシアにおける需要を見ても、それほど沢山のスペツィアリストが必要とされている訳ではない。

質問：初等、中等などで養成する職業の種類にはどのようなものがあるのか。

スタンダードは労働の分野に関するものであるが、それぞれの経済的な活動に見あっているものである。例えば、7 つのスタンダードが設けられているが、職業教育を与える先生がいて、その中にいくつかの職業がさらに含まれている。ソヴィエト時代は職業の数は 6 千とされていたが、実際にはそのように大量の職種を教えることはできなかった。また現在では必要とされていない職種もあり、それに代わって新しい職種も登場してきている。そのためスタンダードを作成する際に、それぞれの職種の要求を満たすようなスタンダードの開発を試みている。

例えば中等職業システムは、モジュールのシステムとなっている。このシステムにおいてはモジュールをある程度交換することが可能である。受けたモジュールによって、専門性を変えることが可能である。そのスタンダードは二つの部分からなっている。固定的な部分と変更が可能な部分である。そうした変更ができる部分というのは、学校や教育施設が独自に変更を加えることができるのである。例えば、養蜂家の職業であれば、二つのモジュールを追加することを提案できる。まず運転のモジュールを加えることもできるし、次に木材の加工のモジュールを加えることにより、自分で蜜蜂の箱を作成することができるようになるのである。モジュールには、固定的な部分と可変的な部分とがある。固定的な部分もあるが、追加できるモジュールとして、スポーツのエージェントなどといったものがある。例えばその変更できるモジュールは、学生は自分の希望に従って変更することができる。もちろん希望に添えない場合もあるが。

教育のレベルによって、例えば中等の場合は固定部分が 70%、可変的な部分が 30% というようになる。バカラブルであれば半々、マジストウルであれば、可変が 25%、固定が 75% と

いうようになる。

4. 新スタンダード及び近年の動向について

質問：コンピテンシー・アプローチというようなものが新しいスタンダードに盛り込まれているが、固定的な部分がそれにあたるのか。

そうした部分は、あくまでも理論家が発明した用語であるように思う。職業の教育の結果というのは、教育を受けた人がその職業を行うことができるかどうか、それだけが成果を証明するものである。コンピテンスは全般的なコンピテンスと職業的なコンピテンスとに別れる。それ以外に全般的なものとして、言語学に関するようなものもある。それは職業にはまったく関係が無く、本人の文化のレベルなどに関係するものである。職業のコンピテンスというのは、例えば、初等教育で授業の計画を作ることが出来ること、といったものである。これは本人の活動に密接な関係のある技能であるが、他の分野では全く役に立たないことでもある。初等教育の技能であるので、中等教育ではまったく使えない、というようにもなりうる。

クヴァリフィカーツィアというのは、これは全般的なコンピテンスと職業に関して身に付けたもの（コンピテンス）の結果に関するものである。そのため、コンピテンスとクヴァリフィカーツィアを対置する、というのは適切ではないのである。

質問：コペンハーゲン・プロセスというものにロシアは参加していると思うが、その進展状況はどうか。

コペンハーゲン・プロセスに関しては、ロシアに関係するテーマもあり、そのような点については、我々はヨーロッパに赴き外国の研究者と意見交換をするようになっている。関心をもっているものの一つは、Working Skills というものである。現在はそれに続くトリノ・プロセスというものである。これに関して我々は協力を続けており、2年に1度報告書の作成を行っている。これはボローニャ・プロセスと同様に、生徒の変化を促すだけではなく、「結果自体は10年後に出る」というような長期的なプログラムとしてみなされるべきものである。例えば、バカラブルとマギストゥルの導入の結果として期待されたのは、大学をやめる学生の人数が大きく減る、ということであるが、先に導入されていたヨーロッパでは、そうした人数の減少は8%に止まっている。

同様にクヴァリフィカーツィア・システムに関して、6年前にその枠組みを開発した。これが法的に定められるようになったのは、今年になってからのことであり、人々がそのことがわかるようになるのは、5年程後であると思われる。これは楽観的な見方ではあるが（笑）もしロシアの経済が発展するならば、もちろんそのスペツァリストの人数も増加すると思われる。これにどのように対応するかと言えば、新しい法律には、職業クオリフィケーション・センターというものが記載されている。もし企業が人材を必要とした際に、そのセンターを通じて人材を紹介をしてもらうことが出来るようなシステムである。法律的にロシアのプログラムの枠内においては、50のセンターを作る計画があり、職業センターを作ってはいるが、求める人も、派遣する人も居ないような状況である。もし派遣を待つのであれば、これはショッピング・センターではなく、バザールのようなものになってしまう。将来的にこうしたセンターは200

になる予定である。

⑨連邦教育発展研究所・就学前・普通・補充・矯正教育センター（14：00～16：00）

Федеральный институт развития образования, Центр дошкольного, общего, дополнительного и коррекционного образования（報告：木之下健一）

1. 対応者：①タラソヴァ所長（Тарасова Наталья Владимировна – руководитель центра。）
②ドロノヴァ先生（就学前教育の専門家 Доронова Татьяна Николаевна）
2. 住 所：129319, москва. ул. Черняховского д.9 стр 1 м.
3. 連絡先：Тел.: 8(495)6735431, email: n_v_tarasova@mail.ru
URL: http://www.firo.ru/?page_id=2362
4. 入手資料：無し



1. ソ連以期降の就学前教育プログラムの開発について

今回同席されているドロノヴァ先生は、就学前スタンダードを3つ作成した方である。ソヴィエト時代、ペレストロイカの前は、一つの統一的なプログラムで就学前教育活動を行っていた。ロシアになって以降、それぞれの幼稚園がプログラムを選択できるようになった。新しい複数のプログラムを開発した際には、多くの研究者や個人が参加した。結果としてその内容は、以前と大きく異なったものとなった。というのは、開発したそれぞれの学者のグループが、自分の知っている知識を導入したためである。

例えば、ヴェンゲルというロシアの心理学者は、このプログラムを開発した時に、子どもの知覚技能を基にプログラムを開発した。ドロノヴァ氏もあるプログラムを開発したが、それはレオンティフという人物の理論を基礎としたものであった。このプログラムは一番最初の革新的なプログラムとなった。そのプログラムの目的は、子どもの感情教育であった。多くの就学前施設がこのプログラムを導入しており、このプログラムはラードウガ（虹）と呼ばれている。

このプログラムを実現した時に分かったことは、幼稚園の教育には保護者も参加するべきである、ということである。保護者は、子どもを幼稚園に預けるが、そこに5年間預けるということについて、ただ預ける、というのであれば、荷物の保管場所と変わらなくなってしまう。初等教育になれば保護者は教育活動に参加するが、幼稚園の期間は、両親にとって休暇のよう

な物であると、考えられていた。ここで重要なのは軍隊に例えれば、任務に送る前に5年間休息をさせてはいけないのである。そのあとで開発したのは、保護者と教師に対するプログラムで、これはとても効率がよかった。このことで保護者の教育に対する態度が変わった。こうして社会的に非常に重要である家族も、子どもの就学前教育に参加するようになったのである。

新しい教育法が作られる20年前に、今の64条に書かれていることを実現することになったのである。具体的に言うと、この64条に書かれているのは、保護者の権利と義務と責任である。それよりずっと以前に保護者の役割が重要である、ということを感じていた。今の就学前教育機関のスタンダードでは、保護者と施設との関係が非常に重視されている。この就学前教育が、教育の第1レベルとして導入されたのは、非常に大きな変更点であった。今は子どもの教育の責任を担っているのは、幼稚園と保護者である。このスタンダードの導入の結果、就学前教育の質が向上する、と期待をしている。また子どもの社会への参加の度合いが上がるのではないかと考えている。

これから様々な努力が要求される。何故かと言えば、以前は幼稚園の役割というのは、子どもの面倒を見ることとされており、今回は新しく「教育をする所」として位置付けられるようになったからである。新しいスタンダードはしかしながら、教育レベルの測定については行わない、としており、新スタンダードの目的は、子どもの発達であるとされている。子どもの個性の育成も目的の一つとされている。このようにして子どもたちが、次の教育のレベルに進めるようにしたい、というように考えている。これから取り組むべきこととしては、就学前教育プログラムを書き換えなければならない、ということがある。特に重視されていることは、教育心理学的な要求であり、また教育的な資料に関する必要性である。このスタンダードを用意したのは、こちらの研究所のアスモロフ氏である。保護者たちもこの点についてとても心配をしているので、保護者や先生たちに対してその内容を提示している。その内容についてまず安心してもらうことが重要であり、現在はこうした作業に取り組んでいる。

2. 近年の理論的基盤について

質問：レオンチェフやザンコフの理論に基づきながら、就学前教育と初等教育の段階を接続させようというように考えていると思うが、これは今はどのように行われているのか。

やはりУУД (Универсальные Учебные Действия) ということに関して言えば、これはユニバーサルではなくて、初等教育で行われているものである。就学前教育においては、準備が行われるようになっている。つまりУУДの前提になるような技能を育成するようになっている。これは子どもが全面的に変わる、ということである。また具体的な技能として、少し絵を描けるようになり、その後大きな絵を描けるようになる、というようなことを想定している。また自己評価ができる、というようなことも目指されており、これは子どもの心理的な発達に従って形成される技能として位置づけられている。УУДはつまり、就学前教育で導入されているわけではない。そういった用語は、就学前教育においては用いられていない。

質問：УУД形成に関する本を読んだことがあり、そこでは就学前教育も含まれて書いてあったように思うが、それはまだ実験段階、という意味であったのか。

大きな議論があり、2月から8月まで議論が行われたが、その以前にスタンダードを検討した際に、一番最初の就学前教育から始めるべきだ、という意見があったが、それに対して強い反対を述べた学者がいた。それは VYI というのは学習に関するものであり、幼稚園という就学前教育においては、勉強はしないのであるから、そこで勉強させるなら、幼稚園の特徴を潰してしまうことになるからである。

3. 就学前教育の開始年齢と教育プログラムについて

質問：新スタンダードにおいて、就学前プログラムというのは何歳からのプログラムを考えているのか。

法律によって、就学前の子どもの教育というのは、2ヶ月から7、8歳までとされている。このことはとても大事なことであるが、我々が心配したのは、最も低年齢の子どもの外すことになる、という事態である。ロシアの経験から見れば、最も低い年齢を無視した教育プロセスの結果については、大きな代償が生じた。これは、子どもの発達が遅れるという弊害があった、というものである。25年前にドロノヴァ氏もこのプログラムの開発に参加したのであるが、その時に、まったく新しいものを開発した。

子どもが小さいときに、母親と一緒に幼稚園に来て、30分程度の教育を受けるのであるが、これは週に2、3回といった具合である。このような短時間のグループを導入して、短時間ずつ幼稚園に来るようにすれば、子どもが幼稚園に適応することが出来るのである。小さい子にとっては、お母さんと別れるというのは、非常に大きなストレスとなるからである。このようにして教育システムに段階的に子どもたちは入るのである。この手法においては、最初は母親と入るので、そうした点が非常に良いのである。

質問：ソヴィエト時代からの変化はどのように捉えているのか。先日モスクワ市教育委員会に行ったときには、幼稚園は3歳からであり、0-3歳までには財政的な支援もある、というような話もあったが。

一番大きな違いは、ソヴィエト時代は、プログラムは単一のものであったが、現在は選択することができるようになった、ということである。ソヴィエト時代には、0-3歳までの子ども用のグループも存在した。当時の学者、アクサーリナとシェルバノフらは、0歳からの子どもの教育のプログラムを構築した。当時これはとても普及していたのであるが、現在は無くなってしまった。今、政府やモスクワ市は、3-7歳までの子どもたちの施設をカバーしたいと考えているが、0-3歳までの期間については、無視をしているのである。政府にとっては、一番小さい子どもの世話には多くの費用がかかる。手当てと費用とを比較すれば、手当ての方が安くて済むのである。

0-3歳までの子どもの教育を支援するシステムが残っている地方も存在する。こうした教育を行ったが故の結果も見られる。例えば生活に困っている女性に関して、生活が難しいことを理由に子どもを生みたくないと考えるような人口の割合が減っているのである。今なぜ3-7歳までを重視しているのかというと、これは現在問題となっていることなのであるが、教育施設が足りない、という事態が起きているためである。以前ロシアでは出生率がとても低

い時期があった。その時に、幼稚園の数が減らされ、その施設は別の用途で使われる、というようなことがあった。そうしたことがあったために、施設の数が足らなくなったのである。現在就学前教育は義務教育ではないが、国家の責任として、子どもたちが就学前教育機関に通えるようにしなければならない。2016年までに、就学前教育施設が足りない、という事態を解決して、誰にでも可能性を与える、ということが現在議論されているテーマである。

質問：初等中等学校では現在教科書検定、というものがあり、そこで検定に通ったものしか使えない、というようになっているが、就学前教育においては現在はどうになっているのか。

今の新しい法律によれば、どんなプログラムを使っても良い、というようにはなっていない。就学前教育だけではなくて、すべてのプログラムについてリストを作り、そこ載ることができたものは、エキスパート認定を受けたプログラムである、とされる。初等教育は、推薦を受けた教科書から選択をすることができるが、就学前については、まだこうしたリストは作成されておらず、準備をしている段階である。こうしたリストにおけるプログラムを考慮に入れて、独自のプログラムを作成することも可能である。

質問：今後は、そうしたことに関する委員会も準備されていく、ということになるのか。

教育省は、コーディネートする委員会を創設し、何かあればその委員会にプログラムを提出し、二つの研究者のグループにおいて審議がなされ、そしてそれを通れば正式にリストに掲載される、というようになる。以前2004年には、就学前教育も含めてプログラムを検定する委員会が存在していたが、現在では無くなっている。しかし今の学校年度もそうであるが、昔そちらが承認したプログラムを現在も使い続けている。それ以降もちろん、様々なプログラムが開発されているが、それらは委員会が存在しないために公式に承認されているわけではない。

4. 教育接続と教育プログラムについて

質問：接続に関してはどうなっているのか。日本では、幼稚園から小学校に上がるときに、上手く適応できない、というような事態も起きているが。

就学前教育というのは、義務教育ではないので、保護者が望まないのであれば、無理矢理行かせるようなことはできない。義務教育ではないので、あくまで保護者の希望によるものではあるが、接続のシステムもある。一つは、ドロノヴァ氏が説明したように短時間だけのコースであり、こちらは普段幼稚園に通っていない子どもたちが少し通って、椅子に座る、というような心理的な準備を促すような方法である。もう一つとしては、学校幼稚園というような機関がある。ここの先生たちはどのようなことが必要か、ということをよく心得ていて、小学校入学前の1年間だけ活動をして、学校の準備を行う、というようなことが出来る。このことについて、保護者たちも十分に満足している。それでも満足できない保護者は、学校の先生に家に来てもらい、必要な技能を身に付ける、というようなことをしている。

普通教育は現在、4つのレベルから構成されている。一つは就学前教育である。次は初等教育、そして基礎普通教育、そして中等教育、といった具合である。ソヴィエト時代には、3つの段階があり、初等教育、基礎教育、普通教育といったものであった。

現在のこの4つのレベルは無償である、と憲法によって、また新教育法によって定められている。これは就学前教育についても同様である。現在もそうであるが、保護者が払っているのは、教育費ではなくて、子どもの面倒を見ることに関する費用、というようになっている。ソ連時代には、普通の学校と、一つのことをより専門的に教える外国語専門の学校などが存在していた。物理学や数学なども同様である。有名な大学や研究に關係する学校があり、モスクワ大学に關係する機関もあり、またノボシビルスクには物理に關係する学校があった。一般的な学校は、普通の教育プログラムで行っており、それ以外の学校が特別なプログラムで教育を行っていた。

ロシアになって以降、学校の種類が増えた。リセやギムナジウムやパンシオンというような学校である。その施設では、子どもたちが常に滞在しており、そこで生活をするようになっている。しかし、このような多様な学校の種類がありながらも、教育のレベルが低かったのである。このレベルを上げるために、いくつかの政府による教育のプログラムが開発されたのである。

まず問題となったのは教員の質の向上であり、また施設の改善であった。そのためまず2006年から政府の「ロシアの教育の近代化」というプログラムを行った。そうしたプログラムを全国で実施する前に、最初に幾つかの地方を選択して、パイロット・プログラムによる実験を行った。そこで必要な予算の配分、教員の給料、またプログラムの選択といった点についての検討を行った。このプログラムを行うに当たっては、優秀な子どもたちへの教育、一方では健康の面で制限のある子どもたちへの対応、また教師たちのコンクールなどが行われ、最優秀の教師の経験を生かし、どのように他の学校へと拡大するのか、というような実験が行われた。

他のプログラムも実施されており、それらは全ロシアにおいて行われた。まず実験的に幾つかの地方で行い、またその後普及が行われた。他のプログラムにも色々あったが、まず一番の目的は、教育の質、アクセスへの可能性、プログラムの選択といったものであった。例えば、連邦レベルで行われたプログラムの一つとして、「ロシア研究の発展」というプログラムもあった。プログラムの選択、というものは、先生が好きな教科書を選択できる、というようなものである。プログラムの選択が各学校で出来る、ということで、指導者の名前をつけた学校などが誕生した。そこでは、先生が自分達でプログラムを選択して、特別な教育を与える、といったようなことを行っている。

その際、教育の質というのは、スタンダードの質で上げるものである、とされた。新スタンダードは2009年に定められた。基礎教育において、いまでも学校で使われているが、すべての学校は2015年までにこのスタンダードに基づいて教育を行い、2020年までこのスタンダードに基づいて仕事を行う、というようになっている。

どのようなアプローチを使っているのか、ということに関して、方法論としては全ての活動のアプローチがベースとなっている、と言える。これは初めての試みではあるが、学習活動とそれ以外の活動の両方が、プランの中に入っている。そうした基本的な教育と補充教育に関して、学校は独自に定めることができるようになっている。午前中は普通の授業があり、午後はサークル活動というようになるが、この内容に変更を加えることも可能であるので、学校は独自に内容を加えるようになっている。

もう一つの新しいことは、学校の活動がオープンになった、ということである。それぞれの

教育の施設、特に就学前の施設はまだあまり発展していないが、学校のウェブサイトがあり、そこで様々な自分の成果を発表する、ということも出来るし、スポンサーもそのようなものを見ることができる。2006年からこうしたことを公開するようになってきているが、基礎教育ではまだこうしたことはそれほど進んではいない状況である。

もう一つの問題は、教員の給与である。これまでは低かったが、これも教育の質に影響を与える要因の一つとなっていた。現在は給料の向上だけでなく、育成のシステムも変化してきており、教師の技能の確認も定期的に行われるようになってきている。こうした活動も教育の質の向上に貢献することとなっている。

補充教育についても、様々なシステムが可能となっている。午前中は普通の教育、午後は専門家に来てもらい、工芸など他の教育を与える、ということも可能となっている。学校で普通に働いている先生は、何か特別なテーマを選んで、補充教育として文学や歴史を教えることもできる。また学校によって、様々な教育を行うところがあるが、幾つかの学校が連携することによって、多くの活動の機会を提供できるようになっている。10時間の補充教育については、「週に10時間」と定められたのではあるが、これは地域によって異なる。これは時間を確保できないところもあるためである。

5. ソ連期以降の補充教育システムの変化

もう一つのソ連期以降の変更としては、補充教育のシステムが衰退した、ということがあった。それは資金の面の問題である。ソヴィエト時代はこうした活動は非常に発達しており、サークルも多く、これらは全て無料であった。現在国家は、こうした補充教育を復活させたい、というように考えている。2020年までのプログラムによって、国家は補充教育を保障することとなっている。地域によってその規模やサークルの種類は異なり、例えば5種類のものを用意できる地域もあれば、2種類しか用意できない地域もある。しかし例え1種類であったとしても、無償の補充教育にアクセスするチャンスを与えることが、国家の義務となっている。

創造宮殿や補充教育センターの役割、位置付けに関して言えば、創造宮殿は様々な教育を与えることができるが、学校長が創造宮殿の専門家に学校で特別に授業をしてほしいと考えるのであれば、学校長と専門家との間で特別に契約を結ぶことも可能である。しかしこれは、学校にとっては契約によってお金がかかるので、あまり喜ばしいことではない、という形になっている。資金に関して言えば、ある学校が創造宮殿の先生に教えてほしい、と思った際に、様々な契約の種類があるが、専門家が学校のスタッフとなり、常に給料をもらう、というようなスタイルもある。

また例えば学校に属する幼稚園を作ることも可能である。一方有料の補充教育もある。例えば、幼稚園の子どもに英語を勉強させたり、歌を勉強させたり、といったものである。これは保護者が支払いを行う、というようになっている。この点については、補充教育と教育サービスの二種類の教育がある。教育サービスというものは有料である。例えばある学校にとっても素晴らしい施設があるとすれば、その学校の生徒は無料で使うことが出来るが、他校から来るとすれば、これは有料になる。

補充教育のシステムは学校ごとに異なるのであるが、これは国家プログラムであるので、国家から補充教育に関する課題が下りてくる、というようになっている。例えば、100人の

子どもに教育を与える、というようなことが定められているとして、ある有名な先生の下で100人以上の生徒が学習したい、と考えた場合には、生徒たちがお金を払わなければならない、というようになる。

補充教育について、子どもや保護者が必要ない、と考るような場合であるが、例えば子どもたちが美術センターやスポーツセンターに通っていて、保護者が通常の学校での補充教育はいらぬ、と考えた場合は、そのような内容の文章を書いて学校に提出することができる。そのような場合は、補充教育を行わなくてもよいのである。10時間と言っても、必ず週ごとに10時間あるというわけではなく、休みとか、祝日とかに行い、最終的に10時間になる、というようにすることもできるのである。

質問：モスクワ市などで伺った際にも УУД 等が話題となったが、学校の授業だけではなく補充教育も含めて教育を行う、という方針を採るといふようになってくるのか。

その通りである。補充教育は学校にとっての義務であり、子どもたちは行っても行かなくてもよいのである。学校は教育プログラムにこれを必ず入れなくてはならないが、УУДで行うのは、その両方である。普通の教育と補充教育の授業を同時に行うことで、効果を高めることができるかもしれない。

補充教育の科目や内容を誰が決めるのか、と言えぬ、校長や先生が独自に決めるわけではない。これは、通う子どもの数で予算が決まるからである。このため、保護者の委員会などから話を聞き、彼らが何を望んでいるのか、また施設として何ができるのか、ということをよく考えるようになってくる。保護者もしそうした対応に不満があれば、別の学校へ移ってしまい、学校は予算を受けることができないのである。この補充教育に関して、スタンダードで定められているのは、スポーツの分野、芸術の分野であり、これは規定が設けられている。学校はこれに沿って活動を行うのである。

< 2012年9月20日(金) >

⑩教職員資格向上・研修アカデミー・ザンコフ科学教授法センター(10:00～12:00)

НАУЧНОМЕТОДИЧЕСКИЙ ЦЕНТР им. Л.В. ЗАНКОВА (報告：木之下健一)

1. 対応者：ヤコヴレヴァ校長 директор：Яковлева Светлана Геннадьевна
はじめ諸先生方
2. 住 所：125212, Москва, Головинское шоссе дом 8, корп. 2
3. 連絡先：тел：+7(495)4524900 доб. 309
факс：+7(495)7862119
Email：fnmczankov@apkpro.ru
website：http://www.zankov.ru/
4. 入手資料：学校紹介資料の入った USB メモリー



1. 付属学校の歴史とザンコフ・システム

こちらは20年余に渡って、ザンコフ・システムに取り組んでいるが、結果も既に現れている。こちらの付属学校では、子どもたちはザンコフ・システムで教育を受けているが、この学校はモスクワ市において教育レベルが高い学校の一つである。この学校で生徒は1年から11年生まで学ぶことになる。学校の特徴について言えば、ザンコフ・システム以外にも特徴があるが、まずこの学校では、1?4年生までザンコフ・システムで活動を行っている。6?7年生については、子どもたちの教育レベルによって異なる。

子どもたちの中には、先生の説明がすぐに分かる子どもも居れば、理解するまで時間のかかる子どもも居る。そのため、レベルごとに幾つかのグループに分けて、活動を行っている。学年で4回、子どもたちの成績を見るようにしており、成績の子たちが上のレベルに移り、低い子が下のレベルに移る。これは数学、ロシア語、外国語で行うテストに関するものである。それ以降8年生からは個人教育プランに従って、学習を行っている。

科目によってそれらのグループは異なるが、大部分は2つの教育レベルで行われており、3つのレベルで行われている科目もある。これは、より深いレベル、専門的なレベルでの学習を行う、ということである。子どもたちの希望によって、教えるレベルを選択することもできる。子どもが基本レベルではなくて、専門的なレベルで勉強したいと希望すれば、そうしたレベルを選択することができるのであるが、そのコースにおいて、子どもは自身の力を証明しなければならない。レベルの選択や確認があるが、8年、9年生でも上下することがある。1学年で4回、変更がある。10年生になると生徒自身が選択できるようになる。

もう一つの活動というのは、補充教育である。補充教育の中でサークルがあり、普通の授業の中で時間が足りなかったような内容について授業の実践を行う、というようにしている。このような活動の成果として、3年に渡ってモスクワ市のグラントから資金を獲得したが、ただし獲得できた資金は僅かであった(笑)。

次に、ロシアにおけるザンコフ・システムの位置付け等についてお話をしたい。ロシアにおいては、56年間に渡って、このようなザンコフ・システムが発展してきた。去年、ザンコフ・

システムの55周年を祝賀し、その発展の様子を紹介する取り組みを行った。ロシアでは新しい教育スタンダードが定められており、新しいスタンダードに従って、1, 2, 3年生に対して授業が行われている。このスタンダードが実施されるようになってから、新しい教科書などが登場し、教育の有り様が大きく変わる事となった。今の教育の目的は、子どもの発達であるので、ザンコフ・システムはこの目的に大変に適っているのである。そのため、ザンコフ・システムを積極的に導入している。

全ロシアの先生たちの4分1から5分1はザンコフ・システムで仕事をしているので、子どもたちについても同様の割合で教育を受けていることになる。そのため、先生たちの追加の教育が必要となった。それは授業の形態だけではなく、会議やセミナーの形態で行っている。重要なのは、教育大学でザンコフ・システムをほとんど教えていない、ということである。そのため大学を卒業しただけでは、ほとんどそのシステムを理解していないことになる。そのため、こちらの追加教育のセンターで教育を行うことになる。こちらの職員は全ロシアにおいて、ザンコフ・システムの講習を行っている。地方ごとに教育センターがあって、そこで先生たちに対して講義を行っているのである。追加教育の対象としては、先生たちだけではなく、生徒たちも含まれている。様々なコンテストが行われており、今年は「知識のマラソン」というものを行うことになっている。1年間200日位は、先生たちはどこかに出張することとなっている。そのため、こちらの先生方の顔はロシア中で知られることとなった。

また今はインターネットがあるので、こちらを積極的に使って、コンテストや授業を行っている。もう一つの仕事は、新しい教科書の作成である。今新しいスタンダードを出しているので、それに合った教科書を作成している。こちらに展示しているのは、その一部である。今後電子教科書も作成する予定である。またfedorovというサイトでそうした電子教科書が見られる。電子教科書は、インタラクティブであるので、新たな可能性が出てきている。例えばこちらで、追加的な資料の掲載も行っているし、また辞典などのリンクもある。紙媒体の内容に止まらず、インターネット環境を利用した内容が多く掲載されているのである。こうした取り組みには様々な可能性があると考えられる。

ロシアには様々な良い教育システムがあるが、私達はザンコフ・システムのファンである。ザンコフ・システムで教えることは難しく、4年生は特に理論的に難しいことを勉強している。その子たちが5年生に上がる時、先生たちが生徒の実力に驚く、というようなことが起きている。高校生は色々なレベルで勉強をしている、ということを申し上げたが、3つのレベルでの問題が用意されている。難しいもの、中級のもの、簡単なもの、である。大事なものは数学とか、ロシア語とか、周りの世界などの教科を勉強するだけではなく、その他の教科と結びつける、ということであり、これは有名なУУДと結びつくものである。授業準備は本当に難しく時間がかかる。次の授業の準備のために、家に帰ってからも、ネットを使って作業をし、一方で資料も山ほどあるのである。毎日先生たちが教えている授業は3つか4つであるが、準備もその授業の数だけあることになる。

こちらの子どもたちもモチベーションが高いので、もっと知りたい、ということになる。そうなるより更に用意をしなければならない。先生たちの生活は本当に大変である。生徒たちも様々な頑張らないといけない。先生方から様々な説明が最初の学年においてあるのだが、「知識を与

えるだけではないので、自分たちで研究をするように」ということを伝えている。先生方は新しい情報を与えるだけでなく、その必要性について先生自身が理解してから説明をさせるようにしている。そのようにして、問題の核心が顕在化するのである。

普通の学校に比べれば、もちろん勉強は難しいのであるが、より興味深いものとなっている。こうした学習のメリットは、生徒自身がどのようにして知識を身に付けたらよいのか、ということがわかるようになることである。そうした際に、教師が情報を与えるだけでなく、生徒が自分で関心のあることを見つけ、そしてそれを他の生徒にも教える、というようになっている。

保護者の役割について言えば、子どもを学校に送るとき、自身でウェブサイトを見てシステムを理解し、それが本当に良いシステムであると考えれば、子どもたちを学校に送る、というようにしている。もちろん他の学校を選択する親も居る。

これはこちらだけではなく、全体的な問題でもあるが、初等から中等に上がるときに、先生の数が変わり、科目ごとに先生が来るようになる。このような初等と中等の接続について言えば、ザンコフ・システムで勉強した児童の方が、よりよく中等教育に適応出来ている。伝統的なシステムで勉強した生徒も居るが、中等教育の先生方の話によれば、知識の基礎がしっかりとあるので、ザンコフ・システムで学んだ子どもの方が中等教育によりよく適応しているとのことである。ソ連が崩壊した後も、ザンコフ・システムが崩壊したわけではない。逆に今の傾向としては、ザンコフ・システムへの関心が一層高まっている。それは新しいスタンダードが導入されたからである。この中で一番重要なのは、個人の発達である、とされている。

ロシアではこのような目的に適ったシステムは、ザンコフ・システムのみである。技術的な基盤、心理学的な基盤が昔から整備されているのである。ただし、難しい、という側面もある。先生が常に勉強しないといけないシステムでもある。システムへの理解を身につけるために数年の勉強が必要となるし、仕事をしながら常に勉強をしないといけない、ということになる。そのため、非常に熱心な先生が必要となる。これが問題である（笑）このような先生が足りないのである。人によってモチベーションが低い人もいれば、給料の問題もある。また全ての先生がこのシステムで仕事をしたい、と考えているわけではない。しかし将来性に期待をしている。

質問：1年生の受け入れはどのように行っているのか。

学校への入学については、学校としてはテストを行う権利が無い、という状況になっている。これは法律によって禁止されているためである。制約する条件が一つあり、それは教室のサイズである。そのため、今年も1年生は3つのクラスとなっている。希望者自体はもっと沢山居た。モスクワは去年、学校入学に関して新しい制度を設けた。保護者たちは自分たちで学校を選ぶことが出来るため、8,9校においては、全く生徒が集まらない、ということがあった。保護者は、ウェブサイトを見たり、色々な情報を集めている。また学校の統一試験の点数を見ている。こちらは保護者のそうした判断からすれば、とても実績を出している。入学者に対して希望者の人数は2倍居たのである。希望者の人数が、受け入れ可能人数より多い場合は、学校の近くに住んでいる子を優先するようにしている。

希望者の人数が多い時、子どもの性格等を見ることもあり、その際は子どもと簡単な話をするようにしている。親の名前を聞いたり、とかそういったことである。モスクワに住んでいる

子どもは、適当な年齢になれば入学できるので、入学出来なかった子どもが居たわけではない。小学校に入学する時に、ちょっとしたインタビューなどをすることがあるが、これは有名校とか、あるいは1年生の時から演劇の授業があるモスクワの演劇学校などである。普通の学校では全くインタビューをする必要がない。またこちらの学校には、学校準備クラスがある。今年からこちらでは、学校と幼稚園を一緒にし、そうして総合的な教育センターになったのである。そのため先生方は、事前に子どもたちの様子をよく理解できるようになる。

2. ソ連期以降のロシア社会とザンコフ・システム

今ロシアになってから最も心配しているのは、金持ちの学校とか、貧乏人の学校などというように、社会階層によって学校が別れてしまうことであり、そのことに対しては強く反対をしている。またそうしたことが起こらないように、一方では教育の質が下がらないように努力をしているのである。モスクワでは、こうした全ての学校のレベルを向上させることが大きな課題となっている。

ザンコフ・システムは55年前に開発されたものであり、導入されたのは、庶民的な学校であり、地方や農村などの学校であった。そうした際にこのシステムを用いれば、子どもたちの成績を向上させることが出来るのである。

ロシアの教育に関して言えば、幾つかの教育統計があるが、ロシアには就学前教育施設は4万有余ある。学校の数は5万以上である。学校と就学前教育施設で学んでいる子どもの数は1600万人である。就学前教育施設では300万人であり、残り1300万人は学校で学んでいる。先生方の人数は、250万人である。

教員の養成システムはソ連時代から残っているものであり、例えば教育大学がある。ほとんどの地方都市には教育大学がある。またクラシカルな大学もあり、そこに教育の分野もある。ロシアの教育制度は幾つかのレベルから成っている。就学前、初等中等、高等であり、ロシアには中等職業教育システムも残っており、職業大学も存在している。また研究者が学ぶ大学院もある。ロシアになって以降様々なものが崩壊したが、教育制度は最も困難な時代、1990年代を生き残ることが出来た。学校は一つとして閉鎖させることがなかった。そうした時代、就学前教育が最も被害を受けた。

ソヴィエト時代に幼稚園はそれぞれの企業や工場に所属していた。90年代には、経済状況が悪く多くの企業が倒産した。90年代末には、幼稚園の数は足りなくなってしまったため、そうしたシステムの復活を図った。この問題は完全に解決されたとは言えない。ロシアの地方によっては、こうした幼稚園がまだまだ不足しているような地域もある。

最も大きな転換点について言えば、数学や物理など教育の内容については、それほど変更はなかったものの、イデオロギー関係の科目に変化が起きた。91年のロシアの革命の時、共産主義が無くなり、その影響を受けて歴史学や社会学の内容に変化が起きた。20年の間で最も大きかったのは、ЭГЕの導入である。この統一試験についての議論は今でも存在する。

これを導入した理由は、子どもたちが学習した知識に関する全国共通の評価が必要となったからである。ソヴィエト時代、生徒は先生から教わった後、同じ先生による試験を受けることとなっていた。このため、先生は学習に関してコントロールを行うことが出来たのである。我々

はこのシステムを気に入っていた。他にも TIMSS など様々なテストがあり、2003 年、2006 年、2009 年と国際的なテストに参加している。これは文学、数学、理科といった教科についてである。一番最初の TIMSS が行われた 2003 年に日本もロシアも参加したが、ロシアはそのうち 3 つの分野で 27 番になったのである。この点を我々は大変に危惧したのである。これは最初に受けた外部からの評価であった。このことは統一試験の導入に際して、最初の刺激となった。

第 2 の刺激は、大学入学の問題である。以前は大学の入学試験が存在していた。そうしたシステムがあったので、田舎で卒業した子どもはほとんど良い大学に入学することが出来なかった。つまり余り準備をすることが出来ず、入学には至らなかったのである。統一試験が導入されて、現在は 5 つの大学に願書を出すことが出来る。入学するとき、良い大学に入りたいのであれば、統一試験の点数が高くなければならないのである。点数が高ければ良い大学に入れるし、成績が悪ければ教育大学に入ることできる(笑)。統一試験の導入は、教育分野におけるニーズのみでなく、社会的な問題の解決、ということであった。つまり外部からの評価ということが必要であり、大学入学の公平性が重要であったのである。統一試験の導入の関係で、難しかったのは統一試験の作成である。全ロシアの資料を新しく作らなければいけない、という作業があった。このテストについては、今でも問題が指摘されている。これは別の話題になるが今の考え方は、テストを止めるのではなくて、テストの内容を向上させることにある、とされている。

20 年の変化として、もう一つは学校が自由になった、という点がある。ロシアにおいては学校の管理システムは国家と社会に委ねられているが、一方では保護者による委員会が管理する機関となった。この委員会は様々な機能を果たしているが、今年の 9 月 1 日からの新教育法の導入を受けて、学校の教育プログラムについての承認を行うことが必要となっている。ロシアの教育レベルに関してスタンダードにおいては、3 つの必須項目が定められている。1 つ目の項目は、学校の教育プログラムの構成に関するものである。また 2 つ目は、教育を受けた結果について、それぞれのプログラムで学んだ際に、どのような結果が出たか、というものである。3 つ目の項目は、教育プログラムを実現する条件、必要な設備、教員給与など、そういったものを整えることである。それぞれの学校は連邦のスタンダードに基づいて自分の教育プログラムを作成するので、各学校の雰囲気は大きく変わることとなった。もちろん、ロシアのどの学校においても 8 教科は必修なのではあるが。しかし例えば、義務教育の中でも色々なレベルがあるのである。

これも 20 年の間での大きな変化である。つまり、それぞれの学校が個性的になってきているのである。もう一つの変化はコンピューターの普及であり、インターネット環境の普及である。ほとんどの学校は、ネットに接続をされていて、様々なソフトなど、コンピューター関係のものを使っている。この点についても問題が解決されていないが、一番遠くの村に行ってもネットが存在するのである。そして、これを上手く使える先生も居るのである。様々なネットの技術には豊富な可能性があるので、そちらにも注目をしたいと考えている。またもう一つの変化として、学校の教育に関する機能について変化があった。ソ連期は、子どもの教育は、共産主義のイデオロギーに全て基づいていた。例えば、ピオネールやコムソモールなどである。91 年のソ連崩壊でこれらは全て無くなってしまった。そのため、このような子どもの教育に関する原則が無くなってしまったのである。そのため、大きなギャップが生じることとなった。

今はこの状況を改善しようとしている。2009年から4年生に新しい科目を導入したのであるが、これは精神的な、道徳的な育成を目的としたものである。その科目の名前は「宗教的な文化と世俗倫理の基礎」である。

日本ではどうなっているかわからないが、ロシアでは例えば人の優しさとか尊敬とかそういった面が十分ではない、ということを感じている。この教科は、宗教の原則を勉強するのではなく、子どもたちは、善悪とか神とか魂とか、家族の中での関係とか、そういったものを学ぶようになっている。

最初、教育法は1992年に作られ、常に法律の追加や訂正や補充が行われていった。今年の9月1日から教育法を導入しているが、そこには統一試験や学校の自立など、また連邦教育スタンダードなど、重要な変更点が盛り込まれている。この法律においては憲法で保障されている原則、つまり中等教育までの無償教育、ということが定められている。連邦教育スタンダードの枠内にある教育は無料であり、それ以外は有料である。

⑪ロシア正教本部（14：15～15：45）

Русская Православная Церковь（報告：黒木貴人）

1. 対応者：イラリオン府主教座下（**Митрополит Волоколамский Иларион. Алфеев Григорий Валериевич** 正教アカデミー学長）
ウラジミール・シュマリ氏（**Владимир Шмалый** 正教アカデミー副学長）
シゲノブ・ニコライ・オノ氏（小野成信：正教アカデミーへの日本からの留学生）
2. 住 所：115191, Москва, Даниловский вал, 22 (Отдел внешних церковных связей Московского Патриархата)
3. 連絡先：csi@mospatr.ru
Телефон: +7 495 955 67 77
факс: +7 495 633 72 81
4. 入手資料：無し

<イラリオン府主教座下のお話>

ロシア正教は多民族からなる宗教であり、ロシア正教の大司教の部屋には15の国旗が飾ってある。ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、カザフスタン、アゼルバイジャン、タジキスタン、ウズベキスタン、キルギス共和国、トルクメニスタン共和国、ラトビア、エストニア、中国、そして日本である。なぜロシア正教の範囲にこれらの国が入ったかということ、かつてこれらの国で正教の伝道が行われたからである。日本にはロシア正教の支部もある。こちらの創立者は、聖ニコライである。1861年に聖ニコライは日本へ渡った。その当時、正教徒は一人もいなかった。聖ニコライは、50年間日本で生活したが、その時期にはロシア正教の教会は200を数えるに至り、また信者も3万人程度まで拡大した。ロシア正教の中で、こう



した制度は数百年前から存在している。

ロシアにおいては大学が創立される以前から宗教のアカデミーもあった。1917年の革命の後、すべての宗教の教育施設が閉鎖され、第二次世界大戦後、3つの学校が新たに開かれた。ソ連崩壊後、ロシアになって以降包括的な宗教の教育制度が復活した。この20年間に渡ってアカデミー、大学など50程の新しい学校が開校された。そして2009年に大司教になったキリル大司教の命によって、教会の学位も作られた。今はロシアだけでなくCIS諸国も含めて、教会と政府・国家との間で特に教育分野での関係が活発になった。今ロシアでは40の大学において、宗教に関する講座・学部がある。例えば、モスクワでは原子力大学があるが、そちらにも宗教講座がある。

また、普通教育学校でこうした宗教の科目を教える可能性が広がってきた。この活動は始まったばかりであり、まだ目標は達成していない段階である。何故かと言えば、宗教の科目は普通教育学校の4年生だけに限られているためであり、また宗教というよりは「文化的な内容」という科目になっているためである。そして、それぞれの教会の代表者は、この教科を自分で教えることはできない、という状態に置かれている。「文化的な内容」としての宗教の科目が、新しい科目として導入された、ということは第1のステップであると考えられる。

<ウラジミール・シュマリ副学長との質疑応答>

質問：4年生での宗教的内容の科目の話があったが、現在どの程度実施されているのか。

回答：私は教会の教育制度の中での活動や、世俗の大学における宗教教育が主な専門となる。従って、普通教育学校における宗教的な要素の導入の状況についてはそれほど私自身は詳しくはないのだが…。

今中等学校で宗教文化の科目があり、統計のデータは手元に無いが、モスクワも含めた多くの地方でこの教科が導入されている。政府、国家の意見としては、教会の神父ではなく世俗的な人が優先的に教師になっている。こうした事情から、新たな教師の教育または追加の教育が必要であると考えている。現在それらの教員の養成が行われているところは、普通の大学の宗教講座であるというのがこちらの見方である。さらなる教師教育が必要であると思われるため、

そうした取り組みの発展に向けたサポートをこちらでは行っている。その際、様々な困難もある。しかしながらやはりこの活動はとても興味深く、この教科は「宗教文化と世俗倫理の基礎」というものであり、いくつかの教科がお互いに結びついている。従って、様々な専門家が参加することが可能となっている。4年生で教えられている教科はいくつかの部分からなっており、宗教の部分、世俗の部分から構成されている。そのため保護者は教科について選択をすることができる。

このような「宗教文化と世俗倫理の基礎」という教科は一見奇妙ではあるが、このような形になったのは社会の妥協の結果である。この教科の導入については、大きな議論が展開された。当初のこの科目の考え方は、子どもたちが自分の宗教の内容、雰囲気を知ることができるように、という趣旨のものであって、正教やイスラーム教の内容を考えていた。つまり宗教の文化的な面が科目の内容として最初は構想されたのである。しかしこの科目を批判した人は「文化だけではなく価値観に関係する」という理由で反対をした。そのような批判も含めた様々な議論の結果として、宗教文化に代わるものとして「世俗倫理」という内容も加えられた。これは価値観の問題である。我々の意見は、このような教え方として正しくないと思うが、この点は社会の妥協の結果である、と思われる。

もしご興味があれば、いくつかの教会と社会との関係について申し上げたい。その一つは、世俗の大学の中で、このような宗教教育の存在についての議論が行われている、という点である。これは不確かなところがあるが、つまり、どれほどロシアの社会と国家は世俗的であるのか、といった問題である。一番極端な意見の中には「大学も含むそれぞれの社会の分野において宗教は全く存在していない、含まれていない」というものがある。一方で教会の意見、他の宗教界の意見によるとそういった意見は現実的ではない。それは、学校においても大学においても、学生たち、先生たちは何らかの教会の信徒であるという事実があるからである。

また別の見解においては、宗教は文化の科目、社会学の科目として位置づけられている。現在、世俗国家の法律を常を守るという条件で、宗教に関する研究は普通の大学でもいつでも行うことができる。この点に関して、法律の原理は大きく2つある。1つは、選択の自由である。どんなイデオロギーでも、強制的に教えることがあってはならないのである。そして、宗教学の教育というのは、社会学部、文学部のスタンダードに適應していなければならない。我々のこのような論理が政府に受け入れられ、国家のスタンダードが開発された。これは宗教学の学士、専門家を養成するスタンダードである。宗教学の科目は現在では、ポーロニャ・プロセスの原則に従っている。

ロシアと他の CIS 諸国の違いについて言えば、ロシアには資格委員会という組織が存在する。ロシアでは2つの職業のリストがあり、1つは教育に関するリストであり、もう1つは科学に関するものであるが、この内容は実は正しくない。例えば、科学関係のリストには宗教学が入っていないのである。ということは、例えば宗教学で修士になり、その後博士を取ろうとしても取得できない、ということである。このため大学との関係がより難しくなるのである。ロシア正教会の教育施設には、博士に相当する資格を持っている人もいる。その一つの教育施設は、イラリオン学長が指導する学院である。学院における Ph.D. 認定が、今後公式な書類に記載できる資格となることを期待している。これは政府との交渉次第だろう。この点は大変に興

味深い内容であると思われる。つまり社会学とか、文学部の社会的なステータスにも関係することであるが、科学の諸分野間の結びつきに関する課題も発生しているのである。今学院では、「宗教学に基づいた世俗と科学」に関する文章を作成している。今は社会学、歴史哲学などといった一般的な社会科学分野で関連性のある専門家が共同で研究を行っているところである。

先に申し上げたとおり、宗教の教育については、教会の中に教育制度が存在している。この5年間に渡り、教会の教育制度はよりオープンなものとなった。というのは、教会の教育制度はロシアの教育スタンダード、同時にボローニャ・プロセスの教育スタンダードに、我々の意志で適合させることになったからである。様々な官僚的な部分もあり、また書類上の手続きも大変に難しくなっている。これは一番難しいところではあるが、一番大きなメリットがあるところでもある。この点が意味するのは、ロシア社会がオープンになった、ということなのである。今後10年の間に教会は更にオープンになり、市民社会、民主主義社会の中で何も秘密を持たず、社会との議論、大学との議論が可能になっていく、と考えている。

23年前に、私（副学長）はセルギエフ・ポサードの神学学校に入学をしたが、その当時宗教学のゼミナールは閉鎖的な学校と見なされていた。例えば、図書館があったのであるが、そこには我々しか入れない、というような状態だった。外部の人との付き合いに関しても、厳しいルールがあった。それはその当時としては良かったのかもしれない。修道院の中にいたので、外の世界と隔離されていた。しかし、世界そのものは、20年余りにわたって大きく変わった。

私（副学長）も持っているが、今ではこのようなiPadのようなものをどの神学校生も持っている。（インターネットがあるため）閉鎖された環境というものもはや存在せず、情報源として優先されているソースもないのである。例えば、今は図書館に行かなくても学生は図書館の情報にネット上からアクセスして、情報を得ることができるのである。教会の教育制度の閉鎖性自体はソヴィエト時代の現象で、教会というのは（元々）社会の周辺に存在していた。それはゲッターのような存在であり、その状態から変わるのに多くの時間を必要とした。今教会そのものも新たな状況に直面しており、そのような環境に慣れないといけないのである。オープンになったことには様々なメリットがあるが、それだけでなく挑戦しないとイケない事情もあるのである。

質問：大学で宗教の授業を担当する教員は、教会の人間なのか。もしくは世俗の人間なのか。

回答：これはやはり議論の対象となるところである。つまり、神父が学校の宗教の授業を担当できない、ということに関して大きな議論の的となっている。学校とは本来「希望」の概念に関係したものである。教会の神父であり、同時に先生でもある場合、神父であるから学校での仕事をしてはいけない、というのは彼らの権利を侵害している、ということになる。同様に、(学校で)宗教のシンボルを使う、シンボルを持ってくるということに関して、フランスでもそのような議論が行われている。この問題は、やはりイスラーム教に関係して大きな問題である。例えば、地方によってイスラーム教の衣装、スカーフを被っていけない、というルールがある。モスクワではこのような宗教的シンボルをつけることは禁止されていないが、今普通教育学校では制服を導入している。

大学の先生になった人は宗教的な衣装ではなく、普通の服を着て来る。法律上、今ではこれ

は制限されてはおらず、教会の神父が着ている服装でも問題はない、とされている。

服装の話をしたが、それ以上に大学の宗教学の先生がどのような人間であるのか、これが焦点となっている問題であり、ご質問の本質もそこにあると思われる。この点に関して、教会は(神父が普通教育学校で宗教科目を担当できないという)現状に満足していない。神父たちは別に悪人ではないのである。今は宗教の学校を卒業した人や、間接的な分野である社会学者、哲学者、さらには文学者なども宗教学の先生となっている。これも今一つ課題となっている点である。大学の講座で教えている先生をどうするか、これも問題となっているのである。

しかし、大学も宗教関係の科目・分野を閉鎖的な領域に閉じ込めることを望んでいるわけではないのである。宗教学の先生方も、哲学者、社会学者、教会の研究を行っている人々との間で積極的な繋がりを維持している。例えば、この学院は、教会の教育制度のトップとなっている。この学院はロシアの宗教哲学協会の一人が創立者となってつくられた。そして、ロシア正教会と学院のイニシアティブにより、宗教社会学関係の国際会議も開かれている。(正教会、学院は)ロシアのトップ5に入るような大学の講座、例えばモスクワ大学、サンクト・ペテルブルグ大学、経済大学、文学大学などの哲学講座との間で良好な関係を保っている。

質問：この学院に入学したい場合は、ロシア正教徒でないといけないのか。そうでなくても入学できるのか。

回答：まずロシア正教会の教育制度に入っている学校や大学は、やはり卒業後に神父になる人に対して教育を行っている。ロシアではこれを伝統的にセミナーリアと言っているが、そのためセミナーリアには女性は入学をすることができない。それ以外の教会の教育制度に関連する教育施設、そして世俗講座の施設には女性でも入ることができる。そこにはより多くの科目が設けられている。この学院もそうであり、入学できるのは教会の学校、大学を卒業した人だけではなくて、また専門的に神学を勉強した人だけではなく、その他の人も入学できるのである。

信仰の話で言えば、正教徒であるかどうかというのは非常に個人的な話であるので、試験ではそういったことは聞かず、知識を見ている。その際知識の内容が十分であれば、こちらで研究をすることができるので、学院としては受け入れをするのである。カソリックの人も受け入れているし、教師として講義を行っている人の中にもカトリック、プロテスタント、またイスラームの人もいる。一番重要なのは、先生方の学問のレベルである。セミナーリアを卒業した人はどこかの町で神父をするようになるのだが、学院に入学する者については、正教を信じる人が多いことを望んでいる。一方、自由というのは人の成長のために非常に重要な基礎となる。ソ連時代とは異なる育成のパターンを取り入れたいと考えている。

質問：学校における宗教の授業と関連して様々な議論があり、これは社会の妥協の結果である、との言及があったが、教会としてはどのようなことを望んでいるのか。

回答：正直に申し上げれば、私はその教科の専門家ではないので具体的にどういう内容が入っているのか、ということはしっかりと把握をしていない。しかし、この教科の導入の根拠などについては理解をしている。端的に言えば、この教科のアプローチは2つあった。1つ目のアプローチは帝政時代の学校教育の経験を活かすというものである。革命前の学校では宗教教

育が存在し、宗教の原理を教えていたのであり、現在そのようなものは諸外国の教育においても行われている。ギリシャやドイツといった民主主義の進んだ国においても、宗教が科目として導入されているということは、こうした実践を行うことは理屈としては正しい、ということになった。

もう一つのアプローチは、出来ればロシア正教の歴史的な役割について、すべての学校の子どもたちに教えたい、という思いである。様々社会で議論が行われたが、第一のアプローチは社会においては受け入れられなかった。そして、やはり自分達の歴史、自分達の文化を知ることが重要である、という方の理屈を受け入れたのである。

もう一点言及すれば、事実として宗教というものは今の社会において存在し、影響力を持っている。この点の良い悪いは別として、宗教に関する知識が必要となるため、このような教科も必要となってくるのである。例えば、どこかの特殊な文化とか宗教のある国に行くのであれば、その国の特徴について知るべきである、といったようなことである。

質問：現在日本では、医学の発展に伴って遺伝子操作や iPS 細胞などの研究が進む中で、生命倫理と関係して宗教的な倫理への関心が高まっているのであるが、ロシアにおいてはこうしたことは注目されているのか。

回答：ロシアには他のヨーロッパと同じように生命倫理の委員会がある。しかしロシアにおいてはそれほど遺伝子などの研究が進んでいるわけではないので、生命倫理に関して大きな問題となる状況はない。モスクワの原子力研究所には、ナノ生物学研究所のようなものが設けられていて研究が行われてはいる。現在では細胞のレベル、遺伝子のレベルで様々な変更が可能となっており、臨床のレベルにおいても、細胞のレベルで変更が可能となった。やはり人間の変化の可能性というのは、宗教だけではなくて、社会的な問題である。しかし教会としては、人間の価値は固有なものであるという立場に依拠しながら、そのような社会の議論に参加している。その意味で教会の人でなくても、道徳の委員会の代表、哲学者、医学の専門家などと議論を行っている。この点については議論のテーマが2つあり、人間の固有性、そして公平さの問題である。

人を社会的な優劣という2つのグループに分け、このような区分けを生物学・遺伝子工学のレベルでもするようになる、ということは危険であると思われる。研究はやめるべきではないが、社会の中でより大きな議論が必要であると考えられる。21世紀の最も注目される分野は人間に関する研究である。その研究が進展してゆく時、生物としての人間というだけでなく、精神の問題にも関わると期待している。

2013年9月モスクワ調査（B班）報告書

（2013年9月15日～22日（8日間））

澤野由紀子
嶺井 明子
松永 裕二
大谷 実
ミソチコ・グリゴリー

モスクワ調査（B班）調査日程・調査機関

日 付	時間	移動・調査機関
9月15日(日)	12:05 17:10	成田発 モスクワ着
9月16日(月)	13:00 17:30	① 1961 番初等中等普通教育学校（インクルーシブ教育） ГБОУ г. Москвы средняя общеобразовательная школа №1961 ②モスクワ教育大学+モスクワ公開教育研修所 Московский педагогический государственный университет Московский институт открытого образования
9月17日(火)	11:00 14:00	③モスクワ教育発展研究所 Московский институт развития образования ④第 446 番初等中等普通教育学校（環境教育） ГБОУ средняя общеобразовательная школа с углубленным изучением экологии №446
9月18日(水)	13:00 15:30	⑤モスクワ市教育局 Департамент образования г. Москвы ⑥モスクワ市立第 14 番技術カレッジ（第 1 モスクワ教育コンプレックス） 第 14 番技術カレッジ（中等職業教育機関・教育コンプレックス） ГБОУ среднего профессионального образования г. Москвы Технологический колледж №14 (Первый Московский Образовательный Комплекс)
9月19日(木)		（トレチャコフ美術館）※澤野、嶺井は A 班に同行
9月20日(金)	09:00 14:00	⑦教育科学省 普通教育局 Департамент государственной политики в сфере общего образования Министерства образования и науки РФ ⑧教育科学省 高等教育局 Департамент государственной политики в сфере высшего образования
9月21日(土)	12:00 20:00	⑨教育政策問題研究所「エヴリカ」 Институт проблем образовательной политики ?Эврика? モスクワ発
9月22日(日)	10:20	成田着

< 9月16日(月) >

① 1961 番初等中等普通教育学校 (インクルーシブ教育学校)

ГБОУ г. Москвы средняя общеобразовательная школа №1961

(訪問時間: 13:00—16:30)

1. 対応者: Киося Александр Николаевич 校長
Мельтюхова Марина Васильевна 副校長その他
2. 住 所: ул. Южнобутовская, д.76. к.1
3. 連絡先: +7 (495) 715-80-45. sch1961@yandex.ru

2000年に創設された新しい学校である(Киося校長先生は初代校長)。定員は550人だが、約260人しか在籍していない(ほとんど1学年1学級)。教員約30人。2005年からインクルーシブ教育の活動を開始し、2011・2012年度は27人の健康を制限された子どもたちが同校で学んでいた。他の学校ではなかなか受け入れてくれない、認定された障がいのない子どもも多数在籍しているため、こうした「隠れたインクルージョン скрытая инклюзия」の子を含めると、実際は100人近くの障がいの子がいるという(発達の遅れや多動など)。身体障がい者もいる。



複雑な障がい(сложная структура дефекта)を持つ9人の子どもは「特別な子ども Особый ребенок」という特別学級に入っており、去年までは4人と5人の2つのクラスに分けていたが、今年は予算が減ってしまったため1クラスになった。ダウン症や自閉症など、障がいの種類が違ったりして全員を同時に指導するのが難しいため、登校の時間をずらして対応している。食堂で食事しているときや体育の授業の際には、普通学級の子どもと一緒にっており、健常児と交流することが発達のモチベーションになり、これも一種のインクルージョンである。

一方、軽度の障がいをもつ子は、普通の学級で学んでいる。但し、普通の授業の他に、矯正・発達のための指導も受けている。言語矯正士 логопед の教室や、芸術療法 арт-терапия などを取り入れている心理士 психолог の教室があって、スケジュールに沿って少人数指導をしている(言語矯正士の場合、1人週2回程度)。логопед-дефектолог もいる。また、心理士は、演劇スタジオのサークルもしている(これも芸術療法的一种)。この学校では、教師と言語矯正士、教師と心理士、というように2つの資格を同時に持っている先生のモデルを普及しているが、これは小学校のレベルであって、中学校ではまだ導入できていない。さらに、障がいの子どもたちが休み時間のときや授業の途中で疲れてしまった際に使う、リラクセスの部屋がある。

この他に、チューター制度があり、重度の障害の場合は、特別の資格が必要になるが、軽度なら、母親、ボランティアの人、同級生の子どももチューターになれる。給料が非常に少ないため、本業としては成り立たない。最近まで在籍していた盲目の男の子のお母さんは、

тифлопедагог の視覚をとって、自らチューターになっていた。認定を受けた障がい児は、国から一定額の手当てをもらっているが、子どもの発達を重視する場合は、片親が働かないという選択肢しかないのが現状である。

インクルーシブ教育を開始した契機は、ユニセフなどの資金援助を受けている“ペルスペクチワ”という障がい者支援団体*¹が、南西区で協力できる学校を探していたことである。本校以外に希望者は出なかった。本校は以前から定員割れし、学校の特色を作る必要性があった。この地区はもともと貧しい家庭が多く、社会的弱者向けの公営住宅（социальное жильё）が集中しているため、障がい者の割合が比較的高いといえる。

同団体は、若い身体障がい者が車椅子などで、「善意の授業 уроки доброты」というプログラムの授業を行っている。本校では、インクルーシブ教育を実際に始める前に、こうした授業を行うなどして、2年間にわたって子どもたちや教員の準備を進め、寛容な環境づくりにつとめてきた。また、学校の施設設備を改良する必要があった（但し、特定障がい向けの優れた設備を持つ寄宿制の特別学校にはどうしても負けてしまう）。インクルーシブ教育導入後も、定期的に「善意の授業」を実施している。校長は同団体の資金で、ドイツ、イギリスなどに研修に行ったことがあるという。その前は、軍事・愛国心訓育 военно-патриотическое воспитание に力を入れてきて、今も続いているという（ただし、その中身は戦争の教訓から学ぶ平和教育の要素が強い）。校長先生は、スポーツ選手や軍隊の特殊部隊など、これまで多くの経験をしてきており、アフガニスタン帰還軍人会のメンバーでもある。（校庭にはアフガニスタン撤退 20 周年を記念する石碑が置かれていた。その隣には、大祖国戦争の際の対空放射の大砲が置かれていた。）

インクルーシブ教育を進める上で2つの大きな問題がある。第一に、障がいをもつ子どもの過度に熱心な親の態度である。健常児の親は教育プロセスに比較的無関心で学校に任せっぱなしの場合が多いが、障がい児の親はその真逆である。こうした親は積極的に学校に来て、実現不可能な（他の子どもと同様な）高い学習成果を求めてくる。つまり、自分の子どもたちの可能性を客観的に評価できていない。アカデミックな教育成果よりも社会化のプロセスのほうが重要である、と我々は説得しているが、なかなか理解してもらえない。

第二に、インクルーシブ教育のための法整備が足りないことである。2010年4月28日付け「モスクワ市における健康の可能性を制限された人々の教育について」の法律（№16）*²に基づき、こうした子どもたちの親は教育の形態、教育施設を選ぶことができるようになった。同法第14条は、「国公立教育機関は、連邦の法令およびモスクワ市の諸法律が定め



* 1 Региональная общественная организация инвалидов “Перспектива” <http://perspektiva-inva.ru/>

* 2 Закон г. Москвы от 28.04.2010 N 16 "Об образовании лиц с ограниченными возможностями здоровья в городе Москве".

ている場合を除き、健康の可能性を制限された者の受け入れを拒否することはできない」と規定している。つまり、健康の可能性を制限された人々はすべての学校で受け入れられるようになった。しかし、インクルーシブ教育のための環境が整っている学校は非常に少ない。モスクワ市南西管区には 250 校あるが、複雑な障害をもった子どもを実質的に受け入れている学校は 2 校のみ、本校と 176 番学校である。他の学校がインクルーシブ教育を開始できないのは、もし障がい児を受け入れるようになったら、本校のように、他の学校に負けてしまうからである。モスクワ市の別の南東区には、市内で一番最初にインクルーシブ教育を取り入れた“カフチェーグ”という 1321 番学校がある。この学校は、様々な優れた活動をしているが、経済的に裕福な地区にあり、公立学校でありながら、ユニセフなどの資金援助を受けており、スタンダードに従わず独自のプログラム（名称付きプログラム）の使用が認められている。しかし、これは例外である。インクルーシブ教育学校というステータスが存在しないため、本校をはじめほとんどの学校は単なる普通教育学校のステータスしか持っておらず、上記のような独自のプログラムの使用が認められていない。従って、ЕГЭの際には良い成績を出せないため学校のランキングが下がってしまう。その結果、予算もなかなか獲得できない。重い障がいの子の一部は試験の免除が適用できるが、軽い障がいや隠された子も多いため、問題は残る。вариативная аттестацияが認められるべきである。

②モスクワ教育大学

Московский педагогический государственный университет

(訪問時間：17：30—18：30)

1. 対応者：Семёнов Алексей Львович 学長
Сергей Дмитриевич Каракозов モスクワ公開教育研修所第一副所長
(Московский институт открытого образования) 他 9 名.
2. 住 所：Кабинет ректора университета, ул. Малая Пироговская
3. 連絡方法：тел. +7(915)489-15-26

モスクワ教育大学は市南西部（ユーゴ・ザーパッドナヤ）地区に新キャンパスを建てたが、現在でも旧キャンパスも使用しており、今回は旧キャンパス学長室で面会を行った。セミョーフ学長（写真上右）はロシア科学アカデミー正会員で、今年 9 月 1 日まで 20 年間にわたりモスクワ公開教育研修所の所長を務めた。専門は、数学である。



グリゴリー氏によると、モスクワ教育大学の元学長のマトローソフは、大学の学位授与に関わるスキャンダル等で学長を解任されたばかりとのことである学長から説明が始まる。本日、ここに参加している者は2つの機関の責任者である。一つは、ロシア最大で最も古い伝統がありまた有名な教育大学である「モスクワ国立教育大学」である。もう一つは、教員の再教育においてロシア最大で最も有名な研究所である「モスクワ公開教育研修所」である。隣のカラコーゾフ教授は、公開研修所第一副所長、フォードロフ教授は教育担当、フィーロン教授は国際担当である（グリゴリー氏の情報では、9月11日付けで別の方（Ольга Эдуардовна Крутова）が所長に任命されており、カラコーゾフ教授は副所長にも任命されていないとのことです）。また、本学より国際担当ルウィコフ教授と教育担当のチャートフ教授が参加している。出席者が多いので、個別に紹介しないことをお詫びしたい。本日の面談の折に、折に触れて発言をする際に紹介させてもらいたい。

調査班代表の澤野先生から、日本側調査団の紹介をし、続いて各自順番に自己紹介を行った。

澤野：ソビエト連邦崩壊後20年以上経過したが、その間、教員養成や研修の変化について教えていただきたい。

学長：簡潔に答えるのは難しく、このようなことを説明するには3時間程度必要だろう（笑い）。

澤野：最近になって第2世代のスタンダードが導入されたことによる教員養成の変化はどうなっているのか。また、ボローニアプロセスが導入されて、この大学での教育制度はどうなっているのか。

学長：実際、この5年間で、就学前教育から大学院までのすべての教育段階でスタンダードが導入された。私はこの間、ロシア科学教育省のスタンダード作成委員会委員であった。スタンダードに関して強調したいことは、スタンダードそれ自体は簡潔・一般的な記述で、A4用紙50頁程度である。例えば、基礎教育段階5-9学年の全教科に関する内容を50頁程度で述べることは不可能である。今のスタンダードは、教育内容に関する哲学、ストラテジー（戦略）、あるいは基本方針と言った方が適切であろう。現在のスタンダードをもとにして具体的に詳細な暫定プログラムや解説を含む数百頁のものを作成しなければならない。その意味で、新スタンダードは既存のそれとは異なっている。調査団の皆さんはすでにご存じかと思えます



が、2004年のスタンダードと9月にスタートした新スタンダードは全く異なる。例えば、就学前教育のスタンダードは初めて導入された。その際に、大きな議論となったのは、就学前教育終了までに達成されるべき成果を明示すべきかどうかというものであった。議論の結果として、終了時点で達成すべき事柄を明示しないことになった。それに代わって、就学前教育機関が児童の発達のために提供すべき物的・人的・教育等の条件を明示することとなった。この条件のもとで就学前教育の関係者は教育を施すとともに、併せて児童が達成した発達水準を記録しなければならない。しかし、達成すべき成果に児童が到達したかどうかは問われない。独立した教育段階としての就学前教育は、2012年12月29日採択のロシア連邦教育法で明記された。新連邦教育法が成立する3年間、ロシアにおいてその内容に関して激しい議論が戦わされた。9月1日から施行された新連邦教育法は、初等教育から高等教育までの既存の教育法に取って変わったのだが、その新連邦教育法自体はすでに様々な修正が加えられている。専門家である皆さんすでにそうしていると思うが、ぜひそれを手に取り、できれば翻訳すると良い。新スタンダードも含めて、本教育大への発注のもとで、それらの英語版や日本語版を作成することもできる。(澤野：すでに翻訳に取りかかっています。)その際に、本大学が支援できることもあるかもしれない。

次に、初等学校のスタンダードについて話したい。初等学校のスタンダードは、世界が共通に志向している教育発展の方向性に基づき作成されている。それは、各教科での伝統的な知識技能の成果とコンピテンシー。すなわち、個人的側面と教科の枠を超えた(メタ教科的な)側面が取り入れられた。各教科の成果は、数学や歴史などの教科を考えれば多少なりとも分かりやすいものであるが、教科の枠を超えた側面は、自主的に学習活動を組み立てる能力や、自分の視点を持って他者との議論に参加したり、他者の意見を聞いて自分なりの見解を発言できる能力などである。このような組み立ては、初等段階だけでなく、基礎教育段階の第9学年まで同じである。

しかし、第9学年終了後に、生徒には様々な可能性が与えられる。先ず、中等職業教育進学できる。また、普通教育の上級学年やギムナジウム等に進むこともできる。普通教育の10-11学年ではバリエーションが豊かになり、国際バカロレア制度と同じように多様化がなされる。以上は、新しいスタンダードについての概要になる。今年度で、初等学校で新スタンダードの導入が完了することになる。基礎教育や上級学年のスタンダードは、まだ実験・導入段階にあり、教科書の執筆や、暫定プログラムの作成や、教員養成が試みられている。また、高等教育では、本大学ではボローニアプロセスにより、バカラブリアート(学士)とマギストラトゥーラ(修士)の2段階に再編したが、現在でもスタンダードは作成中である。他方で、大学の制度改革はまだ進行中で、例えば、バカラブリアート(学士)を2つの種類にする、例えば応用志向と学問志向のものにすることを検討中である。前者は、現場での実践を重視するコースで、後者は研究を重視し継続的教育を可能にするコースである。また、最近議論になっているのは、複数の専門課程の統合に関するもので、大学での専攻を定めずに「リベラルアーツ」のように複数の分野を広く履修し、必ずしも高等教育の要素を含めなくともよいとするリベラルアーツ・バカラブリアートで、このことは新教育法でも触れられている。本学は教育大学であり、学校の教員を養成することが使命であるが、現在、本大学の卒業生で学校現場で教員

として働く者は多くなく、他の種類のバカラブリアートを設置することを検討している。本学は、将来就く職業が未定の学生に対してもレベルの高い教育が行えると確信している。教育内容は、哲学、教育学、心理学を含み、さらに、美術史、外国語、数学も含まれている。大学で学ぶ過程で、教員を志望したい者には応用志向のコースを選び教育実習の時間を増やすことになるし、学問が好きで研究者になりたいと思う学生には学問志向のコースを選び、さらに継続して学ぶこともできる。また、大学で広く教養を習得してバカラブルの学位を取得することもできる。われわれが非常に合理的だと思うことは、バカラブルの学位を取得して現場で働きながらマギルトルを取得することである。

次に、全ての学校段階の教育の中で、特に数学のプログラムについて話をしたい。2012年5月7日にプーチン大統領は、大統領就任の際に、大統領令：「ロシア連邦における数学教育発展のコンセプト作成の必要性」に調印をした。私は、ちょうど本コンセプト作成に関する大統領府附属の作業チームの委員であった。現在、そのワーキング資料（草稿）が出来上がり、インターネットのサイトに掲載され、現在広く討議の対象となっている。このコンセプトの中心となるものは、全ての教育段階における数学科教員養成で、学校でリーダーシップを発揮できる数学の教員養成である。また、万人の数学文化水準の向上や、あらゆる世代、あらゆる分野における数学教育の質の向上が謳われている。他の特徴として、「国際公開数学問題データバンク」の構築がある。その構築について、現在、APEC 諸国と検討をしているところである。私は、APEC 教育大臣会議においてこの構想を提案し、その実現に向けてイニシアチヴを取っている。以上が、私からの説明です。

質疑・応答

嶺井：これからの教員養成では、バカラブルの学位を取得して、現場で働きながらマギルトルを取得することが、これからの方向であると理解してよいでしょうか。

学長：私はそれが主要な方向性になると思う。

嶺井：そうすると、以前が、5年間でスペシャリストであったが、今度は、バカラブリアートが4年、マギストラトゥーラ2年ということでしょうか。

学長：通常バカラブリアートが4年であるが、多くの大学が5年間のバカラブリアートがあり、そのモデルでは2つの専攻（資格）を取得することになる。ただ、4年間のバカラブリアートが主要な路線であると考えている。マギストラトゥーラは2年である。バカラブリアート終了後、直ぐにマギストラトゥーラに入学することもできるが、私たちは一旦就職してからマギストラトゥーラに入学することが理想と考えている。

大谷：APEC で提案されている公開問題バンクは、いわゆる PISA 的な問題からなるのか。

学長：APEC では日本やアメリカも含めて協議しているので、問題バンクは PISA や TIMSS の国際調査問題も含む拡大的なものと考えている。両国際調査は科学的な粋を集めたもので、また公開されない問題も含んでいる。我々が考える国際公開問題バンクでは、PISA や TIMSS 問題を含むより広い範囲のものを考えている。例えば、基礎教育段階終了のテスト問題や、総合

的・複合的な問題，さらには通常の授業で課される評価のための簡単な適用問題も含んでいる。その活用方法として，例えば，第7学年の授業での評価問題をロシアと日本で比較し，両国の生徒に解かせてみて，結果を比較してみることも考えられる。問題ベースで国際的な評価規準，教材，指導法などについてアイデアを交換することができる。すべてのデータは共通の言語に翻訳することになり，その言語は英語になるが，それぞれの国で必要に応じて母国語に翻訳することになる。

大谷：TIMSS でも PISA でも、日本の生徒は高い成績をおさめているが、日本にとって克服が難しいことの一つは、生徒が数学を好きだとは考えないことである。

学長：先ほど紹介した大統領令の「コンセプト」には一つの大切な命題が含まれている。それは、「数学に才能のない子どもなどいない」というものである。学校では、教師が母親に対して「お宅のお子さんは数学ができない」などと言ってはならない。私たちは一般大衆が持っている数学に対する論調や通念を根本的に変革していかなければならない。私たちは数学教育の活動も現代化し、根本的に改革しなければならぬと考えている。特に、数学の道具としてのコンピュータの役割も変えていかななくてはならぬと考えている。すべての携帯電話に付帯している計算機は、今や万人の日常生活ばかりでなく専門家の活動にも用いられるようになっていく。日本でも有名な教授がTV等で数学の大衆化（子どもでも大人でも）を進めている。（秋山仁教授のことでしょうか。）秋山教授とはモスクワに来たときに合っている。

澤野：先ほどご説明があったように初等段階のスタンダードでは、「学び方を学ぶ」といったような能力、コンピテンシーが話題になっているようですが、今の教師たちの中には、ソビエト時代からの教育を受けた方たちで、そのような人たちをどのように教育していくのでしょうか。

学長：サカローワ教授（写真上左）は、最近4年間にわたり、ちょうどこの問題を担当してきましたが、いかがでしょう。日本語もできます。

サカローワ教授：私は日本語が少し分かります。学長がおっしゃるように、初等教育段階ではコンピテンシーアプローチが重視されている。（録音中断）スタンダードでは、児童のコンピエンシーに関して高い要求が課されている。メタ教科的なコンピテンシーとして、学ぶことができること、様々なテキストを扱えること、他の児童とうまく関わるができること、新奇な問題に対して解決手法、方略、アプローチを見出し、また高いレベルの技能やテクノロジーを活用することなどが挙げられる。初等学校の児童に対しては、情報に関するンピエンシーの要求はかなり高い水準にある。初等学校終了児童、つまり10歳児は、ブラインドで文章を入力し、ビデオや写真を記録し編集し、それらを用いてプレゼンテーションできるようになることが期待されている。また、種々のICT機器に接続したセンサーを用いて周囲の環境のデータ（温度、距離、光度など）を測定できなくてはならない。さらに、衛星地図や写真（Google地図など）を読み取ったり、アニメーションの編集をしたりしなくてはならない。このようにICTを利用して、自分の目標を達成しなければならない。これらのコンピテンシーの要求はスタンダード文書の紙に書かれた項目である。それらの項目を児童は好きであるが、現場の教師

はできない者もいるのです。

学長：今、小学校で一番大切にしていることは、子どもたちが「学べることを学ぶことができること」を教えることである。教師にとって大切なことは、教師自身は何をどのようにすればよいのかモデルを示すことである。つまり、私たちが一番重要であると考えているのは、教師が子どもに何を学ぶことができるのかを示すことである。教師は、そのようなメタ的な側面に慣れていないのです。これまで、教師は既成の知識を子どもに教えることに慣れているが、現代では、子ども自身が教師以上に ICT を活用して学ぶことに慣れている。このような状況で、教師は子どもに対して教師自身も未知であることを示し、子どもと共に探究するようにならなくてはならない。実際、教師の側もそのような変更をする準備ができてきていることが分かってきている。

サカローワ教授：我々は最初に、ICT の経験があり、それを得意とする教師や先進的な学校を中心に教育を始め、それらの教師を他の未経験な教師や学校に招待し、そこで教え、次第に ICT のコンピテンシーをもった教師を育て、ICT 教育を拡大していくようなアプローチをとっている。最近 3-4 年間は、優秀な 300-400 人の教員が 12000-13000 人の教員に ICT の教育利用を教えている。まずは、学校に ICT 機器が整備されたオープンな環境を作り、そこで教師が ICT を使いながら自分で学び、次第に自分の教材を準備していく。次には、子どもにもオープンな ICT 環境を自由に参加させ、子どもに使用させることをしている。

学長：なぜ限られた期間で教師の ICT リテラシーに対する変革が迅速に実施できたかについて、いくつかのキー・ポイントについて話したい。第一のポイントは何よりも教育法である。遅かれ早かれ。教師は教育法に強制的に従わなければならないと考えたからである。第二のポイントは、哲学、スローガンであり、この数年間、ICT 利用について教師は何度も見聞して、その有効性について理解してきたことである。第三のポイントは、教師、子ども、保護者が、実際に ICT を利用してみて、その楽しみを実際に感じたからである。第四のポイントは、先進的な教師が他の教師に教えたことである。まだ ICT を授業で導入したことがないという理由で消極的な教師に、すでに授業で実施したことがあり、有効であると教師が示すのです。ここで、オリガ教授が言語の役割について補足します。

オリガ教授：新スタンダードの特徴の一つは、教育の言語に特別な注意を払っていることである。先ほど挙げた「学ぶことを学ぶ」、「要点をまとめる」などのメタ教科的コンピテンシーとして他に大切なことは、種々のテキストを扱ったり、専門用語で説明したりする能力も大切である。数学、歴史学、生物学などの教科の授業で、言語活動のシステムを構築しようとしている。そのスローガンとして、「教科を学ぶことは教科の言語を学ぶことである」というものである。PISA や PERLS 調査は必然的に言語的側面で編成されており、先ず問題場面を理解し、それから説明するような、数学的リテラシーや科学的リテラシーが評価される。

学長：個々の教科の内容も再編成された。例えば、数学は情報学と一体化された。論理、アルゴリズム、ゲームなどの戦略的思考を数学との関係で行うもので、ICT を単に道具として使用することを意味するものではない。そして、課題を発見することに生徒が各自で取り組む。このことは、初等学校での自然科学においても同じである。そこでは、ビデオカメラを利用したりしながら、観察や実験をふんだんに取り組むことが含まれている。何れの教科においても、

既存の知識の伝達ではなく、教師と子どもの協働のもとで発見する知識がより多く含まれることになる。われわれは、この4年間にわたり、教育システムの大規模や転換について首尾よい経験を蓄積している。もし必要であれば、明日にでも、児童が使用している新しい教科書やデジタル教材を差し上げることができる。興味はありますか。(大谷：大変興味があります。)でしたら、明日でも、いつでも都合の良い時に、電話して下さい。さて、この他にまだ話すことは。学生の交換留学についての話はどうか。

担当者：最近5年間、我々は交換留学に対して積極的に行い、日本との交換留学生についても増加している。10年前であれば、1-2名いるかないかであったが、現在は毎年5-10名になっている。それらの学生は、主にロシア語を学ぶために来ている、他方で、本学の学生は日本文化や日本語に大変興味を持っており、本学の学生が日本に留学する人数は受け入れる人数よりも多い。例えば、本学は、東京の大学、横浜、神戸、広島と交流協定を締結している。先ほど、子どもたちは数学がきらいだという話があったが、実は、子どもたちはすべての教科が嫌いなのです。ただ、例外なのは、語学である。すべての者が言語に興味を持っている。近々、本学にも日本語の講座を開設する見込みである。他の言語の講座は既に設置されているが、日本語の講座はまだない。外国語学部の場合、英語を専攻している学生の一部のグループは、日本語にも興味を持っている。そのような学生は、日本語を学ぶために、あるいは日本語を磨くために、準備をしているし、すでに留学している学生もいる。それゆえ、本学の学生の夢を実現するためにも、本日のような面談は大変貴重な交流の機会である。

学長：さらに、副学長のアレクセイ・コーショノフ教授(写真上左から2人目)からも一言お話いただく。彼も、日本との関わりが深く、格闘技の専門家で、日本で始まった格闘技、例えば柔道の専門家である。柔道は、何よりも、大統領がもっとも愛する格闘技で、アレクセイさんは、大統領と畳の上で会ったりする。彼はジャーナリストでもあり、政治学を専攻している。また、彼は教育大学で好評を博している自然学の教科書の著者でもある。

コーショノフ教授：「(日本語で) こんにちは」。本学に日本の皆様が訪問され、お目にかかれて大変光栄です。私は、モスクワ教育大学で若者の社会政策を担当している。大統領をはじめとする最近の政府のおかげで、若者の日本に対する関心が急激に高まっている。我が国の青年の国際交流の規模は、他国と比べて、日本との交流の規模が一番大きい。私たちは、ロシア・日本の両国主催による交流プログラムに学生を参加させることを大切にしているし、実際関心をもって参加している。日本に関心をもつすべての学生に参加の機会を作りたいと思っている。両国間の様々な形の交流を期待しているし、そのような提案があれば私たちも大歓迎である。単に、研修上の交流でなく、子どもたちの交流も考えられる。例えば、可能な範囲で、日本語を学ぶロシア人とロシア語を学ぶ日本人がお互いの学校を訪問し体験することも良いのではないかと思う。

名前が特定できず(写真下中央)：皆さんから面談の要請が来ており、それを拝見して、最近のロシア連邦の教育改革について調査したいとのことであると知り、二つの機関で皆さんの訪問に向けて、みなさんの要望に沿うようにいろいろと準備をしました。私は、私たちの教員や

研究者の養成において、日本の教育制度は大変重要だと考える。例えば、それぞれの教育制度の発展の比較研究、様々な教育改革の比較研究、それらの改革の成果の比較研究を行えば、両国の教育にとって有益であり、誤った改革から学び、正しい方向に進めること、特に、大学レベルにおける教育改革の誤りを研究することは、とりわけ重要であると考ええる。

澤野：ありがとうございます。皆様の貴重な時間を取ってくださり、ありがとうございます。これを機会に、研究の面でもさらに交流ができれば大変ありがたいです。特に、比較研究の提案は魅力的で、ぜひ取り組んでみたいです。

名前が特定できず（写真下中央）：こちらの院生（グリーシャさん）のおかげで、この面談が成功裏にアレンジされましたね。

<9月17日（火）>

③モスクワ教育発展研究所

Московский институт развития образования（訪問時間：11：15—13：30）

1. 対応者：タチヤナ・ノヴィコワ副所長（専門：革新的教育活動、教育の現代化）
アナトーリ・クルコフ副所長（専門：比較教育学、教授・学習の質と組織）
ラリサ・パラモーノワ（専門：就学前教育、発達学、教育課程の現代化、外国との比較）
マリーナ・ヤスケービッチャ モスクワ首都教育特別センター長（専門：数学、教育システム経営分析）
アンドレイ・ヨッフエ 普通教育センター（専門：新スタンダード実施のための教育方法、市民性教育の研究も継続）
ラリサ・リュボーワ科学事務局長（専門：子どもの創造性の発達、教育ジャーナリズム；「モスクワ教員新聞」の記事を書いている）

2. 住 所：Семеновская площадь, д.4

*マリヤ・ニコラエブナ・ラズートワ所長（1年半日本に滞在経験あり）は不在

<当研究所の概要>

モスクワ市教育部は幼児教育、初等中等教育を管轄し、モスクワ市立教育大学を有する。教育部の下に置かれている研究所としては、モスクワ市教育発展研究所のほかに、モスクワ市首都教育研究所（モスクワ市立教育大学に付設）、教育の質評価センターならびにモスクワ公開教育研究所がある。モスクワ市では1990年代に教員不足問題が深刻となったため、モスクワ市立教育大学、モスクワ市立教育心理大学、モス





クワ市立人文教育大学を設立したが、教員の待遇が改善され現在は教員不足の問題は解消された。

当研究所は2012年に、ザポロージェツ記念就学前教育研究所、普通教育発展イノベーションストラテジー研究所および職業教育発展研究所の3つの研究所を統廃合して設立された。職員は200人。うち博士20人、博士候補は50人超だが、人材は流動的。7つのセンターがあり、実践的、実

用的な研究を行っている。研究テーマはモスクワ市の教育ニーズに合わせて変えている。職員の専門は多様であるため、学際的研究を行うことも可能である。

研究所の現在の目標は、各教育段階に科学的教育方法を導入することである。特に就学前教育、普通教育、職業教育と補充教育に重点を置いている。

現在のロシアの教育は、科学と実践の間に大きなギャップがある。現代の教育ニーズに対応した科学的資料を提供できなくなっている。ロシアは現在ユニークな革新的状況にある。このため、当研究所にはニーズに即応できる研究が求められている。

<過去20年間の教育改革をふりかえって（ノヴィコフ副所長談）>

ロシアは大変な時代を乗り越えた。1990年代の10年間は教育システムに格差が生じ、測定不可能なほどの大きな損害を受けた。

教育には教授と訓育の二つからなる。訓育には、人格形成に向けた教育や、市民性・愛国心の教育、環境教育、労働教育、道徳教育などが含まれる。昔に戻るのではなく、進歩的アイデアを考慮しながら過去に回帰する必要がある。

ロシア国民の特色もある。ロシア国民の価値観のルーツはどこにあるのかについても注目する必要がある。

国の法律にも書かれているが、2014年からは教育省以外に、厚生省、社会労働発展省などすべての省庁が教育的活動を行わなければならないこととなった。



④第 446 番初等普通教育学校

ГБОУ Средняя общеобразовательная школа с углубленным изучением экологии № 446

(訪問時間：14：00—17：00)

1. 対応者：校長：シャフリーナ・イリーナ・イワノブナ (Шахурина Ирина Ивановна)
副校長：シェリメンコワ・アレーシャ・パブロブナ (Шельменкова Олеся Павловна)
副校長：イワノワ・ラリーサ・ドミトリエブナ (Иванова Лариса Дмитриевна)
2. 住 所：107023, пл. Журавлева, д.7, Восточный АО, Москва
3. 連絡方法：Тел.: +7 499 369-09-55. HP: <http://www.sch446.edusite.ru/p1aa1.html>



学校の歴史

ロシア革命前までこの学校の敷地にはロシア正教の教会が建っていた。1928年にその教会は爆破され、その10年後の1938年にその場所に本校が建てられた。だから、本校の教師たちは、この場所は永い間皆がお祈りをしていた神聖で特別な明るい場所であり、その神聖な場所に学校が建っているということこそが子どもたちにより良い教育を与えるモチベーションになっていると考えている。本校は、2011年～2013年にかけて全面的に改築され、今年の9月1日に開校したばかりである。新校舎は、モスクワで初めてエコロジー的スタンダードに基づいて建設されたもので、エコに配慮した最新の様々な施設・設備を備えており「緑の学校」とも呼ばれている。開校前の2013年8月19日にセルゲイ・ソビヤニン・モスクワ市長代理(9月13日の市長選で当選、現モスクワ市長)が本校を訪問し、「この学校は、モスクワにとってユニークな学校だ。このような計画を実現するのは始めてだ。」との感想を述べた。校舎は以前とは比べ物にならないくらい良くなったが、我々の学校の精神は以前と変わらず保たれていると教師たちはいふ。校長のシャフリーナ・イリーナ・イワノブナは85歳。旧ソ連時代の学校や教育について熟知しておりモスクワでは有名な校長である。なお、彼女は1966年に本校の校長になっている。

エコロジー教育

本校は、エコロジーを深く学ぶことを目的とする学校である。本校のエコロジー教育の歴史は古い。エコロジーという学問が西側諸国においてもまだあまりよく知られていなかった1970年代に、モスクワで20人の生物学の教師が集まって実験サークルが作られた。このサークルは、アカデミーで研究されてきたことを実践に移して、教科書やプログラムなどを実験的に作成するなどした。1977年に本校にエコロジーを深く学ぶクラスが開設された。1981年に、本校の生物学教師ハルチェンコワ・エリザベータ・アレクセーエブナの指導のもとに、本校の生徒がモスクワで初めてイズマイロボ公園に「学習エコロジーの小道（エコの小道）」(учебная экологическая тропа(экотропа))を作った。「エコの小道」とは、生物の授業を野



外で継続するもので、ここで毎年生徒たちは生徒や住民のために学術探検旅行を行い、モスクワのテリトリー内の生きている自然を保護する問題について語っている。1998年に、本校には「エコロジーを深く学ぶ学校」の地位が与えられ、同年に本校は国際エコロジープログラム「ライフ・リンク（命の連鎖）」に参加した。1999年、本校の生徒は「私、あなた、彼、彼女、一緒に清潔なモスクワを」というプロジェクトの活動に参加し、工学エコロジーのモスクワ大学、モスクワセンター「ビデオエコロギア」、イズマイロボ自然・歴史公園の管理部と共同でエコロジー知識のプロパガンダ活動を行った。2002年に本校は ДДЮТЭ「ロージナ」に積極的に協力した。2006年に本校を拠点にしてモスクワでライフ・リンク国際小会議が開催された。2009年に本校をベースにしてイズマイロボ公園に「エコの小道」の新しいルートが作られた。この活動には、本校の他に、モスクワ市内の第77番、392番、449番、619番、688番、922番学校が参加した。2010年に本校は「地球の時間」という活動に参加した。この活動では、自然保護センターのフローラ学者たち（特定地域・時代の植物相、植物区系を研究する学者）が、花の作品（цветочная композиция）を製作するマスタークラスを指導した。

現在、本校には、児童の環境科学エコロジー協会（окружное научное экологическое общество школьников：ОНЭОШ）が組織されている。この協会の設置者は、モスクワ市教育局の環境方法学センターのジリツォワ・オリガ・イワノブナ、管理者は、本校の副校長であるイワノワ・ラリーサ・ドミトリエブナである。相談役には、ロシア教育アカデミー通信会員・教育学博士のザフレブニィ・アナトーリー・ニキホロビッチ、心理学博士候補のアブチニコワ・タチヤナ・ニコラエブナ、技術学博士候補のナザロフ・ブラチェスラフ・イワノビッチが就いている。パートナーは、環境方法学センター、小ビジネス支援モスクワ市ファンド、工学エコロジーのモスクワ大学、上級生・企業家組合、モスクワの郷土研究者・児童運動、共和国青年図書館、ソコリーナヤ・ガラー地区行政局である。ОНЭОШの基本的な活動目的は、①モスクワのエコロジー的状态を改善するために東区の学校生徒の研究・実践活動を組織すること、②生徒たちの最も効果的な科学研究、エコ・啓蒙活動のための条件を作ること、③東区のテリトリーにおける自然保護プロジェクトの実現のために生徒たちを支援すること、である。

ホームスクーリング

本校の収容力は400名だが、実際には500人が学んでいる。100名はホームスクーリングの児童である。学校は児童数が少なくなると財政的に厳しくなる。多ければ多いほど楽である。ホームスクーリングの子どもたちは、スポーツや芸術の分野でプロを目指す子どもたちなど、事情のある子どもたちである。ホームスクーリングの生徒は、3か月に1回登校して試験を受ける。1年生と8年生だけが二クラス、あとは1クラスである。3年生は全部で50名だがその内の半分はホームスクーリングの子どもたちである。最近では親たちはホームスクーリングに憧れる傾向にある。親たちの中には、学校から教科書や手当てがもらえるので自分たちもホームスクーリングをやりたいという親が増えている。しかし、実際にはそれほどうまくはいかない。ホームスクーリングの児童が3回続けて不合格（2点）をとったら、ホームスクーリングは認められず学校に通わなければならない。教員数は39名である。

プレッド・ユニベルサーリ

本校は、2013年9月に機械製作大学と連携して「大学リツェイ」をオープンした。2013年にモスクワ政府は、主導的な大学を基盤にして学校にリツェイ（大学リツェイ）を開設するという新しい計画を始動させた。このようなりツェイで学ぶことによって、生徒に将来の職業を見定めさせ、その専門の大学に進学する準備を首尾よくさせることが期待されている。大学側から60の申請がありその中から10が選抜された。その中に機械製作大学も含まれていた（他にはバウマン工科大学、プレハーノフ経済大学など）。機械製作大学は、7月31日に本校と協力協定を締結し9月から「大学リツェイ」を開設する運びとなった。「工学・技術・エコロジープロフィール」専攻の7年生は9学年まで本校で学び、10学年からは機械製作大学でその実験室の専門器具を使って学ぶことになっている。このような高大連携プログラムは、プレッド・ユニベルサーリ（大学前準備教育）と呼ばれている。

集団主義か個人主義か

集団主義か個人主義かという問題については、集団の中でこそ個人は育つと考えている。「一人では戦場で戦えない」という諺があるが、これは必ずしも真ではない。子どもの中には一人でも戦える子もいるからだ。我々の教育の一番の目標は、すべての子どもに自分の好きなことを見出させることである。例えば、5年生のある男の子は、料理が好きなので、「労働の時間」に大工仕事をするのではなくて、女の子と一緒にケーキを焼いたり料理を作ったりしている。教師たちも色々な特技（たとえばITの先生は模型作りが大好き）を持っているので、それを子どもたちとのサークル活動などで活かしてもらっている。大学と連携して大学教員にも子どもたちの才能や能力を伸ばしてもらいたいと考えている。

お金の徴収

通常、学校は、必要な出費に充当するために親から毎月一定額を徴収しているが、本校は、保護者からお金を一切徴収していない。それは、お金を払えない家庭もあるからだ。サークル活動も色々も行っているが、それも一切無償である。料理の授業では、保護者が材料を持ち寄ったりしている。これはソ連時代からの伝統である。

<9月18日（水）>

⑤モスクワ市教育局

Департамент образования г. Москвы（訪問時間：13：00-14：00）

- | |
|---|
| <p>1. 対応者：Русецкая Маргарита Николаевна 副委員長
Смирницкая Марина Владимировна 就学前・普通教育・特別教育課長
Молотков Александр Борисович 副課長（イノベーション担当）その他</p> <p>2. 住 所：ул. Большая Спасская ул., дом 15, стр. 1</p> |
|---|

9月1日から新しい教育法が施行された。1992年から社会と教育制度は大きく変わったので、とても重要な法律である。モスクワ市の教育政策の策定の際には、連邦レベルの政策に基づいている。連邦目的プログラムや大統領も年次教書演説なども参考にして、2016年までのモスクワ市の教育発展プログラムを決めた。しかし、モスクワ市の特徴も考慮している。



<普通教育>

ここ3年はモスクワ市のこれまでの教育発展のなかで、変化の一番激しい時期であった。とくに重要なのは、幼稚園の待機児童の問題を克服できたことである。モスクワ市では年々出生率が上がり、今日では1年に12万6千人の子どもが生まれるようになった。現在、3歳から7歳の待機児童はいない。3歳までは家庭で養育できるように、国家の支援がある。次に、幼稚園、小学校1年生、補充教育機関、職業教育機関への入学の際に、電子受付(электронная запись)が行われるようになった。国家サービスポータルホームページにアクセスして入学の申請を行う。

新しい世代の国家連邦教育スタンダード(ФГОС)では、メタ教科の成果が初めて公式に定められた。初等段階では、ロシアとモスクワ市のすべての学校で導入されており、中等段階での実験的に導入されている。また、今年からモスクワ市の一部の学校では、高校レベルでも導入された。

小学校では新しいスタンダードに基づいて、IT化が進んでおり、モスクワ市ではすべてのクラスにパソコンが配置され、子どもたちはプロジェクト活動に活用している。

5万~5万3千の高校の卒業生に対しては、9万人の小学校の1年生が入学しており、少子化の問題を解決しつつある。

<教育コンプレックス>

3年前の政策では、教育施設の種類を増やす政策をとっていたが、今ではどの家庭も住んでいる地区で、普通教育、プロフィール教育、補充教育を含む、すべての種類の教育サービスを受けられるようにするため、1000人以上の学生がいる教育コンプレックスを作っている。教育コンプレックスは、就学前教育から補充教育にいたるまで、すべての教育段階を含んでいる。

リセもギムナジウムも必要性に応じて残されるが、コンプレックスはまさにこうしたリセやギムナジウムのような「ブランド校」のために作られ、人気の高いギムナジウムと定員割れしている近所の学校を合併することにより、より多くの人がこのギムナジウムに入れるようになるということになる。また、新しい教育法では「特定教科を深く学習する学校」という概念はない。名称は残るかもしれないが、その意味はほとんどなくなる。なぜなら何かを深く学習す

るプログラムはすべての学校で提供できるようになるからである。

<質の評価>

教育の質を向上するために、教育の質の独立評価のシステムを積極的に導入している。オンラインなどで行うため、不正ができない。モスクワ市にはモスクワ教育の質評価センターがある。第4・7・9・11学年で評価を行う。11年生に関しては、国家統一試験である。また、3年前から学力オリンピックへの参加を含む、子どもたちの成果を測ったモスクワ市の学校ランキングを作った。今年では、初めて全国のランキングも作られ、ロシアのトップ500校のリストにモスクワ市の89校の学校が入った。昨年の全国学力オリンピックの84人の優勝者がモスクワ市の子どもであった。

<高等教育および中等職業教育>

職業教育の任期があまりにも低かった5年前に比べ、今日は多くの9年の卒業生が職業教育システムに進学している。ロシアの専門家養成は、中等職業教育（カレッジ、テクニクム）と高等教育（インスティテュート、ユニベルシテュート、アカデミー）の2種類の教育機関で行われている。

高等教育機関の主な設置者は連邦（教育科学省、文化省）であり、地方政府が設置者になる場合もある。モスクワ市の政府は9つの高等教育機関の設置者になっている。教育局は2つの教育機関の設置者になっている。そのうち一つは教員研修を担当するモスクワ公開教育研修所と教員養成を担当するモスクワ率数年にわたり筑波大学との交流協定を結んで、共同プログラムを実施しており、筑波大学の教授と院生をここで歓迎することは非常に嬉しいことである。モスクワ市にはおよそ100の国公立大学と200以上の私立大学の計300以上の大学があり、250の中等職業教育機関がある。中等職業教育に関しては、1年前の政府の決定により、連邦構成主体が管轄するようになった。今日、高等教育機関のなかにもカレッジが残っているが、移行期であって、今後どのように予算配分を行うか教育科学省で検討中であり、大学内の応用バカラブリアート *прикладной бакалавриат* の現場になるかもしれない。しかし、純粋な形のカレッジは連邦構成主体レベルでしか残らない。モスクワ市のカレッジのうち、モスクワ市教育局は78の設置者になっている（生徒数10万人、99の職業、120の専門）

ここ10年、高等教育と中等職業教育の改革が行われている。その主な目的は国際化であり、それぞれボローニャ・プロセスとトリノー・プロセスにあわせようとしている。トリノー・プロセスを担当する欧州研修財団（European Training Foundation）は、昨年、モスクワ市にロシア連邦の報告書とは別に、モスクワ市の独自の報告書を提出できる権利を与えた。ロシアから例外的に2つの報告書が出された。モスクワ市の職業教育制度はユニークで、ロシアでベストである。

中等職業教育の人気の問題である。長年、強い高等教育志向が続いたがき、残念ながら高等教育機関の一部（とくに法学や経済学などの文科系の学部）では専門にそって就職できない卒業生の割合が5割にも上り、モスクワではこの神話と戦い、中等職業教育こそがモスクワ市の労働市場で必要とされる職業を獲得する道であることを示し、産業内の確実なキャリアが積み

ること、充実した社会保障がもらえること、モスクワ市では建築ブームなどがありそうした職業の需要が高いことなどをアピールした。中等職業は無償で、コンクールの上ですべての希望者がアクセスできる。今年は倍率が10倍に達したところもあった。また、職業教育のイノベーションとして、専門家養成に出資している企業に対すして補助金を出す制度があり、養成された専門家1人に対して最大9万ルーブルまでの予算が出る。

<補充教育>

補充教育は、子ども向けの補充普通教育と、生涯教育を実現する補充職業教育がある。前者に関しては、大統領令により、補充教育の普及率を75%にしなければいけないことが定められ、うち5割以上が無償でないといけない。現在は全国での普及率が59%で、モスクワ市では既に9割を超え、80万人が補充教育プログラムに参加している。そのうち有償は7%に過ぎない。モスクワ市ではすべての教育機関（学校、カレッジ、高等教育機関）で補充教育プログラムが実施され、補充教育のみを行う補充教育機関が約150ある（11の分野）。

<宗教教育と世俗倫理の基礎について>

モスクワ市の選ばれたモジュールの統計は以下のとおりである。46%が世俗倫理、27%がロシア正教。ほかの宗教もあり、例えば仏教は2%。

<移民について>

ロシアは移民の数が世界で2番目に多い国である。モスクワでも移民が多い。3ヶ月、6ヶ月1年の短期滞在の子もいる。3ヶ月どこにいるか分からない子を受け入れるのは難しい。モスクワ市で登録されている子どもしか受け入れていなかった。彼らはその権利が保障される。移民のほとんどは登録するし、しない人は不法移民であり、世界のどの国でも国外追放の対象になる。これはまちの安全、国の安全のためである。モスクワ市には「外国語としてのロシア語」の制度があり、ほぼ各行政区に一校ずつ0からロシア語を学習する「ロシア語学校」がある。

⑥モスクワ市立第14番技術カレッジ（第1モスクワ教育コンプレックス）

（中等職業教育機関・教育コンプレックス）（15：30—17：00）

ГБОУ среднего профессионального образования г. Москвы Технологический Колледж №14 (Первый Московский Образовательный Комплекс)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 対応者：Юрий Дмитриевич Мироненко 校長
 タチャーナ・アルチャーヒナ副校長2. 住 所：улица Тихомирова, д.10, к.1. |
|--|



<学校の概要>

2013年にモスクワ市の教育機関最適化の方針に従い、モスクワ市北東行政区にある第14番技術カレッジ（1974年創立）を中心として、第59番手工芸テクニックウム、第15番企業家カレッジ、モスクワ・テクノロジー・デザイン芸術教育カレッジ、第274番中等普通教育学校、第1380番英語を深く学ぶ普通教育学校を統合し、就学前教育機関4園を導入した教育コンプレックスが設けられた。第14番技術カレッジも2005年に3つの職業技術学校を統合して設立されたものであるため、現在のコンプレックスは7校の職業カレッジが入っていることになる。

15の校舎に約7000人の児童生徒（4歳から、上は年齢制限なし）が学んでいる。教職員は職業教育担当職員を含めると約800人となる。いずれの校舎も徒歩で行かれる範囲にある。ミロネンコ校長（元々は職業学校の歴史の先生だった方。ロシア・ベテラン教師、ロシア社会主義共和国連邦職業教育優秀者等の称号を持つ。）一人に人事や財政に関わるすべての学校の権限が委譲されており、各学校には副校長のみが配置されている。

職業教育においては、デザイン、レストラン業、広告、接客業、IT、ロジスティックスなど、メガポリスであるモスクワに必要な職業分野に対応した様々なコースがある。カレッジは第9学年修了者のみを対象としており、修学年限は3年10ヶ月、4年もしくは5年とコースによって異なる。初等職業教育、中等職業教育および資格向上のプログラムがある。入学時の競争率は高く、広告、デザイン、レストラン業およびロジスティックスの専攻コースでは10倍以上となる。カレッジへの入学希望者はまず1年間（実際には8ヶ月間）夜間の予備コースに入る必要がある。

授業料は無料だが、有償のコースもいくつかある。予備コースも有料である。

第14番技術カレッジは、教育コンプレックスに統合される前からモスクワ市やロシア連邦の教育改革の動きに連動した改革を行ってきた。パートナーである企業からの評価も高く、企業（ヒューレットパカード、ワールドORT等）からの投資によりマルチメディア環境を整備し、ユニークなテクノロジーを活用したオープンな教育実践が可能となった。2007年にはモスクワ市教育局のイノベーション実験の場となり「未来のカレッジ」の地位を得た。

施設はオープンスペースを多く設け、居心地のよい環境づくりを心がけている。

<「教育コンプレックス」設立の経緯>

ヨーロッパにも同様のユニバーシティ・コンプレックスがある。コンプレックスにすることによって、早期からの職業選択が可能となる。このために、知識水準の高い教育指導者や心理学者を配置している。

モスクワ市は、すべての学校をエリート校とし、どのような家庭からもエリート校に入ることができるように、教育コンプレックスを設けるようになった。これまでモスクワには数学、化学、人文科学などを深く学ぶ学校は56校しかなく、人口1500万人の都市であるにもかかわらず、誰もがよい学校に通えるわけではなかった。今は500校がエリート校となっている。大規模なコンプレックスを作ることによって、質の高い教育を行うことが可能となった。子どもの才能はその子によって様々であるが、優秀な子どもにはよりよい教育の機会を与えることができる。

本校はロンドン、パリ、アメリカ等とも協力し、世界のポジティブな教育実践を参考にしている。生徒は各種の国際コンクールで入賞もしている。

本校のモットーはアクセシビリティとオープンネスである。校長はネクタイをせず、生徒とは友達のような関係を築いている。大きな問題が発生した場合は、プロジェクト・チームを作って課題解決の方法を決めている。すべてオープンにする方針をとっている。このような指導や経営によって環境は快適なものとなり、教職員にとってはここで仕事を続けたいというモチベーションにつながっている。

本校は、もともと近くにあった学校をコンプレックス化した。コンプレックス内のカレッジの専攻職業分野は類似しており、重複していた。現在は広告業、接客業、デザイン、レストラン業などのサービス業が中心で、機械工養成などは行っていない。これにより、教員や設備を統一することができた。

<職業教育の特色と卒業生の進路>

以前は大卒レベルの人材が必要とされたが、今日のメガポリス・モスクワでは、服飾、写真、映像など作ることでできる手に職をもった人材が必要とされている。論文を書く人だけでなく、物を作る人が大切なのである。例えば自分のファッションデザインのスケッチを作るだけの人ではなく、服そのものを作ることでできる人が大切だ。そのような人材は就職先をみつけるのも容易である。技術を好む人は企業内でも出世する。ビジネス・プランを作るようなことも大卒の人材にはできないことである。本校の生徒は現代経済についても学んでいるので、それができる。



例えば、デザインや広告の専攻コースでは、職業の実際を見ながら自分で本当にしたいことがみつけれられるようにしている。デザインを図で表す技術だけでは足りない。服を縫うところまですべてできることが大事なのである。

専門家になりたくて本校への入学を目指す生徒には、1年間の予備コースでデザイン画などの絵を描かせることはせず、まず服を作らせてみる。このように最初の段階

で物づくりをさせる「製品化アプローチ」を導入している。このため、各種のコンクールで入賞する生徒が多い。

卒業生については卒業後3年間フォローアップをしているが、就職率は100%である。(卒業生の20%は大学に進学するが、80%は就職している。)ソチ・オリンピックのロシア・チームのユニフォームをデザインしたのも、本校の卒業生である。

<第14番技術カレッジ施設見学>



接客業の実習コーナー



レストラン業の実習にも使用する食堂



授業にも使うオープンスペース



伝統的デザインの生徒の作品



現代的デザインの生徒の作品と絵画が展示されているオープンスペース



図書室



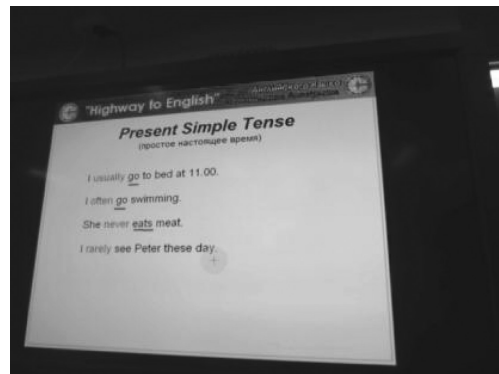
3D映像の制作機器



生徒の3D映像作品を視聴



ロンドンの町並みを再現した英語学習コーナー



英語学習コーナーの電光掲示板：文法の解説



英語コーナーのビートルズのポスター



文学の教室



映像スタジオ：ビデオ番組を製作中



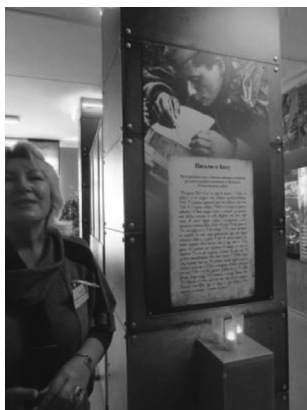
他のキャンパスの様子を見たり、ビデオ会議もできる会議室



「戦争と信仰」展示コーナー



十字架に口づけをする兵士の写真



スターリンではなく神に宛てた兵士の手紙の写真



ホロコーストに関する展示

(参考) 第1モスクワ教育コンプレックスを構成する
北東行政区内の6つのキャンパスの地図



出典：<http://artcollege.ru/#>

< 9月20日(金) >

⑦教育科学省 普通教育局

Департамент государственной политики в сфере общего образования Министерства образования и науки РФ (訪問時間：9：00—10：00)

1. 対応者：Скворцова Галина Ивановна 局長

Майоров Алексей Николаевич - Заместитель руководителя аппарата Комитета Государственной Думы по образованию

Бакурадзе Андрей Бондович – 教職員資格向上・再教育アカデミー副学長、その他

2. 住 所：Брюсов переулок, д. 11



9月1日から新教育法「ロシア連邦における教育について」が施行された。約8年前から準備が進められた。この法律は、これまでの改革を固定化するだけでなく、今後15年くらいの見通しを定めたものであるといえる。一番大きなポイントの一つは、教育スタンダードである。国家統一試験や教育の質評価、認可(аккредитация)とい

った重要な国家的手続きはすべてスタンダードと関係している。これまでは教育施設を認可していたが、これからは教育プログラムを認可するようになる。教育機関での学習、教育機関外での学習(家庭教育、独学など)、様々な教育を受ける形態が同等のものとしてみなされたことも重要である。以前は牢屋と学校だけがすべてが期間に沿って行われているというジョークがあったが、この法律で現状は大きく変わった。教育機関を子どもの特性、使用されている教育テクノロジー、教育を受ける形態と関連付けることができる。独学や遠隔教育の子どもは、教育機関とは違う別の期間を設けることができる。

教育法が憲法と一致していることも重要である。これも新しい法律を制定したもう一つの理由であった。憲法で定められた中等職業教育の общедоступность(すべての者にアクセス可能)と無償性が保障された。初級職業教育をなくすという議論もあったが、これは憲法の規定に合わせる意味で言われ、初級職業教育は中等職業教育に含まれることになり、消えたわけではない。ロシア連邦に合法的に滞在するロシア国籍、外国籍と無国籍者の教育へのアクセスの平等が保障されたことも重要である。就学前教育も一つの教育段階になったことも重要である。

まだその準備はできていないが、新教育法は義務教育を下のほうに伸ばすことへの道を開いている。但し、その前にまず幼稚園の待機児童の問題を解決する必要がある、近い将来に12年制教育を導入する見通しはない。

教員と児童生徒の社会的保障も拡大された。アカデミックな権利と自由は、学習者にも教員にも適用され、大幅に拡大された。各地方の学校教員の平均給料が、その地方全体の平均給料

以上でないといけないことが定められた。

<「ロシア連邦に合法的に滞在する」という断りは、新教育法の審議の結果削除されたが…>

法律は、就学前教育から（生涯教育を含めると）大人までのすべての学習者に適用される。子どもに限って言えば、法的地位による制限が設けられないのは当然である。この断りは、大人に対してのみ有効であり、私もそういった意味で使った。連邦法「ロシア連邦における外国人の法的地位について」では、ロシアに合法的に滞在するという表現があり、不法滞在者に対してはそのようなサービスを提供することはできない。

<母語教育保障について>

ロシア連邦の国家語、ロシア連邦の各共和国の国家語、ロシア諸民族の言語で教育を受けられることを定めた教育法と、民族・文化自治（национально-культурные автономии）を組織したその他の民族に属する者が母語で教育を受けられることを定めた連邦法「民族・文化自治について」に基づき、ほとんどすべてのロシア国籍と外国籍の人は母語で教育を受けられることになる。つまり、ロシア連邦に居住する日本国籍の人も民族・文化自治を組織した場合、ロシアは彼らのために日本語で教育を受ける権利を保障しなければいけない。

<学校への受け入れの手続きを定めた教育科学省の命令第 107 号と住所登録の問題について>

教育法では、義務教育を保障するため、それぞれの教育機関の地域に「居住する」すべての子どもが義務教育を受けることに対して、市町村レベルの教育行政が責任を負うことになっている。つまり、親が市町村の当該機関に申し出た場合、そこに住んでいることを証明できれば、教育行政は、空席のある教育機関を提供しなければならない。法律では「居住する проживающие」という表現が用いられており〔第 67 条^{*3}〕、住所登録とは直接関係していない。しかし下位法令では「居住者＝実際に住んでいる人」「居住者＝住所登録をもつ人」など様々な解釈があり、居住者・住民の定義に関しては問題が残る。新教育法の施行を受け、前の教育科学省の命令は今後失効し、新しい命令が出される。

8月1日以降は、そのような証拠がなくても、自分たちが選んだ学校を選ぶ権利がある。また、深く学習するプロフィールがある教育機関では、その機関独自の受け入れ規則を定めることができる。

権利があれば当然義務もある。義務教育を受けさせない親に対しては、行政的違法行為法典により罰金が課される。外国籍の子どもも、観光などの短期の滞在を除き、同様に適用される。

<評価について>

9年生と11年生の国家終了評価がある。2009年から11年生のЕГЭが実施され、それ以前にも実験的に導入されていた。9年生のГИАについても、長年実験が進められていた。

* 3 第 67 条第 3 項 «Правила приема в государственные и муниципальные образовательные организации на обучение по основным общеобразовательным программам должны обеспечивать также прием в образовательную организацию граждан, имеющих право на получение общего образования соответствующего уровня и проживающих на территории, за которой закреплена указанная образовательная организация».

2014年から完全導入され、これにより2つの教育段階が独立評価の対象となる。従来は先生が主観的に評価していたため、同じ点数を得た生徒2人の能力が大幅に違っていることもあった。また、地方の卒業生はモスクワ市やサンクトペテルブルク市の大学に入ることが難しかった。これに対して、EΓΘは同時に入学試験でもある。常に社会で注目され、不正があった場合はすぐニュースになる。これは、制度を改良するための良い刺激となる。もう一つの刺激は、国際学力調査への参加である。こうした調査のおかげで、従来のシステムの弱点がよく分かる。その結果、教員研修や教材開発などが進められ、最終的には新しい教育スタンダードも決められた。小学校では既に導入され、メタ教科的の教育成果などが重視されるようになった。また、小学校では、新スタンダードに基づいたモニタリングが行われている。

一方で9年生と11年生はまだ前世代のスタンダードに沿って学習しているが、ここでも新しい動向や国際学力テストなどを参考にして、テスト問題の改善が図られている。例えば、選択式のテスト問題が減ってきている。これに伴って、授業の中身も変わっている。

<生涯学習、インクルーシブ教育も入っているが、外国の例を参考にしたか>

教育法を作成する際に、短い教育法を定め、教育段階ごとに別々の法律を作るか、教育法典を作るかという議論があったが、最終的には現在の法律につながる第三の道が選ばれた。結果として、読みづらい文章になっている。まず全体的なことを説明し、その後、教育段階ごとの特徴を示してから、スポーツ、文化、運輸、軍事などプログラムごとの特徴について定めた3層構造になっている。

ロシアの教育は歴史的に、17世紀頃からドイツ・オランダの影響が強かったため、新教育法を作成する際に、ドイツ、イギリス、フランスなどの教育法を参考にしたが、同時に国際学力調査でリードしているフィンランド、カナダ、韓国の経験にも目を向けた。用語の定義をしている第2条が一番重要であり、ここだけを読んで法律の大部分を理解することができる。

<教員研修>

教員研修は連邦構成主体の管轄になっているため、その大部分は各地方の教員資格向上研修所が行っている。しかし教職員資格向上・再教育アカデミーも地方の研修所の教員、学校の管理職や先生のためにいくつかのコースを準備した。とくに教科外活動が新スタンダードの大きなイノベーションである。小学校から導入され始めたため、当初は小学校の教員研修に集中してきたが、最近は中等教育に力点を移している。また、新スタンダードではコンピテンシー・アプローチが重視されるため、教員にそのアプローチを身に付けさせるべく、研修のプロセスのなかでも講義の形態をできるだけ避け、トレーニングや実習、ミニ研究などの形態を取り入れている。また、研修現場システムがあり、他の先生の授業の様子を見ることができる。

さらに最近では、教員活動のスタンダードを定めようとする試みもある。つまり、学校の新スタンダードを導入する際に使われた優れたアプローチや実践を普及して、教員活動として標準化することである。この場合、労働省と教育科学省の協力が必要であり、どのように教員のコンピテンシーを測り、またどのようにそのコンピテンシーによって教員給料を上げていくが大きな課題である。この試みはまた、教員養成のプロセスにかかわっているほか、教員のアカデ

ミックな自由を損なう恐れがあり、導入に慎重な意見もある。

⑧教育科学省 高等教育局

Департамент государственной политики в сфере высшего образования Министерства образования и науки РФ (訪問時間：14：00—15：00)

1. 対応者：Дубицкий Валерий Васильевич 副局長，
Елена Колесникова, Нина Яковлева
Железов Борис Валерьевич 国際局長
2. 住 所：Брюсов переулок, д. 11

<バカラブリアート、マギストラトゥーラ、スペツィアリテートの関係について>



新教育法では、ボローニャ・プロセスへの加盟による高等教育の改革の結果が反映されている。ロシアでは уровневая система がすでに実現されている。スタンダードの現代化も図られた。現在約 480 のスタンダードがあり、内訳は、170 がバカラブリアートの専門、170 がマギストラトゥーラの専門、残りがスペツィアリテートである。スペツィアリテートの専門数は比較的少なく、特定分野のみに限る（文化やとくに複雑な技術関係など）。単位・モジュール制度が導入されている。海外の大学との協力を目指している。さらに、新しい高等教育専門分野一覧がもうすぐ承認される。このリストを作成する際にヨーロッパの基準を参考にした。アスピラントオーラの改革も行われた。

<バカラブリアートやマギストラトゥーラの期間について>

法律によって期間は定められていないので、3年でも4年でも5年でもありうる。具体的には、各専門のスタンダードによって定められる。通常だと4年が多いが、例えば、教育分野のバカラブリアートのスタンダードは5年を想定している（2つのプロフィールを含んでいるため）。マギストラトゥーラも1年と2年のものがある。

<無償学生>

600万人余りの学生のうち、233万人が無償学生である（約38%）。無償席の絶対数は最近変わっていない。しかし、少子化の影響で今後は割合として増えるかもしれない。また、分野別に見た場合、最近では教育、工学などが増え、経済、法学などが下がるなど、無償枠の内訳が大きく変わってきている。国家政策における優先度などによって決まるが、これには労働

市場での需要も関係している。なお、私立大学にも無償席があり、上記の統計に含まれる。

<奨学金>

奨学金は大きく、アカデミックな奨学金 (академическая стипендия) と、家庭の収入が一定水準に満たない学生に必ず与えられる「社会的奨学金 социальная стипендия」の2種類がある。前者に関しては、無償学生の大部分がもらっている。奨学金の有無および金額に影響しているのは、成績、研究活動への参加、スポーツその他の実績である。大統領や政府からの奨学金、様々な基金や団体による奨学金もある。ここ2年、奨学金制度の改善が行われてきた。その狙いは、①学生の支援、②優秀者の奨励、③奨学金の配分プロセスへの学生参加などであった。奨学金はすべて給付制。金額も年々増えている。

<就職>

以前に比べて予測されやすくなった。分野によって就職率が大きく違っており、技術的な分野では60-65%であるが、これよりはるかに少ない分野もある。企業と学生との契約も普及している。

<研究大学について>

モスクワ大学、サンクトペテルブルク大学に加え、9つの連邦大学 (федеральные университеты) と29の全国研究大学 (Национальные исследовательские институты, НИУ) の計40校の一流大学 (ведущие университеты) のネットワークがある。研究大学に関しては、コンクールによってこのステータスを獲得する必要があった。НИУの大部分は世界ランキングのトップ500に入っている。このステータスの有効期間は10年である。最初の5年は国家予算と独自に調達した資金で発展できるが、後期の5年は独自に調達した資金のみで発展を続ける必要がある。一方で連邦大学は地位を失うことができない。

<追加試験>

モスクワ市とサンクトペテルブルク大学の他にも、大学単位で追加試験が認められていた大学がある (前者の2校と違って、これらは毎年新しいリストが作成され、現在約7校となっている)。また芸術関係やジャーナリストなど、特定の専攻に限って追加試験が認められている。さらに、学力オリンピックの優勝者はЕГЭに関係なく入学することができる (全ロシアオリンピックや、それぞれの大学が実施しているオリンピック)。ЕГЭも毎年改善されており、2015年からポートフォリオも評価されることになる。

<9月21日(金)>

⑨教育政策問題研究所「エヴリカ」

Институт проблем образовательной политики "Эврика" (訪問時間: 12:00—13:30)

1. 対応者：Александр Изотович Адамский 代表（科学的指導者）

Алла Антонова 所長

Роман Селюков 副所長

2. 住 所：ул. Щербаковская, д.53, стр.17, офис 207

3. 連絡方法：тел.+7(495) 988-86-58

研究所は閑静な住宅街の「統一ロシア」の建物の中の一室にある（明るくモダンでデザインの部屋で、資料などは少なく、あまり活動をしているような感じを受けない。）。

定刻より早く到着したが、研究所の女性職員が招き入れてくれた。部屋を準備している途中で、次に研究所副所長が早めに到着する。

副所長からの挨拶：所長ともう一人の同僚がもう少しで到着するが、とりあえず初めさせていただきたい。（二人が定刻に到着する。）

アダムスキー代表：スタッフを紹介した。昨日、教育省の私の知人に会ったと聞いている。（B班がお会いしました。）

（既に名簿や訪問内容について連絡を入れてあるのだが）参加者のリストと私たちの関心事を問われる。

福田：一つはロシア連邦の20年の変化について、もう一つは、新教育法ができあがり、これから起きる予想、ロシアの学校がこれからどうなっていくのかをお伺いしたい。

代表：教育法はご存じか。

福田：はい、ただ立場が違くと意見も違うこともありましよう。

代表：教育法に対する私の立場は、これは法律なので、実現されなければならない。採択される前には、様々な議論があった。これから紹介するが、こちらでは教育法に関する著作も出版している。それは、一般の人が理解しやすいように法の解釈を行ったものである。すべての人にわかりやすくなり、法が実現されることを願っている。

私はこの法律を支持しており、そのうちのいくつかのものを作成してきた。ご存知の通り、これは第2バージョンの教育法である。我々が出版したのは i-zakon という本である。法律の文章は読みたくないけれども、それを守りたいとおもう人に、マンガのようにまとめてあり、それぞれの法文についてわかりやすい解釈を行っている。この本の著者は元副大臣で直性法律に関わっており、こちらの研究所で出版している。

1992年には第1バージョンの教育法に採択されていた。これはエドワード・ニプロ・ロシア連邦副大臣が作成したものであった。どちらかといえば、理想的な内容を定めた法律であった。様々な教育部門の理想的な内容が書かれていて、ほとんど経済的な側面については書かれていなかった。法の実現は本当に大変で複雑あり、こちらの試算では5割程度しか実現ができなかった。そのため、様々な法律に関するルール、基準などを作成することとなった。そし



て、2000年代頃には、法律の基準は遂行することが出来なくなってしまった。資金の割り当て、遠隔教育、革新的教育の役割などいろいろな課題が新たに出てくることとなった。かくして、新しい法律を作成する必要性はこのようにして生まれてきたのである。そしてこれを受けて規模の大きな議論が戦わされて、こちらの場でも様々な議論が行われ、その結果として、現在の法律ができた。現在のものはとても進歩的でポジティブなものであると考えている。

唯一の欠点は、金融や財政をめぐる基準や行政・組織的な基準が不足していることである。これはどちらかといえば、ロシアの教育制度の構造と深く関係している。ロシアの学校は公立の学校が多く、学校の活動全体を連邦レベルから管理することは正しいことではないと考えている。これが法律に関するものであるが、他に質問があればどうぞ。そして、20年の変化についてもお話ししましょう。

【質問】 福田：そうすると、新しい法律によって、連邦レベルでの力が強まり、地方および民族の多様性が失われ、制限されていくのではないか。

【応答】 代表：たしかにそういった面がある。連邦レベルでの管理が強化されることはよいことだと考えている。ただ、そのような多様性も制限されてしまうことはよくないと考える。エヴリカは、ほぼ30年間、基本的に多様性を尊重するという原則に基づいて発言をし、働きかけている。

民族性に関しては、複雑な問題がある。ロシアの多くの地域では、幼稚園の共通言語についての議論が現在は盛んに行われている。市民や保護者によって、幼稚園の共通言語として民族語を使うべきである、というようにされている。家族によっては、ロシア語だけを使うべきである、という意見もある。法律によっては、この点についての調整は地方レベルで行うものとされている。確かに、就学前年齢の小さい子どもたちが民族語を忘れてしまうと、民族的な文化が衰退してしまう危険性がある。連邦レベルでも、民族語を使うことが決まったら、保護者は、子どもたちの社会に対する適応性に影響がある、と考えるようなこともある。例えば、ロシアの大学では、例えばカバルジンスキー語やヤクート語やタタール語ですべての教科を教えているところは。という訳で、法律では、地方で選択することができる。これはとても正しいことであると考えている。他に、質問したいことはありませんか。

【質問】 水谷：ということは、ロシア政府は、以前



よりもっと子どもがロシア語を選択することを期待しているのか、一般的傾向はどうなのか。

【応答】代表：元教育大臣で現大統領補佐官のアンドレイ・フルセンコが述べているように、ロシア語の教育を増やすのではなく、ロシア国民にどの言語で学習するかを選択できるような環境を整えることが必要である。法律でもこのような基準がある。連邦レベルでも、どの言語で学ぶかについての規定があったら、ロシア国民は反対するだろう。ただ、国家統一テストはロシア語で行われている。民族文化の発展と子どもたちの社会への適応性のバランスをうまくとることが重要となる。そして、いつも民族的権利、宗教的な権利を侵害・制限する場合には、過激な動きといつもつながることになる。

副代表：新しい教育法のおかげで、教育はもっと自由になり、学校では学校自体のプログラムを作成できるようになっており、どの言語を使い、どのような教員を選ぶか、ということを教員が決められるようになっている。民族地域の行政機関でも様々な混乱が生じている。つまり、以前、学校でどの言語で教えるかは民族地域機関から学校に指示があったが、今は、学校と生徒の保護者がどの言語で教えるかを決めることになっている。その場合には、例えば、ヤクート語やタタール語やカバルジンスキー語を選ばない場合はどうするか、という戸惑いが生じている。ロシアは連邦なので、今、民族地域では、地域レベルの教育法の作成が始まり、地域レベルの調整が行われるようになっている。よろしいでしょうか。

水谷：例えば、タタールスタンでは、両親はタタール語とロシア語では、どちらの選択が多いのか。

所長：現状に関してタタールスタンで言えば、おおよそ60%余りがタタール語の学校を選び、ヤクートでは半々である。

代表：一昨日、ナチックというところの2つの学校の校長と話した際にあがった話では、両親は子どもたちのカバルジナ語での学習をやめて、ロシア語を選択する、とのことであった。

水谷：(ロシア語で質問された)

代表：外国語も一つだけではなく、2つ勉強したい、というようにされていて、それからロシア語と母語もというようにされている。例えば、先日ロストフに行った。その地域ではアルメニア人もタジク人も住んでいる。彼らは基本的には一番目にロシア語、2番目に英語を選択し、それから3番目にはもう一つの外国語か母語を選択しているという現状である。われわれ教育政策の提言を行っている立場として、民族文化、言語がなくなってしまうと、様々な悪影響が出るのが懸念されている。こういった意味では、中央的な決定には賛成できないのである。

【質問】福田：そうすると、大学まで勉強しようとするれば、ロシア連邦ではロシア語を選択するしかないのか。

【応答】代表：その通りである。英語でも可能であるが、その場合は外国に出ることになる。日本語でもよいのであるが(笑)。結構珍しいパターンもあり、90年代ヤクートの大統領は、公用語をロシア語・ヤクート語・英語とした。(水谷：そうそう。大変驚いた。)これは大変にエキゾチックな例である。(笑い) よろしいでしょうか。

福田：次に。水谷：どんどん出して下さい。

代表：では、先に進みましょう。最初に質問、つまりこの20年間の変化についてお話ししましょう。まず、一番近い歴史の始まりは1980年代の始めであろう。その時は、こちらも積極的に活動を開始していた。それは第1段階である。1980年代半ばには、有名な「教員新聞」があり、革新的な方法を用いている教師が取り上げられた。その時から、創造的教育クラブ「エヴリカ」が活動を始め、「エヴリカ」の学校と大学とのネットワークも確立され、本研究所も設立された。ロマノフ氏は当時設立された革新的な学校の校長を務めていた。第一段階は1992年に終わり、革新的教育に取り組んだ教師は、ロシアの教育省のトップになった。こちらが当時決めたのは、教育省の役人として入るのではなく、教育活動を続けていく、ということであった。こちらから教育省には、誰も行かなかった。

1992年から97年が次の段階である。この期間で表れてきた革新的な取り組みは、制度的な基準に関わり始めたことである。しかし、96、98年には、ロシアにおいて非常に激しい経済危機が起きた。際熱心な人たちは自分の研究を続けたのであるが、制度的な問題も生じてきた。給与支払いの問題が生じ、給料の支払いの遅滞が生じ、当時は給与少なかったし、払われなかったことも度々あった。

次の第3段階は1997年から2004年までの期間であり、これは生き残るための段階であった。その後2005年から2010年までの段階があり、この間は大きな金融の影響から資金が供給されるようになった。このとき、「教育」という民族プロジェクトもできた。

現在までのシステム的な変化を指摘するとすれば、学校の独立性がある。これはもっとも大きな変化であったと考えられる。今日の学校は、独自の教育プログラムを選択することができる。学校の教員の数や割合を決定することもできるのである。独立した形で自己資金運営を行うことができ、かなり権威の高い学校自治機関である「学校運営委員会」といったものも設けられている。こういった点は基準としては発表されているが、実際には、理想から離れている面もある。ただし、独立性を進めようという動きは強くある。

制度的な変化の2点目としては、日本側の皆様には賛成されないかもしれないが、教育の個人化である。多くの意見を聞くと、日本の教育では逆になっているようである（本当か伺いたい）。ソ連時代はとても長い間、悪い意味での集団主義が導入されていたので、現在、個人主義的な動きが強くなっているのも当然である。そして、個人教育プログラム、個人能力開発プログラムも作成され、チューターという活動システムも現れてきた。

3番目の制度的変化としては、電子的な教育環境の整備である。2006年にはネットワークが全く存在していなかった。2006年、2007年、インターネットワークの速度は127KB/secであったが、学校においては2GB/secでも足りない、と現在はされている。やはり、この3点が大きな変化であった。

【質問】福田：先ほど言われた点で、日本ではソビエト以上に集団的で、皆が同じことをするようなことが平等だという思いが強いのです。だからこそ日本では国家学力テストが可能なものであって、ロシアでは一人ひとりが違うのであれば、一人ひとりを統一国家テストで測定するのはできないのではないか。

代表：多様や方法・アプローチを用いて共通のことを目指す方法などあり得るのでしょうか。

福田：今は、ほとんど可能性がなく、教員が非常に保守で、要するに教科書には検定であって、教科書を教えることがよい教育だという考え方がしみこんでいる。総合学習、教科を超えた学習、プロジェクト法というのは、日本ではとてもやりにくい。そこに、アメリカ流の「ゆとり教育批判」が起きてしまい、進歩主義者をつぶしてしまった、これが1999年くらいでしょうか。今は、高校まで浸透していた厳格な方法が、大学まで入ってきて、この意味でロシアとは逆の方向に動いてきているのではないか。国家統一テストをやれば、必ず教育は画一化され単純化されるというのが日本の経験であるが、その点についてはどうか。

【応答】代表：一つの微妙なニュアンスがあるが、同じ年齢集団の中でも生徒に違いがあるのである。卒業テストが均一化されることに対して私は反対ではないが、アメリカ、イギリス、フランスなどの類似のテストを分析すれば、一つの平均的なレベル、すなわち卒業テストを目安のしている。ただし、卒業テストまでの道程に関して言えば、同じものをたどらなければならないことはない。その意味で、プロフィール教育が導入されている。青年時代に、学校教育の中だけではなく、様々な活動の中で自己実現をする、ということを目指している。青年期の学校時代は、自分が何に向いているのか、いろいろなことを試みでみる期間となっている。これは学校だけでなく、スポーツや創造的な活動や社会的な活動など様々な分野を含んでいる。こちらが気づいたこととしては、こういったことをさせると、上級生である10年生、11年生で、教育に関するモチベーションが損なわれることなく、逆に向上してくるのである。そのようなわけで、教育の多様性がこのようにして実現されると考えている。卒業にテストは平均的なものとしても構わない、と考える。それは、その後の学習が可能であるかを定めるものである。それぞれの大学の入学については、どのような基準を設けるべきか、ということについて常に明確ではないからである。

【質問】大谷：学校が独自の内容を決めることができ、個人的な学習、ICT化とうのがロシアの特徴であると伺った。こちらに参りまして、学校の授業を参観したり、書店で教育書（教科書・問題集）を見たりすると、どちらかというと、同じことを生徒が学んでいるかどうかを4、7、9年生でチェックしたり、1年生の頃から国家統一テストを意識させるような本が出ており、現象はむしろ逆で、画一化が進んでいるのではないかと懸念してしまうが、この点についてはどのように捉えているのか。

【応答】代表：様々な学校があり、エヴリカの学校のネットワークもぜひ訪問してほしいところである。イノベーションというプロセスがあり、ぜひ参観してほしい。今後の訪問先を教えてください。あらためて申し上げるならば、私は、ある段階のある時期に共通の統一テストを行うことは、何も悪いことではないと考えている。これは普通基礎教育であるからである。共通の教育をすべての人に対して与える場であるからである。共通の知識があれば、お互いの理解が促進されるのである。例えば、「地球が丸い」ということについて、驚く人はいない、といった具合である。また電磁波の存在や重力の存在など、そうした点について共通理解を構築することが可能である。こうした共通理解が

多ければそれだけ、個々人の中での理解が容易になるのである。他方で、文学で、武勇で有名な主人公の話題になると、共通の知識があるかどうかは問題になろう。またもっと複雑であるのは、様々な歴史的な事実を説明するときで、更に難しいのは、今現在起きている出来事の実分析である。そのため、テストについては反対してはおらず、むしろ行うべきである、というように考えている。ただテストがあること自体で共通化、単純化になるとは言えないのである。こちらの提案としては、子どもは机で何か活動を行うとか、他の子はプロジェクト活動を行うとか、他の子は創造的な活動を行いながら先ほど述べた知識の共通理解をしていくことである。ただ、今、こうした取り組みをしているのは少なく、始まったところである。昨日夜遅くまで、モスクワの3つの主要教育大学の学長に会ってきた。その際、バカラブルの最後の1年間または半年間、学生はわれわれが提案しているような革新的な学校で実習をするべきである、という話をした。その際、3大学の学長はその提案を受け入れていた。

水谷：それはどうしてですか。どうしてしなければならないと。

代表：こちらがやろうとしているのは、単に卒業テストに必要な内容のテストを行うだけではなくて、資格を与えるようなテストを行うべきである、というものである。そういう訳で、学生は革新的な学校でそうした活動を行い、プロジェクトに取り組み、成果を発表しなければならないと考えるのである。つまり、自分のコンピテンシーについて話すだけでなく、それを実際に示すことが必要なのである。

福田：日本の歴史の60年は、テストの体制・制度を精緻化すればするほど、テストに出るものだけを教え、テストにでるものだけを学ぼうとするので、深く理解するとか、今起きていることを分析することはなされない。例えば、学校に理科の実験室と施設があって、そうした活動的な方法や、問題解決に取り組もうとしても、実験しても結果がすでに分かっているのだから行われぬ。多くの学校の理科室は、埃をかぶっている状態である。それゆえ、イノベーションをするにはテストに反対しなければいけない、テストを変えなければいけないのではないか。この点が、学校の先生方が一番困っている点である。

代表：こちらにとって、これは非常に重要な教訓になる点なので、できれば資料を沢山頂きたいテーマである。テスト活動が拡大している状況で、どこまでテスト活動を広げるべきか、というポイントが知りたい。

福田：たぶん、予想問題を作成し、その練習ばかりをするようになる。ロシアでも、先ほど話があったように、書店にはこの5年くらいで、アツという間に問題集があふれ出てきた。こうした現象は、英国では20年くらい前に始まった。日本は40年くらいですかね、一定の問題が問けるようなことをするわけです。

代表：もう一度言及するならば、まったくテスト活動をやめる、というようなことは言えないと考える。しかし、テストに責任を持ち担当している教育政策担当者には、テストのもつ調整メカニズムをよく理解しないとイケない。先ほど言及した新法律においては、幼稚園卒業段階でのテストというものは禁止されている。こちらはどちらかといえば、統制・制限されなければならない点である。テスト以外の子どもたちの達成を励ますようにしなければならない。つまり、子どもの達成を評価するために、テストは唯一の手段ではないからである。ただ、行政として、テストをシステムとして導入することが一番やりやすいことである。皮肉的な表現で

はあるが、「どんな学校であっても、教育を受ける妨げであってはならない」のである。つまり、学校が教育の妨げになるようなことを見逃してはならない。

【質問】松永：ЭГЕに関して、もともと旧ソ連時代からテストに対して従来批判的な指摘があった。テストはアメリカ的な文化だと、（代表：行動主義的な点。）そこで、質問したいのは、まず、ЭГЕ そのものをどう評価しているのか。もう一つは、ЭГЕ それ自体は完璧ではないわけですので、当然、将来改善していくことになるだろうが、その方向について、例えば、学習前の評価をおこなうとか、昨日の教育省ではポートフォリオ評価を導入する、というような話があったが、どのような方向性があると思うか。

【応答】代表：ЭГЕ に対する態度は、かなり分かれている。ソ連時代、テストは決まった形のテストも存在していた。基本的に、ソ連時代のテストの特徴から言えば、国家統一テストとそれほど大きな違いはなかったのである。課題があり、それについて暗記して、その後テストを受ける、というようなものである。1970年代に物理学のテストがあり、最後の4半期にはずっとテストの準備をしていた。どんなテストでも否定的な態度というものは存在する。

ロシアには19世紀の最初の四半世紀の間は全くテストが存在しなかった。テストが始まったのは、アレクサンダー1世の時代からで、その時は、役所で働く貴族に対するもので、彼らが全く教育を受けていないということが明らかになったからである。テストに合格しなかった貴族は軍隊に入らねばならなかった。ロシアでテストを導入された際には、激しい議論が戦わされた。ニコライ1世の時代になってから、有名な詩人プーシキンはニコライ1世に「国民の教育について」という手紙を書き、その中でテストをやめさせるように求めた。この手紙は現在ネットでも公開されている。内容は、テストに合格するために賄賂が払われ、テストは受験者の個人の特徴を捉えることに成功していない、といったようなものであり、これは現在のテストに関して批判されることと全く同じである。プーシキンの時代から全く変わっていないのである。つまり形式が悪い、ということではなく、どのようなテストをしたところで、共通化・単純化などが起き、内容の簡潔化、個人の特徴の把握ができないという問題が生じるのである。ヨーロッパのテストのモデルの歴史について述べれば、トインビーが指摘しているが、「テストの悪夢の800年間」ということについての言及がある。これはテストのシステムというものは全く変わっていない、という点に関する指摘である。テストは短い文章で正誤を問う、という単純なものであった。国家統一テストにしても、他の形式のテストにしても、テストなので必ず批判というものは出てくるのである。一つの異なる点としては、教師は生徒の準備ができていないか、という点についての確認を行う、ということである。皆大学院生を持っているが、自分の大学院生を見ると、論文の発表前でも生徒の能力や特徴がわかっており、テストを行う必要もないのである。ただし国家レベルでの証明書やPhD学位の取得するためには、一定の原則に従わないといけないのである。

第二の質問の、これからの発展について言及するならば、国家テストか評価と先生方の評価との間で共通理解を図る、という課題がある。国家が教師を信頼することである。教師が国家統一テストに反対するのは、教師が信用されていないからである。これはむしろ感情的な視点である。もう一つは、課外学習活動の評価である。その際、課題を課す際に技術的なこととし

て、テストを受ける時期を決めなければならないことである。

現在、テストに際しては ID 認証があり、テストを受けている人はその認証のあとにテストを行う。休憩やトイレをした場合は、また新たに ID 認証を行う、というようなものである。また課題達成については、ポートフォリオ形式で行い、そこに教師の評価（コメント）も書かれて残ることになるのである。こうしてコンピュータ上でテストを行うのである。

副所長：少し細くすると、国家統一テストでは、このようなコントロールの手続きだけでなく、評価についても検討が進められている。今までのテストの評価の対象であった知識・能力などだけではなく、今では教科の枠を超える活動結果を評価することになっている。例えば、生徒が習得し情報を活用する能力、学習できる能力、コミュニケーションに関する能力などについても評価が行われている。法律上では、学校を卒業する生徒に対しては、知識や能力などを評価するだけではなく、教科の枠を超える能力を身に付けているのかについても評価が行われている。こういう評価は、2018 年から、つまり現在の 3 年生が 9 年生になる時期から行われる予定である。今利用可能な方法・手段によって、教師の活動が成功しているかどうかを、コントロールを通じてではなく、評価を通じて判断できるような方法を持っているのである。このような教科の枠を超えた結果について、生徒個人レベルのみならず、学校レベル、地域レベルで、全国レベルで評価する方法を作成中である。そして、こちらが作成した情報システム（データベース）に、学校は希望があれば問い合わせることができ、学校の教科の枠を超えた活動がどれだけ行われているのかを評価できる資料を提供する。その際、生徒一人ひとりについて採点はしないことになっている。昨年からこうした評価活動を行い、今年の春に 5 年生を対象とした評価を行い、地域別、市町村別のデータなどを揃えている（スライドで示す）。一つのアイデアとしては、子ども個人というよりは、学校全体に対する状況が明らかになるように設計されている。その結果、5 年生の 50% については、効果的に情報を取り扱えるようになっていたことが分かった。さらに、子どもたちは、お互いにコミュニケーションができる共通の言語があり、能力があり、お互いの異なる立場を理解できている、ということも分かった。生徒が学習する能力があるかについては、自己学習の能力を有している生徒は、5 年生について言えば 50% 以下である。こうした生徒は、数学、民族言語、歴史などについて、様々な教育を受けているのであるが、教科の枠を超えた学習能力がどの程度身につけているのかという結果を、教師をコントロールするという目的ではなく、結果を見ることで教師はどういった点を改善すべきか、ということがわかるようにしているのである。このような評価の方法、手段があることで、統一国家テストなどは教育の評価の唯一の手段になるのではなく、別の評価手段を用いてロシアの教育の品質を上げることができるようになっている。この実験には、ロシアのほとんどの学校にあたる 4 万校が参加している。4 月には、それぞれの学校に、結果はどうなっているのか、学校の全国での位置づけなどを報告する。こうした評価があればこそ、教師はうまくいっていない点を把握し、改善点を把握することができるのである。こうしたケースの場合、全体としてロシアの教育が成功しているかどうか、子どもに対してのテストを用いなくても知ることができるのである。テストの手続きを開発することが、子どもの成績を良くするわけではないし、統一国家テストを改善するのではなく、よりよい評価の方法というものを模索していきたい、と考えている。

【質問】大谷：私もコンピテンシーの評価方法を開発することは大切だと思う。日本で評価問題（情報の選択、評価、改善）の作成に関わったのだが、評価結果の大規模はデータセットが出来上がると、我々の意図に反して、現場の教師はテストの問題を解けるようにするために子どもをトレーニングするようなことに走ってしまう、という期待したことは逆の事態が起きてしまう。この点についてはどうか。

【応答】副代表：ロシアでは2018年から20年の間で、初のいわゆるコンピテンシーテストが行われる予定である。今の段階では、教師は、子どもたちがコンピテンシーをうまく獲得しているかどうかということではなく、子どもたちはそれを身につけるための技術を学んでいる途上である。これから5-7年の間に、ロシアはこうしたコンピテンシーアプローチを教員に身につけさせるような取り組みを、ソフトな形で行うことになると思われる。確かに、コンピテンシーに関するテストが行われるようになれば、指摘されたような懸念が現実のものとなる危険性もあると思われる。

代表：今のご質問は興味深いもので、テストを行うことに対する深い議論の基になっている。今の国家統一テストは厳密に言えば、テストとは言えないものである。そうすると、テストが形式的な知識をチェックするような形式であるならば、暗記型のものになるので、これは望ましくない。しかし、コンピテンシータイプのテストは、テストの準備はコンピテンシーを発達させることである。コンピテンシーのテストは何も悪いことはない。一つ簡単な例を挙げれば、教師は生徒に「議論」に関するテストをする。それは、質問の答えを出すことをではなく、議論という行動を評価するのである。生徒に議論するコンピテンシーを育むということは、生徒に議論の仕方を教えることなのである。テストとしては、「ディスカッションの定義を書きなさい」であれば暗記することができるが、コンピテンシーは別のものである。例えば、子どもに課題、「重力の無い世界を考えなさい」などと問題を与えることができるが、これは暗記とは別のタイプの問題である。これはテストの文化と関係している。シミュレーション関係のモデル作成ソフトが発達していくにしたがって、テストの種類も拡大していくと思われる。皆さんもお疲れになったのではないのでしょうか。

【質問】福田：日本でもコンテンツ・ベースとコンピテンシー・ベースの2種類の問題を出すと、コンテンツ・ベースの方は、教師としてはコンテンツ・ベースの方がやりやすい。しかし、コンピテンシー・ベースの方は測定しづらい、テストに馴染まないのではないか、すなわち、プロセスを測定しなければならない、という問題があり、成果、出口管理は無理なのではないか。

【応答】代表：確かに、コンピテンシー・ベースのテストは難しく、複雑性を評価することとなる。ロシアの国産車と日本車の運転の仕方は異なり、日本車の方が複雑であるが、運転する人がいなくなるわけではないのである。これは複雑な測定用具で、コンピテンシーを得点としてではなく、レベル、共通のスケールの類型を考えるのである。例えば、ある子どもはコミュニケーションの能力が強く、この子どもは情報処理能力が強い、他の子どもは社会的関係を取り結ぶ能力に強いなど、別々の次元で評価する。コンピテンシーでは、共通の尺度というものはないのです。コンピテンシーの評価は、将来性のあることだと思う。それと同時に共通のコンテンツ（内容）も必要である。互いに理解し、互いに受け入れるようなコンテンツが必

要である。バランスが必要である。こうした普遍的で大きな流れは、教育政策の議論の中では消えていくような気がする。他に何かありますか。

【質問】 福田：国際的な、イノベーションに関する交流はありますか。時々、アメリカやイギリスの話題が出てくるので。

【応答】 代表：1990年代の半ば頃から2000年代初めには、外国との交流を多数行ってきた。オランダでも、イギリスでも会議を開催した。2000年代半ばからは、ロシア関係のプロジェクトが主流になった。しかし、これからは国際交流を再開しようと思っている。特に、研究プログラムについて国際交流を行っていききたい。また、様々な動向をエキスパート（専門家）の観点から見る研究にも関心がある。また、また同様のテーマについて関心のある学生とも喜んで交流していきたいと考えている。それに関しては、グリゴリーさんにすでにメールで書いたことがある。オランダとの交流のデータであるが（スライドで掲示）、留学や研修など色々なプログラムがある。日本において、ロシアの学校の校長に対する研修も行いたい。

副所長：またロシアの最高の学校を研修の場として、日本の校長グループを受け入れることもできる。

代表：他に何かありますか。

福田：長い時間、どうもありがとうございました。

第Ⅱ部 資 料

新連邦教育法「ロシア連邦の教育について」の翻訳にあたって

1992年7月に制定されたこれまでの「ロシア連邦教育法」(以下、旧連邦教育法)に代わり、2012年12月に、新しい連邦教育法「ロシア連邦の教育について」(以下、新連邦教育法)が採択された。新連邦教育法は2013年9月1日よりその効力を発している。

新連邦教育法が制定されねばならなかった理由にはいくつかあげられるが、何よりも、旧連邦教育法制定以来、大々的な改正だけでも数次にわたり、改正箇所は把握しているだけでも延べ400箇所を超えており、諸状況の変化と相まってこの間の法的整合性を取る必要に迫られていたことがある。この点について、連邦法案「ロシア連邦における教育についてのコンセプト」(2009年6月1日付ロシア連邦政府委員会承認№20)は、次のように述べている。

「ロシア社会における最近10年間に生じている社会的・経済的変容、ロシアの新しい市民法、税法、予算法の形成及び教育制度の社会的・経済的基礎のしかるべき変容の結果、また同様に、ボローニャプロセスへのロシアの統合を考慮することを含めて、教育制度の現代化のプロセスと新しい教育機関と教育技術の形成及び国際的統合のプロセスの発展の結果、現在、既述の法令の内容は、教育分野の実際の要求と法規制の現代的スタンダードに答えられなくなっている。既にこの10年間、ロシア連邦法『教育について』及び連邦法『高等職業教育及び高等後職業教育について』の部分的な修正により、何度となく教育分野における法改正の試みが企てられてきた。例えば、2002年から2008年の時期だけでも、約200のしかるべき法律が立案され、35以上の連邦法が採択された。」*1

上記指摘は、旧連邦教育法の改正が喫緊の課題となっていたことを端的に示している。また、新連邦教育法の制定により、旧連邦教育法、「高等職業教育及び高等後職業教育」及び「労働支払いの最低基準について」をはじめとするその他の法令の効力の失効と新しい法令の制定が行われている。

新連邦教育法の特徴はいくつかあげられるが、例えば、これまで使用されてきた「教育機関」(образовательное учреждение)という用語に代えて、「教育機関」(образовательная организация)という用語が用いられていることである。その理由は、この用語(образовательное учреждение)が、文脈に応じて、組織的・法的形態としての教育機関(учреждение)を意味したり、あるいは教育過程を遂行する任意の非営利機関のためのその種概念をも意味したりするので、法適用の過程で不当な混乱をもたらすからだとしている*2。新しい用語としての「教育機関」の意味するところは、ロシア教育アカデミー・教育理論・教育哲学研究部での説明(2013年9月16日)によれば、次の通りである。

「教育目的のために設立された施設がある。これは例えば、トヨタ自動車の社内の中で教育を担っているような部門である。新教育法では、教育目的のために教育を行っているトヨタ自

*1 Концепция проекта федерального закона "Об образовании в Российской Федерации", Утверждена Комиссией Правительства Российской Федерации по законопроектной деятельности (протокол от 1 июня 2009 г. N 20), стр.3.

*2 Там же, стр.4.

動車の教育部門も、教育目的のために教育を行っている教育機関としての権利を持つようになり、これらは同じ教育機関として位置づけられることになった。」^{*3}

つまり、用語としては "учреждение" よりも "организация" の方がより広い意味を内包し、設置形態の種類や組織の如何に拘わらず、同等の権利を持つ教育機関として保障し、位置づけていこうとすることのようである。

このほか新連邦教育法の特徴としては、教育の構造の中に就学前教育が含められ、就学前教育についての連邦国家教育スタンダードが制定されることになったこと、スタンダードとは何かという概念規定の明確化、国公立を問わない普通中等教育機関の平等なアクセスの保障及び初等職業教育の中等職業教育への包摂による職業教育の構造的変化等々があるが、その他の事項については、当該新連邦教育法から読み取って頂ければと思う。

翻訳するに当たっては、取りあえず、以下の用語については統一を図った。また、翻訳に際し、訳しづらい用語については最低限、原語を表示することに努めた。

1. Федеральный орган исполнительной власти, осуществляющий функции по выработке государственной политики и нормативно-правовому регулированию в сфере образования (教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関)
2. Федеральный орган исполнительной власти, осуществляющий функции по контролю и надзору в сфере образования (教育分野における管理・監督の機能を果たす連邦行政機関)
3. Государственная организация образования (国立教育機関)
4. Муниципальная организация образования (公立教育機関)
5. Национальный исследовательский университет (全国研究大学)
6. Учебный предмет (教科)、7. Курс (コース)、8. Дисциплина (科目)
9. Модуль (モジュール)、10. Текущий контроль успеваемости (日常評価)
11. Промежуточная аттестация (中間評価)、12. Итоговая аттестация (総括評価)
13. Государственная аккредитация (国家認証)、14. Самообследование (自己評価)
15. Учебный план (教科課程)、16. Примерная основная образовательная программа (標準基礎教育プログラム)
17. Обучающиеся (学習者)、18. Регулирование (規制)
19. Среднее профессиональное образование (中等職業教育)

翻訳担当者については、各条項の後ろに記した。各訳者間の訳語のいっそうの統一については今後の課題である。なお、本新連邦教育法の制定後、2013年に4箇所の修正があり、2014年になって、さらに1箇所の修正が加えられているが、当該翻訳には反映されていないことを断っておきたい。

(編集責任：岩崎正吾)

*3 Лукацкий, Михил Абрамович (ルカーツキー、ミハイール・アブラモフヴィチ：ロシア教育アカデミー教育学理論・歴史研究所理論教育学副室長)による説明。ロシア教育アカデミー教育学理論・教育哲学研究部での聞き取り、2013年9月16日14:00～15:20。

ロシア連邦の教育について

2012年12月21日付国家会議採択

2012年12月26日付連邦会議承認

第1章 総則

第1条 本連邦法の規制の対象

1. 本連邦法の規制の対象となるのは、教育への権利の実現と関連して、教育分野における人間の権利と自由の国家的保障の確保により、また教育への権利の実現のための諸条件の創造により、教育分野で生じている社会的諸関係（以降、教育分野における諸関係）である。
2. 本連邦法は、ロシア連邦における教育の法的、組織的及び経済的基礎、教育分野におけるロシア連邦の国家政策の基本的諸原理、教育制度の機能及び教育活動の実施の一般的規則を定め、教育分野における諸関係の参加者の法的地位を規定する。

第2条 本連邦法で使用される基本的諸概念

本連邦法の目的のために、以下の基本的諸概念が適用される。

- 1) 教育 (образование) : 社会的に重要な贈り物 (благо) であり、人間、家庭、社会及び国家のために実施される訓育と教授の統一的な合目的過程であるとともに、獲得されるべき知識、技能、習熟、価値的志向、活動経験及び一定規模のコンピテンシーの総体であり、人間の知的、精神的・道徳的、創造的、身体的及び（又は）職業的発達かつ人間の教育的要求及び関心を充足させる複合体のこと。
- 2) 訓育 (воспитание) : 社会文化的、精神的・道徳的価値並びに人間、家庭、社会及び国家のために社会で受け入れられている行為の規則や規範に基づき、人格の発達及び学習者の自己決定と社会化のための条件の創造に向けられた活動のこと。
- 3) 教授 (=学習) (обучение) : 知識、技能、習熟及びコンピテンシーの習得、活動経験の獲得、能力の発達、日常生活における知識の応用経験の獲得及び全生涯を通じて教育取得の動機を生徒に育成することに関する生徒の活動の合目的な組織過程のこと。
- 4) 教育水準 (уровень образования) : 一定の統一的な要求の総体によって特徴づけられるまとまりのある教育サイクルのこと。
- 5) 資格 : 一定の種類 of 職業活動の遂行に対する養成程度を特徴づける知識、技能、習熟及びコンピテンシーの水準のこと。

- 6) 連邦国家教育スタンダード：一定水準の教育への並びに（又は）教育分野における国家政策及び法規範的規制に関する機能を遂行する連邦行政機関により承認された職業、専門及び養成分野への義務的要求の総体のこと。
- 7) 教育スタンダード：本連邦法又はロシア連邦大統領令により規定される高等教育教育機関によって承認される専門及び養成分野に関する高等教育への義務的要求の総体のこと。
- 8) 連邦国家要求：本連邦法に基づき、権限を有する連邦行政機関により承認された補充職業前プログラム内容の最低基準、構造及びこれらのプログラムに関するそれらの実施要件と教育期間への義務的要求のこと。
- 9) 教育プログラム (образовательная программа)：教育の基本的特徴（量、内容、計画されるべき結果）、教育の組織条件並びに本連邦法に考慮されるケースにおける教科課程、年間教育計画、諸教科、コース、領域（モジュール）、その他の構成要素及び評価的・方法的資料の作業プログラムの形で提示される認定形態の総体のこと。
- 10) 標準基礎教育プログラム (примерная основная образовательная программа)：一定水準及び（又は）一定分野の推薦されるべき教育の量と内容、教育プログラムの計画されるべき習得結果、教育プログラムの実施に関する国家サービス提供の規準的費用の標準的支出を含む教育活動の標準的条件を規定する教授・方法文書（標準教科課程、標準年間教育計画、諸教科、コース、領域（モジュール）、その他の構成要素の標準作業プログラム）のこと。
- 11) 普通教育：人格の発達並びに社会における人間生活、意識的な職業選択及び職業教育の取得に必要な基礎普通教育プログラムの習得過程における知識、技能、習熟の習得とコンピテンシーの形成に向けられた教育の種類のこと。
- 12) 職業教育 (профессиональное образование)：特定の分野での職業活動の実施及び（又は）具体的な職種もしくは専門に関する活動の遂行を可能にする、基礎職業教育プログラムの習得過程における一定の水準と量の知識、技能、習熟の習得及びコンピテンシーの形成に向けられた教育の種類のこと。
- 13) 職業教授 (профессиональное обучение)：特定の労働及び勤務機能（特定の種類の労働及び勤務活動、職業）の遂行に必要な、学習者による知識、技能、習熟の習得及びコンピテンシーの形成に向けられた教育の種類のこと。
- 14) 補充教育 (дополнительное образование)：知的、精神的・道徳的、身体的及び（又は）職業的向上における人間の教育要求を全面的に充足することに向けられた教育の種類のこと、教育水準のレベルアップは伴わない。
- 15) 学習者 (обучающийся)：教育プログラムを習得する個人のこと。
- 16) 健康の可能性に制限のある学習者：心理・医学・教育委員会が認証し、特別な条件の下でなければ教育を受けることに支障を来す、身体的及び（又は）精神的発達に制限のある個人のこと。
- 17) 教育活動 (образовательная деятельность)：教育プログラムの実施に関する活動のこと。
- 18) 教育機関 (образовательная организация)：その達成のために当該機関が創設された目的

に基づく基本的活動の種類としてのライセンスに基づき、教育活動を遂行する非営利機関のこと。

- 19) 教授を実施する機関 (организация, осуществляющая обучение)：ライセンスに基づき、基本的活動と並んで、補充的活動としての教育活動を実施する法人のこと。
- 20) 教育活動を実施する機関 (организации, осуществляющие образовательную деятельность)：教育機関、また同様に教授（＝学習）を実施する機関のこと。教育活動を実施する個別企業は、本連邦法による別の定めがない場合には、本連邦法の目的に従って教育活動を実施する機関と同等のものと見做される。
- 21) 教育職員 (педагогический работник)：教育活動を実施する機関で労働、勤務関係にあり、学習者の教授、訓育に関する義務及び（又は）教育活動機関に関する義務を遂行する個人のこと。
- 22) 教科課程 (учебный план)：諸教科、コース、領域（モジュール）、実習、その他の教授活動の教育周期に関する一覧、活動量、順序及び配分を規定する文書のこと。また、本法律による別の定めがない場合には、学習者の中間的な評価形態を規定する文書のことである。
- 23) 個別教科課程 (индивидуальный учебный план)：具体的な学習者の特質や教育要求を考慮して、その内容の個別化に基づいて、教育プログラムの習得を保障する教科課程のこと。
- 24) 実習 (практика)：将来の職業活動と関連した特定の種類の活動遂行の過程において、実践的な習熟及びコンピテンシーの形成、定着、発達に向けられた教授活動の種類のこと。
- 25) 教育の方向性（基本的特徴）(направленность/ профиль образования)：知識の具体的な分野及び（又は）活動の種類に対する教育プログラムの方向づけのことであり、それは、教科・テーマに関する内容、学習者の学習活動の支配的形態及び教育プログラムの習得結果への要求を規定する。
- 26) 教授と訓育の手段 (средство обучения и воспитания)：教育活動を組織するのに必要なスポーツ設備と用具、道具（楽器を含む）、学習視聴覚教材、コンピュータ、情報遠隔通信網、プログラム制御・視聴覚手段、印刷・電子教育情報資源及びその他の物的施設を含む器具、設備のこと。
- 27) インクルージョン教育 (инклюзивное образование)：特別な教育要求や個人的可能性を考慮して、すべての学習者のために教育への平等なアクセスを保障すること。
- 28) 適応教育プログラム (адаптированная образовательная программа)：心身の発達の特殊性や個人的可能性を考慮して、健康の可能性に制限のある者のために適応される教育プログラムのことであり、必要に応じて彼らの発達しようがいの矯正と社会的適応を保障する。
- 29) 教育の質 (качество образования)：学習者の教育活動及び養成の総合的な特徴づけのことであり、それは教育プログラムの計画されるべき成果の達成程度を含めて、連邦国家教育スタンダード、教育スタンダード、連邦国家要求及び（又は）個人もしくは法人の要求と一致した程度を表す。

- 30) 教育分野における諸関係 (отношения в сфере образования) : その目的が学習者による教育プログラム (教育的諸関係) の習得である市民の教育への権利の実現に関する社会的諸関係の総体のことであり、また、その目的が市民の教育への権利の実現のための条件の創造である教育的諸関係と関連した社会的諸関係の総体のことである。
- 31) 教育的諸関係の参加者 (участники образовательных отношений) : 未成年学習者の親 (法定代理人)、教育職員とその代表者、教育活動を実施する機関のこと。
- 32) 教育分野における諸関係の参加者 (участники отношений в сфере образования) : 教育的諸関係の参加者及び連邦国家諸機関、ロシア連邦構成主体の国家権力諸機関、地方自治機関、雇用者及びその連盟のこと。
- 33) 教育職員の利害衝突 (конфликт интересов педагогического работника) : 職業活動を遂行する際に、物的な利益又はその他のメリットの享受において教育職員に私的な利害が発生し、その私的な利害と学習者や未成年学習者の親の利害との間の矛盾により、教育職員による職業的義務のしかるべき遂行に影響を与えるか又は与える可能性のある状況のこと。
- 34) 子どもの監督と世話 (присмотр и уход за детьми) : 子どもの食事や日常生活サービス、個人的衛生や日課の子どもによる遵守の保障に関する措置の総体のこと。

第3条 教育分野における国家政策と諸関係の法的規制の基本原則

1. 教育分野における国家政策と諸関係の法的規制は、以下の原理に基づく。
 - 1) 教育の優先性の承認。
 - 2) 各人の教育への権利の保障、教育分野における差別の禁止。
 - 3) 教育のヒューマニズム的性格—人間の生命と健康、個人の権利と自由、人格の自由な発達の優先—相互尊敬、労働愛好、市民性、愛国主義、責任性、法文化、自然や周りの環境を大事にする態度、合理的な自然利用の態度の育成。
 - 4) ロシア連邦の領土における教育空間の統一、多民族国家という条件下におけるロシア連邦諸民族の民族文化的特質と伝統の擁護と発展。
 - 5) ロシア連邦の教育制度と他の国の教育制度との平等と互恵に基づく統合のための有効な条件の創造。
 - 6) 教育活動を実施する国家及び公立の機関における教育の世俗的性格。
 - 7) 人間の適性と要求に基づく教育取得の選択の自由—各人の自己実現のための条件の創造—教育取得の形態、教授形態、教育活動を実施する機関、教育制度によって提供される枠内での教育の方向性の選択権の供与を含む人間の能力の自由な発達—同様に、教授形態、教授と訓育の方法の選択における教育職員への自由の供与。
 - 8) 個人の要求に基づく全生涯にわたる教育への権利の保障—養成水準、発達の特質、人間の能力と関心に対する教育制度の適合的性格。
 - 9) 教育機関の自治、本連邦法によって規定される教育職員と学習者のアカデミックな権利と自由、教育機関の情報公開と後悔報告書。
 - 10) 教育行政の民主的性格；教育職員、学習者、未成年学習者の父母 (法定代理人) の

教育機関の管理に参加する権利の保障。

- 11) 教育分野における競争の制限の禁止又は排除。
 - 12) 教育分野における諸関係の国家的規制と契約的規制の統合。
2. ロシア連邦政府は、教育分野における統一的な国家政策の遂行を保障するために、毎年、ロシア連邦議会に教育分野における国家政策の実施についての報告を提出し、情報遠隔通信網「インターネット」（以下、「インターネット」網）におけるロシア連邦政府の公式サイトに報告を公表する。

第4条 教育分野における諸関係の法的規制

1. 教育分野における諸関係を規制するのは、ロシア連邦憲法、本法律、同様にその他の連邦法、ロシア連邦のその他の規範的法令、教育分野における諸関係を規制する規準を内容とするロシア連邦構成主体の法律及びその他の規範的法令（以下、教育についての立法）である。
2. 教育分野における諸関係の法的規制の目的は、国家的保障の確立、すなわち教育分野における人間の権利と自由の実現メカニズムの確立、教育制度の発展条件の創造、教育分野における諸関係の参加者の権利と利益の擁護である。
3. 教育分野における諸関係の法的規制の基本的課題は、以下の通りである。
 - 1) ロシア連邦市民の教育への憲法的権利の保障と擁護。
 - 2) ロシア連邦の教育制度の自由な活動と発展のための法的、経済的及び財政的条件の創造。
 - 3) 教育分野における諸関係の参加者の利害を規制するための法的保障の創造。
 - 4) 教育分野における諸関係の参加者の法的位置の規定。
 - 5) 外国市民及び無国籍者によるロシア連邦における教育取得のための条件の創造。
 - 6) 連邦国家権力機関、ロシア連邦構成主体国家権力機関及び地方自治機関の間の教育分野における権限の分割。
4. 教育分野における諸関係を規制し、ロシア連邦のその他の連邦法とその他の規範的法令、ロシア連邦構成主体の法律とその他の規範的法令及び地方自治機関の法令を内容とする規準は、本連邦法に一致しなければならず、本連邦法に定められた保障と比較して、権利を制限したり、もしくは保障の供与水準を低下させることはできない。
5. 教育分野における諸関係を規制し、ロシア連邦のその他の連邦法とその他の規範的法令、ロシア連邦構成主体の法律とその他の規範的法令及び地方自治機関の法令を内容とする規準が、本連邦法の規準と一致しない場合は、本連邦法にその他の定めがない場合には、本連邦法の規準が適用される。
6. 本連邦法に規定されているものとは異なる規則が、ロシア連邦の国際条約によって定められている場合には、国際条約の規則が適用される。
7. 教育についての立法の効力は、ロシア連邦の領土において教育活動を実施する全ての機関に及ぶ。
8. エム・ヴェ・ロモノーソフ名称モスクワ国立大学、サンクト・ペテルブルク国立大学、

同様に「スコルコヴォ」(Сколково)刷新センターの敷地内にあり、教育活動を実施している諸組織の諸関係における教育についての立法は、連邦特別法に定められた特殊性を考慮して適用される。

9. 教育についての立法の効力は、教育職員及び学術・教育職員の職務上の連邦国家サービスを遂行している市民、また同様に連邦国家サービスを遂行し、学習者である市民に及ぶが、国家サービスについてのロシア連邦の連邦法及びその他の規範的法令に規定されている特殊性を伴う。

第5条 教育への権利。ロシア連邦において教育への権利を実現するための国家的保障

1. ロシア連邦においては、各人の教育への権利が保障される。
2. ロシア連邦においては、教育への権利は、性、人種、民族、言語、出自、経済的、社会的及び職業的地位、居住地、宗教への態度、信条、社会团体への所属、その他の状況に係わらず保障される。
3. ロシア連邦においては、連邦国家教育スタンダードに基づいて、就学前、初等普通、基礎普通及び中等普通教育、中等職業教育の一般的アクセス性と無償制が保障され、同様に、市民が当該水準の教育を初めて受ける場合に、競争に基づく高等教育の無償制が保障される。
4. ロシア連邦においては、各人の教育への権利の実現は、その権利獲得と生涯にわたる様々な水準と分野の教育取得における人間の要求を満たす可能性の拡大のために、連邦国家機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関及び地方自治機関によるしかるべき社会的・経済的条件の創造によって保障される。
5. 各人の教育への権利を実現するために、連邦国家機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関及び地方自治機関によって、以下のことが実施される。
 - 1) 特別な教育学的アプローチ並びに当人にとって最も適した言語、方法及び接触手段に基づき、また、健康の可能性に制限のある者のインクルーシブ教育を組織することを含めて、一定水準と一定分野の教育取得と当人の社会的発達を最大限促進するという条件に基づき、発達障がいの矯正と社会的適応及び早期の矯正的支援を行うために、健康の可能性に制限のある者が差別なく質の高い教育を受けるための必要な条件が創造される。
 - 2) 優れた能力を発揮した者に対して、学習及び学術・研究活動の一定の分野、科学・技術及び芸術的創造、身体文化及びスポーツにおいて、本連邦法に基づく高いレベルの知的発達や創造的能力を示した学習者に対して、支援が行われる。
 - 3) 教育を受ける間、ロシア連邦法に基づき、社会的支援を必要としている者の養育のための全面的又は部分的財政保障が行われる。

第6条 教育分野における連邦国家権力機関の権限

1. 教育分野における連邦国家権力機関の権限に属するのは、以下の事項である。
 - 1) 教育分野における統一的な国家政策を作成し、実施すること。

- 2) コンクールに基づき無償の高等教育を受ける権利を実現するための国家的保障の確保を含む、高等教育の供与を組織すること。
 - 3) 連邦国立教育機関における補充職業教育の供与を組織すること。
 - 4) 教育分野におけるロシア連邦国家プログラム、連邦目的プログラムを作成、承認、実施し、国際プログラムを実施すること。
 - 5) 連邦国立教育機関を設置、再組織、閉鎖し、連邦国立教育機関の設置者の機能と権能を遂行すること。
 - 6) 連邦国家教育スタンダードを承認し、連邦国家要求を制定すること。
 - 7) 以下の教育活動に対して免許を付与すること。
 - ① 高等教育の教育プログラムに関する教育活動を実施する機関に対して。
 - ② 国防、軍需製品の生産、内務、安全、核エネルギー、運輸・通信及びそのリストがロシア連邦政府によって定められている専門分野のハイテク生産の分野における中等職業教育の教育プログラムを実施する連邦国家職業教育機関に対して。
 - ③ ロシア連邦の領土外にあるロシアの教育機関、ロシア連邦の国際条約に基づいて設置された教育機関、同様に、ロシア連邦の大使館や領事館及び国際機関（国家間機関、政府間機関）附属ロシア連邦代表部の教育活動を行う教育機関に対して。
 - ④ ロシア連邦の領土内にある支部の所在地で教育活動を行う外国の教育機関に対して。
 - 8) 教育活動を行う機関及び本条 1 項－7 に示された機関の教育活動の国家審査とロシア連邦の領土外で教育活動を行う外国教育機関の国家審査を行う。
 - 9) 本条 1 項－7 に示された機関の教育活動に対して、また、教育分野における国家管理を行うロシア連邦構成主体の行政機関の教育活動に対して、教育分野における国家コントロール（監督）を行う。
 - 10) 教育分野における連邦情報システム、連邦データベースを形成し、導入すること。
 - 11) 教育制度の職員に対して、国家報償と名誉称号、管轄機関の報償と称号を認定し、授与すること。
 - 12) 労働市場の需要診断に基づき、要員養成の予測と要員養成への要求を作成すること。
 - 13) 連邦レベルの教育制度におけるモニタリングの実施を保障すること。
 - 14) 本連邦法に基づいて定められた教育分野におけるその他の権限を遂行すること。
2. 連邦国家機関は、連邦国立教育機関において、誰でもアクセス可能で無償の普通教育と中等職業教育の提供を保障する権利を有する。

第7条 ロシア連邦構成主体の国家権力機関に対してその実現のために委譲される教育分野におけるロシア連邦の権限

1. ロシア連邦構成主体の国家権力機関に対してその実現のために委譲される教育分野におけるロシア連邦の権限（以下、委譲権限）は、以下の事項である。
 - 1) ロシア連邦構成主体の領土内で教育活動を行う機関の活動及びしかるべき領土内の教育分野における管理を遂行する地方自治機関の活動に対する教育分野における国

- 家コントロール（監督）〈本連邦法第6条1項-7に示された機関を除く〉。
- 2) ロシア連邦構成主体の領土内で教育活動を行う機関の教育活動の免許付与（本連邦法第6条1項-7に示された機関を除く）。
 - 3) ロシア連邦構成主体の領土内で教育活動を行う機関の教育活動の国家審査（本連邦法第6条1項-7に示された機関を除く）。
 - 4) 教育及び（又は）資格に関する証書確認。
2. 本条10項に示された権限を除き、委譲権限を遂行するための財政的保障は、連邦予算交付金により、かつ、上述の目的に対して連邦構成主体の予算に見積もられる予算支出の枠内で、委譲権限の遂行に関連して、ロシア連邦予算法に基づくロシア連邦構成主体の予算に算入される国税の交付からのロシア連邦構成主体の予算への計画されるべき収入より少なくなく、実施される。
 3. 委譲権限の遂行に対して、連邦予算から連邦構成主体の予算に支出される交付金の総額は、ロシア連邦政府の定める方法に基づき、以下の事項に立脚して決定される。
 - 1) ロシア連邦構成主体の中にある地方自治体の地域（ライオン）と都市管区、連邦的意義を持つ都市、モスクワ市とサンクト・ペテルブルク市の内部都市自治体の量。
 - 2) 教育活動を実施する機関及びその支部の量。それに関して、教育分野における国家コントロール（監督）、教育活動の免許付与及び教育活動の国家審査の権限は、連邦構成主体の国家権力機関に委譲される。
 4. 委譲権限を遂行する資金は目的的性格を帯び、別の目的に使用することはできない。
 5. 委譲権限の遂行に宛てられている資金の使用に際して、目的外使用が行われた場合には、財政・予算分野のコントロールと監督を行う連邦行政機関は、ロシア連邦予算法に定められた手続きにより、既述の資金の徴収を行う。
 6. 教育分野における国家政策を策定し、規範的・法的規制に関する機能を遂行する連邦行政機関は、以下のことを行う。
 - 1) 委譲権限の分野における国家サービスの提供と国家機能の遂行の管理規定を含めて、委譲権限の遂行問題に関する規範的諸法令を採択する。また、委譲権限を遂行するための目的に適った判定指標を定める権利がある。
 - 2) 委譲権限を遂行する連邦構成主体の行政機関の長の職責任命の同意を行う。
 - 3) 教育分野におけるコントロールと監督を行う連邦行政機関の提示に基づき、ロシア連邦構成主体の国家権力機関にその実施のために委譲された、ロシア連邦構成主体の国家権力機関の有する教育分野におけるロシア連邦権限の停止に関する提案をロシア連邦政府に行う。
 - 4) ロシア連邦構成主体の国家権力機関による委譲権限の遂行に関する年次報告書の結果に基づき、教育法令の改善に関する提案を行う。
 7. 教育分野におけるコントロールと監督を行う連邦行政機関は、以下のことを行う。
 - 1) 委譲権限の問題に関して、規範的法令の廃止又はその修正について義務的執行命令を出す権利を持つ、ロシア連邦構成主体の国家権力機関によって遂行される規範的・法的規制に対するコントロールを行う。

- 2) ロシア連邦構成主体のしかるべき国家権力機関、また同様に、本条1項-1に示された教育活動を実施する機関の審査権を有するロシア連邦構成主体の国家権力諸機関による委譲権限の遂行の充実と質に対するコントロールと監督を行い、摘出された違反を除去するための義務的執行命令を出す権利を有する。また、委譲権限の不履行又は不適切な執行に対して、委譲権限を遂行するロシア連邦構成主体の執行権力機関の職務従事者の職務を罷免する権利を有する。
 - 3) 委譲権限を遂行するロシア連邦構成主体の行政機関の構成の調整を行う。
 - 4) 連邦構成主体の行政機関による委譲権限の遂行に関する方法的勧告書及び執行用の義務的指令書を刊行する。
 - 5) 委譲権限の遂行に関する報告書の内容と形態への要件、同様に報告書の提出手続きを定める。
 - 6) 委譲権限の遂行に際して摘出された違反の原因を分析し、摘出された違反の除去に関する施策を講じる。
 - 7) 教育分野における国家政策の作成と規範的・法的規制に関する機能を遂行する連邦行政機関に、ロシア連邦構成主体の国家権力機関による委譲権限の遂行に関する年次報告書を提出する。
8. ロシア連邦構成主体の最高責任者(ロシア連邦構成主体の最高国家権力行政機関長)は、以下のことを行う。
- 1) 教育分野における国家政策の作成と規範的・法的規制に関する機能を遂行する連邦行政機関との協定に基づき、委譲権限を遂行するロシア連邦構成主体の行政機関の長を任命する。
 - 2) 教育分野におけるコントロールと監督に関する機能を遂行する連邦行政機関との協定に基づき、委譲権限を遂行するロシア連邦構成主体の行政機関の構成を定める。
 - 3) 教育についての諸法令に基づき、委譲権限の遂行に関する活動を組織する。
 - 4) 教育分野におけるコントロールと監督に関する機能を遂行する連邦行政機関に、以下の事項の提出を保障する。
 - ①提供された交付金の支出と目的判定指標の達成に関する四半期毎の報告。
 - ②委譲権限の諸問題に関して、ロシア連邦構成主体の国家権力機関によって採択された規範的諸法令集の必要部数。
 - ③教育分野におけるコントロールと監督の問題に関する連邦データベースの形成と導入に必要な情報(データベースを含む)。
 - 5) 本条6項-1に示された規範的諸法令が採択されるまで、当該規制がロシア連邦の規範的諸法令に矛盾しなければ(このような法令に規定されていない、市民の権利や自由及び機関の権利や法的利益の実現に関する補充的な要求や制限を含まず、連邦行政機関による国家サービスの提供と国家機能の遂行の規制への要求を考慮して作成されることを含めて)、委譲権限の分野における国家サービスの提供と国家機能の遂行の行政的規制を定める権利を有する。
9. 委譲権限遂行のための資金支出に対するコントロールは、財政・予算分野におけるコン

トロールと監督に関する機能を遂行する連邦行政機関、教育分野におけるコントロールと監督に関する機能を遂行する連邦行政機関及びロシア連邦会計院によって定められた権限の枠内で実施される。

10. 教育及び（又は）資格に関する証書認定の委譲権限遂行の財政的保障は、委譲権限の遂行と関連して、ロシア連邦予算法に基づきロシア連邦構成主体の予算に算入された国税の支払いから計画されるロシア連邦構成主体の予算へ投入を下回らない規模で、指示された目的のためにロシア連邦構成主体の予算に見積もられた予算投資の枠内で実施される。

第8条 教育分野におけるロシア連邦構成主体の国家権力機関の権限

1. 教育分野におけるロシア連邦構成主体の国家権力機関の権限は、以下の事項である。
 - 1) ロシア連邦構成主体の地域社会・経済的、生態系的、人口的、民族文化的及びその他の特質を考慮した地域教育発展プログラムの作成と実施。
 - 2) ロシア連邦構成主体の教育機関の設置、再組織及び廃止。ロシア連邦構成主体の教育機関の設置者の機能と権限の遂行。
＜第8条1項-3は、2014年1月1日から効力を発する（本文書の111条の2項）＞
 - 3) ロシア連邦構成主体の国家権力機関によって規定される規範に基づき、公立就学前教育機関におけるすべての者にアクセス可能な無償の就学前教育と、公立普通教育機関におけるすべての者にアクセス可能な無償の就学前、初等普通、基礎普通及び中等普通教育とを受け権利を実現する国家的保障の確保。労働支払いへの支出を含む、地方予算への交付金の提供による公立普通教育機関における子どもの補充教育の保障、教科書と学習参考書、学習やゲームの手段及び遊具の獲得（建物の維持や公共サービスへの支出を除く）。
 - 4) ロシア連邦構成主体の国家権力機関における普通教育の提供の組織。
 - 5) ロシア連邦構成主体の国家権力機関における子どもの監督や世話の実施及び子どもの扶養のための条件整備。
＜第8条1項-6は、2014年1月1日から効力を発する（本文書の111条の2項）＞
 - 6) 労働支払いへの支出を含むこれらの教育機関への出費補償の交付金の提供により、国家審査を有する基礎普通教育プログラムに基づく教育活動を行う、私立の就学前教育機関における就学前教育の取得と私立の普通教育機関における就学前、初等普通、基礎普通及び中等普通教育の取得の財政的保障。本項-3に示されている規範に基づく、教科書と学習参考書、学習やゲームの手段及び遊具の獲得（建物の維持や公共サービスへの支出を除く）。
 - 7) すべての者にアクセス可能な無償の中等職業教育を受け権利を実施する国家的保障の確保を含む、中等職業教育の提供の組織。
 - 8) ロシア連邦構成主体の国立教育機関における子どもの補充教育の提供の組織。
 - 9) ロシア連邦の国立教育機関における補充職業教育の提供の組織。
 - 10) 国家審査を有する初等普通、基礎普通、中等普通教育の国家審査を有する教育プロ

グラムの（これらの教育プログラムの実施に際して、その利用が認定されている教授参考書による教育活動を実施している）諸機関による実施に際して、利用することが推薦されている連邦教科書目録に基づく教科書による、ロシア連邦構成主体の公立教育機関と教育機関の保障の組織。

- 11) ロシア連邦構成主体のレベルにおける教育制度のモニタリングの実施の保障。
 - 12) 基礎教育プログラムの習得、自己発達及び社会適応の困難な学習者に対する心理・教育学的、医学的及び社会的支援の提供の組織。
 - 13) 本連邦法により定められた教育分野におけるその他の権限の遂行。
2. ロシア連邦構成主体の国家権力機関は、国家審査を有する基礎教育プログラムに基づく公立教育機関と私立教育機関の学習者の食事の組織に関する施策の補足的財政保障への権利を有し、また、公立教育機関における子どもの補充教育の国家的支援の提供への権利を有する。
 3. ロシア連邦構成主体の国家権力機関は、ロシア連邦構成主体の高等教育の教育機関において、高等教育の提供をコンクールに基づいて組織し、保障する権利がある。

第9条 教育分野における地方自治体の地区及び都市区の地方自治機関の権限

1. 教育分野における地方的意義を有する諸問題の解決に関して、地方自治体の地区及び都市区の地方自治機関の権限は、以下の通りである。

<第9条1項-1は、2014年1月1日から効力を発する（本文書の111条の2項）>

 - 1) 公立教育機関における基礎教育プログラムに関するすべての者にアクセス可能な無償の就学前、初等普通、基礎普通及び中等普通教育の提供の組織（連邦国家教育スタンダードに基づく、基礎教育プログラムの実施の財政的保障に関する権限を除く）。
 - 2) 公立教育機関における子どもの補充教育の提供の組織（財政的保障がロシア連邦構成主体の国家権力機関によって実施される、子どもの補充教育を除く）。
 - 3) 公立教育機関における子どもの監督と世話、子どもの扶養を行うための条件の創造
 - 4) 公立教育機関の設置、再組織、廃止（地方自治体の地区の地方自治機関による高等教育の公立教育機関の設置を除く）、公立教育機関の設置者の機能と権限の遂行。
 - 5) 公立教育機関の建物と設備の維持の保障、それに隣接した土地の整備。
 - 6) 就学前、初等普通、基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムに関する学習に従事している子どもの配慮。地方自治体の地区及び都市区の具体的な土地を公立教育機関に確保すること。
 - 7) 本連邦法に定められた教育分野におけるその他の権限の遂行。
2. ロシア連邦構成主体一連邦的意義を持つ都市であるモスクワ市とサンクト・ペテルブルク市一においては、教育分野における市内の公立教育の地方自治機関の権限は、具体的な土地をロシア連邦構成主体の教育機関に確保することを含めて、ロシア連邦構成主体一連邦的意義を持つ都市であるモスクワ市とサンクト・ペテルブルク市一の法律によって定められる。
3. 地方自治体の地区の地方自治機関は、2008年12月31日現在、その財産を管理して

いる高等教育の公立教育機関の設置者機能を遂行する権利を有する。

4. 都市区の地方自治機関は、競争に基づいて、高等教育の公立教育機関における高等教育の提供を組織し、保障する権利がある。

(第1条～第9条担当：岩崎正吾)

第2章 教育システム

第10条 教育システムの構造

1. 教育システムには以下のものが含まれる。
 - 1) 連邦国家教育スタンダードと連邦国家要求、各種・各レベルの教育スタンダードと教育プログラム、及び方針。
 - 2) 教育活動を実施する機関、教育職員、生徒、未成年生徒の親(法的代理人)。
 - 3) 教育分野において国家管理を実施する連邦国家の機関とロシア連邦構成主体政府の機関、及び教育分野において管理を実施する地方自治体の機関、ならびにそれら機関によって設立された協議機関、諮問機関、その他の機関。
 - 4) 教育活動の保証、教育の質の評価を実施する機関。
 - 5) 教育分野における活動を実施する法人、企業家、及びその両者連合の団体、社会団体。
2. 教育は、生涯教育(継続的教育)の権利実現を保証する普通教育、職業教育、補充教育、及び職業教授に区分される。
3. 普通教育と職業教育は、教育段階に沿って実現される。
4. ロシア連邦においては、以下の段階の普通教育が定められている。
 - 1) 就学前教育。
 - 2) 初等普通教育。
 - 3) 基礎普通教育。
 - 4) 中等普通教育。
5. ロシア連邦においては、以下の段階の職業教育が定められている。
 - 1) 中等職業教育。
 - 2) 高等教育—バカラブル。
 - 3) 高等教育—スペシャリスト、マギストル。
 - 4) 高等教育—高等資格要員養成。
6. 補充教育には、子どもの補充教育と大人の補充教育、補充職業教育が含まれる。
7. 教育システムは、基礎教育プログラムを実現すること、また補充教育プログラムを実現することで継続的教育のための、及びいくつかの教育プログラムを同時に入手する可能性を提供するための諸条件と、同時にまた、教育、資格、教育を受ける場合の実践活動の経験を保有する費用を提供する。

第 11 条 連邦国家教育スタンダード

1. 連邦国家教育スタンダードと連邦国家要求は、以下のことを保証する。
 - 1) 単一的なロシア連邦教育空間。
 - 2) 基礎教育プログラムの連続性。
 - 3) 教育段階に応じた教育プログラム内容の多様性、教育プログラムを生徒の教育要求と能力に応じた複雑さと領域において異なるレベルを形成する可能性。
 - 4) 基礎教育プログラムを実現する条件ならびにその課程を習得した場合の成果に対する、義務的要請の単一性を土台にした、教育のレベルと質の国家保証。
2. 連邦国家スタンダードは、就学前連邦国家スタンダードを例外にして、教育を受ける形態や授業の形態にかかわらず、ふさわしいレベルとふさわしい領域の教育プログラムを習得する生徒が行う教育活動と養成に対する、正式な要請に沿って基本的で統一的な評価を受ける。
3. 連邦国家スタンダードには、以下の要請が含まれる。
 - 1) 基礎教育プログラムの構造 (基礎教育プログラムの義務部分と、参加者が決める教育部分との相互比率を含む)、及びその分量。
 - 2) 要員、財政、物質的・技術的条件及びその他の条件など、基礎教育プログラムを実現する条件。
 - 3) 基礎教育プログラムを習得した場合の成果。
4. 連邦国家スタンダードには、様々な教育形態、教育技術、個々の生徒のカテゴリーによる特性を考慮して、普通教育と職業教育を受ける期間が設定される。
5. 普通教育の国家教育スタンダードは、教育段階ごとに作成される。職業教育の国家教育スタンダードは、職業教育にふさわしいレベルに応じて、職業、専門性、養成コースごとに作成することもできる。
6. 連邦国家スタンダードに対する専門的要請を含んで、健康で制限のある生徒の教育への権利実現を保証する目的で、特定人物の教育について連邦国家スタンダードが定められる。
7. 職業教育の国家教育スタンダード形成にあたっては、職業スタンダードに対応した規程が考慮される。
8. 対応する職業、専門性、養成コースによって与えられる、職業、専門性、養成コースの資格表示のリスト、その分類は、教育分野における国家政策及び規範的法的規制を行う機能を実施する連邦行政府によって認定される。教育分野における国家政策及び規範的法的規制を行う機能を実施する連邦行政府が、職業、専門性、養成コースの新しいリストを公示する場合には、職業、専門性、養成コースの個々のリストの表示は、先行する職業、専門性、養成コースのリストで表示される職業、専門性、養成コースに適合するように確立されること。
9. 連邦国家教育スタンダードで述べられ、その修正として提示されたことを立案する場合の調整は、ロシア連邦政府が行う。
10. ロモノソフ名称モスクワ国立大学、サンクトペテルブルク国立大学、「連邦大学」あるいは「国立研究大学」に分類されている高等教育機関、またロシア連邦大統領令で

ストに加えられる連邦国立高等教育機関は、高等教育の前段階の自主的教育スタンダードを作成し確立する権利を有する。教育スタンダードを含み、高等教育の教育プログラムを実現する条件と開発した成果への要請は、対応する連邦国家教育スタンダードの要請を下回ってはならない。

第12条 教育プログラム

1. 教育プログラムは、教育内容を決定する。教育内容は、人種、国籍、民族、宗教及び社会的特性にかかわらず個人及びグループの間に相互関係と協同を作り出し、世界観の多様なアプローチを教え、思想や信念を自由な選択に基づいて学ぶ権利を実現することを可能にし、個々人の能力の発達、家庭や地域で伝えられる精神的・社会文化的な価値に対応した人格の形成と発達を促進しなくてはならない。
2. ロシア連邦においては、補充教育及び補充教育プログラムにおいても、普通教育と職業教育のレベルに応じ、また職業教授に応じて、基礎教育プログラムが実現されること。
3. 基礎教育プログラムに関するものは以下の通りである。
 - 1) 基礎普通教育プログラムとは、就学前教育の教育プログラム、初等普通教育の教育プログラム、基礎普通教育の教育プログラム、中等普通教育の教育プログラムである。
 - 2) 基礎職業教育プログラムとは、
 - ①中等職業教育の教育プログラム、すなわち、有資格の労働者と勤務員の養成の課程、中東段階の専門家養成の課程である。
 - ②高等教育の教育プログラム、すなわち、学士の課程、スペシャリストの課程、マギストルの課程、(軍事大学院など)アспирант段階の科学教育要員養成の課程、医療インターンの課程、見習い・研修の課程である。
 - ③職業教授の基礎課程は、労働者の職業及び勤務員の職務に応じた職業養成の課程、労働者と勤務員の再養成の課程、労働者と勤務員の資格向上の課程である。
4. 補充教育プログラムとは、以下のこととする。
 - 1) 補充普通教育プログラム、すなわち、一般の発達を促す補充の課程、職業教育に先立つ補充の課程である。
 - 2) 補充の職業課程、すなわち、資格向上の課程と、職業の再養成の課程である。
5. 教育プログラムは、現行連邦法に反しない限り、教育活動を実施する機関が自主的に作成し、公表すること。
6. 就学前教育の教育プログラムは、就学前教育連邦国家教育スタンダードに対応し、また就学前教育のふさわしい見本事例を考慮して、教育活動を実施する機関によって作成され、公表されること。
7. 国家認証された教育プログラム(高等教育の教育プログラムを除いて)に則って教育活動を実施する機関は、連邦国家教育スタンダード対応し、基礎教育プログラムにふさわしい見本事例を考慮して、教育プログラムを作成すること。
8. 現行連邦法によって教育スタンダードを自主的に作成し公表する権利を有する高等教育の教育機関は、そのスタンダードに基づいて、ふさわしい高等教育の教育プログラムを

作成すること。

9. 基礎教育プログラムの見本事例は、連邦国家教育スタンダードを基盤にして、現行連邦法に反しない限り、そのレベルと領域を考慮して作成されること。
10. 基礎教育プログラムの見本事例は、専門評価委員会の結論に従って、国家情報システムに表示される基礎教育プログラムの見本事例登録に追加される。基礎教育プログラムの見本事例登録の内容となる情報は、一般に理解されるものであること。
11. 基礎教育プログラムの見本事例を作成する手順、専門家評価委員会の提言と基礎教育プログラムの見本事例として登録する権限、作成の特質、専門家評価委員会の提言と、基礎職業教育プログラムの見本事例の登録への追加、国家機密に相応することや、情報セキュリティの分野における基礎職業教育の見本事例を内容とする報告、基礎教育プログラムの見本事例の登録を管轄する権限を委任される機関は、現行連邦法に反しない限り、教育の分野で国家政策及び規範的法的規制を行う機能を実施する連邦行政政府によって設立される。
12. 基礎普通教育プログラムの見本事例をそのレベルと領域(地方、民族国家、民族の考慮を含んで)を考慮して専門家評価委員会に対して、委任された連邦構成主体の政府機関が責任を負う。
13. アспиラント段階の科学教育要員養成の課程の見本事例の作成は、ロシア連邦の法律で軍事、及び他のそれに準じた内部業務の機関の軍人と、麻酔薬物や精神物質の使用を管理する機関の軍人など想定されている連邦行政機関によって保証される。見習い・研修の課程の見本事例の作成は、文化の分野で国家政策及び規範的法的規制を行う機能を実施する連邦行政機関によって保証される。医療インターンの課程見本事例の作成は、保健の分野で国家政策及び規範的法的規制を行う機能を実施する連邦行政機関によって保証される。
14. 現行連邦法の規定ごとに委任される連邦国家機関によって、教育活動を実施する機関に応じて補充職業課程の見本事例及び 補充職業課程の典型事例が作成され公表され、対応する補充職業課程が作成される。
15. 現行連邦法及びその他の連邦法の規定ごとに委任される連邦国家機関によって、教育活動を実施する機関に応じて職業教授の見本事例あるいは職業教授の典型事例が作成され公表され、対応する職業教授課程が作成される。

第 13 条 教育プログラム実現への一般的要請

1. 教育プログラムは、教育活動を独自にまたはネットワーク形態で実施する機関によって実現される。
2. 教育プログラムの実現にあたっては、遠隔教育技術や e ラーニングといった、多様な教育技術が使用されること。
3. 教育活動を実施する機関の教育プログラムの実現にあたっては、教育プログラムの内容の表現、教科課程の組み方、ふさわしい教育技術の使用について、モジュール原理に基づく教育活動機関形態の適用も可能である。

4. 職業教育プログラムとそれを習得する労働量の決定には、合格単位制度の適用も可能である。合格単位とは、教科課程で想定されているあらゆる種類の学習活動（大講義や自主活動）と実習を含んで、生徒の学習を負担する労働量を測定する統一単位である。
5. 具体的な職業、専門性、養成領域に関する基礎職業教育の合格単位数は、対応する連邦国家教育スタンダードと教育スタンダードによって設定される。補充職業課程の合格単位数は、教育活動を実施する機関によって設定される。
6. 基礎職業教育プログラムは、生徒の実習の実施が想定されている。
7. 実習や規定される教育プログラムを実施する機関は、対応するプロフィールの教育プログラムに沿った活動を実施する機関との契約で教育活動を実施する機関によって実現される。実習は、教育活動を実施する機関において、直接行われる。
8. 基礎職業教育プログラムを履修する生徒の実習状況、及びその種類は、国家政策及び規範的法的規制を行う機能を実施する連邦行政機関が公表する。
9. 教育プログラムを実現する際に、生徒の身体的・精神的な健康を損なうような教育の方法や手段ならびに教育技術の使用は、禁止される。
10. 教育の分野で国家管理を実施する連邦国家機関ならびに連邦構成主体の政府機関、教育の分野で管理を実施する地方自治体の機関は、教育活動を実施する教科課程と学年歴を変更してはならない。
11. 様々なレベルと領域、あるいは教育の種類に対応して教育活動を機関し実施する順序は、現行連邦法に反しない限り、教育の分野で国の政策ならびに規範と法律の調整とを作成する機能を実施する連邦行政機関が設定する。

第14条 教授言語

1. ロシア連邦においては、ロシア連邦の国語で教育を受ける、同様にまた教育システムに委託される可能な範囲で教授言語を選択することが保証される。
2. 教育活動の教育機関においては、本条で定めのない限り、ロシア連邦の国語で実施される。教育プログラムの国家認証を有する範囲のロシア連邦の国語の教授と学習は、連邦国家教育スタンダードと教育スタンダードに則って実施される。
3. ロシア連邦域内の国立ならびに公立の教育機関では、ロシア連邦共和国の法律に則って、ロシア連邦共和国の国語の教授と学習を実施することができる。教育プログラムの国家認証を有する範囲のロシア連邦共和国の国語の教授と学習は、連邦国家教育スタンダードと教育スタンダードに則って実施される。ロシア連邦共和国の国語の教授と学習は、ロシア連邦の国語の教授と学習を損なわないで実施されること。
4. ロシア連邦国民は、就学前教育、初等教育、及び基礎普通教育を、ロシア連邦の民族語ならば母語で受ける権利を有する。同様にまた、教育システムに委託される可能な範囲で、法律に規定された手順で、ロシア連邦の民族語ならば母語を学ぶ権利がある。前記の権利の実現は、対応する教育機関、クラス、グループの必要数、及びそれらを機能させる諸条件を作り出すことで保証される。ロシア連邦の民族語ならば母語の教授と学習は連邦国家教育スタンダード、教育スタンダードに則って実施される。

5. 教育プログラム、また、教育活動を実施する教育関連法及び地方の法令に則って、外国語で教育を受けることができる。
6. 教授言語及び教育する言語は、ロシア連邦の法律に則って教育プログラムを実現する教育活動を実施する機関の、地方法令によって定義される。

第 15 条 教育プログラム実現のネットワーク

1. 教育プログラム実現のネットワーク（以下、ネットワークと）は、外国のものも含め、また他の機関のリソースを利用する必要性も含め、教育活動を実施するいくつかの機関のリソースを活用することで、生徒が教育プログラムを習得する可能性を保証する。ネットワークを利用した教育プログラムの実現にあたっては、教育活動を実施する機関と同時に、対応する教育プログラムとして規定される養成の実施、学習・生産実習の遂行、その他の種類の学習活動のために必要なリソースを保有する科学機関、医療機関、文化機関、身体・スポーツ関係あるいはその他の機関に参加することも可能である。
2. 教育プログラムを実現するネットワークの利用は、本条第 1 項に示した契約を基盤にして実施される。教育活動を実施するいくつかの機関のネットワークを利用して教育プログラムを実施する機関のために、このような機関は、教育プログラムを合同して作成し、公表すること。
3. 教育プログラムを実現するネットワークの契約には、次のことが明記されること。
 - 1) ネットワークで実現される、教育プログラムの種類、レベル、領域（レベル、領域、種類ごとの教育プログラム部分）。
 - 2) ネットワークを利用して実現される、本条第 1 項に示した教育プログラムを実施する機関における生徒の地位 教育プログラムに沿って養成に採用する原則、（基礎職業教育プログラムの生徒のために）生徒の成績認定に関する機関の手順。
 - 3) ネットワークという手段の実現による、教育プログラムに沿った教育活動を実施する条件と手順は、本条第 1 項に示した機関間の義務の分担、教育プログラムを実現する手順、ネットワークを使って教育プログラムを実現する各機関が使用する財源の性格と規模。
 - 4) 交付される、教育あるいは資格に関する記録、養成に関する記録、及び、それらの記録を発行した教育活動を実施する機関。
 - 5) 契約実施期間、契約の変更及び廃止の手順。

第 16 条 e ラーニングと遠隔教育技術を適用した教育プログラムの実現

1. e ラーニングとは、既存の、あるいは教育プログラムを実現する際に使用される情報、その加工に適用される情報技術、技術手段、同様にまた、指定の情報の直線的な伝達と生徒と教育職員の相互作用を保証する情報通信網という基盤の上に、学んできたことを応用する教育活動の機関と解釈される。
2. 教育活動を実施する機関は、連邦行政機関の規定に従い、教育分野における国家政策及び規範的法的規制を行う機能を実施する、e ラーニング、遠隔教育技術を、手続き通り

に教育活動を実現する際に適用する権利がある。

3. 教育活動を実現する機関においてもっぱら e ラーニング、遠隔教育技術を使う場合には、電子情報リソース、電子教育リソース、さらにまた、情報手段に応じて、生徒が存在する場所から全く離れた教育プログラムを生徒が習得できるようにする情報技術、遠隔技術のセットを含む電子情報教育環境を機能化する条件を作り出さなくてはならない。e ラーニング、遠隔教育技術だけを使うのでは許可されない教育プログラムで実現される職業、専門性、養成コースのリストは、教育分野における国家政策及び規範的法的規制を行う機能を実施する連邦行政機関が公表する。
4. e ラーニング、遠隔教育技術を適用して教育プログラムを実現する場合、教育活動を実施する場所は、生徒が存在する場所とは異なる、教育活動を実施する機関の存在する場所、あるいはその分校が存在する場所である。
5. 教育活動を実施する機関の e ラーニング、遠隔教育技術を適用して教育プログラムを実現する場合、国あるいはその他の機密保護法で規定されている知識の保護を保証すること。

第 17 条 教育を受ける形態と教授形態

1. ロシア連邦において以下のようにして教育を受ける。
 - 1) 教育活動を実施する機関において。
 - 2) 教育活動を実施する機関外で (家庭教育か自主的な形態で)。
2. 個人のニーズや可能性を考慮して教育活動を実施する機関における教授は、教育職員と生徒との義務的課業の量と関連して、通学、通学と通信、通信の形態で実施される。
3. 家庭教育か自主的な形態の教授は、本連邦法第 34 条第 3 項に則り、教育活動を実施する機関において中間のあるいは国家の用意した認証を受け、後続の学習の権利と結びついて実施されるものである。
4. 様々な形の教育及び教授形態の結合は、許可される。
5. 教育、職業、専門性及び養成コースのレベルに応じた基礎教育プログラムにおける教育を受ける形態と教授形態は、連邦国家教育スタンダード、教育スタンダードに対応して決定される。補充教育プログラム及び職業教授基礎課程は、ロシア連邦の法律に反しない限り、教育活動を実施する機関が自主的に決定する。

第 18 条 紙媒体と電子媒体の教育と情報リソース

1. 教育プログラム実現を保障する目的で教育活動を実施する機関には、専門的データベース、情報参考・検索システム、情報リソースへのアクセスを保障する、デジタル (電子) 図書館を含めた、図書館が設置される。図書館の財源によって、基礎教育プログラムを実現する際に実施されるあらゆる教科、コース、科目 (モジュール) に関する紙媒体のあるいは電子媒体の学習図書 (教科書と教材を含む)、教授法図書と定期刊行物を整備すること。
2. 基礎教育プログラムでは学習者個人に学習活動を保障する学習図書の基準は、連邦国家教育スタンダードに対応して規定される。

3. 就学前教育プログラムで使用される学習図書は、連邦国家教育スタンダードの要請、就学前教育プログラム模範例、初等教育プログラム模範例に照らして、教育活動を実施する機関が決定する。
4. 国家認証を有する初等普通教育、基礎普通教育、中等普通教育の教育プログラムに関して教育活動を実施する機関は、当該の教育プログラムを実施するために次のことを選択すること。
 - 1) 国家認証を有する初等普通教育、基礎普通教育、中等普通教育の教育プログラムを実施する際に使用が推薦されている、連邦教科書リストに登録されているものの中から教科書。
 - 2) 国家認証を有する初等普通教育、基礎普通教育、中等普通教育の教育プログラムを実施する際に使用が認可されていて、教材発行を実施する機関のリストに登録されている機関が発行する教材。
5. 教育活動を実施する、国家認証を有する初等普通教育、基礎普通教育、中等普通教育の機関が教育プログラムを実施する際に推薦されている教科書の連邦発行には、基礎教育の義務部分、及び教科書を含んで、ロシア連邦構成主体の地域や民族の特性への配慮を保障し、ロシア連邦の諸民族のうち母語で教育を受け、またロシア連邦諸民族の母語とロシア諸民族の文学を母語で学習する市民の権利を実現する教育関係を生徒に形成する部分の実現に使用が推薦される教科書発行が含まれる。
6. 教科書は、鑑定委員会の決定で、国家認証を有する初等普通教育、基礎普通教育、中等普通教育を実施する際に推薦されている教科書の連邦発行に加えられる。この実施に際し、ロシア連邦構成主体の地域や民族の特性への配慮を保障し、ロシア連邦の諸民族のうち母語で教育を受け、またロシア連邦諸民族の母語とロシア諸民族の文学を母語で学習する市民の権利を実現する目的で、教科書鑑定委員会は、ロシア連邦構成主体の政府代表機関によって確立される。
7. 鑑定委員会の決定の基準と手順、鑑定決定の様式、連邦発行から教科書を削除する基準と手順を含んで、国家認証を有する初等普通教育、基礎普通教育、中等普通教育を実施する際に推薦されている教科書の連邦発行を実施する手順は、教育分野における国家政策と基準・権利調整を作成する機能を実施する連邦行政機関によって確立される。
8. 国家認証を有する初等普通教育、基礎普通教育、中等普通教育を実施する際に使用が許可される教材を発行、及びそのような機関の発行を実施する機関を選抜する手順は、教育分野における国家政策と基準・権利調整を作成する機能を実施する連邦行政機関によって確立される。ロシア連邦諸民族の母語とロシア諸民族の文学を母語で教材を発行する機関の選抜は、ロシア連邦構成主体の政府代表機関によって確立される。
9. 職業教育プログラムの実現に際して、電子媒体を含んだ教科書発行、教育活動を実施する一定の機関が利用される。

第 19 条 教育プログラムに対する科学的教授法とリソースの供給

1. ロシア連邦法に則った教育制度の中で、研究機関、計画機関、コンサルタント部、学習・

実験所、体験センターといった教育活動の保障、及び科学的教授法、教授法、リソース、情報・技術の面で教育活動、教育制度管理、教育の質評価の保障を創出し、実施することができる。

2. 教育制度における教育の質を保証し教育内容を発展させる点で、教育活動を実施する連邦国家教育スタンダード、教育プログラム見本、実施機関のコーディネート作成に教職員、研究者、企業家代表を参加させる目的で、学習・教授法合同を創出することができる。
3. 教育制度における学習・教授法合同は、教育分野における国家管理を実施する、及び行政機関の規定する規則に則って活動を実施する、ロシア連邦の行政機関及びロシア連邦構成主体の行政機関によって確立される。教育制度における学習・教授法合同の見本規則は、教育分野における国家政策と基準・権利調整を作成する機能を実施する連邦行政機関によって確立される。
4. 学習・教授法合同のメンバーは、自主参加の原則で、教職員、研究者、教育活動を実施する他の機関、及び教育制度において活動するその他の機関の職員、企業家代表から構成される。

第20条 教育分野における実験的活動とイノベーション活動

1. 教育分野における実験的活動とイノベーション活動は、ロシア連邦の社会・経済発展の基本的方向を考慮して、教育システムの現代化と発展、教育の分野におけるロシア連邦の国家政策の優先方向の実現を保証する形態で実施される。
2. 実験的活動は、新しい教育技術や教育リソースを作り出し、認可し、普及させることを志向し、実験の形態で、ロシア連邦政府が決める手続きと条件に従って実施される。
3. イノベーション活動は、科学的教育学、教授方法、機関、権利、財政・経済、要因、物質・技術の面で教育システムの保証を向上させることを志向し、教育活動を実施する機関、及びに教育の分野で現存するその他の機関によってイノベーションのプロジェクトやプログラムを実現する形態で実施される。イノベーションのプロジェクトやプログラムの実現にあたっては、教育関係への参加者の権利と法的利益の遵守、教育の委任と受領、連邦国家教育スタンダードと連邦国家要求と教育スタンダードが求める要請を下回らないレベルと質が保証されなければならない。
4. 本条第3項で示した教育システム、機関の発展を保証する既存の意義を有するイノベーションのプロジェクトやプログラムを実現するための条件を創出する目的で、連邦及び地方の情報スポットが認定され、教育システムにおけるイノベーションのインフラが創出される。教育システムにおいて、イノベーションのインフラを形成し機能させる手順(連邦情報スポットの機関を認定する手順を含む)、連邦情報スポットのリストは、教育分野における国家政策及び規範的法的規制を行う機能を実施する連邦行政機関が制定する。本条第3項で示した地方情報スポットの機関を認定する手順は、ロシア連邦主体政府機関によって制定される。
5. 教育分野における国の管理を実施する連邦国家機関及びロシア連邦構成主体政府機関

は、委任された範囲内で、情報教育のプロジェクト、課程、実践におけるその成果の普及を実現する諸条件を創出すること。

(第10条～第20条担当：福田誠治)

第3章 教育活動を行う人々

第21条 教育活動

1. 教育活動は、教育機関によって行われる。本連邦法によって定めがある場合は、教育を行っている組織、個々の企業によっても行われる。
2. 教育を行っている機関及び個々の企業、その学習者、教育を行っている機関あるいは個々の企業のもとで働いている教育職員に対して、権利、社会保障、義務が適用され、教育機関及びこれら教育機関の学習者、教育職員に対して責任が課される。

第22条 教育機関の設立、再編、廃止

1. 教育機関は非営利機関を対象として民法で定められた形式で設立される。
2. 精神的教育機関 (Духовные образовательные организации) は、信教及び信条の自由並びに宗教結社についてのロシア連邦法により定められた手続きで設立される。
3. 法人及び個人企業の国家登録を行っている行政の連邦全権代表機関 (その地域の機関) は、法人及び個人企業の国家登録に関する法律によって定められた手続き、期間において、教育分野でコントロール及び監督を行っている連邦行政機関、または教育活動のライセンス付与に関してロシア連邦の全権を委託された連邦構成主体の行政機関に、教育機関の国家登録について通知する。
4. 教育機関は設置主体により、国立 (государственной)、自治体立 (муниципальной)、私立 (частной) の教育機関となる。
5. 国立教育機関は、ロシア連邦または連邦構成主体が設立した教育機関である。
6. 公立教育機関は、自治体の教育部 (自治体の地区国民教育部または都市管区) が設立した教育機関である。
7. 私立教育機関は、ロシア連邦の法律に基づき、自然人または複数の自然人、または法人、法人合同体が設置した教育機関である。ただし、外国の宗教組織を除く。
8. 高等教育において国防・国家の安全保障、法律・法手続き分野の教育プログラムを行う教育機関は、ロシア連邦のみが設置する事ができる。
9. 特別な教育条件のもとで、専門的な教育アプローチ (開放型または閉鎖型の専門的教授・訓育施設、以後は教授・訓育施設と略す) を必要とする社会的に危険な行動をする学習者を対象とする教育機関は、ロシア連邦または連邦構成主体が設置する。
10. 教育機関は、教育法に規定された特徴を考慮して、民法に定められた手続きに基づき再編され、廃止される。
11. 連邦行政機関、連邦構成主体行政機関または地方自治機関により採択された国立または

公立教育機関の再編または廃止の決定は、このような決定の結論の評価に関する委員会の肯定的な結論に基づき認められる。

12. 農村集落に位置する自治体立の普通教育機関の再編または廃止に関する決定の採択は、当該農村集落の住民の意見を考慮することなしには認められない。
13. 連邦国立教育機関の再編あるいは廃止について採択された決定の結果についての評価実施の手順は、この評価の基準も含めて（連邦国立教育機関の型毎の）、このような決定の結果の評価委員会の設立及び委員会の結論の作成の手順とともに、ロシア連邦政府により定められる。
14. 連邦構成主体及び自治体の管轄にある教育機関の再編あるいは廃止について採択された決定の結果についての評価実施の手順は、この評価の基準も含めて（当該教育機関の型毎の）、このような決定の結果の評価委員会の設立及び委員会の結論の作成の手順とともに、ロシア連邦構成主体の国家全権行政機関 (уполномоченным органом государственной власти субъекта Российской Федерации.) により定められる。
15. 国際（国家間）教育機関の設立、再編及び廃止 (ликвидация международных (межгосударственных) образовательных организаций) は、ロシア連邦の国際条約に基づき行われる。

第 23 条 教育機関の型

1. 教育機関の型は、活動の基本的目的として実現が図られている教育プログラムに応じて分類される。
2. ロシア連邦では、基礎教育プログラムを実施する次の型の教育機関が設置されている。
 - 1) 就学前教育機関—活動の基本的目的として就学前教育の教育プログラムに関する教育活動、子どもの監督と世話を行う教育機関である。
 - 2) 普通教育機関—活動の基本的目的として初等普通教育、基礎普通教育、及び（あるいは）中等普通教育の教育プログラムに関する教育活動を行う教育機関である。
 - 3) 職業教育機関—中等職業教育の教育プログラムに関する教育活動を行う教育機関である。
 - 4) 高等教育の教育機関 (образовательная организация высшего образования)—活動の基本的目的として高等教育のプログラム及び研究活動のプログラムに関する教育活動を行う教育機関である。
3. ロシア連邦では、補充教育プログラムを行う以下の型の教育機関が設置されている。
 - 1) 補充教育機関—活動の基本的目的として、補充普通教育プログラムに関する教育活動を行う教育機関である。
 - 2) 補充職業教育機関—活動の基本的目的として、補充職業プログラムに関する教育活動を行う教育機関である。
4. 本項の 2 及び 3 に示された教育機関は、活動の基本目的ではないが、以下の教育プログラムに関する教育活動を行う権利がある。
 - 1) 就学前教育機関—補充普通教育プログラム。

- 2) 普通教育機関—就学前教育及び補充普通教育プログラム、職業教育プログラム。
 - 3) 職業教育機関—基礎普通教育プログラム、補充普通教育プログラム、補充職業プログラム。
 - 4) 高等教育の教育機関—基礎普通教育プログラム、中等職業教育プログラム、職業教授プログラム、補充普通教育プログラム、補充職業プログラム。
 - 5) 補充教育機関—就学前教育の教育プログラム、職業教授プログラム。
 - 6) 補充職業教育機関—研究 - 教育要員養成プログラム、医学実習プログラム、補充普通教育プログラム、職業教授プログラム。
5. 教育機関の名称は、機関 - 法的形態及び教育機関の型の表示を含むべきである。
 6. 教育機関の名称には、実施されている教育活動の特徴（教育プログラム及びいくつかの教育プログラムを統合したものの水準と方向性、教育プログラムの内容、その実施の特別の条件及び（または）学習者への特別の教育要求）、並びに、追加的に実施されている教育付与に関連した機能（内容、治療、リハビリ、矯正、心理 - 教育的支援、インターネット、研究 - 調査活動、技術活動及びその他の機能）を示す名称を使用することができる。

第 24 条 M.B. ロモノソフ名称モスクワ国立大学、サンクト - ペテルブルク国立大学。高等教育の教育機関のカテゴリー

1. M.B. ロモノソフ名称モスクワ国立大学、サンクト - ペテルブルク国立大学は、ロシア連邦の伝統のある総合大学である。M.B. ロモノソフ名称モスクワ国立大学、サンクト - ペテルブルク国立大学の法的地位の特徴は、特別の連邦法により定められる。
2. ロシア連邦においては、ロシア連邦政府が設立する高等教育の教育機関に関しては、「連邦大学」、「全国研究総合大学」のカテゴリーを設けることができる。「連邦大学」あるいは「全国研究総合大学」のカテゴリーの高等教育の教育機関を設立する際は、機関の名称にはこうしたカテゴリーの表示を含める。
3. ロシア連邦構成主体の社会的 - 経済的な総合的発展のための要員養成を保障する目的で、ロシア連邦政府が、ロシア連邦の名において、「連邦大学」のカテゴリーで、自治機関の形態で (в форме автономного учреждения)、高等教育の教育機関を設立できる。連邦大学の設立に際して、ロシア連邦政府は、連邦構成主体の社会 - 経済発展プログラムに基づき準備された連邦構成主体の立法及び執行権力機関の提案を考慮する。
4. 連邦大学の発展は、連邦大学が作成し、ロシア連邦政府が承認した、効率的な教育活動の実施条件と評価基準、教育と研究活動の統合、物的 - 技術的基盤及び社会的 - 文化的インフラの現代化と改善、世界的教育空間への統合を考慮したプログラムの枠内で行われる。
5. 高等教育の教育機関の全国的研究総合大学のカテゴリーは、科学、テクノロジー、技術、経済の分野、社会的局面の優先的発展分野への要員保障、並びに、高度のテクノロジーの発展と生産現場への定着、これらに向けられた高等教育の教育機関の発展プログラムの競争的選抜の結果に基づき定められる。高等教育の教育機関の発展プログラムの競争的選抜の手続きは（財源保障の条件も含めて）、ロシア連邦政府によって定められる。

全国研究総合大学の発展プログラム実施の効率を評価する指標、基準及び実施時期は、教育分野の国家政策や法的規範を策定する連邦レベルの行政機関が定める。

6. 高等教育の教育機関は、発展プログラム実施効率の評価結果により、全国研究総合大学のカテゴリーは、ロシア連邦政府により取り消される場合がある。

第 25 条 教育機関の規則

1. 教育機関は、ロシア連邦法に定められた手続きにより承認された規則に基づき活動する。
2. 教育機関の規則にはロシア連邦法に規定された内容とともに次の内容を含めることが必要である。
 - 1) 教育機関の型。
 - 2) 設置者あるいは教育機関の設置者。
 - 3) 教育水準及び（あるいは）分野 (направленности) を明示した教育プログラムの形態 (виды)。
 - 4) 教育機関の管理機構 (орган) の構造と権限、その策定の手続きと権限の有効期間。
3. 教育機関においては、全教職員、学習者、未成年学習者の親（法定代理人）に対して、規則を周知させる条件を設けなければならない。

第 26 条 教育機関の管理

1. 教育機関の管理は、本連邦法で定められた特殊性を踏まえたロシア連邦法に応じて行われる。
2. 教育機関の管理は単独責任制と合議制の原則の結合に基づき行われる。
3. 教育機関の単独の執行機関は、教育機関の活動を日常的に指導する教育機関の長（学長、校長、園長、局長あるいは他の長）である。
4. 教育機関には合議制の管理機関が設置される。合議制の管理機関には教育機関の職員の総会（代表者会議）（職業教育機関及び高等教育の教育機関においては、教育機関の職員と学習者の総会（代表者会議））、教育協議会 (педагогический совет)（高等教育の教育機関においては学者協議会 (ученый совет)、さらに保護者会議 (попечительский совет)、管理会議 (управляющий совет)、監査会議 (наблюдательный совет) など該当する教育機関の規則に定められている合議制の管理機関が設置される。
5. 教育機関の管理機関の構造、設置手続き及び全権や権限の期間、決定採択や教育機関の名による выступления 採択の手続きは、ロシア連邦法に応じた教育機関の規則により定められる。
6. 教育機関の管理問題に関して学習者、未成年学習者の親（法定代理人）、教職員の意見を考慮する目的で、彼らの権利や法律で定められた利益に関係するローカルな法規を採択する場合は、彼らのイニシアティブにより、
 - 1) 学習者会議 (советы обучающихся)（職業教育機関及び高等教育の教育機関においては、学生会議 (студенческие совет)、未成年学習者の親（法定代理人）会議 советы родителей (законных представителей) несовершеннолетних、あるいは他

の機関（以下、学習者会議、保護者会議 (советы родителей) を設置する。

- 2) 学習者及び（あるいは）教育機関の労働者の労働組合が機能する（以下、学習者の代表機関、労働者の代表機関）。

第 27 条 教育機関の構造

1. 連邦法による規定がない場合は、教育機関は独自に自分の構造を形成する。
2. 教育機関はその構造において、教育プログラムのレベル、種類及び方向性、学習形態及び在籍形態を考慮した教育活動の実施を提供する構造部門 (структурные подразделения) (分校、代理部 (представительство)、部 (отделение)、学部、単科大学 (研究所 институт)、センター、学科、予備部と予備講座 (подготовительные отделения и курсы)、研究部門、教授法及び教育教授法的部門 (методические учебно-методические подразделения)、研究室、設計局 (конструкторское бюро)、学習及び学習生産工房、クリニック、学習実験農場、演習場 (учебный полигон)、実習場 (учебные базы практики)、学習展示センター、学習劇場、展示ホール、学習サーカス場、学習ダンス及びオペラ・スタジオ、学習コンサートホール、芸術・創造工房、図書館、博物館、スポーツクラブ、学生スポーツクラブ、学校スポーツクラブ、宿舎、寄宿学校、社会的適応のニーズをもつ子どもたちの社会的適応及びリハビリを提供する心理学的及び社会教育学的サービス (психологические и социально-педагогические службы)、教育機関の規程によって定められるその他の構造部門) をもつことができる。
3. 職業教育機関及び高等教育機関は、教育分野における国家政策の作成及び標準的法規制の機能を果たす連邦行政機関の定める規準に沿って、該当する教育プログラムのプロフィールに対応する活動を行う他の教育機関の基盤において学習者の実習養成を提供する学科及びその他の構造部門を設置することができる。
4. 分校及び代理部を含む教育機関の構造部門は法人にならず、教育機関の規則及び規則が定める規準に沿って定められた構造部門に関する規程に基づき活動する。教育機関の代表部における教育活動の実施は禁止される。
5. 教育機関の分校は、本法律が規定する特徴を考慮した上で、民法に従って設置・廃止される。
6. 国立及び（もしくは）公立就学前教育機関または教育機関の廃止の決定は、本法律の第 22 条 11 – 12 項に従って連邦行政機関、ロシア連邦構成主体行政機関もしくは地方自治体によってなされる。
7. 国立高等教育機関の分校は、教育分野における国家政策の作成及び標準的法規制の機能を果たす連邦行政機関との合意の上で設置・廃止される。
8. ロシア連邦構成主体の管轄下にある国立教育機関の分校、または公立教育機関の他の構成主体の地域 (территория) または公立教育機関の設置は、分校が置かれる地域の教育分野における国家管理を行うロシア連邦構成主体行政機関及び教育分野における国家管理を行う地方自治体行政機関との合意でなされる。
9. 教育機関の代表部は教育機関によって設置・廃止される。

10. 外国の領土における教育機関の分校や代理部の設置・廃止は、ロシア連邦の国際条約によって他の規定がなければ、分校や代理部の所在地となる外国の法律に従ってなされる。
11. 外国の領土にある教育機関の分校や代理店の財政・経理活動は当該外国の法律に従って行われる。
12. 国立及び公立教育機関において政党、宗教団体（連携）の設置と活動は認められない。

第 28 条 教育機関の権限、権利、義務及び責任

1. 教育機関は自治権 (автономия) を有する。それは、教育活動、研究活動、管理活動、財政・経済活動の実施における自律性、並びに本連邦法及びロシア連邦のその他の標準法規程と教育機関の規則に応じたローカルな標準法規程の策定における自立性を意味する
2. 教育機関は、教育内容の決定、実施する教育プログラムの教材・教授法、教育テクノロジーの選定の自由を有する。
3. 規定された活動分野において教育機関の権限には次のことが含まれる。
 - 1) 学習者の校内規則、労働内規、その他のローカルな標準法規程の策定と採択。
 - 2) 連邦国家教育スタンダード、連邦国家要件、教育スタンダードを含む、国家及地方の規準と要件に応じた教育活動の物的・技術的保障、室内整備。
 - 3) 設立者及び社会に対する財政収支及び物的資産の収支に関する年次報告及び自己監査 (самообследование) の報告。
 - 4) ロシア連邦の標準法規程によって特段の定めがない場合、職員配置の決定。
 - 5) 本連邦法に特段の定めがない場合、職員の採用、雇用契約書の締結・解約、職務の配分、職員の補充教育及びそのための環境整備。
 - 6) 教育機関の教育プログラムの作成と承認。
 - 7) 本連邦法に特段の定めがない場合、設立者の合意を得た上で、教育機関の発展プログラムの作成と承認。
 - 8) 教育機関への学習者の入学。
 - 9) 教育活動を行う機関に対して認可された初等普通・基礎中等・中等普通教育の教育プログラムを実施するに当たって使用が推薦された教科書連邦一覧表に対応した教科書リスト、及びこれらの機関によって当該教育プログラムの実施に当たって使用される副教材の決定。
- 10) 学習者の成績の継続的コントロール、中間試験の実施、その形態、時期及び実施手続きの確定。
- 11) 学習者の教育プログラムの習得結果の個人的登録 (индивидуальный учет результатов освоения)、及びその結果に関する情報のアーカイブでのハードコピー及び電子書式の保存。
- 12) 教授と訓育の方法、教育テクノロジー、e-ラーニングの使用と改善。
- 13) 自己監査の実施、教育の質の内部評価制度の機能の整備。
- 14) 寄宿舎をもつ教育機関の学習者の生活条件の整備。
- 15) 教育機関の教職員及び学習者の保健及び健康増進、給食提供のための条件整備。

- 16) 学習者が体育・スポーツができる環境の整備。
 - 17) 教育及び（あるいは）資格に関する証明書類の用紙の購入または印刷。
 - 18) 本連邦法またはロシア連邦構成主体の法律によって特段の定めがない場合、学習者の服装に関する要件の決定。
 - 19) 教育機関において行われており、ロシア連邦法によって禁止されていない社会団体の活動への学習者、未成年学習者の親（法定代理人）の協力。
 - 20) 研究及び教授法の会議、セミナーの開催を含む研究・教授法活動。
 - 21) 教育機関のインターネットでの公式サイトを作成及び維持。
 - 22) ロシア連邦法に応じたその他のこと。
4. 高等教育の教育機関は、研究及び（あるいは）創造活動を行い、研究者養成を行う権利を有する（大学院博士課程 докторантура において）。その他の教育機関は、ロシア連邦法に応じて、そのような活動が教育機関の規則において規定されている場合、研究（あるいは）創造活動を行う権利を有する。
 5. 教育機関は、学習者の長期休暇中の休養及び健康改善の組織化（宿泊または日中滞在）を含む相談活動、啓蒙活動、市民の保健の分野における活動、及び教育機関の設立目的に反しないその他の活動を行う権利を有する。
 6. 教育機関は、教育に関する法律に従って活動しなければならない。
 - 1) 教育プログラムの完全な実施、学習者育成の質の定められた要件との適合、使用される教授・訓育の形態、手段、方法の学習者の年齢、心理・身体的特徴、才能、能力、関心及びニーズとの適合の保障。
 - 2) 学習者の教授と訓育、学習者の監督と世話、学習者、教職員の生存及び健康を保障する定められた規準に沿った生活の安全な環境の整備。
 - 3) 学習者、未成年学習者の親（法定代理人）、教職員の権利と自由の遵守。
 7. 教育機関は、ロシア連邦法が定める規準に従って、その権限に入る機能の不実施または不適当な実施、教科課程に沿った教育プログラムの不十分な実施に対する責任、卒業生の教育の質、及び学習者、教職員の生存と健康に対する責任を負う。教育への権利の侵害、または違法制限、及び教育に関する法律によって規定される学習者、未成年学習者の親（法定代理人）の権利と自由の侵害、教育機関及び教育活動の規準の不履行の場合、教育機関及びその管理者は、行政法違反に関するロシア連邦法典に従って行政責任を負う。

第 29 条 教育機関の情報公開

1. 教育機関は、その活動に関する情報を内容とする公開制で誰もがアクセス可能な情報資源を作成し、インターネット網上の教育機関の公式サイトなどの情報・通信網にそれら情報を掲載するなどの方法によりアクセスを保障する。
2. 教育機関は以下の点について、公開制と誰もがアクセスできることを保障する。
 - 1) 情報：
 - ①教育機関設立のデータ、設立者、教育機関及び分校がある場合は分校の所在地、

日課、活動スケジュール、連絡先の電話番号・電子メールアドレス。

- ②教育機関の管理の構造及び管理組織。
- ③教科、コース、科目（モジュール）、実習が記述された現行の教育プログラム。
- ④連邦、連邦構成主体及び地方の予算別の教育プログラム毎の学習者数、個人負担及び（あるいは）法人負担別の教育契約ごとの学習者数。
- ⑤教授言語。
- ⑥連邦国家教育スタンダード、教育スタンダード（ある場合）。
- ⑦教育機関の長、副長、分校がある場合はその長。
- ⑧学歴、資格、経験年数を示した教育職員構成。
- ⑨教育活動の施設・設備保障（設備の整った専科教室、実践的課業実施のための用具、図書、スポーツ用具、教授・学習及び訓育の手段の有無、学習者の食事及び健康保護の条件、情報提供システム及び情報・通信網の利用の仕方、学習者に利用が保障されている電子教育資源）。
- ⑩学術（学術・研究）活動の分野と成果、及びその実現のための学術・研究基盤（高等教育の教育機関用、補充職業教育機関用）。
- ⑪中等職業教育の各職種、専門毎の入学者選抜あるいは採用の結果（入学者選抜がある場合）、高等教育の養成分野あるいは専門毎の、多様な入学者選抜条件のもとでの入学者選抜の結果（連邦予算、連邦構成主体、地方予算により財源措置されている機関別、自然人及び（あるいは）法人の資金による教育協定の別）、入学者選抜措置のすべての得点の平均点、進級、復学、退学の結果。
- ⑫各教育プログラム、各職種、専門、養成分野ごとの採用（進級）のための空席数（連邦予算からの予算配分、連邦構成主体の予算、地方予算により財源措置されている機関別、個人及び（あるいは）法人の資金による教育協定の別）。
- ⑬学習者に対する奨学金の有無、及び奨学金提供の条件、社会的支援措置
- ⑭宿舎、インターネットの有無、宿舎の居住面積、他の都市の学習者用のインターネット、宿舎料の制定。
- ⑮連邦予算、連邦構成主体の予算、地方予算、自然人及び（あるいは）法人の資金による教育協定により実施されている教育活動の量、財政保障。
- ⑯会計年度毎の収入及び物的資本の受入、支出。
- ⑰卒業生の就職。

2) コピー

- ①教育機関規則。
- ②教育活動実施についての許可証（附則と共に）。
- ③国家資格認定証（附則と共に）。
- ④ロシア連邦法により定められた手続きにより承認された教育機関の財務活動計画、あるいは教育機関の予算計画。
- ⑤本連邦法 30 条の 2 で規定されている地方条例、学習者の内規、労働内規、集団協約。

- 3) 自己省察結果の報告。教育機関の自己省察に関わる活動、及び実施の手続きは、教育分野の国家政策策定及び法的規制の機能を果たす連邦行政機関が定める。
 - 4) 有償の教育サービス提供についての資料。有償教育サービス提供についての契約書、各教育プログラムの教育料の承認についての資料。
 - 5) 教育分野の国家的コントロール（監督）を行う機関の指示事項、このような指示事項の執行状況の報告。
 - 6) 教育機関の決定により公表が認められたその他の情報、及び（あるいは）ロシア連邦法により公表が義務付けられているその他の情報。
3. 本条第2項で示された情報及び資料は、それらがロシア連邦の法律により国家秘密情報に含まれていない場合は、教育機関のインターネットの公式サイトに、情報が公表された日、あるいは変更が加えられた日から10労働日、掲載・更新する。教育機関のインターネットの公式サイトへの教育機関に関する情報の掲載・更新の手続きは、情報提供の内容と形式も含めて、ロシア連邦法により定められる。

第30条 教育関係を規定する諸規範を含むローカルな諸法令

1. 教育機関は、ロシア連邦の立法に応じた権限の範囲内で、その規程が定める手続きで、教育諸関係を規定する規範内容を含むローカルな諸法令（以降：ローカルな諸法令）を採択する。
2. 教育機関は、教育活動を組織し実施する基本的事項に関するローカルな諸法令を採択する：学習者の入学規則、学習者の授業日課、学習者の成績の日常的コントロール及び中間試験の形態・時期・手続き、進級の手続きと判断材料、学習者の除籍と復学、教育機関と学習者及び（あるいは）未成年の学習者の親（法定代理人）との間に生じる諸関係の発生、凍結、中止の形式化の手続き。
3. 学習者及び教育機関の職員の権利に関わるローカルな法令を採択する際は、学習者ソビエト、親ソビエト、学習者機関代表の意見を考慮する。さらに労働法に規定されている事項に関わる場合は職員組織代表（このような代表機関がある場合）の意見を考慮する。
4. 教育法及び労働法により定められている条件に比較して、教育機関の学習者及び職員の条件を悪化させるローカルな法令、あるいは所定の手続きに違反して採択されたローカルな法令は、適用されないし、教育機関は廃止に相当する。

第31条 教授を行う機関

1. 教授を行う機関には、教育活動を行う研究機関、孤児及び親の保護なしに残された子どもを対象とした機関、治療・健康強化及び（あるいは）静養を行う機関、社会サービスを実施する機関及びその他の法人が含まれる。
2. 研究機関は、マギストルのプログラム、研究・教育要員の養成プログラム、オリジナルなプログラム、職業教育及び補充職業教育のプログラムに基づき教育活動を実施する権限を有する。
3. 治療・健康強化及び（あるいは）静養を行う機関、社会サービスを実施する機関は、基

礎及び補充普通教育プログラム、基礎職業教育プログラムに関する教育活動を実施する権限を有する。

4. 外交代表部及び領事部は本連邦法第 88 条に定められた特殊性を考慮して、基礎及び補充普通教育プログラムに関する活動を実施する権限を有する。
5. その他の法人は、職業教育プログラム、就学前教育の教育プログラム、及び補充教育プログラムに関する教育活動を実施する権限を有する。
6. 教授を実施する機関が、教育活動を実施するためには、機関の内部に専門の教育部門を設ける。このような部門の活動は、教授を実施する機関により作成され承認された規程により規制される。

第 32 条 教育活動を行う個人企業家

1. 個人企業家は、教育活動を直接行うか、あるいは教育職員を引き入れて行う。
2. 法人及び個人企業家の国家規制を行う全権連邦行政機関（その地域機関）は、法人及び個人企業家の国家規制法により定められた手続き、期間で、個人企業家の国家規制について、教育活動である経済活動の形態について、教育分野においてロシア連邦の全権を委任しているロシア連邦構成主体の行政機関を統括する。
3. 個人企業家は基礎補充普通教育プログラム、職業教育プログラムに関する教育活動を実施する。労働法に従い、個人は教育活動を認められず、個人企業家として教育活動を実施する権限を持たない。
4. 個人企業家は有料の教育サービスの提供を開始する前に、学習者や未成年学習者の親（法定代理人）に、以下の情報を提供する：個人企業家としての国家規制、自己の職業教育水準、教育活動経験年数、授業活動経験年数、教育活動を行うために教育職員を引き入れている場合は、その職業教育水準及び教育活動経験年数。
5. 個人企業家が教育職員を引き入れて教育活動を実施する場合、その職員に対しても教育活動実施に対する認可情報を提供する。

（第 21 条～第 32 条担当：嶺井明子）

第 4 章 学習者とその両親（法定代理人）

第 33 条 学習者

1. 学習者は、教育機関において学ぶ教育課程、学習形態、居住形態の水準に応じて次のように定められる。
 - 1) 被教育者 (воспитанники) — 就学前教育機関の教育課程に属する個人、教育機関において居住または滞在しながら基礎普通教育課程に属する個人。
 - 2) 生徒 (учащиеся) — 初等普通、基礎普通、もしくは中等普通教育、補充普通教育の課程における教育課程に属する個人。
 - 3) 学生（及び各種学校生 курсанты） — 中等職業教育課程、学士課程、専門課程

(специалитет)、マギストウル課程における教育課程に属する個人。

- 4) 大学院生 (аспирант) — 学術・教育要員養成課程における大学院課程 (аспирант-ура) に学ぶ個人。
 - 5) 軍務関係等大学院生 (адъюнкты) — 軍務関係等大学院の科学・教育カードル養成課程において、軍務もしくはそれに準ずる業務に従事する個人、内務省機関における業務に従事する個人、麻薬及び向精神薬物取締り機関における業務に従事する個人。
 - 6) 医学実習生 (ординаторы) — 医学実習課程に学ぶ個人。
 - 7) 助手研修生 (ассистенты-стажеры) — 助手研修課程に学ぶ個人。
 - 8) 聴講生 (слушатели) — 補充職業教育課程に学ぶ個人、職業教育学習課程に学ぶ個人、もしくはその他の現行の連邦法において規定されていない場合は、高等教育機関の教育部門における養成課程に所属する個人。
 - 9) 検定試験受験生 (экстерны) — 中級及び国家最終資格付与試験合格のために、国家認証を受けた教育課程において教育活動を行う機関に属する個人。
2. 軍事またはその他の国家任務に関して、未成年市民養成の目的の下、普通教育機関の補充普通教育課程に属する学習者への特別の呼称は、それらの教育機関の規定に従って定められる。
 3. 学生 (及び各種学校生 курсант) は成績簿、及び学生証を無償で供与されるものとする。成績簿と学生証の見本は、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関が規定するものとする。
 4. その他の書類上の学習者、機関における学習の認証、実施される教育活動に関するカテゴリーは、ロシア連邦または現地の規範法に基づいてその都度規定されるものとする。

第 34 条 学習者の基本的な権利と社会的援助及び報奨の度合い

1. 学習者は以下の学術的な権利を有する。
 - 1) 基礎普通教育以後、もしくは 18 歳以後の教育活動が行われる機関、教育を受ける形態及び学習形態に関する選択をすること。
 - 2) 社会・教育的及び心理的支援、無償の心理・医療・教育的矯正を受けることを含む、心理身体的発達と健康状態を考慮に入れた、学習のための諸条件を供与されること。
 - 3) 現地の規範法の定めに基づいた教育課程の履修において、飛び級を含む、個に応じた教科課程の下に学習をすること。
 - 4) 中等職業及び高等教育の連邦国家教育スタンダード、現地の規範法の定めに基づいた教育スタンダードの遵守規定に基づいて、自身の職業教育内容の編成に関与すること(この権利は、特定の学習における合意事項によって制限を受けることがある)。
 - 5) 基礎普通教育以降において) 教育活動を実施する機関によって示されたリストから、非必修 (教育水準、職業性、専門性もしくは養成方針事項において必修ではないもの)、及び選択 (必修項目における選択) の教科、コース、科目 (モジュール) についての選択を行うこと。
 - 6) 規定に基づいて適切に教育活動を行う機関における教育課程の履修に際して、教

科、コース、科目（モジュール）と並行して、希望する他の教科、コース、科目（モジュール）、講義（преподаваемых）を受講するための学習の指令、及び幾つかの基本的な職業教育課程の履修と同時並行しながら、規定に基づいて適切に教育活動を行う他の機関における講義、教科、コース、科目（モジュール）を受講するための学習の指令。

- 7) 規定に基づいた教育活動を実施する機関における試験、及び他の教育活動を実施する機関における教科、コース、科目（モジュール）、実習、補充教育課程の学習成績。
- 8) 1998年3月28日公布の連邦法 No.53-ФЗ「軍事義務及び徴兵について」の規定に基づいて、徴兵召集を猶予されること。
- 9) 人の尊厳に対する尊重、あらゆる形態の身体的、心理的暴力、人格に対する侮辱からの擁護、及び生命と健康の保護。
- 10) 良心、情報、自身の持つ意見及び信念の自由な表現に関する自由。
- 11) 教育及び年間学習計画に関する然るべき法に基づいた、休息及びその他の社会的な目的を持った、教育を受けるに際しての計画的な休息としての休暇。
- 12) 教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関による適正かつ規定に基づいたサバティカル（академический отпуск）、及び連邦法の定めるところに従った妊娠及び出産に関する休暇、子どもが3歳に達するまでの育休。
- 13) 教育に関する法の定めにより適正に、異なる職業、専門性及びもしくは養成方針に関して、また異なる形態の学習に関する教育を受けるための転属。
- 14) 教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関による適正かつ規定に基づいた、状況に応じた有償学習から無償学習への移転。
- 15) 教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関による適正かつ規定に基づいた、然るべき水準の教育課程を実現するための、他の教育機関への転属。
- 16) 教育に関する法の定めにより適正に、基礎職業教育課程を行う教育機関において教育を受けるために復学すること。
- 17) 規定に基づき適正に、教育機関の運営に参加すること。
- 18) 教育機関における規定、教育活動の実施に関する認可を含む国家登録に関する証明証書について、また学習関連書類、機関の規律及び教育活動の実施に関するその他の書類を含む国家認証の証明証書について調査すること。
- 19) ロシア連邦法規定に基づいて適正に、教育機関の規則に異議を申し立てること。
- 20) 教育機関の図書・情報資料、学習、産業、科学に関するデータベースの無償の利用。
- 21) 地方の規範法に基づいた教育機関の医療健康施設、文化施設、スポーツ施設の利用。
- 22) 公のスポーツ競技大会やその他の多くの行事をはじめ、コンクール、オリンピック、展覧会、鑑賞会、体育行事、スポーツ行事などへの参加を通じた、自身の創造的な能力や関心の発達。
- 23) 高等教育機関の科学教育教員及びもしくは科学機関の科学研究員の指導の下、ロ

シア連邦法の規定に基づいて、活動を行う教育機関の科学研究、科学技術、実験、イノベーション活動に参加すること。

- 24) 学術交換枠組みを含みながら、海外の高等教育機関及び科学機関を含む、他の教育組織及び科学組織に対して、選択されたテーマに関する学習や科学研究の実施、研修の実施を目的とした派遣を行うこと。
 - 25) 無償で教育機関の出版物において、自身の研究を発表すること。
 - 26) 学習、体育、スポーツ、公益性、科学、科学技術、創作活動、実験的及びイノベーション活動における業績に対する報奨金。
 - 27) 教育課程における学びや個別教科課程を達成するに当たり、不利益を被ることなく、教育を受けることと仕事とが両立できること。
 - 28) 職業、専門性及び養成等の学びに関するロシア連邦の人口比率に対する状況について、教育機関から情報を得ること。
 - 29) 現行の連邦法、その他のロシア連邦の規範的な法規、地方の規範的な法規に基づいたその他の学術的権利。
2. 学習者は次の社会的支援及び褒賞の措置を与えられる。
- 1) 連邦法及びロシア連邦構成主体の法文の定めに従い適正に、状況に応じて衣服、靴、各種備品を含む全般的な国家保障を受けること。
 - 2) 連邦法及びロシア連邦構成主体の法文の定めに従い適切に、状況に応じて食糧物資を保障されること。
 - 3) 然るべき寮の収容に関する現行の連邦法及び住宅法に基づいた寄宿舎における部屋の保障。
 - 4) 現行の連邦法第 40 条に基づいた交通に関する保障。
 - 5) 教育法を考慮に入れた、奨学金、物的支援、及びその他の金銭的支払に関する保障。
 - 6) 現行の連邦法及びロシア連邦法に基づいた適正な教育ローンの提供。
 - 7) ロシア連邦の規範的な法規、ロシア連邦構成主体の規範的な法規、地方自治体の規範的法規、地方の規範的法規に基づいた、その他の社会的支援措置。
3. 個人による学習もしくは家庭内教育の形態で基礎教育課程を学んだ個人、或は教育課程の国家認証を行使できない学習を行った学習者は、然るべき効力のある教育課程の国家認証の下、教育活動を遂行する機関において、留学生の中間評価及び国家総括評価を受験する権利を有する。上記の個人、基礎普通もしくは中等普通教育の資格を有さない者は、然るべき効力のある基礎普通教育課程の国家認証の下、教育活動を遂行する機関において、留学生の中間評価及び国家総括評価を無償で受験する権利を有する。留学生の認証を受験する際は、然るべき教育課程において、学習者の学術的な権利を行使できるものとする。
4. 地方の規範的な法の定めに基づいた学習計画と関わりなく、学習者は、教育活動を実施する機関において各人の方針選択に基づいて出席する権利を有する。学習者及び未成年の学習者の両親（法定代理人）の同意に基づかない、教育課程とは認められない労働への勧誘は、これを禁ずる。

5. 学習者は、ロシア連邦法に基づいて組織された職業組合を含む社会的団体に、また連邦法が適切に定めるところの学習者の統一的な社会組織に参加する権利を有する。
6. 政党を含む社会的団体への学習者、生徒の強制的加入、及びそれらの団体の活動への強制的勧誘、及び企業の煽動や政治活動への参加は、これを認めない。
7. 基礎普通教育課程、中等普通、中等職業及び高等教育に学ぶ学習者は、学習の余暇の時間において、その時期所属する学習者や請願表明をする人々にとっての機関を代表する活動を目的として、学生隊 (студенческие отряды) や学習者の社会的統一団体を組織し、様々な経済分野において活動する権利を有する。
8. 教育活動を行う機関は、能力の程度及びロシア連邦法に基づき、連邦予算、ロシア連邦構成主体の予算、及びもしくは地方予算を財源とした予算額に基づいて実施される財政的な保障について、学習者に対して、連邦予算、ロシア連邦構成主体の予算、及び地方予算による支出金額を使い、奨学金、寮や寄宿舎における居住地支援、及び現行の連邦法及びその他のロシア連邦の規範的な法規に基づいたその他の社会的支援施策の実現を保障するものとする。
9. 組織活動、実施される教育活動の廃止、然るべき証書及び然るべき教育課程に関する国家認証の失効、もしくは機関における然るべき教育課程に関する国家認証有効期限の失効、及びもしくは当該組織の運営の全権委譲に際しては、成人学習者の合意及び未成年学習者の両親 (法定代理人) の同意に基づいて、然るべき水準及び方針による教育課程の下に教育活動を行う他の機関への転属を保障するものとする。証書の効力の停止、国家認証の効力の全面的な停止、もしくは個々の教育水準と関連して、職業や専門性のグループ、及び機関の養成方針の拡大、及びもしくは当該組織の運営の全権委譲に際しては、成人学習者の申請及び未成年学習者の両親 (法定代理人) の申請に基づいて、然るべき水準及び方針による基礎教育課程の国家認証を行使し教育活動を行う他の機関への転属を保障するものとする。そうした転属に関する実施手続き及び条件は、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関によって定められるものとする。

第 35 条 学習及び訓育に関する教科書、学習参考書、資材の使用

1. 連邦国家教育スタンダード、機関また実施される教育活動に関する教育スタンダードの範囲において、連邦予算、連邦構成主体の予算及び地方の予算の支出額の下、基礎教育課程に学ぶ学習者は、教育を受ける期間の中で、教科書、学習参考書、及び学習方法教材、学習及び訓育の資材の使用に際して、これらが無償で与えられるものとする。
2. 連邦国家教育スタンダード及び教育スタンダードの範囲において、基礎教育課程に関する教育活動を実施する機関の教科書、学習参考書、及び学習方法教材、学習及び訓育の資材の保障は、連邦予算、連邦構成主体の予算、及び地方予算の支出額によって実施されるものとする。
3. 連邦国家教育スタンダード及び教育スタンダードの範囲を超えた教科、コース、科目 (モジュール) の学習のための学習者の教科書、学習参考書、及びもしくは有償教育施設の

使用については、教育活動を実施する機関の定めの下、適切に実施されるものとする。

第 36 条 奨学金及びその他の金銭的支出

1. 奨学金とは、学習者に刺激を与え、またあるいは然るべき教育課程の習熟を支援する目的を持った金銭的な支出である。
2. ロシア連邦においては、次の形態の奨学金を定める。
 - 1) 学生に対する国家学術奨学金。
 - 2) 学生に対する国家社会奨学金。
 - 3) アスペラント、医学実習生、助手研修生に対する国家奨学金。
 - 4) ロシア連邦大統領奨学金、及びロシア連邦政府奨学金。
 - 5) 記念奨学金。
 - 6) 学習への動機づけを兼ね備えた、法曹もしくは体育関連の個人に対する奨学金。
 - 7) 現行の連邦法に基づいた、状況に応じた養成部門の聴講生に対する奨学金。
3. 全日制の教育形態で学ぶ学生に対する国家予算の支出額による予算額は、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関による規定の下適切に、国家学術奨学金及びもしくは国家社会奨学金として定められるものとする。
4. 国家学術奨学金は、然るべき条件に基づき、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関による規定の下定められるものとする。
5. 国家社会奨学金とは、孤児の生徒や両親の保護の下に無い子ども、孤児であったり両親の保護の下に無い者に含まれる個人、障がいを持つ子ども、グループ I 及び II の障がい者、幼少期からの障がい者、チェルノブイリ原発事故及びその他の放射線事故、セミパラチンスク実験場の核実験を事由とした放射線の影響を被った学生、戦争による外傷や発病により障がいを負ったり、軍役期間中に罹患した学生、軍務からの退役軍人、もしくは国家社会支援策を受ける権利を有する者、同様に、契約に基づき、ロシア国防軍、ロシア連邦内務省軍、行政機能を有する連邦機関の下に編成された技術工兵、道路建設部隊、及び市民防衛や、ロシア連邦戦時諜報部、連邦防衛任務機関、国防機関、動員体制支援連邦機関、軍事徴兵や兵士・水兵・軍曹・曹長の補充に関するロシア連邦国家行政機関の任務の分野における決定を委任された連邦行政機関によって編成された救援部隊において 3 年を越す軍役を務めた市民に含まれる学生、及び 1998 年 3 月 28 日公布の連邦法 No.53-Φ3「軍事義務及び徴兵について」の 51 条、1 項の②～④、2 項の①、3 項の①～②に基づく軍務からの退役者に対し与えられるものとする。
6. 教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関による規定の下での、適切な連邦予算の支出額を与えられる通学生としてのアスペラント、医学実習生、助手研修生、学習者は、国家奨学金を与えられるものとする。
7. ロシア連邦構成主体の予算、地方予算の予算額に基づく、国家学術奨学生、国家社会奨学生、通学生としての国家奨学金アスペラント、医学実習生、助手研修生、学習者について定める規則は、然るべきロシア連邦構成主体国家行政機関及び地方自治体機関によって定められるものとする。

8. 国家学術奨学金、国家社会奨学金、通学生としてのアスペラント、医学実習生、助手研修生、学習者への国家奨学金は、学習者の奨学金保障を扱う教育活動実施機関の資金分与部門（奨学金ファンド）において、当該機関の学生組織及び選定された主たる職業組合（そのような組合が存在する場合）の意見を考慮に入れながら機関によって決定された額に基づいて、学生に支払われるものとする。
9. 教育活動を実施する機関によって決定された、学生に対する国家学術奨学金、国家社会奨学金、通学生としてのアスペラント、医学実習生、助手研修生、学習者への国家奨学金の額は、本条項の10項によって然るべく定められた基準を下回ってはならない。
10. 奨学金ファンドの規模は、連邦予算支出額によって通学生として学ぶ学習者の総数、及びインフラ水準を考慮に入れた職業教育の水準、学習者のカテゴリーのそれぞれについてロシア連邦政府が定める基準に基づいて決定されるものとする。ロシア連邦構成主体予算の予算額による奨学金ファンドの形成に関する基準は、ロシア連邦構成主体の国家行政組織によって、地方予算の予算額によるものは地方自治体によって決定されるものとする。
11. 外国籍の市民及び無国籍の市民で、通学生として基礎職業教育課程に学ぶ学習者について、ロシア連邦政府の定め、もしくは学習のために受け入れられたそうした個人に関するロシア連邦政府による然るべき国際協定による割り当てに関する決定も含めて、もし連邦予算、ロシア連邦構成主体予算、地方予算の予算額で学ぶ場合は、国家学術奨学金、アスペラント、医学実習生、助手研修生への国家奨学金を支払われるものとする。
12. ロシア連邦大統領もしくはロシア連邦政府による奨学金の規模、支払に関する規則は、ロシア連邦大統領もしくはロシア政府によって規定されるものとする。
13. 記念奨学金は、そうした奨学金の規模及び支払規定を決定する連邦国家機関、ロシア連邦構成主体国家行政機関、地方自治体、法曹及び体育関係者によって制定されるものとする。
14. 連邦国家高等教育機関の養成部門における聴講生、連邦予算の予算額による学習者に対しては、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関による規定の下適切に、ロシア連邦政府の定める規模の奨学金を支払われるものとする。
15. 連邦予算の予算額によって教育分野における国家サービスを行う職業教育機関及び高等教育機関は、奨学金ファンドの規模によって見込まれたもののうち25%相当額を必要とする学生の物質的支援の活動に関する資金として、機関の学生の大衆文化、体育スポーツ、健康活動の資金として中等職業教育課程における奨学金ファンドの1か月相当額を、高等教育課程における奨学金ファンドの2か月相当額を分離しておくものとする。学習者に対する物質的支援は、学習者の会議及び学生組織の代表の意見を考慮に入れながら、地方の規範的法規に基づいた適正な規模でなされるものとする。
16. 教育活動を行う組織は、諸活動による収益から得られた資産額を用いて、学習者に対する様々な形態の物質的支援を適正に行うものとする。
17. 国家防衛及び安全保障、適法性、法秩序への関心に基づく教育課程に関する連邦国立教

育機関の学習者に対する金銭支払いの規模、規定及び規律は、連邦法の定めに基づき適正に規定されるものとする。

(第 33 条～第 36 条担当：木之下健一)

第 37 条 学習者の食事の組織

1. 学習者の食事の組織は、教育活動を実施する機関に委ねられる。
2. 授業の時間割は、学習者の食事のために十分な長さの休憩を想定しなくてはならない。
3. 国家の防衛及び安全保障の分野、適法性・法秩序保障の分野、関税分野、船舶、内航船及び漁船の乗組員、航空機の乗務員、航空スタッフ及び航空交通管制職員の専門化養成分野における専門及び養成分野の教育プログラムを実施する連邦国立教育機関の学習者、並びに未成年市民の兵役及びその他の国家公務への準備を目的とする補充普通教育プログラムを実施する普通教育及び職業教育機関の学習者は、それらの連邦国立教育機関の設置者が定める規準や手順に従って、食事を提供される。
4. ロシア連邦構成主体予算の予算支出によって学習する者への食事の提供は、ロシア連邦構成主体の行政機関が定めた条件と手順に従って実施され、地方予算の予算支出によって学習する者への食事の提供は、地方自治機関が定めた条件と手順に従って実施される。

第 38 条 備品（軍装）の提供

1. 国家の防衛及び安全保障の分野、適法性・法秩序保障の分野、関税分野、船舶、内航船及び漁船の乗組員、航空機の乗務員、航空スタッフ及び航空交通管制職員の専門化養成分野における専門及び養成分野の教育プログラムを実施する連邦国立教育機関の学習者、並びに未成年市民の兵役及びその他の国家公務への準備を目的とする補充普通教育プログラムを実施する普通教育及び職業教育機関の学習者は、それらの連邦国立教育機関の設置者が定める条件や手順に従って、制服を含む備品（軍装）を提供される。上記の連邦国立教育機関は、ロシア連邦の法令に他の定めがない限り、これらの教育機関の学習者の制服、その着用規則及び階級章を定める。
2. ロシア連邦構成主体予算の予算支出によって学習する者への制服を含む備品（軍装）の提供は、ロシア連邦構成主体の行政機関が定めた条件と手順に従って実施され、地方予算の予算支出によって学習する者への食事の提供は、地方自治機関が定めた条件と手順に従って実施される。

第 39 条 寮の提供

1. 教育活動を実施する機関は、しかるべき特別住宅ファンドを有する場合、中等職業教育及び高等教育の基礎教育プログラムによる全日制課程に在籍し、住居を必要とする学習者に対し、その機関のローカルな規定が定めた手順に従って寮を提供する。住居を必要とする学習者が存在する場合、教育活動を実施する機関の特別住宅ファンド内の寮の住居面積の目的外使用（賃貸及びその他の取引を含む）は認められない。寮に居住するすべての学習者とは、住居法令によって定められた手順に従って住宅賃貸借契約が締結さ

れる。

2. 教育活動を実施する機関の通信制課程の学習者は、それらの機関がしかるべき特別住宅ファンドを有する場合、中間及び最終評価を受けている期間中に寮を提供される。
3. 寮の居住費・光熱水費の金額は、教育活動を実施する機関の学習者会議及び学習者の代表機関（これらの機関が存在する場合）の意見を考慮した上で制定されたローカルな法規によって定められる。教育活動を実施する機関は、独自に定める条件と手順に従って、寮の居住費・光熱水費を減額すること、または一定の学習者のカテゴリーからそれらを徴収しないことが認められる。
4. 本連邦法の第 36 条第 5 項に示された者は、教育機関の特別住宅ファンド内の住居が無償かつ最優先で提供される。

第 40 条 交通に関する保障

1. 学習者の交通に関する保障は、本条の第 2 項が定めた場合における学習者の教育機関までの無料送迎（往復）の組織、及び、ロシア連邦の法令に基づく、公共交通機関を利用する際の社会的支援の提供を含む。
2. 基礎普通教育プログラムを実施する国立教育機関の学習者の集落間無料送迎の組織は、当該教育機関の設置者によって行われる。

第 41 条 学習者の健康保護

1. 学習者の健康保護の組織は以下のものを含む。
 - 1) 保健分野の法令が定めた手順に従ったプライマリヘルスケア。
 - 2) 学習者の食事の組織。
 - 3) 適度な学習負担量及び学習外負担量、課業レジーム、並びに長期休業期間の決定。
 - 4) 健康的な生活様式、労働保護の要求の宣伝及び習得。
 - 5) 学習者の病気予防、健康増進、体育・スポーツ活動の組織及び条件整備。
 - 6) ロシア連邦の法令に基づく、学習者の定期的な健康診断及び集団検診の実施。
 - 7) 喫煙、アルコール飲料・アルコール分の少ない飲料・ビール等の飲酒、並びに麻薬、向精神薬、それらの前駆体及びアナログ、その他の有害物質の乱用の予防及び禁止。
 - 8) 教育活動を実施する機関に滞在中の学習者の安全確保。
 - 9) 教育活動を実施する機関に滞在中の学習者の事故予防。
 - 10) 衛生管理・流行防止対策及び予防対策の実施。
2. 教育活動を実施する機関に滞在中の学習者の健康保護の組織は、プライマリヘルスケア、定期的な健康診断及び集団検診の場合を除き、その機関によって実施される。
3. 学習者へのプライマリヘルスケアの組織は、保健分野における行政機関が行う。医療職員の業務のために条件整備された医務質を提供しなければならない。
4. 教育活動を実施する機関は、教育プログラムの実施にあたって学習者の健康保護のための条件整備を行う。これらの条件整備は以下のものを含む。
 - 1) 学習者の健康状態の日頃の管理。

- 2) 衛生・予防・健康増進対策の実施、ロシア連邦における市民の保健分野における教育及び訓育。
 - 3) 国家衛生・疫学規準及び規則の遵守。
 - 4) 保健分野における国家政策の策定及び規範的法規制の機能を果たす連邦行政機関との合意の上で、教育分野における国家政策の策定及び規範的法規制の機能を果たす連邦行政機関が定める手順に従った、教育活動を実施する機関滞在中に発生した学習者の事故の調査及び登録。
5. 基礎普通教育プログラムを履修し、長期療養を必要とする学習者のためには、必要な治療、リハビリ、健康増進等の処置が行える教育機関（療養所を含む）が設置される。このような子どもの教育及び健康上教育機関に通えない障がい児の教育は、教育機関により家または医療機関において組織することができる。家または医療機関での教育を組織するための根拠は、医療機関が発行する診断書及び親（法定代理人）の書面による申請書である。
6. 基礎普通教育プログラムに基づく、家または医療機関での教育の組織に関する、国立及び公立教育機関と、長期療養を必要とする学習者及び障がい児の親（法定代理人）との関係の法規制及び登録の手順は、ロシア連邦構成主体の権限を委任された国家権力機関の規範的法令により定められる。

第 42 条 基礎普通教育プログラムの習得、発達及び社会適応に困難を示す学習者に対する心理・教育的、医学的及び社会的支援

1. 心理・教育的、医学的及び社会的支援は、刑事訴訟法令が想定する条件と手順に従って、刑事事件において被疑者、被告人及び公判被告人として認められた、もしくは被害者及び犯罪の目撃者となった未成年学習者を含む、基礎普通教育プログラムの習得、発達及び社会適応に困難を示す子どもに対して、ロシア連邦構成主体の国家権力機関が設置する心理・教育的、医学的及び社会的支援センター及びこれらの子どもが在籍する教育活動を実施する機関の心理士及び教育心理士によって行われる。地方自治機関は、心理・教育的、医学的及び社会的援助センターを設置する権利を有する。
2. 心理・教育的、医学的及び社会的支援は、以下のものを含む。
 - 1) 学習者、その親（法定代理人）及び教育職員の教育心理カウンセリング。
 - 2) 学習者の矯正・発達指導の支援、補償指導の支援、言語矯正支援。
 - 3) リハビリ措置及びその他の医学的処置のコンプレックス。
 - 4) 学習者の職業指導、職業獲得及び社会適応の支援。
3. 子どもに対する心理・教育的、医学的及び社会的支援は、その親の申請書及び書面による同意に基づき提供される。
4. 心理・教育的、医学的及び社会的支援センターはこの他に、教育活動を実施する機関に対して、基礎普通教育プログラムの実施及び学習者の教育と訓育に関する支援を行い、とくに基礎普通教育プログラムの実施に関する心理・教育的支援、並びに教育活動を実施する機関に対する教授法的支援（教育プログラム及び個別教科課程の作成、基本普通

教育プログラムの習得に困難を示す学習者に対する最適な教育・訓育方法の選定、潜在的な学習妨害の発見及び除去を含む)、並びに教育活動を実施する機関が、基礎普通教育プログラムの習得、発達及び社会適応に困難を示す学習者に対して行っている支援の有効性のモニタリングを行う。

5. 心理・教育的、医学的及び社会的支援センターには、子どもの身体的及び（または）精神的な発達の特徴及び（または）逸脱行動の適時になかった子どもの複合的な心理・医学・教育的検査の実施、その検査結果による心理・医学・教育的支援の提供に関する勧告の準備、並びに以前の勧告の確認、訂正または変更を含む、心理・医学・教育委員会としての機能を負わせることができる。心理・医学・教育委員会に関する規程及び子どもの複合的な心理・医学・教育的検査の実施の手順は、保健分野における国家政策の策定及び規範的法的規制の機能を果たす連邦行政機関との合意の上で、教育分野における国家政策の策定及び規範的法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。
6. 心理・教育的、医学的及び社会的支援センターにおける心理・教育的支援は、教育心理士、社会心理士、言語矯正教師、欠陥学教師及び本センターのしかるべき運営に必要なその他の専門家によって行われる。心理・教育的、医学的及び社会的支援センターは、子どもの社会不適応の原因究明のための諸対策を講じ、その子どもへの社会的支援を行い、家庭との連絡、並びに子どもの就職、住居・手当の保障を斡旋する機関及び組織との連絡を取り合う。

第 43 条 学習者の義務及び責任

1. 学習者は以下の責任を負う。
 - 1) 教育教科課程及び個別教科課程が想定する授業に参加し、授業のための自習を行い、教育プログラムの枠内で教育職員によって与えられた課題をこなすなど、誠実な態度で教育プログラムを習得し、個別教科課程を遂行すること。
 - 2) 教育活動を実施する機関の規則、内規、寮及び寄宿舍の居住規則、並びに教育活動の組織及び実施に関するその他のローカルな法規の要求を満たすこと。
 - 3) 自らの健康の保全及び強化に努め、道徳的、精神的、身体的発達及び自己完成を目指すこと。
 - 4) 教育活動を実施する機関の他の学習者及び職員の名誉と尊厳を尊重し、他の学習者が教育を受けることへの障がいを作らないこと。
 - 5) 教育活動を実施する機関の財産を大事にすること。
2. 本条第 1 項に示されていない、学習者のその他の義務は、本連邦法、その他の連邦法、並びに教育に関する契約（存在する場合）によって規定される。
3. 教育活動を実施する機関における規律は、学習者及び教育職員の間人としての尊厳の尊重に基づいて保持される。学習者に対する身体的及び（または）精神的な暴力は認められない。
4. 学習者による教育活動を実施する機関の規則、内規、寮及び寄宿舍の居住規則、並びに教育活動の組織及び実施に関するその他のローカルな法規の不履行及び違反に対して

- は、注意、訓告、教育活動を実施する機関からの退学といった懲罰的措置が講じられる。
5. 就学前教育、初等普通教育の教育プログラムの学習者及び健康の可能性に制限のある学習者（精神的発達遅れや多様な知的障がいを持つ者）に対しては、懲罰的措置は講じられない。
 6. 学習者の病気、長期休暇、休学、産休及び育児休暇の間は、懲罰的措置は講じられない。
 7. 懲罰的措置を選ぶ際、教育活動を実施する機関は、非違行為の度合い及び原因、過失を引き起こした事情、学習者の以前の行動と心身・感情状態、並びに学習者会議、保護者会議の意見を考慮しなければならない。
 8. 教育活動を実施する機関の決定により、本条第4項に示された非違行為が複数回あった場合、懲罰的措置として、15歳以上の未成年学習者を教育活動を実施する機関から退学させることが認められる。未成年の退学措置は、他の懲罰的措置や教育的作用の措置が失敗し、本人を教育活動を実施する機関に留まらせることが、他の学習者に悪影響を与え、他の学習者及び教育活動を実施する機関の教育職員の権利を侵害し、教育活動を実施する機関の正常な運営を妨げる場合に講じられる。
 9. 基礎普通教育を修了していない15歳未満の未成年学習者の懲罰的措置としての退学に関する決定は、その親（法定代理人）の意見を考慮し、未成年者の問題及びその権利保護に関する委員会の同意に基づいて下される。
 10. 教育活動を実施する機関は、未成年学習者の懲罰的措置としての退学のことを、教育分野における管理を実施する地方自治機関に直ちに知らせる義務を負う。教育分野における管理を実施する地方自治機関、並びに教育活動を実施する機関から退学させられた未成年学習者の親（法定代理人）は、未成年学習者による普通教育の習得を保障する措置を1ヶ月以内に講じなければならない。
 11. 学習者及び未成年者の親（法定代理人）は、懲罰的措置とその適用を教育的諸関係の参加者間の問題解決委員会に控訴することができる。
 12. 学習者に対する懲罰的措置の適用及び取り消しの手順は、教育分野における国家政策の策定及び規範的法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。

第44条 教育分野における未成年学習者の親（法定代理人）の権利、義務及び責任

1. 未成年学習者の親（法定代理人）は、他のすべての者に比べ、子どもの教育及び訓育への優先的な権利を有する。未成年学習者の親（法定代理人）は、子どもの人格の身体的、道徳的及び知的発達の基礎をつくらなければならない。
2. 国家権力機関、地方自治機関及び教育機関は、未成年学習者の親（法定代理人）に対して、子どもの訓育、心身の健康の保護及び強化、個別能力の発達及びその発達の歪みの必要な矯正に関する支援を行う。
3. 未成年学習者の親（法定代理人）は、以下の権利を有する。
 - 1) 子どもが基礎普通教育を修了するまで、子どもの意見、並びに心理・医学・教育委員会の勧告（存在する場合）を考慮した上で、教育を受ける形態及び教育形態、教育活動を実施する機関、言語、教育言語、並びに教育活動を実施する機関が提供す

- る一覧の中から任意選択教科及び必修選択教科、コース、領域（モジュール）を選択する。
- 2) 家庭における就学前、初等普通、基礎普通及び中等普通教育を子どもに与える。家庭において教育を受ける子どもは、本人の意見を考慮した上でのその親（法定代理人）の決定により、いかなる教育段階においても教育機関で教育を続ける権利を有する。
 - 3) 教育活動を実施する機関の規則、教育活動の免許、国家認証証明書、教育プログラムに関する書類、教育活動の組織及び実施に関するその他の書類の原文を求める。
 - 4) 教育内容、使用される教育及び訓育方法、教育テクノロジー及び自らの子どもの成績を求める。
 - 5) 学習者の権利及び法的利益を守る。
 - 6) 予定される学習者のすべての検査（心理的検査、心理・教育的検査）に関する通知を受け、これらの検査の実施及び検査への参加に同意を示し、またはそれらを拒否し、学習者の検査結果に関する通知を受ける。
 - 7) 教育活動を実施する機関の規則が定める形においてその機関の運営に参加する。
 - 8) 心理・医・教育委員会による子どもの検査、ならびその検査結果及びその検査結果に基づく勧告に関する検討に立ち会い、子どもの教育及び訓育の組織のために提案される条件について自分の意見を述べる。
4. 未成年の学習者の親（法定代理人）は、以下の義務を負う。
- 1) 子どもの普通教育を受けさせる。
 - 2) 教育活動を実施する機関の内規、寮及び寄宿舎における学習者の居住規則、学習者の課業レジーム、並びに教育機関、学習者及び（または）その親（法定代理人）の教育的諸関係の法規制の手順及びその関係の発生、中断、消滅の手続きを定めるローカルな法規の要求を遵守する。
 - 3) 教育活動を実施する機関の学習者及び職員の名誉及び尊厳を尊重する。
5. 未成年の学習者の親（法定代理人）のその他の権利と義務は、本連邦法、その他の連邦法、並びに教育に関する契約（存在する場合）によって定められる。
6. 未成年者の学習者の親（法定代理人）は、本連邦法及びその他の連邦法が定める義務の不履行及び不適切な履行に対して、ロシア連邦法によって定められた責任を負う。

第 45 条 未成年学習者及び親（法定代理人）の権利の保護

1. 学習者及び未成年学習者の親（法定代理人）は、自らの権利の保護のために、自らまたは代理人を通して以下の権利を有する。
 - 1) 学習者及び未成年学習者の親（法定代理人）の権利を侵害する教育活動を実施する機関の職員に対し講じられた懲罰的措置に関する訴えを、その機関の運営機関に送ること。これらの訴えは、学習者及び未成年学習者の親（法定代理人）の立ち会いのもとでその機関によって検討されなければならない。
 - 2) 教育職員の利益衝突の有無の問題を含め、教育的諸関係の参加者間の問題解決委員

会に訴えること。

- 3) ロシア連邦の法令が禁止していない、権利と法的利益の保護の方法を活用すること。
2. 教育的諸関係の参加者間の問題解決委員会は、教育職員の利害衝突、ローカルな法規の適用、学習者に対する懲罰的措置に関する決定の控訴の場合を含め、教育への権利の実現の問題に関する、教育的諸関係の参加者間の意見相違の解決のために設置される。
3. 教育的諸関係の参加者間の問題解決委員会は、教育活動を実施する機関において、成人学習者、未成年学習者の親（法定代理人）、教育活動を実施する機関のそれぞれ同人数の代表から構成、設置される。
4. 教育的諸関係の参加者間の問題解決委員会の決定は、教育活動を実施する機関のすべての参加者に対して義務的であり、その決定が定める期間内に実行されなければならない。
5. 教育的諸関係の参加者間の問題解決委員会の決定は、ロシア連邦の法令によって定められた手順に従って控訴することができる。
6. 教育的諸関係の参加者間の問題解決委員会の設置、活動の組織、決定の採択及び実行の手順は、学習者会議、保護者会議及びその機関の職員及び（または）学習者の代表機関（これらの機関がある場合）の意見を考慮した上で承認されたローカルな法規によって定められる。

（第 37 条～第 45 条担当：ミソチコ・グリゴリー）

第 5 章 教育活動を実行する教育職員、管理職、その他職員

第 46 条 教育活動に従事する権利

1. 教育活動に従事する権利を有するのは、中等職業教育あるいは高等教育を受け、資格ガイド (квалификационные справочники) 及び（または）職業スタンダード (профессиональные стандарты) が定めるところの資格要件を満たす者とする。
2. 教育活動を行う機関の教育職員の職務及び教育機関の管理職役職名リストはロシア連邦政府が定める。

第 47 条 教育職員の法的地位、教育職員の権利と自由及びその行使の保障

1. 教育職員の法的地位という語は、ロシア連邦法及びロシア連邦構成主体の法律によって定められる権利と自由（学問的権利と自由を含む）、社会的な保障と各種手当て、制限、義務、責任の総体であると解釈される。
2. ロシア連邦では、社会における教育職員の特別な地位が認められ、彼らが職務を遂行するための条件が整えられる。ロシア連邦の教育職員には、彼らが高い職務レベルを維持し、職務上の課題を効果的に遂行するのを保障するため、また教育労働の社会的意味、権威を高めるための権利と自由、社会的支援策が与えられる。
3. 教育職員は以下の学問の権利と自由を有する。
 - 1) 教授の自由、自己の意見の自由な表明、職業活動に対する干渉からの自由。

- 2) 教育学的に裏づけのある、教育及び生徒指導の形態、道具、方法を選択、使用する自由。
 - 3) 実施中の教育プログラム・科目・講座・学科（モジュール）の範囲内における、創造的イニシアチブの発揮、自作のプログラム・教育法の作成・使用の権利。
 - 4) 教科書、副教材、学習資料その他教育及び生徒指導のための手段を、教育プログラムに応じて、教育について定めた法律に基づいて選択する権利。
 - 5) 教科課程、学校予定表、実習科目、講座、学科（モジュール）、教授法資料その他の教育プログラムコンポーネントを含む教育プログラム作成に参加する権利。
 - 6) 研究活動・科学技術分野の活動・創造的活動・調査活動を実施する権利、実験・国際的活動・イノベーションの開発・導入に参加する権利。
 - 7) 図書館及び情報リソースを無償で使用する権利、教育機関独自の労働規范文書の定める手順に従い、情報通信ネットワーク及びデータベース、学習教材、博物館所蔵品、教育機関において良質の教育・学術・研究活動を実現するために必要な、教育活動を提供する物資にアクセスする権利。
 - 8) 教育活動を行う機関の教育的、教授法的、学術的サービスをロシア連邦法あるいは機関独自の労働規范文書の定める手順に従い、無償で利用する権利。
 - 9) 当該機関の規定の定める手順に従い教育機関運営、合議運営機関に参加する権利；
 - 10) 教育機関の活動に関わる問題に関する議論に参加する権利、運営機関及び社会的組織経由で参加する場合を含む。
 - 11) ロシア連邦法の定める形式及び手順に従い非政府組織である職業団体を作って団結する権利。
 - 12) 教育関係参加者間の係争について調停委員会に訴え出る権利。
 - 13) 職業的名誉と尊厳を守る権利、教育職員の職業倫理規範違反の公正で客観的な調査を求める権利。
4. 本章第3項に示される学問の権利と自由は、他の教育関係参加者の権利と自由、ロシア連邦法の要求、教育機関独自の労働規范文書に定められる教育職員の職業倫理規範を遵守した上で実現されなければならない。
 5. 教育職員は以下の労働権と社会的保障を有する。
 - 1) 短縮労働時間で働く権利。
 - 2) 教育活動分野の追加的職業教育を3年に1回以上受ける権利。
 - 3) まとまった期間の年次有給休暇を得る権利。その期間はロシア連邦政府が定める。
 - 4) 国家的政策策定及び教育分野の法的規制の役割を担う連邦行政機関が定める手順に従い、教職勤続10年に1回以上1年未満の長期休暇をとる権利。
 - 5) ロシア連邦法の定める手順に従い、老齢年金を早期に受け取る権利。
 - 6) 居住支援が必要として登録されている教育職員が順番待ちをせずに社会的賃貸契約に基づいて住居を得る権利、特別住宅基金の住居を得る権利。
 - 7) 連邦法及びロシア連邦構成主体の法律によって定めるその他の労働権、社会的支援施策。

6. 教育職員の労働時間には、役職により、教育・指導業務、個別指導業務、学術・創造・研究業務、その他職務上の義務及び（または）個別の計画により想定される教育業務、指導準備・組織・診断作業、モニタリング実施に関する作業、生徒指導、保健体育、スポーツ、創作その他学習者と共に行う行事計画により想定される作業が含まれる。教育職員の具体的な職務内容は、労働契約と職務説明書に定める。学週あるいは学年の枠内での授業と他の教育的作業の比は、教科課程の時数や職員の専門及び資格を考慮に入れ、教育機関の然るべき労働規范文書によって定められる。
7. 教育機関の教育職員の労働時間と休憩時間については、労働協約、内部職務規程、その他教育機関独自の労働規范文書、労働契約、職務日程、時間割によって、労働法の要件に則り、国家的政策策定及び教育分野の法的規制の役割を担う連邦行政機関が定める特殊性を考慮し、決定される。
8. 農村地あるいは労働集落（都市型集落）に住む教育職員は、住居費手当、光熱費手当を受ける権利を有する。連邦国立教育機関の教育職員への社会支援策提供に関連した費用補償の規模、条件、手順はロシア連邦政府が定めるものとし、連邦予算からの予算配分を介して提供される。ロシア連邦構成主体教育機関、公立教育機関の教育職員に関しては、ロシア連邦構成主体の法律によって定められ、ロシア連邦構成主体の予算配分を介して提供される。
9. 行政機関の決定により勤務時間中に統一国家試験の実施に関与し、統一国家試験実施期間中は基本業務を免除される教育職員に対しては、労働法及び労働権の規定を含む他の法律の定める保障と手当が与えられる。統一国家試験の実施に関与する教育職員には、統一国家試験の準備・実施業務に対する手当が支払われる。ここで言及された手当の支払いの規模と手順は、ロシア連邦構成主体によって定められ、ロシア連邦構成主体に統一国家試験実施のために割り当てられた予算から予算配分が行われる。
10. 職業教育機関と高等教育機関の最上学年の生徒たちをロシア連邦構成主体の国立機関の教育活動に参加させるために、国の追加的支援策を定めることは正当である。

第 48 条 教育職員の義務と責任

1. 教育職員は以下の義務を有する。
 - 1) 高い専門レベルで自己の活動を実施し、承認された労働プログラムに従って、教えられている学科、講座、科目（モジュール）を完全な形で提供する義務。
 - 2) 法的道徳的倫理的規範を遵守し、職業倫理の基準に従う義務。
 - 3) 学習者ほか教育的関係参加者の名誉と尊厳を尊重する義務。
 - 4) 学習者の認知的積極性、独立心、イニシアチブ、創造的能力を高め、市民としての立場、労働や現代社会生活への適応能力を形成し、学習者に健康で安全な生活スタイルを身につけさせる義務。
 - 5) 教育学的に裏づけがあり、教育の高い質を保証する形式、教授法、指導法を使用する義務。
 - 6) 学習者の心理発達の特性と健康状態を考慮し、身体能力に制限のある者が教育を受

- けるのに必要な特別な条件を遵守し、必要な場合には医療機関と協力する義務。
- 7) 制度に則って、自己の職務レベルを向上させる義務。
 - 8) 教育関連法の定める手順に従い、役職に応じて、資格審査を受ける義務。
 - 9) 労働法に従い、雇用前健康診断及び定期健康診断を受ける義務、雇用主の指令書に従い臨時の健康診断を受ける義務。
 - 10) ロシア連邦法に定められた手順で労働安全の分野での知識や技能の訓練やテストを受ける義務。
 - 11) 教育機関の規則、教育機関における特別な教育部門の下部組織構造に関する規程、内部就業規程を遵守する義務。
2. 教育機関の教育職員は、個人事業主を含め、教育職員の利害の衝突につながるような場合、当該教育機関において学習者に対して有償の教育サービスを提供する権利を持たない。
 3. 教育職員が、政治的宣伝のために、何らかの政治的・宗教的・その他の信条を学習者に受け入れさせるためまたは拒否させるために、社会的・人種的・民族的・宗教的対立を扇動するために、排他性や社会的・人種的・民族的・宗教的・言語的属性、宗教に対する態度によって市民の優劣を吹聴する宣伝行為（学習者に民族の歴史的・民族的・宗教的・文化的伝統について虚偽の情報を伝達する行為も含む）のために、同様に、学習者をロシア連邦憲法に反する行動へと動機付けるために、教育活動を利用することは禁止されている。
 4. 教育職員は、自ら負っている任務の不履行あるいは不適切な履行に対して、連邦法が定める場合に責任を負う。本条第1項に示された職務の教育職員による不履行あるいは不適切な履行は資格審査の際に考慮される。

第49条 教育職員資格審査

1. 資格審査は、教育職員たちがその職務に適合しているかを、彼らの教育活動の評価を基礎として確認する目的で、あるいは教育職員（教授陣メンバーとなる教育職員を除く）の希望により技能等級の確定の目的で実施される。
2. 教育職員たちがその職務に適合しているかを確認するための資格審査は、彼らの教育活動に対する評価に基づいて、教育機関が独自に組織する資格審査委員会によって5年に1回実施される。
3. 連邦行政機関の管轄化にある教育機関の教育職員の技能等級の確定を目的とした資格審査は、当該教育機関を管轄する連邦行政機関が組織する資格審査委員会によって実施される。また、ロシア連邦構成主体の管轄化にある教育機関の教育職員、公立及び私立の教育機関の教育職員に対しては、このような資格審査はロシア連邦構成主体の担当国家機関が組織する資格審査委員会によって実施される。
4. 教育職員資格審査実施の手順は、教育分野の国家政策の策定と法的規制に関わる機能を有する連邦行政機関によって、労働分野の国家政策の策定と法的規制に関わる機能を有する連邦行政機関との調整の上、決められる。

第 50 条 研究教育職員

1. 高等教育の教育課程及び充足（補充？）職業教育教育課程を実施し教育活動を行う機関では、教育職員と研究職員の職が規定されており、それらは研究教育職員と分類される。教育職員は、当該機関の教授陣に分類される。
2. 教育機関の研究職員は科学と国家的学術技術政策に関する法律が定める権利以外に以下の権利を有する。
 - 1) 教育機関の共同運営組織に教育機関規則の定める手順に従って加入する権利。
 - 2) 教育機関の活動に関する問題についての議論に参加する権利。
 - 3) 方法を選択する権利。
 - 4) ロシア連邦法あるいは教育機関独自の労働規范文書に定めるところに従って教育的、教授法的、学術的サービスを無料で利用する権利。
3. 教育機関の研究職員は、科学と国家的科学技術政策に関する法律が想定する義務以外に以下の義務を有する。
 - 1) 当該の職業・専門分野・研修分野において学習者に専門技能を身につけさせる義務。
 - 2) 学習者の自立性、自発性、創造的才能を育成する義務。

第 51 条 教育機関の長の法的地位. 高等教育機関長

1. 教育機関の長は、ロシア連邦法、教育機関の規則に従い、
 - 1) 教育機関の職員総会（職員・学生総会）において選出され、その後教育機関の承認を得るものとする。
 - 2) 教育機関の設置者によって任命される。
 - 3) 連邦法によって定める場合においてはロシア連邦大統領によって任命される。
 - 4) （連邦大学学長については）ロシア連邦政府によって任命される。
2. 教育機関の長になろうとする者は、高等教育機関卒業で資格ガイド教育機関長職の項目及び（あるいは）職業スタンダードに表記される資格の要求を満たす必要がある。
3. 労働法上の基準において教育職に就くことが許されない者が教育機関の長の職に就くことを禁止する。
4. 国公立の教育機関の長になろうとする者及び当該教育機関の長（本条第 1 項の第 3、第 4 号に掲げる長を除く）は、必要な審査を通過することとする。国公立の教育機関の長になろうとする者及び長の審査実施の手順及び期間は、それらの教育機関の設置者によって定められるものとする。また、ロシア連邦法で定められる場合においては、連邦立国立の教育機関の長になろうとする者は、ロシア連邦大統領の全権を委任された連邦国家機関の合意を取り付けることとする。
5. 国公立教育機関、国公立教育機関支部の長の職務は兼務できないものとする。
6. 教育機関の長の権利と義務、教育機関の管理上の権限については、教育関連法及び教育機関の規程に従って定められるものとする。
7. 教育機関の長の権利、社会保障、福祉施策については、ロシア連邦政府の定めに従って、教育職員に規定される本連邦法第 47 条第 5 項の第 3 号、第 5 号及び 47 条第 8 項によ

て与えられるものとする。

8. 教育機関の長は教育、学術、青少年育成の業務及び教育機関の組織的経済活動の責任を負うものとする。
9. 防衛、国家保安、法制度・法秩序保障の各分野の人材を育成する連邦国立教育機関の長の人員補充、任命及びステイタスの特殊性 (особенности) については、連邦法の定めに従って定められるものとする。
10. 私立教育機関の長の選出、任命、ステイタスの特殊性については、労働法に従って私立教育機関学則によって定められる。
11. 高等教育機関においては、研究者会議 (教授会? учебный совет) の決定によって高等教育機関総裁の職を設置することができる。
12. 高等教育機関の学長と総裁の兼任は認められない。
13. 高等教育機関総裁の選出法及び権限については、高等教育機関学則によって定められる。
14. 国公立の高等教育機関においては、総裁の選出後に、選出された総裁とその教育機関の設置者との間に 5 年を最長期間とする雇用契約が結ばれるものとする。国公立の高等教育機関総裁との雇用契約の終了は、この教育機関の長との雇用契約終了の事由を含む、労働法により規定される根拠に基づいてなされるものとする。

第 52 条 教育機関のその他の職員

1. 教育機関には、教育職員、研究員の人員枠とならび技術、管理・経理、生産、教育補助、医療、補助的役割を果たすその他の部門の人員枠があらかじめ想定される。
2. 本条第 1 項において想定される部門の職に就く権利を有するのは、資格ガイド及び (または) 職業スタンダードが定めるところの資格要件を満たす者とする。
3. 本条第 1 項に示される業務に教育機関において従事する者の権利、義務、責任はロシア連邦法、定款、国内就業規程、その他の教育機関独自の労働規范文書、業務マニュアル、労働契約書によって規定されるものとする。
4. 教育機関の副責任者、下部組織の責任者及び副責任者には、ロシア連邦の定める手続に従い、本連邦法 47 条 5 項 3 号、5 号及び 8 項に基づき、教育機関職員のための権利、社会的保障、社会的支援策が提供される。

(第 46 条～第 52 条担当：関啓子)

第 6 章 教育関係の発生、変更、停止の根拠

第 53 条 教育関係の発生

1. 教育関係発生の根拠となるのは教育活動を遂行する管理運営組織活動であり、この機関への教育に個人を受け入れることについて、あるいは中間資格審査の遂行のために、そして (あるいは) 国家最終資格審査、個人経営者による教育活動の遂行の場合は、教育に関する契約が根拠となる。

2. 就学前教育の教育課程による教育への受け入れの場合、あるいは自然人及び（あるいは）法人の負担で、教育活動を行う教育機関への教育に個人を受け入れることについての管理運営活動の公布に先行するのは、教育に関する契約の締結である。
3. 当連邦法 56 条に即して目的の明確な教育に個人を受け入れる場合、目的の明確な受け入れについての契約、及び目的の明確な教育に関する契約が、教育活動を行う教育機関への教育に個人を受け入れることについての管理運営活動の公布に先行する。
4. 教育法、ならびに教育活動を行う教育機関の局所基準的活動によって見込まれた学習者の権利と義務は、教育に対して受け入れられた個人にあって、教育に対する個人の受け入れに関する管理運営活動、あるいは個人経営者と締結された教育契約に示された期日から生じる。

第 54 条 教育に関する契約

1. 教育に関する契約は、以下の間で単純な文書形式で締結される。
 - 1) 教育活動を行う教育機関と教育に登録された人物（未成年の親〈法的代理人〉）との間。
 - 2) 教育活動を行う教育機関と、教育に登録された人物、及び教育に登録された個人の教育費を支払う義務を負う自然人あるいは法人との間。
2. 教育契約において明示されなくてはならないのは教育の基本的特性であるが、その中には、教育課程のレベル及び（あるいは）方向性（一定のレベル、種類、ならびに（あるいは）方向性の教育課程の部分）、教育の形式、教育課程の修得期間（教育継続期間）が含まれる。
3. 自然人及び（あるいは）法人の手段による教育に対する受け入れに際して締結される教育契約（さらには有償の教育サービス供与に関する契約）においては、有償の教育サービスの全コスト及びそれらの支払いの手続きが示される。そのような契約が締結された後の有償教育サービスのコスト増加は、定例会計年度及び計画期での連邦予算の基本的特性によって見込まれたインフレのレベルを考慮した上述のサービスのコストの増大を除けば、それ以外には認められない。
4. 有償教育サービス供与に関する契約で示されたデータは、教育機関の公式サイトで「インターネット」のネットにおける契約締結の期日に情報に割り当てられた情報に対応しなければならない。
5. 教育活動を行う教育機関は、有償教育サービスの欠損したコストをその機関の固有の手段—その中には、もたらされた活動収入から得られた手段、自発的寄付、及び自然人ならびに（あるいは）法人の全納入金を含む—によってカバーすることを考慮して、有償教育サービス供与に関する契約による有償教育サービスのコストを低減する権利を有する。有償教育サービスのコスト低減の根拠と手続きは局所基準的活動によって設定され、学習者に伝えられる。
6. 教育に関する契約は、あるレベルや方向性の教育を受ける権利を持ち、そして願書を提出した者（以降、入学者）と学習者の権利を制限し、または保障の提供レベルを教育法に規定される条件に比して低減させる条件を含むことができない。もし、入学者と学習

者の権利を制限し、または保障の提供レベルを低減させる条件が契約に含まれている場合、そのような条件は適応されない。

7. 当連邦法第61条に規定される、教育活動を行う機関の発意による教育関係の中断の根拠同様に、有償教育サービスの提供に関する契約は、有償教育サービスの支払い遅滞や、有償教育サービスの提供に関する義務のしかるべき履行が学習者の行為（無為）の結果不可能となった場合、この機関の一方的な手続きによって解消される。
8. 有償教育サービスの供与契約について教育活動を行う教育機関による一方的な解除の根拠は契約の中に示される。
9. 有償教育サービスの供与規則はロシア連邦政府によって規定される。
10. 教育に関する契約のサンプルフォームは、公共政策の立案や教育の分野で法的規制の機能を執り行う連邦執行権力機関によって設定される。

第55条 教育活動を行う教育機関への学習者の受け入れに対する一般要件

1. 教育活動を行う教育機関への学習者の受け入れは当連邦法に従い、学習への受け入れに際して特別な権利（特典）が与えられるものを除き、全ての入学者にとって等しい受け入れ条件を原則に行われる。
2. 教育活動を行う教育機関は、入学者と（または）その親（法的代理人）に機関の規約、教育活動実施についての免許状、国家認定の証明書、教育課程や機関と教育活動の実施、学習者の権利と義務を規定するその他の書類について詳細に知らせなければならない。競争試験をもとに受け入れを行う際には、入学者には行われた競争試験について、そしてその実施結果についての情報も同様に示される。
3. 連邦予算やロシア連邦構成主体予算、そして地方予算の割り当てをもとになされる基礎普通教育課程と中等職業教育課程への学習者の受け入れは、当連邦法に他の規定がない場合、誰にでも開かれたものとして実施される。健康上限られた可能性を持つ子供は、親（法的代理人）の同意を得てのみ、そして心理—医学—教育委員会の助言に基づいて適応基礎普通教育学習に入学できる。
4. 連邦予算やロシア連邦構成主体予算、そして地方予算の割り当てをもとにした高等教育教育課程学習への受け入れは、当連邦法に他の規定がない場合、競争試験をもとに行われる。
5. 補充教育課程学習への受け入れ、同時に自然人と（または）法人による授業料の支払いを伴う学習者の受け入れはロシア連邦法に従い、該当機関の規範活動によって定められる条件においてなされる。
6. 基礎職業教育課程学習への受け入れ条件によって、教育への権利と、適切な教育レベルを持つ者の中から相応するレベルの教育課程の習得と相応する方向性について、より能力を持ち、準備されている者の入学が保障されなければならない。
7. ロシア連邦政府によって承認される職業や、専門性、準備の方向性に沿った基礎職業教育課程学習への受け入れに際しては、入学者はしかるべき職位や職業、もしくは専門性に沿った労働契約、もしくはサービス契約の締結において設定された手続きにおいて、

義務的な事前健康診断（検査）を受けなければならない。

8. 各教育レベルの教育課程学習への受け入れの手続き（同様に外国人や市民権のない者の受け入れ、学士課程、もしくは専門分野課程学習入学者が一度に出願できる高等教育機関の最大数、そして入学者が競争試験を受けることのできる専門の数と養成の方向性）、各レベルの基礎職業教育課程学習の受け入れに際しての入学試験リスト、健康上限られた可能性を持つ者のための入学試験実施の特性、高等教育課程学習への受け入れに際しての追加入学試験リスト、そして入学試験の結果に従って高等教育課程学習に入学する市民のカテゴリーリストは、当連邦法に他の定めがない場合、公共政策の立案や教育の分野で法的規制の機能を執り行う連邦執行権力機関によって設定される。
9. 教育課程に沿って教育活動を行う特定の教育機関へ学習のために受け入れる規則は、教育法によって規制されていない範囲で、教育活動を行う教育機関独自に設定される。

第 56 条 目的の明確な受け入れ、目的の明確な受け入れの契約と目的の明確な教育に関する契約

1. 高等教育課程に則って教育活動を行う教育機関は当連邦法第 100 条に即して、連邦予算やロシア連邦構成主体の予算、そして地方自治体の予算割り当てを考慮し、教育機関が設定する、学習への市民受け入れの目標数値の範囲内で目的の明確な受け入れを実施する権利を持つ。
2. 高等教育の各レベルや専門性、そして養成の方向性に沿って組まれる連邦予算、ロシア連邦構成主体の予算、そして地方自治体予算の割り当てを考慮し、例年設定される市民を教育へ受け入れる目標数値内での高等教育の目的の明確な受け入れの割り当ては、高等教育課程に基づいた教育活動を行う教育機関の長によって毎年設定される。
3. 目的の明確な受け入れは設定された割り当ての範囲内で、教育活動を行う相応の教育機関と、目的の明確な教育についての契約を市民と結んだ連邦国家機関、ロシア連邦構成主体国家権力機関、地方自治体機関、国立（地方自治体立）施設、単一の企業、国営組合、国有企業、もしくは経済組織 (хозяйственное общество) との契約をもとに、ロシア連邦やロシア連邦構成主体、もしくは自治体の教育関連支出を含む設定資本において行われる。
4. 高等教育を受けるための目的の明確な受け入れの条件における学習権は、目的の明確な教育についての契約を本条第 3 項に示される公的機関、もしくは教育機関と締結し、そして当連邦法第 55 条第 8 項に則って設定される受け入れ手順に従って目的の明確な受け入れの割り当て範囲内で実施される競争試験によって目的の明確な場所に受け入れられた市民が持っている。
5. 目的の明確な受け入れ契約の重要な条件は次のとおりである。
 - 1) 目的の明確な教育の契約を締結した市民の目的の明確な受け入れの組織に際する教育活動を行う教育機関の責務。
 - 2) 目的の明確な教育の契約を締結した市民の学習と生産実習の組織に関する本条第 3 項に示される公的機関、もしくは教育機関の責務。

6. 目的の明確な教育に関する契約の重要な条件は次の通りである。
 - 1) 本条第3項に示され、目的の明確な教育に関する契約を締結する公的機関、もしくは教育機関による、学習の期間中に市民に提供される社会的支援施策（その施策には物的なものや、有償教育サービスの支払い、学習期間中の住居の利用と（または）支払い、そしてその他社会的支援施策が含まれる）。
 - 2) 市民の学習、生産、そして卒業実習の組織に関して、同様に目的の明確な教育に関する契約に記される、取得した資格に応じた機関への就労斡旋に関して本条第3項に示される公的機関、もしくは教育機関の、そして市民の責務。
 - 3) 市民の就労義務の履行免除に関する根拠。
7. 目的の明確な教育に関する契約に記されている場合を除き、就業の義務を果たさなかった市民は、本条第3項に示すように、社会的支援施策の一環として支出をされた支給金を全額公的機関や教育機関に払い戻さねばならず、同様に支給金の2倍の罰金を払わなければならない。市民を就業斡旋する義務の不履行に際して本条第3項に示す公的機関や教育機関は、当人に社会的支援施策として支出される支給金の倍額を補償金として当人に支給する。
8. 目的の明確な受け入れについての契約締結と取り消し、そして目的の明確な教育に関する契約締結と取り消しの手続き、同様にその規格書類はロシア連邦政府によって制定される。
9. 連邦国家機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関、地方自治体や機関は、目的の明確な受け入れでない中級職業、もしくは高等教育課程学習者と目的の明確な教育に関する契約を締結する権利を持つ。
10. 学習終了後の国や地方自治体のサービス提供を伴う目的の明確な教育についての連邦国家機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関、または地方自治機関と市民間での契約締結は、ロシア連邦規定法や地方自治体のサービスに関する法律によって実現される。

第57条 教育関係の変更

1. 学習者と教育活動を行う教育機関の相互補完的な権利や責務に変更を伴う具体的基礎、もしくは補充教育課程を学習者が受講する条件に変更のある場合、教育関係は変更される。
2. 教育関係は、書面形式の意思表示によって学習者（未成年学習者の親（法的代理人））の発意によって、同様に教育活動を行う教育機関の発意によって変更されうる。
3. 当該機関長や長に委任された者によって出される、教育活動を行う教育機関の行政行為が教育関係の変更の根拠となる。もし、学習者（未成年学習者の親（法的代理人））と教育に関する契約が交わされたなら、行政行為はその契約への変更をもとになされる。
4. 教育法や教育活動を行う教育機関の局所基準的活動によって規定される学習者の権利と責務は、行政行為が発せられた日付、もしくはその中に明示される別の日付以降変更される。

（第53条～第57条担当：白村直也、森岡修一）

第6章 教育諸関係の発生、変更、停止の根拠

第58条 学習者の中間評価 (промежуточная аттестация)

1. 教育プログラム（就学前教育の教育プログラムを除いて）の習得は、教育プログラムの教科、コース、科目（モジュール）の個々の部分あるいは全体を含めて、教科課程によって規定された様式及び教育機関によって定められた手続きにおいて実施される学習者の中間評価が伴われる。
2. 教育プログラムの、一つもしくはいくつかの教科、コース、科目（モジュール）の中間評価の不満足な結果あるいは正当な理由なく中間評価を受けないことは、学術的債務 (академическая задолженность) とみなされる。
3. 学習者は、学術的債務を弁済しなければならない。
4. 教育機関、家庭教育の形態で学習者が普通教育を受けることを保障する未成年学習者の親（法定代理人）は、学習者に学術的債務を弁済するための諸条件を作り、その弁済の適時性の管理を保障しなければならない。
5. 学術的債務を有する学習者は、当該の教科、コース、科目（モジュール）に関する中間評価を、学術的債務形成の時点から1年以内で、教育活動を行う機関によって定められた期間中に2回まで、受ける権利がある。この期間には、学習者の病気の時間、学術休暇あるいは妊娠・出産休暇の期間は含まれない。
6. 二度目の中間評価の実施のために教育機関によって委員会が設置される。
7. 中間評価の実施のために学習者から料金を徴収することは認められない。
8. 正当な理由で中間評価を受けなかった学習者、あるいは学術的債務を有する学習者は、条件付きで次学年あるいは次のコースに移される。
9. その形成の時点から定められた期間に学術的債務を弁済できなかった、初等普通、基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムの教育機関の学習者は、親（法定代理人）の裁量で再履修が行われ、心理・医学・教育委員会の勧告に従って適応教育プログラムによる学習かあるいは個別教科課程による学習かに移る。
10. 定められた期間に学術的債務を弁済しなかった、家庭教育の形態での初等普通、基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムの学習者は、教育機関で教育を受け続ける。
11. 定められた期間に学術的債務を弁済しなかった基礎職業教育プログラムの学習者は、教育プログラムの誠実な習得と教科課程履行の義務の不履行者として、その機関から退学させられる。

第59条 総括評価

1. 総括評価は、学習者による教育プログラムの習得の程度と水準の評価形態である。
2. 総括評価は、学習者の養成の質の評価の客観性と独立性の原理に基づいて実施される。
3. 総括評価は、基礎普通及び中等普通教育の基礎教育プログラム、基礎職業教育プログラムの習得を完了させるものであるが、これは義務であり、本連邦法によって別に定められない場合、教育機関によって定められた手続きと形態において実施される。

4. 国家認証を有する基礎教育プログラムの習得を完了させるところの総括評価は、国家総括評価である。国家総括評価は、学習者による基礎教育プログラムの習得結果と連邦国家教育スタンダードあるいは教育スタンダードの当該の要請との一致を明らかにするために、国家試験委員会によって実施される。
5. 国家総括評価の諸形態、様々な水準の当該教育プログラムに関するこのような評価の実施手続きは、そしてどんな形態においても（国家総括評価の実施の際の学習・訓育手段、通信手段の利用に対する要請、国家総括評価の実施に参加させられている人々に提示される要請、国家総括評価の結果の提出、異議申立て審査、変更及び（あるいは）無効の手続きを含めて）、本連邦法で別に定められない場合、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。
6. 国家総括評価は、当該教育プログラムに関する国家総括評価の実施手続きによって別に定められない場合、学術的債務を持たず教科課程あるいは個別教科課程を完全に履行した学習者が許可される。
7. 国家総括評価を受けなかった学習者あるいは国家総括評価で不満足な結果を得た学習者は、当該教育プログラムに関する国家総括評価の実施手続きによって定められた期間に、国家総括評価を受ける権利を有する。
8. 国家総括評価を受けるための費用を学習者から徴収することは認められない。
9. 基礎普通、中等普通教育の教育プログラムに関する国家総括評価を実施するために、次によって国家試験委員会が設置される。
 - 1) ロシア連邦構成主体の領土において国家総括評価を実施する際に、ロシア連邦構成主体の全権行政機関によって。
 - 2) ロシア連邦の領土外で国家総括評価を実施する際に、教育分野における管理・監督の機能を果たす連邦行政機関によって。
10. 中等職業教育及び高等教育の教育プログラムに関する国家総括評価を実施するための国家試験委員会は、この教育プログラムに関する国家総括評価の実施手続きに従って設置される。
11. 国家総括評価を実施する際には、当該教育プログラムに関する国家総括評価の実施手続きによって別に定められていない場合、標準化された形態の問題の集合体である検査測定資料 (контрольные измерительные материалы) が使われる。国家総括評価の実施に際して利用される検査測定資料に含まれる情報は、制限された接近 (ограниченного доступа) の情報に属する。検査測定資料の作成、利用、保管の手続き（これらの保護対策への要請、及びインターネット網で検査測定資料に含まれる情報を配置する (размещение) 手続きと条件への要請を含めて）は、教育分野における管理・監督の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。
12. 国家総括評価の実施保障は、次によって行われる。
 - 1) ロシア連邦の領土で基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムに関する国家総括評価を実施する際に、教育分野における国家管理を行うロシア連邦構成主体の行政機関によって。

- 2) ロシア連邦の領土外で基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムに関する国家総括評価を実施する際に、ロシア連邦の領土外に在って国家認証を有する基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムを実現している教育機関の設置者とともに、自己の構造の中に専門化された構造的教育小区分 (специализированные структурные образовательные подразделения) を有するロシア連邦外務省の在外諸機関を含めて、教育分野における管理・監督の機能を果たす連邦行政機関によって。
 - 3) 基礎職業教育プログラムに関する国家総括評価の実施に際して、当該の教育プログラムに関する学習者の国家総括評価の実施手続きによって別に定められない場合、教育活動を行う機関によって。
13. 中等普通教育の教育プログラムに関する国家総括評価は、統一国家試験（以下「統一国家試験」）の形態で実施されるが、以下の学習者のために制定され得る他の形態においても同様に実施される。
- 1) 閉鎖タイプの特別学習・訓育施設、同様に自由剥奪の形で処罰を実施する施設での中等普通教育プログラム学習者のために、基礎普通及び中等普通教育の基礎教育プログラムと統合された中等職業教育の教育プログラムを含めて、中等職業教育の教育プログラムの習得の範囲内で中等普通教育を受ける学習者のために、健康の可能性に制限のある中等普通教育の教育プログラムの学習者のために、あるいは障がい児・者の中等普通教育の教育プログラムの学習者のために、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって。
 - 2) ロシア連邦の諸民族の諸言語の中から母語とロシア連邦の諸民族の諸言語の中から母語によるロシア諸民族の文学を学び、国家総括評価を受けるためにロシア連邦の諸民族の諸言語の中から母語に関する試験とロシア諸民族の諸言語の中から母語によるロシア諸民族の文学に関する試験を選んだ基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムの学習者のために、教育分野における国家管理を行うロシア連邦構成主体の行政機関によって、ロシア連邦構成主体のその行政機関によって定められた手続きで。
14. 基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムに関する国家総括評価の実施の方法論的保障、基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムに関する国家総括評価の実施のための検査測定資料の作成とこれらの検査測定資料に基づいて遂行された試験答案 (экзаменационных работ) の評価基準の作成の組織、国家試験委員会のこれらの検査測定資料の保障、同様に中等普通教育の教育プログラムに関する国家総括評価の実施の際に検査測定資料に基づいて遂行された学習者の試験答案の集中化された採点の組織、中等普通教育の教育プログラムの習得を確認するところの統一国家試験の最低点数の設定は、教育分野における管理・監督の機能を果たす連邦行政機関によって実施される。
15. 基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムに関する国家総括評価の実施手続きの遵守を保障するために、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められた手続きに従い、社会的監視者として承認された市民に、国家総括評価の実施の際に臨席する権利及び国家総括評価の実施の際に明るみに

出された違反に関する情報を教育分野における国家管理を行う連邦行政機関、ロシア連邦構成主体の行政機関に、また教育分野における管理を行う地方自治機関に送る権利が与えられる。社会的監視者としての市民の承認は次が行う。

- 1) ロシア連邦の構成主体の領土において基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムに関する国家総括評価を実施する際に、教育分野における国家管理を行うロシア連邦構成主体の行政機関。
 - 2) ロシア連邦の領土外において基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムに関する国家総括評価を実施する際に、ロシア連邦の領土外に在って国家認証を有する基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムを実現する教育機関の設置者、自己の構造の中に専門化された構造的な教育小区分を有するロシア連邦外務省の在外施設の設置者。
16. 基礎職業プログラムに関する国家総括評価の実施には、雇用者代表あるいは雇用者連盟の代表が参加する。
17. 基礎職業教育プログラムの学習者には、総括評価を受けた後に彼らの申請に基づいて当該基礎教育プログラムの習得の期限内で休暇が与えられる。休暇が終われば教育を受けたことを理由にして学習者は除籍される。

第 60 条 教育及び（あるいは）資格証書 (документы)。学習証書

1. ロシア連邦においては次が交付される。
 - 1) 教育及び（あるいは）資格証書、これに該当するのは、教育証書、教育・資格証書、資格証書である。
 - 2) 学習証書、これに該当するのは、学習証明書 (свидетельство)、芸術分野での補充職業前プログラム (дополнительных предпрофессиональных программ) 習得証明書、教育活動を行う機関によって本条に従って公布される他の証書である。
2. 教育及び（あるいは）資格証書は、本連邦法及び 1991 年 10 月 25 日付第 1807 - 1 号ロシア連邦法「ロシア連邦の諸民族語について」によって別に定められない場合、ロシア連邦の国家語で作成され、教育活動を行う機関の捺印によって証明される。教育及び（あるいは）資格証書は、教育活動を行う機関によって定められた手続きで外国語によっても作成されうる。
3. 総括評価に合格した者には、教育及び（あるいは）資格証書が交付される。その様式は、教育活動を行う機関によって独自に定められる。
4. 国家総括評価に合格した者には、本連邦法によって別に定められない場合、教育証書と教育・資格証書が交付される。これらの教育証書、教育・資格証書の様式（医学実習研究科 (ординатура) あるいは見習い・研修の修了証書の様式を除いて、及び証書への付録文書の様式、これらの証書と付録文書の説明書、これらの証書とその写しの記入、登録、交付の手続きは、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。医学実習研究科修了証書の様式、この修了証書の説明書、この修了証書とその写しの記入、登録、交付の手続きは、保健分野における国

家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。見習い・研修修了証書の様式、この修了証書の説明書、この修了証書とその写しの記入、登録、交付の手続きは、文化分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。

5. 教育機関の運営合議機関 (коллегиального органа) の決定に基づいて、同様に連邦法 2009 年 11 月 10 日付第 259-Φ3 号「M. B. ロモノーソフ記念モスクワ国立大学ならびにサンクト・ペテルブルク大学について」によって規定された場合に、国家総括評価に合格した者には、教育・資格証書が交付される。その様式は教育機関によって独自に定められる。
6. 国家総括評価に合格した者に交付される教育証書は、次の水準の普通教育を受けたことを証明する。
 - 1) 基礎普通教育 (基礎普通教育卒業証書によって証明される)。
 - 2) 中等普通教育 (中等普通教育卒業証書によって証明される)。
7. 国家総括評価に合格した者に交付される教育・資格証書は、職業教育の当該水準に該当する、職業、専門あるいは養成分野の次の水準と資格の職業教育を受けたことを証明する。
 - 1) 中等職業教育 (中等職業教育修了証書 дипломом によって証明される)。
 - 2) 高等教育 - バカラブリアート (バカラブル修了証書によって証明される)。
 - 3) 高等教育 - スペチアリテート (スペチアリスト修了証書によって証明される)。
 - 4) 高等教育 - マギストラツラ (マギーストル修了証書によって証明される)。
 - 5) 高等教育 - 高等資格の要員養成、これは、アスピランツラ (軍事大学院 адъюнктура) での科学・教育要員の養成プログラム、医学実習研究科プログラム、見習い・研修プログラムの習得結果に応じて実現される (осуществляемая по результатам) (アスピランツラ (軍事大学院)、医学実習研究科、見習い・研修の修了証書によって証明される)。
8. 国家総括評価に合格した者に交付される教育・資格証書において示される職業教育の水準と資格は、連邦法によって別に定められない場合、これらの所持者にポスト、そのためにロシア連邦の立法によって定められた手続きで職業教育及び (あるいは) 資格水準への義務的要請が定められているところの、に就くことを含めて一定の職業活動に従事する権利を与える。
9. アスピランツラ (軍事大学院) での科学・教育要員の養成プログラムを習得し、ロシア連邦の立法によって定められた手続きで博士候補の学位請求のための科学・資格作品 (学位論文) の公開審査にパスした者には、研究者の当該専門に関する博士候補学位が授けられ、博士候補修了証書 (диплом кандидата наук) が交付される。
10. 資格証書は次を証明する。
 - 1) 補足的職業教育の結果に応じた資格の向上あるいは授与 (資格向上証明書あるいは職業再訓練修了証書によって証明される)。
 - 2) 職業学習 (профессионального обучения) の結果に応じた等級あるいはクラス、カ

テゴリーの授与（労働者の職業、事務職に関する証明書 свидетельством о профессии рабочего, должности служащего によって証明される）。

11. 資格証書に示される資格は、ロシア連邦の法律によって別に定められない場合、その所持者に一定の職業活動に従事する権利あるいは具体的な労働諸機能、それらのためにロシア連邦の立法によって定められた手続きで補足的職業教育あるいは職業学習の結果に応じた資格の存在 (наличию) への義務的要請が定められるのであるが、を遂行する権利を与える。
12. 総括評価を受けなかったあるいは不満足な結果を得た者、同様に教育プログラムの一部を習得した（あるいは）教育活動を行う機関から除籍になった者には、教育活動を行う機関によって独自に定められた様式による、学習あるいは学習期間に関する証明書 (справка) が交付される。
13. 基礎普通及び中等普通教育を持たないで適応基礎普通教育プログラムで (по адаптированным основным общеобразовательным программам) 学習した健康の可能性に制限のある（精神薄弱の様々な形態をもつ）者には、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められた様式と手続きで学習証明書が交付される。
14. 芸術分野での補足的職業前プログラムを習得し総括評価に合格した者には、文化分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められた様式と手続きで、これらのプログラムの習得証明書が交付される。
15. 教育活動を行う機関は、総括評価の実施が見込まれていない教育プログラムを習得した者に、これらの機関によって独自に定められた様式と手続きで学習証書を交付する権利を有する。
16. 教育及び（あるいは）資格証書、学習証書及びこれらの証書の写しの交付のために費用は徴収されない。

第 61 条 教育諸関係の停止

1. 教育諸関係は、教育活動を行う機関からの学習者の除籍の結果、停止される。
 - 1) 教育を受けたこと（学習の完了）の結果。
 - 2) 本条第 2 項に定める理由で期限前に。
2. 教育諸関係は、次の場合期限前に停止することができる。
 - 1) 学習者が教育活動を行う他の機関における教育プログラムの習得の継続のために移動する場合を含めて、学習者あるいは未成年学習者の親（法的代理人）のイニシアティブで。
 - 2) 15 歳に達した学習者に懲戒手段として除籍を適用する場合、職業教育プログラムの学習者がこのような教育プログラムの誠実な習得と教科課程履行の義務を履行しない場合、同様に学習者が原因で彼の教育機関への不法な登録を招来したところの、教育機関への入学手続きの違反が明らかになった場合、教育活動を行う機関のイニシアティブで。

- 3) 教育活動を行う機関の閉鎖の場合を含めて、学習者のあるいは未成年学習者の親（法定代理人）の、及び教育活動を行う機関の意志に依存しない事情で。
3. 学習者あるいは未成年学習者の親（法定代理人）のイニシアティブによる教育諸関係の期限前停止は、教育活動を行う機関に対する、その学習者の物的を含めた何らかの補足的な (каких-либо дополнительных) 義務の発生を招来しない。
4. 教育諸関係の停止の根拠は、教育活動を行う機関の、この機関から学習者を除籍することに関する管理文書 (распорядительный акт) である。学習者あるいは未成年学習者の親（法的代理人）と有料の教育サービスを与えることに関する契約が結ばれている場合、教育諸関係の期限前停止に際してこのような契約は、教育活動を行う機関の、この機関から学習者を除籍することに関する管理文書を根拠にして破棄される。教育に関する立法と教育活動を行う機関のローカルな規範的諸文書によって規定された学習者の権利と義務は、教育活動を行う機関からの彼の除籍日から停止される。
5. 教育諸関係の期限前停止に際して、教育活動を行う機関は、学習者の除籍に関する管理文書の公布後 3 日間の内に、本連邦法第 60 条の 12 項に従ってこの機関から除籍になった者に学習証明書を交付する。

第 62 条 教育活動を行う機関での復学 (восстановление)

1. 基礎職業教育プログラムの習得完了までに学習者のイニシアティブで教育活動を行う機関から除籍された者は、空席がある場合以前の学習条件を維持して除籍から 5 年間はこの機関での学習のために復学する権利を有する。しかし、その者が除籍になった学年度（セメスター）の終了よりは早くないものとする。
2. 教育活動を行う機関のイニシアティブで除籍となった学習者がこの機関に復学する手続きと条件は、この機関のローカルな規範的文書によって定められる。

（第 58 条～第 62 条担当：松永祐二）

第 7 章 普通教育

第 63 条 普通教育

1. 就学前教育、初等普通教育、基礎普通教育及び中等普通教育の教育プログラムは、連続性を有する。
2. 普通教育は、教育活動を行う機関のみならず、家庭教育という機関外の形態においても受けることができる。中等教育においては、自己教育という形態でも受けることができる。
3. 孤児院や養護施設に在籍するもの、親及び医療機関、養護機関等から保護を受けていないもの、もしくは社会奉仕を遂行する施設に在籍するものは、それらの機関で初等普通教育、基礎普通教育ならびに中等普通教育を受けることができる。その場合、彼らの教育は普通教育機関において編成することができない。

4. 普通教育を受ける形態及び具体的な基礎教育プログラムの教授形態は、未成年学習者の場合は親（法定代理人）によって決定される。未成年学習者の親（法定代理人）は、普通教育を受ける形態及び教授形態を選択する際、子どもの意見を考慮する。
5. 地方自治体及び都市部の（行政）機関は、子どもたち各々の水準や居住する地域の実情に応じて普通教育を受ける権利を保障し、かつ子どもの親（法定代理人）の求める教育を受ける形態を準備する。子どもの親（法定代理人）が家庭教育の形態で普通教育を受けることを選択した場合、親（法定代理人）は自分の居住する地方自治都市もしくは市管区行政機関 (орган местного самоуправления муниципального района или городского округа) にその選択について報告する。

第 64 条 就学前教育

1. 就学前教育は、一般的な教養の形成、心身、道徳、美意識及び個性の発達、学習活動の前提条件の形成、就学前の子どもたちの健康の維持及び改善を方向づける。
2. 就学前教育の教育プログラムは、初等普通教育の教育プログラムで好成績を獲得するのに必要かつ十分な水準に就学前に到達しているものも含め、個性や特質に基づき、年齢や個性に基づいた就学前の子どもたちの包括的な発達を方向づける。就学前教育の教育プログラムの修了には、中間審査や最終試験を伴わない。
3. 家庭内での子どもに対する就学前教育の提供が認められた未成年の親（法定代理人）は、当該の幼児教育機関や普通教育機関などにおいて適切な相談所が設けられている場合、方法論的・教育心理学的・診断学的・協議的助言を無償で受ける権利を有する。これらの保障は、ロシア連邦構成主体の行政機関によって行われる。

第 65 条 教育活動を遂行する就学前教育機関における教育プログラムへの活用のための、子どもの親（法定代理人）やベビーシッターからの徴収金

1. 就学前教育を行う機関は、子どもの監督と世話をする。その他の機関、すなわち就学前教育プログラムに基づき教育活動を行う機関は、子どもの監督と世話をすることができる。
2. 子どもの監督と世話をするために設立された教育活動を行う機関は、親（法定代理人）からの徴収する料金（以下、徴収金 родительская плата）とその金額について、この連邦法に定められている場合を除き、適切に設置をすること。徴収金の引き下げ及び個々の親（法定代理人）の状況に応じて不徴収とする場合、〈徴収金の〉設置者は明確な理由や手続きに基づき、適切に決定すること。
3. 障害を有する子ども、孤児及び親の保護のない子ども、加えて結核をもつ子どもの監督と世話について、就学前教育に関する教育プログラムを実施する国立及び公立教育機関にて行う場合、徴収金は回収しない。
4. 子どもの監督と世話をするための徴収金は、就学前教育の教育プログラムの実施にかかる経費及び就学前教育の教育プログラムを実施する国公立教育機関の不動産にかかる経費に含めてはならない。

5. 就学前教育プログラムを実施する教育機関に在籍する子どものしつけ及び教育にかかる物的支援を目的として、親（法定代理人）は連邦構成主体の立法によって規定された補償金を支払う、ただし第一子の場合、連邦構成主体が設置する国公立教育機関において子どもの監督と世話をするための徴収金の金額の 20% をその補償とする、同様に第二子の場合徴収金の金額の 50%、第三子以降の場合は 70% を補償とする。国公立教育機関において子どもの監督と世話をするための徴収金の金額については、連邦構成主体の行政当局によって定められる。当該教育機関において子どもの監督と世話をするための徴収金を納付した親（法定代理人）のひとりとして、補償を受ける権利を有する。
6. 補償を受けるための手順については、本条第 5 項に示すとおりであり、その支払いの手順については各連邦構成主体の当局によって定められる。
7. 補償を進める上での支出が免れ得ない経費の財政保障については、本条第 5 項に示すとおりであり、その経費は各連邦構成主体が負担する。

第 66 条 初等普通教育、基礎普通教育及び中等普通教育

1. 初等普通教育は、学習者個々人の才能及び学習活動（読み書き、計算、学習行為の基本的習慣、初歩的な理論的思考、初歩的な自己統制技術、文化的な行動や発言、個人衛生管理及び健康的なライフスタイル）におけるモチベーションと技能の向上を目的とする。
2. 基礎普通教育は、学習者個々人の学習活動（道徳的信念、美的嗜好）と健康的なライフスタイル、対人間及び民族間交流の高度な文化の形成、基礎的科学、ロシア連邦の国家語の獲得、精神的・肉体的労働の熟達、社会的自己決定に向けての志向、関心、才能の発達）の生成及び形成を目的とする。
3. 中等普通教育は、学習者個々人の知的関心及び創造的学習能力の発達、個別性及び専門性に方向付けられた中等普通教育内容をベースとした自律的学習活動の技能形成、社会での生活、自律的な人生の選択、継続教育及び初歩的専門活動の準備学習のさらなる生成及び形成を目的とする。
4. 初等普通教育、基礎普通教育及び中等普通教育の教育プログラムを実施する教育機関は、学習者の教育的要求及び関心を考慮した別の内容を設置することができ、教育プログラムに規定される学習内容とは別の進歩的内容を提供することができる。
5. 初等普通教育、基礎普通教育及び中等普通教育は、義務教育段階である。初等普通教育及び（または）中等普通教育の基礎教育プログラムを修了していない学習者は、普通教育以上の教育段階における学習は認められない。以前にしかるべき教育を受けていない場合、18 歳の年齢に達するまでに学習者が保持している能力に応じて義務として中等普通教育が課せられる。
6. 未成年の学習者の親（法定代理人）、未成年とその保護者の権利保障に関わる委員会及び教育分野に関する管理を行う地方自治機関と 15 歳に達する学習者の同意により、基礎普通教育を修了するまでは普通教育機関に在籍することができる。未成年とその保護者の権利保障に関わる委員会は、親（法定代理人）、＜当該未成年学習者が＞基礎普通教育を修了するまで在籍する普通教育機関及び教育分野に関する管理を行う地方自治機

関と協力し、遅くとも1ヶ月を期限として彼らの学習の形成及び就職斡旋に向けた未成年開発教育プログラムの措置を継続するための取り決めを行う。

7. 初等普通教育、基礎普通教育及び中等普通教育を実施する教育機関は、学生が居住するための寄宿舎を設置することができ、加えて学童保育 (детьми в группах продленного) が必要な子供たちの監督と世話をすることができる。
8. 教育機関に付設された寄宿舎での子どもの居住にかかる費用には、標準的な衣類、靴、柔らかい製品 (мягким инвентарем)、個人衛生用品、学用品、おもちゃやゲーム、家庭用品、食品や当該寄宿舎での生活サービスの構成などを学習者へ提供すること、加えて教育機関の設置者は延長的な学級活動にて子どもの監督と世話をする場合、本連邦法に特別の定めが無い限りにおいて未成年学習者の親 (法定代理人) からその代金を請求する権利を有する。設置者は正当な理由が認められた特定のカテゴリーに属する未成年学習者の親 (法定代理人) から徴収する代金の引き下げもしくは不徴収を決定する権利を有する。
9. 教育機関、そしてそれらが有する寄宿舎での子どもの生活費にすることや、それらの機関における学童保育において子どもの監督と世話をすることを目的とした親からの徴収金については、初等普通、基礎普通及び (もしくは) 中等普通教育の教育プログラムの実施にかかる経費、加えて国公立教育機関の不動産の管理にかかる経費に含めることを禁ずる。
10. 継続的な治療を必要とする学習者及び身体に障害を有し教育機関に通うことができない子どものための初等普通、基礎普通及び中等普通教育プログラムは、各家庭及び医療機関において編成される。
11. 国公立教育機関と、初等普通、基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムを自宅または医療機関で学習する形態をとる学習者及び (または) 親 (法定代理人) との関わり合いに関する諸手続きについては、連邦構成主体国家機関の責任のもとに標準的な法規定が制定される
12. 常軌を逸した (社会的に危険な) 品行を有したり、特別な学習・教育環境及び専門的な教育アプローチが必要とされる学習者のために、ロシア連邦及び連邦構成主体の行政当局は彼らが初等普通、基礎普通及び中等普通教育を受けられることが出来るよう、オープンタイプ及びクローズタイプの専門的な学習・教育機関を設立すること。未成年の国民がオープンタイプ及びクローズタイプの専門的な学習・教育機関を利用する際の手続き及びそれらの機関の設置条件については、1999年7月24日付連邦法第120号「少年非行防止の原則について」に明記されている。

第67条 基礎教育プログラムの教授を行う機関

1. 教育機関における就学前教育は、当該の子どもが2ヶ月に到達したときから受けることができる。教育機関における初等普通教育は、6歳と6ヶ月
2. 基礎教育プログラムに基づき教育を受けることは、本連邦法で別に定める場合を除き、各人の段階に応じた普通教育を受ける権利を有するすべての国民に対して原則として保

障されなければならない。

3. 国公立教育機関において基礎教育プログラムを受ける場合、市民の教育機関で受けることを保証していなければならない。各人の段階や居住する地域の指定教育機関の状況に応じた普通教育を受けることや権利を有する。
4. 国公立教育機関における受け入れは、例外的な理由を除く欠席などがあった場合、本条5・6項及び本連邦法第88条の規定に従い拒否することができる。国公立教育機関への欠席が続く場合、親（法定代理人）は当該の子どもの問題解決のために、教育分野の国家的管理を行う連邦構成主体の行政当局もしくは教育分野の管理を行う地方自治体の行政機関からの推奨を受けた他の普通教育機関を手配すること。
5. 個々人が学問を深める目的もしくは専門的学習を理由として基礎普通及び中等普通教育を国公立機関において選択もしくは移転する場合は、連邦構成主体の定める法律に基づく。
6. 体育領域に関する補充職業前教育プログラムが統合された基礎普通及び中等普通教育の教育プログラム、もしくは芸術領域に関する中等職業教育の教育プログラムが基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムに統合されたものを実施する教育機関において普通教育を受けるために、受験もしくは異動の際の機関のコンクールまたは個別的選抜においては、特定の芸術もしくはスポーツに従事する技量に関する基礎的な評価を行い、加えて従事するスポーツに関して違反がないことを確認する。

（第63条～第67条担当：黒木貴人）

第8章 職業教育

第68条 中等職業教育

1. 中等職業教育は、人間の知的、文化的、職業的発達の課題を解決し、社会的有用活動のすべての基本的な分野で、社会や国家のニーズに合わせるのみならず、また教育の進化と拡大における個人のニーズを満たすために、中級レベルの資格を有した労働者、職員、専門家の養成をめざすことを目的とする。
2. この連邦教育法で別途規定された場合を除き、基礎普通教育あるいは中等普通教育以上の教育を受けた者は、中等職業教育の教育プログラムの履修を認められる。
3. 基礎普通教育に基づく中等職業教育は、中等職業教育のしかるべき教育プログラムの範囲内で、中等普通教育と同時に行われる。この場合、基礎普通教育に基づき実現される中等職業教育の教育プログラムは、中等職業教育の取得する職業もしくは専門を考慮して、対応する中等普通教育ならびに中等職業教育連邦国家教育スタンダードの要件に基づき作成される。
4. 連邦予算、連邦構成主体の予算及び地方の予算支出による中等職業教育の教育プログラムへの入学は、本章で別途規定されない場合、全ての者にかかっている。入学者に一定の創造力、身体的及び（または）心理的な資質があることを必要とする職業や専門に関

する中等職業教育の教育プログラムへの入学の際には、本連邦法に従って定められた方法で入学試験を実施する。入学者数が、連邦予算、連邦構成主体の予算及び地方の予算支出により財源保障される定員を上回った場合、教育機関によって、中等職業教育への入学の際に、入学者の教育に関する文書に示されている基礎普通あるいは中等普通教育の教育プログラムの履修結果が考慮される。

5. 中級レベルの専門家養成プログラムに関する中等職業教育を初めて受けるのは、中等職業教育の修了証書を有し熟練労働者もしくは職員の資格を取得していない者であり、第二のもしくは継続する中等職業教育を再度受けることではない。
6. 中等職業教育の教育プログラムを履修する生徒で、中等普通教育を受けていない者は、国の最終評価試験を受ける権利を有する。それは、中等普通教育の教育プログラムの履修を完了し、その首尾よい通過の際には、その生徒に中等普通教育の卒業証書が授与される。該当する生徒は国の最終評価試験を無償で受ける。

第 69 条 高等教育

1. 高等教育は、社会や国家のニーズに合わせて社会的有用活動のすべての基本的な分野で高度の資格を有した要員の養成の保障、知的・文化的・道徳的発達における個人のニーズの充足、そして教育的、科学・教育学的資格の深化と拡大を目的とする。
2. 中等普通教育を受けた者は、バカラブリアートのプログラムあるいはスペシャリストのプログラムの履修を認められる。
3. 任意のレベルの高等教育を受けた者は、マギストラトゥーラのプログラムの履修を認められる。
4. 高等教育（専門課程あるいは学士課程）以上の教育を受けた者は、アスピラントウーラにおける科学・教育学的要員養成のプログラム、アデュンクトウーラ（軍関係大学院）のプログラム、アシステントウーラ・スタジロフカのプログラムの履修を認められる。高等医学教育及び（または）高等薬学教育を受けた者は、オルディナトゥーラ（医局内研修・インターン）のプログラムの履修を認められる。芸術分野の高等教育を受けた者はアスピラントウーラのプログラムの履修を認められる。
5. 高等教育の教育プログラムへの入学は、本連邦法に別途規定されない場合、プログラム毎、個別に、試験ベースでなされる。すなわち、バカラブリアートのプログラム、スペシャリストのプログラム、マギストラトゥーラのプログラム、アスピラントウーラ（アデュンクトウーラ）における科学・教育学的要員養成のプログラム、オルディナトゥーラのプログラム、また、アシステントウーラ・スタジロフカのプログラムもまたそうである。
6. マギストラトゥーラのプログラム、アスピラントウーラ（アデュンクトウーラ）における科学・教育学的要員養成のプログラム、オルディナトゥーラのプログラム、また、アシステントウーラ・スタジロフカのプログラムの入学は、教育機関が自主的に実施する入学試験の成績に基づいてなされる。
7. 高等教育の教育プログラムへの入学者は自分自身の個人成績に関する情報を提出する権

利がある。その結果は入学に際して各教育機関によって本連邦法の第8章55条に従って定められた方法により考慮される。

8. 連邦予算、連邦構成主体の予算及び地方の予算支出による教育は、高等教育の次の教育プログラムに関して、第二のもしくは継続する高等教育を受ける場合である。
 - 1) バカラブリアートのプログラムあるいはスペシャリストのプログラムに関しては、バカラブルの学位、スペシャリストの学位、もしくはマギストラの学位を有する者。
 - 2) マギストラトウーラのプログラムに関しては、スペシャリストの学位、もしくはマギストラの学位を有する者。
 - 3) オルディナトウーラのプログラもしくはアシステントウーラ・スタジロフカのプログラムに関しては、オルディナトウーラ修了証書もしくはアシステントウーラ・スタジロフカ修了証書を有する者。
 - 4) 科学・教育学的要員養成のプログラムに関しては、アスピラントウーラ（アデュンクトウーラ）の修了証書もしくは博士候補の学位を有する者。

第70条 バカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムの入学方法に対する一般的要件

1. バカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムの入学は、本連邦法で別途規定されない場合、統一国家試験の結果に基づいてなされる。
2. 統一国家試験の結果は、バカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムの入学に際して、その結果を受けた年以降4年間有効である。
3. 特別入学も含め、それに基づいて入学がなされる専攻もしくは養成分野に対応する普通教育教科の統一国家試験の最低点は、教育機関の設置者により定められない場合には、高等教育機関により定められる。
4. 本条3項に従って定められた統一国家試験の最低点は、バカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムの入学に必要で、教育分野におけるコントロールと管理機能を果たしている執行部の連邦機関により定められた統一国家試験の最低点未満であってはならない。
5. 外国籍の市民には、高等教育の教育機関により実施される入学試験の結果に基づき、バカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムへ入学する権利が認められる。
6. 中級職業もしくは高等教育を受けた人のバカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムへ入学は、高等教育の教育機関が定めた形式とリストによる入学試験結果に基づいてなされる。
7. 入学者に一定の創造力、身体的及び（または）心理的な資質があることを必要とする専門及び（または）養成分野に関するバカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムへ入学の際には、教育機関は統一国家試験で実施されない教科に関する試験や創造的及び（または）専門的な分野に関する追加的な入学試験を実施する権利がある。その結果は、統一国家試験の結果と共に、選抜の際に考慮される。連邦予算、連邦

構成主体の予算及び地方の予算支出によるバカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムの入学に関して、創造的及び（または）専門的な分野に関する追加的な入学試験を行うことができる専門及び（または）養成分野のリストは、ロシア連邦政府により規定として承認されている。

8. 高等教育の教育機関は、バカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムの入学に際して、プロフィール分野の追加的な入学試験を実施する権利を有する。プロフィール分野の追加的な入学試験を実施する権利を有する教育機関、専門及び（あるいは）養成分野のリストは、高等教育の教育機関の提案をもとに作成される。プロフィール分野の追加的な入学試験を実施することができるそのような教育機関の規定、選抜基準、リストはロシア連邦政府により承認される。
9. エム・ヴェー・ロモノーソフ記念モスクワ国立大学とサンクト・ペテルブスク国立大学は、専門及び（あるいは）養成分野のバカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムの入学に際して、プロフィール分野の追加的な入学試験を実施する権利を有する。実施する専門及び（あるいは）養成分野はエム・ヴェー・ロモノーソフ記念モスクワ国立大学とサンクト・ペテルブスク国立大学により決定される。
10. 追加的な入学試験のリストと高等教育の連邦国立教育機関への入学条件は、その機関での教育が国家公務員や市民がアクセスする国家機密情報保有に関連するので、設置者の機能を委任されている執行部である連邦機関によって定められる。

第 71 条 バカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムへの入学に関する基本的権利

1. 国の認証を受けたバカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムへの入学に際して、市民は以下の基本的権利が認められる。
 - 1) 入学試験を課さない入学。
 - 2) 入学試験の好成績な合格を条件とした一定の定員枠内での入学。
 - 3) 入学試験の好成績な合格を条件とした、また、それに十分匹敵する条件での優先的に入学する権利。
 - 4) 連邦予算の財源支出による教育のために、高等教育の連邦国立教育機関の養成部門への入学。
 - 5) 本章で定められた他と特別な権利。
2. バカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムへの入学に際して特別な権利を与えられる市民のリスト、また特別な権利付与の規定と根拠は、本連邦法が規定する場合を除き、本章で定められる。軍事職業教育プログラム及び（あるいは）国家機密情報を含む教育プログラムへの入学の際に特別な権利が与えられる本条第 1 項 3 と 4 で想定される他のカテゴリーの市民は、執行部の連邦機関の全権委任を受けているロシア連邦政府により定められる。
3. 連邦予算、連邦構成主体の予算及び地方の予算支出によるバカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムへの入学に際して、市民は、本条文第 1 項の 1 と

2に示された特別な権利を行使できる。それは、高等教育の国から認証を受けた一つの教育プログラムの中の一つの高等教育の教育プログラムへの入学の出願を自由選択することができる権利である。高等教育の連邦国立教育機関養成部門へ入学する権利を、市民は一度だけ行使できる。

4. 本条文第1項に従い入学試験を課さずに入学できる権利を持つのは、以下の者である。
 - 1) 全ロシア生徒オリンピックの最終段階の優勝者及び入賞者、普通教育教科及び執行部の連邦機関により定められた規定に基づき組織された国際オリンピックに参加するロシア連邦の選抜チームのメンバー。この執行部の連邦機関は、教育分野における国家政策ならびに規範的・法的整備計画の作成や、専門分野の全ロシア生徒オリンピックや国際オリンピックに対応する専門及び（または）養成分野の機能を実行するものである。上記の専門及び（または）養成分野のオリンピックに該当する専門分野は教育機関によって決定される。
 - 2) オリンピック競技、パラリピック競技、そして冬季トリニピック競技の優勝者及び入賞者、世界チャンピオン、ヨーロッパチャンピオン、オリンピック競技、パラリピック競技、そして冬季トリニピック競技に含まれるスポーツ種目や体育やスポーツ分野の専門及び（または）養成分野に関する世界選手権やヨーロッパ選手権で一位を取った者。
5. 連邦予算、連邦構成主体の予算及び地方の予算支出によるバカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムへ一定の定員枠で入学する権利を持つのは、障害児、I-II群の障害者、幼児期からの障害者、兵役任務の期間に受けた戦争トラウマや罹患した病気を原因とする障害者で、該当する教育機関の就学に支障がないという医学・社会的検査の連邦機関の判断に合致する者。
6. 連邦予算、連邦構成主体の予算及び地方の予算支出によるバカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムに関する高等教育に受けるための定員枠は、専門及び（または）養成分野に関して当該年度に教育機関に示達される連邦予算、連邦構成主体の予算及び地方の予算支出により修学する市民の目標数値全体の10%を下回らない規模で、教育機関によって毎年定められる。
7. 連邦予算の支出により高等教育の連邦国立教育機関の養成部門に入学する権利を持つ者は次の者である。
 - 1) 孤児、両親の保護下でない児童や、親が孤児、両親の保護下でない児童であった者。
 - 2) 障害児、I-II群の障害者で、該当する教育機関の就学に支障がないという医学・社会的検査の連邦機関の判断に合致する者。
 - 3) 20歳までの片親やI群の障害者の市民で、家庭の一人当たりの平均所得がロシア連邦構成主体が当該の市民の居住地に関して定める最低生活費より低い場合。
 - 4) チェルノヴィリ原子力発電所の大惨事により放射能被害を受けた市民、そして、1991年5月15日付けロシア連邦法1244-I号“チェルノヴィリ原子力発電所での大惨事による放射能の影響を受けた市民の社会的擁護について”の拡大適用を受ける者。

- 5) 現役軍人の子ども、義務兵役遂行中に戦死した者の子ども、あるいは義務兵役遂行中に傷害（傷、外傷、打撲）や病気で亡くなった者の子ども、その中には反テロ作戦及び（または）テロリズムとの闘いに関する他の計画に参加している際のものも含む。
 - 6) 他界（死亡）したソビエト連邦英雄、ロシア連邦英雄、最高名誉勲章受章者の子ども。
 - 7) 務機関、教育機関、刑事 - 執行機関、国家防火・連邦防火業務機関、機関、麻酔薬や向精神物質流通の管理機関、税関の職員で、公務遂行に関わって被った身体障害あるいは他の健康被害、あるいは上記教育機関や組織において公務遂行の際に罹患した病気により死亡（他界）した職員の子ども、また、彼らの扶養のもとにある子ども。
 - 8) 検察職員で、検察機関における公務遂行に関わって被った身体障害あるいは他の健康被害により、あるいはその公務活動との関わりで健康を害して離職した後に死亡（他界）した者の子ども。
 - 9) 現役軍人で、契約に基づき兵役に従事している者で、継続して3年以上の契約で兵役に従事している者、あるいは、志願により兵役に従事してきた市民で、指揮官の推薦で入学した者。連邦法により兵役が想定されており、執行部の連邦機関によって制定された規則において指揮官より、市民に推薦が与えられる。
 - 10) 契約に基づき3年以上、1998年3月28日付連邦法53号“戦争の義務と兵役について”の第1項目の下位項目②と④、第2項目の下位項目①、そして第3項目の下位項目①と②において想定されている法的根拠に関する兵役の義務と条件に基づき、ロシア連邦軍、他の部隊、戦隊ならびに機関で兵役に従事している者。
 - 11) 1995年1月12日付け連邦法“ベテランについて”の第3条第1項目の下位項目1-4に指摘されている、戦争障害者、戦闘参加者、また、軍事行動ベテラン。
 - 12) 市民で、核兵器、空気中の戦争関連の放射性物質、地下核兵器の試験に直接的に賛同して参加した者、それらの兵器や戦争関連放射性物質の応用から上記の試験や研究の事実上の停止までの研究に参加した者。海上艦船や潜水艦や他の軍事対象の放射線漏れ事故の撲滅に直接参加した者。放射能物質の採集と埋立の実施と作業の安全確保の直接参加した者。また、それらの事故の後始末に直接参加した者（ロシア連邦軍の現役兵士や、多数の軍隊勤務の職員、ロシア連邦内務省内部部隊の現役兵士、鉄道部隊や他の戦争部隊の任務に従事する者、ロシア連邦内務機関と国家防災・連邦防火業務機関の職員）。
 - 13) ロシア連邦内務省の内務部隊の現役軍人、ロシア連邦の内務機関の職員、刑事 - 執行機関、国家防火・連邦防火業務機関の職員を含む現役軍人で、チェチェン共和国や隣接する戦争紛争地帯に関連する領土で戦争紛争下の課題遂行に取り組んでいる者。また、上述の現役軍人で、北コーカサス地域の領土で反テロリスト作戦を展開中の者。
8. 本条第7項で挙げられている人は、本連邦法第55条第8項で想定されている規則に従って、彼らが中等普通教育を受けている場合に、高等教育の連邦国立教育機関の養成部門

に受け入れられる。それらの人の教育は、彼らが上述の養成部門で初めて学ぶ際に、連邦予算の支出によって行われる。高等教育の連邦国立教育機関（その養成部門では教育は本項目に従って連邦予算の支出によっておこなわれ、その規則に従って高等教育の教育機関のリストが想定されている）の選抜の規則は、教育分野における国家政策ならびに規範的・法的整備計画の作成機能を実行する執行機関である連邦機関によって制定される。高等教育の連邦国立教育機関の養成部門で国家課題の枠内での連邦予算の支出によって対面形態で学ぶ学生たいして、奨学金が支給される。

9. 優れた成績で入学試験を通過する条件か他の同等の条件でバカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムの教育を行う教育機関へ入学する優先的な権利は、本条項第7項目に挙げられた人に与えられる。
10. 連邦国立機関の管轄にある高等教育の教育機関へ入学する優先的権利は、優れた成績で入学試験を通過する条件か他の同等の条件で、同じく、連邦国立機関の管轄である普通教育機関及び職業教育機関で、軍事もしくは他の国家的事業に未成年の生徒を養成する目的を持った補充普通教育プログラムを実現している機関の卒業生に与えられる。
11. 高等教育の軍事職業機関や軍事教育機関へ入学する優先的権利は、優れた成績で入学試験を通過する条件か他の同等の条件で、契約に基づき兵役に従事している者で、兵役の継続が20年以上の者、あるいは、志願により兵役に従事してきた市民で、指揮官の推薦で入学した者。兵役に留まる制限年齢を満たしたり、兵役の継続が20年以上からなり、者健康状態や組織・編成上の措置により兵役から解職された市民の子ども、に与えられる。
12. 教育分野における国家政策ならびに規範的・法的整備計画の作成機能を果たしている執行機関の連邦機関により制定された規則に基づく生徒オリンピックの優勝者や入賞者には、高等教育機関における生徒オリンピック分野からなる専門または（あるいは）養成部門のバカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムに入学する際には、上述の執行部の連邦機関により制定されて規則において、次の特別な権利が認められる。
 - 1) 該当する生徒オリンピックの専門及び養成分野のバカラブリアートのプログラム及びスペシャリストのプログラムに入学試験なしで入学すること。上述のオリンピックの分野に該当する専門及び（あるいは）養成分野は教育機関により決定される。
 - 2) 次の者と同等と認める。生徒オリンピックの分野に対応する普通教育教科の統一国家試験で最高得点を取ったもの、あるいは、本連邦法第70条第7-8項で想定されているプロフィール、創造的及び（あるいは）専門的分野の追加的な入学試験で好成績をおさめた者。

第72条 高等教育における教育と研究（研究・調査）活動の統合形態

1. 高等教育における教育と研究（研究・調査）活動の統合の目的となるのは、高等教育機関の教育プログラムに関する学生の養成の質を高めること、研究者の指導のもとで科学的研究に学生に関心を持たせること、新しい知識と科学・技術の成果を教育活動におい

て用いることである。

2. 高等教育における教育と研究(研究 - 調査)活動の統合は様々な形態で行うことができる。その中には、次のような形態がある。
 - 1) 高等教育の教育プログラムを実行している教育機関により、補助金や他の財源の支出によって、科学研究及び実験立案を行うこと。
 - 2) 高等教育の教育プログラムを実行している教育機関に、科学(科学 - 研究)活動を実施している科学機関や他の機関の職員を参加させること。あるいは、高等教育の教育プログラムを実行している教育機関に、教育または(あるいは)科学(科学 - 研究)活動への参加についての契約に基づき、科学(科学 - 研究)活動を実施している科学機関や他の機関の職員を参加させること。
 - 3) 高等教育の教育プログラムを実行している教育機関や、科学(科学 - 研究)活動を実施している科学機関や他の機関により、共同の科学 - 教育プロジェクト、科学研究や実験立案、また他の共同企画を実施すること。
 - 4) 教育分野における国家政策ならびに規範的 - 法的整備計画の作成機能を果たしている執行機関の連邦機関により制定された規則に基づき、高等教育の教育プログラムを実行している教育機関に、科学(科学 - 研究)活動を実施する科学機関や他の機関、科学(科学 - 研究)または(あるいは)科学 - 技術活動の実験施設を開設すること。
 - 5) 教育分野における国家政策ならびに規範的 - 法的整備計画の作成機能を果たしている執行機関の連邦機関により制定された規則に基づき、高等教育の教育プログラムを実行している教育機関により、科学(科学 - 研究)活動を実施する科学機関や他の機関に、教育活動を実施している講座を開設すること。

第9章 職業教育

第73条 職業教育の組織

1. 職業教育は、様々な年齢の者に、職業的コンピテンシー、その中には具体的道具、テクノロジー、プログラミング装置や他の専門的機材を用いた作業を含むコンピテンシーを獲得すること、上述の者に、教育水準を変更することなく、労働者の職業や職員の地位に関して有資格のランク、クラス、カテゴリーを得ることを目的とする。
2. 労働者の職業や職員の地位に関する職業訓練プログラムの職業教育とは、それまでに労働者の職業または職員の地位を有しない者の教育のことである。
3. 労働者や職員の職業再教育とは、既に労働者の職業、労働者の職業もしくは職員の地位、職員の地位を有する者に、産業のニーズや職業活動の種類を考慮して、労働者の新しい職業もしくは職員の新しい地位を得ることをめざした職業教育のことである。
4. 労働者や職員の資格向上プログラムに関する職業教育とは、既に労働者の職業、労働者の職業もしくは職員の地位、職員の地位を有する者に、教育水準を高めることなく、労働者の既有的職業もしくは職員の既有的地位に関する専門的知識、能力及び技能を継続

して改善することをめざした職業教育のことである。

5. 中等普通教育の教育プログラムの枠内での労働者の職業や職員の地位に関する職業訓練プログラム、中等職業教育の教育プログラム、さらには連邦法で想定されている他の場合も含めて、職業教育は無償である。
6. 職業教育は教育活動を行っている機関において行われる。その中には、職業資格教育センターや工場、さらには、独学の形態も含まれる。職業資格教育センターは、民事立法で想定されている様々な組織 - 法的な法人形態、あるいは法人を構造的に細分化したもののとして設置することができる。
7. 労働者の職業と職員の地位に応じて授与される資格が記載されている、職業教育が実施される労働者の職業と職員の地位のリストは、教育分野における国家政策ならびに規範的 - 法的整備計画の作成機能を果たしている執行機関の連邦機関により承認される。
8. 職業教育の期間は、ロシア連邦法により定められる場合を除き、定められた資格要件（職業スタンダード）に基づいて、教育活動を行う機関により編成され承認された職業教育の具体的なプログラムによって定められる。
9. 国際的な自動車輸送分野の職業教育の模範プログラムは、運輸分野における国家政策ならびに規範的 - 法的整備計画の作成機能を果たしている執行機関の連邦機関により決定される。

第 74 条 資格試験

1. 職業教育は資格試験での成績評価によって完了する。
2. 資格試験は、職業教育プログラムで習得された知識、能力、技能の適合性を確定し、それに基づき職業教育を受けた者に与える労働者の職業や職員に地位に対応する資格ランク、クラス、カテゴリーを定めるために、教育活動を実施している機関によって実施される。
3. 資格試験は、職業教育の種類によらず、資格便覧に掲載されている資格要件、そして（または）当該の労働者の職業や職員に地位に関する職業スタンダードの範囲での実地的資格作業と理論的知識の試験を含んでいる。資格試験の実施には、雇用者の代表や雇用者の団体が参加する。

第 10 章 補充教育

第 75 条 児童と成年の補充教育

1. 児童と成年の補充教育は、児童と成年の創造的能力の形成と発達、知的、道徳的そして身体的向上への個人的な要求の充足、健全で安全な生活様式習慣の形成、健康の増進、さらには、自身の自由時間の組織的運用を目指す。児童の補充教育は彼らの社会生活への適応、職業オリエンテーション、さらには、傑出した能力を示している児童を発掘と支援を保障する。補充普通教育プログラムは、年齢及び個人的特性を考慮するべきであ

- る。
2. 補充教育普通教育プログラムは、普通教育と職業前プログラムに分かれる。補充普通教育プログラムは児童に対してのみならず、成人に対しても実施される。芸術、体育、そしてスポーツの補充職業前プログラムは児童に対して実施される。
 3. 特殊な条件のもとで実施される教育プログラムでない場合、あらゆる人が、教育水準への要件提示なく、補充普通教育プログラムを履修することができる。
 4. 補充普通教育プログラムの内容とその教育期間は、教育活動を実施する機関によって開発され承認された教育プログラムにより定められる。補充職業前プログラムの内容は、連邦国家要件に従い、教育活動を実施する機関によって開発され承認された教育プログラムにより定められる。
 5. 補充職業前プログラム実施の特質は、本連邦法第 83 条第 3-7 項と 84 条第 4-5 項に従って定められる。

第 76 条 補充職業教育

1. 補充職業教育は、教育及び職業の要求の充足、人の職業的発達、職業活動と社会環境の変化する条件への適合を保障することを目指す。
2. 補充職業教育は補充教育プログラム（資格向上プログラムあるいは職業再教育プログラム）の実施によって実現される。
3. 補充教育プログラムの履修ができる者は、次の者である。
 - 1) 中級職業及び（または）高等職業教育を受けた者。
 - 2) 中級職業及び（または）高等職業教育を受けている者。
4. 資格向上プログラムは、職業活動に必要な、新しいコンピテンシーの向上及び（または）習得、あるいは（または）持っている資格において専門的水準の高まりを目指す。
5. 職業再教育プログラムは、新しい種類の職業活動の遂行に必要なコンピテンシー、新しい資格の習得を目指す。
6. 補充職業プログラムの内容は、本連邦法により定められた場合を除き、補充職業教育のイニシアティブを取る個人や機関の要求を考慮して、教育活動を実施する機関によって開発され承認された教育プログラムにより定められる。
7. 国際的な自動車輸送分野の職業教育の模範プログラムは、運輸分野における国家政策ならびに規範的 - 法的整備計画の作成機能を果たしている執行機関の連邦機関により決定される。
8. 国家機密情報を含む補充職業プログラム、及び情報セキュリティ分野の補充職業プログラムの開発規定は、安全保障分野における執行部である連邦機関及び技術諜報による反動運動や情報の技術的保護の分野において全権委任をされている執行部の連邦機関と調整して、教育分野における国家政策ならびに規範的 - 法的整備計画の作成機能を果たしている執行機関の連邦機関により定められる。
9. 補充職業プログラムの内容は、職業スタンダード、職務、職業、専門に対応する資格要覧に示されている資格要件、または、連邦法ならびに国家サービスに関するロシア連邦

の模範法令に従って定められる職務上の義務を遂行する際に必要な専門的知識や技能の資格要件を考慮しなければならない。

10. 職業再教育プログラムは、定められた資格要件、職業スタンダード、対応する中級職業及び（または）高等職業教育の連邦国家教育スタンダードが教育プログラム習得結果に対して課す要件に基づいて開発される。
11. 補充職業プログラムに関する教育は、教育プログラム及び（または）教育に関する条約により定められた規則に従って、単発もしくは連続的に、さらには段階的（分離的）に実施される。その中には、個々の教科、コース、学科（モジュール）の履修、演習の実施、ネット形態の利用によるものも含む。
12. 補充職業教育プログラムは、本連邦法で想定されている形態、さらには全体あるいは一部を見習い（スタジロフカ）の形態で実現することができる。
13. 補充職業教育プログラムの教育形態と履修期間は、教育プログラム及び（または）教育に関する条例により決定される。
14. 補充職業教育プログラムの履修は、教育活動を実施している機関により自主的に決定される形式での、履修生の最終評価によって完了する。
15. 該当する補充職業プログラムを首尾よく履修し最終評価を通過した人には、資格向上証明書及び（あるいは）職業再教育証書が授与される。
16. 資格向上証明書及び（または）職業再教育証書の補充職業プログラムを、中等職業教育及び（または）高等教育と並行して履修する際には、同時に、教育及び資格に関する該当する証書が授与される。

（第 68 条～第 76 条担当：大谷 実）

第 11 章 教育プログラムのいくつかの種類の実施及び個別カテゴリーの学習者の教育を受けることの特徴

第 77 条 卓越した能力を現した者が教育を受けることの組織化

1. ロシア連邦では卓越した能力をもっている者の発言及び支援が行われ、並びにこのような者が教育を受けることへ協力が与えられる。
2. 卓越した能力を現した者の発現と支援の目的で連邦国家機関、ロシア連邦構成主体国家権力機関、地方自治体、社会団体及びその他の組織によってオリンピックとその他の知的及び（または）創造的コンクール、体育イベント・スポーツイベント（以下、コンクール）が企画され実施される。（これらのイベントは）学習者の知的及び創造的才能、体育・スポーツの才能、科学的（研究）活動、創造的活動、体育・スポーツ活動への関心の発現と発展、科学的知識、創造的アチーブメント、スポーツ・アチーブメントの宣伝（プロパガンダ、普及）に志向されている。
3. 学習者の創造的才能及び科学的（研究）活動への関心を発現・発展させる目的で、また科学的知識の宣伝（プロパガンダ、普及）の目的で、全ロシア児童生徒オリンピック、

児童生徒オリンピックが開催され、その一覧表及びレベルは教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって決定される。教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関は、全ロシア児童生徒オリンピックの開催規準及び期間、オリンピックに出題される普通教育科目一覧、全ロシア児童生徒オリンピックの最終的結果、優勝者と受賞者の賞状の見本を含めて、決定する。また、本項の第1センテンスで言及された児童生徒オリンピックの開催規準、示された児童生徒オリンピックのレベルの決定規準、優勝者と受賞者の賞状の見本を含めて、決定する。全ロシア児童生徒オリンピックの開催規準の履行を保障する目的で、また、本項の第1センテンスで言及された児童生徒オリンピックの開催規準の履行を保障する目的で、本連邦法の第59条第15項に従い、社会的オブザーバーとして認定された国民に対して当該オリンピックの開催に参加し、開催時に摘発された違反に関する情報を連邦行政機関、教育分野における国家管理を行うロシア連邦構成主体行政機関、教育分野における管理を行う地方自治体に提出する権利が与えられる。

4. 卓越した能力を現した者に対して金銭的奨励及び奨励のその他の手段を見込むが可能である。卓越した能力を現した者の選定規準、連邦予算の支出から金銭的奨励の授与規準、彼らが教育を受ける（外国での教育を含めて）ための奨励金の授与規準を含めて、ロシア連邦政府が規定した規準に沿って行われる。ロシア連邦構成主体国家機関、地方自治体、法人及び個人、とその公団は卓越した能力を現した者を奨励するために特別な金銭的奨励とその他の奨励手段を設ける権利がある。
5. 卓越した能力を現した者、学習活動、科学的（研究）活動、創造的活動及び体育・スポーツ活動において優れた成果に達成した者の発現と支援のために教育機関において特別構造部門が設置され、また、当教育機関のタイプに帰さない基礎普通教育プログラム及び補充教育プログラムを実施する権利を有する教育機関（以下、非標準的教育機関）が活動する。示された特別構造部門及び非標準的教育機関の定員整備の規準は、当該教育機関の設置者によって、教育機関で学習する学習者の知的、創造的、応用的能力の発展を保障する教育プログラムの志向及びレベルを考慮した上で定められる。示された特別構造部門を有する教育機関及び非標準的教育機関が実施する、卓越した能力を現した国民、及び学習活動、科学的（研究）活動、創造的活動、体育・スポーツ活動において優れた成果に達成した国民のための基礎普通教育プログラム及び補充教育プログラムに基づく教育活動の作成と実施の特徴は、本連邦法第13条第11項の従って規定される。

第78条 ロシアの教育機関における外国籍者及び無国籍者が教育を受けることの組織化

1. 外国籍者及び無国籍者（以下、外国籍者）は、ロシア連邦の国際条約及び本連邦法に従って、ロシア連邦において教育を受ける権利を有する。
2. 外国籍者は、ロシア連邦国民と同等の、就学前教育、初等普通教育、基礎普通教育、初等中等普通教育、及び初等中等普通教育の教育プログラムの習得範囲内の労働職、公務員職の職業養成教育プログラムに基づく職業教育を、開かれたかつ無償ベースで受ける権利を有する。

3. 外国籍者は、ロシア連邦の国際条約、連邦法またはロシア連邦政府が定める外国籍者の教育特別枠（квота、以下、特別枠）に従い、連邦予算支出、ロシア連邦構成主体予算または地方自治体の予算によって、また、有償教育サービスに関する契約に従い、個人と法人の資金によって、中等職業教育、高等教育及び補充職業教育を受ける権利を有する。
4. 外国に居住する同胞である外国籍者は、1999年5月24日付連邦法 №99-Ф3「外国の同胞に対するロシア連邦の国家政策について」によって規定される要求を満たす条件においてロシア連邦国民と同等の、中等職業教育、高等教育及び補充職業教育を受ける権利を有する。
5. 連邦予算支出によって特別枠内において行われる基本的職業教育プログラムに沿った外国籍者の教育は、当該外国籍者への学業奨学金の支給（成績にかかわらず教育全期間にわたって）、及び連邦予算支出によって教育を受けるロシア連邦国民のために定められた条件に基づく宿舎の提供と一緒に行われる。
6. 特別枠内で教育を受ける外国籍者の選別規準及び彼らへの要求は、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。
7. 特別枠内で進学しようとする外国籍者は、連邦国立教育機関における外国籍者の職業教育プログラムのロシア語での習得を保障する補充職業教育プログラムを提供する予備部、予備学部で連邦予算支出による、及び当該者への奨学金（成績にかかわらず教育全期間にわたって）の支給と一緒に行われる教育を受ける権利を享受する。このような連邦国立工幾機関の選定規準及びその一覧表は、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。
8. 外国籍者のロシア語による職業教育プログラムの習得を保障する補充普通教育プログラムの習得への要請は、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。

第79条 健康の可能性に制限のある学習者の教育を受けることの組織化

1. 健康の可能性に制限のある学習者の教育内容及び学習と訓育の条件整備は適応された教育プログラムによって決められ、障がい者の場合、障がい者個別のリハビリプログラムに沿って決められる。
2. 健康の可能性に制限のある学習者の普通教育は、適応された普通教育プログラムに沿って教育活動を行う教育機関において実施される。このような教育機関では当該学習者が教育を受けるために特別な条件が整備される。
3. 健康の可能性に制限のある学習者が教育を受けるための特別な条件とは、本連邦法において、このような学習者の学習、訓育及び発達の条件を意味しており、それは特別教育プログラム及び学習・訓育の方法、特別教科書、教材と教授法的資料、個別及び集団使用の特別な技術的学習機材、学習者に必要な技術的サポートを行うアシスタントのサービスを提供する、集団及び一対一で行われる矯正授業、教育活動を実施する機関の建物へのアクセスの整備を含めており、それらがなければ健康の可能性に制限のある学習者

の教育プログラムの習得は不可能または困難となる。

4. 健康の可能性に制限のある学習者の教育は、他の学習者と一緒に組織化されることが可能であると同様に個別のクラス、グループまたは教育活動を行う別の機関で組織化されることが可能である。
5. ロシア連邦構成主体国家権力機関によって、聴覚障がい者、難聴者、途中失聴者、盲・弱視者、重度の言語障がいをもつ者、整形外科的障がいをもつ者、精神的発達への支障をもつ者、知的障がいをもつ者、自閉症スペクトル障がいをもつ者、複雑な欠陥をもつ者と健康上限られた可能性を有するその他の者のために適応された教育プログラムに沿って教育活動を行う特定機関が設置される。
6. 健康の可能性に制限のある学習者のための教育活動の組織化の特徴は、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関と住民社会保障分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関の共同で定められる。
7. 教育活動を行う機関に居住する健康の可能性に制限のある学習者は完全な国家保障下に置かれており、食料、衣類及び家具・寝具が供給される。健康上限られた可能性を有する他の者は無償で1日2食(горячее питание)を提供される。
8. 健康の可能性に制限のある学習者の職業学習及び職業教育は、当該学習者のために必要な場合適応された教育プログラムに基づいて実施される。
9. ロシア連邦構成主体国家権力機関は、基礎普通教育及び初等中等普通教育を修了していない健康の可能性に制限のある学習者(様々なタイプの知的障がいをもつ者)に対して職業学習の提供を保障する。
10. 職業教育機関、高等教育機関及び職業教育の基礎普通教育プログラムを実施する機関は、健康の可能性に制限のある学習者が教育を受けるための特別な条件を整備しなければならない。
11. 健康の可能性に制限のある学習者が教育を受ける際に、特別な教科書と教材、その他の教材、及び手話通訳と音声・手話通訳のサービスは無償で提供される。この措置は、連邦予算の支出によって教育を受ける学習者をのぞいて、ロシア連邦構成主体のこのような学習者に対する義務的経費(расходные обязательства)である。連邦予算の支出によって教育を受ける障がい者に対してこのような社会的支援の措置の整備はロシア連邦の義務的経費である。
12. 国家は、ロシア連邦国家権力機関及びロシア連邦構成主体国家権力機関に代表されて、健康の可能性に制限のある学習者の特別な教育学的アプローチと教育・訓育の方法を取得している教員の養成を保障し、このような職員の教育活動を行う機関への採用を促す。

第80条 懲役刑、強制労働判決を受けた者、容疑者、被告、拘留された者に提供する教育の組織化

1. 刑事行政制度(уголовно-исполнительная система)の矯正施設に監禁されている者に対して、ロシア連邦構成主体が、刑事処分の実行の分野における国家政策の策定と実施及

び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関と強調する上で、教育を受けるための条件を刑事行政度下の矯正施設において普通教育機関を設置することによって整備する。刑事行政制度下において設置される教育機関の法的地位の特徴は、1993年7月21日付ロシア連邦法 N5473-I「懲役刑としての刑事処分を実施する施設及び機関について」によって規定される。

2. 容疑・被告・拘置されている未成年者に対して拘置している施設の管理者によって初等普通教育、基礎普通教育、初等中等普通教育を受ける条件は、独学の形態で整備される。また、刑事処分の実行の分野における国家政策の策定と実施及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関及び教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関が定める規準に従って、初等普通教育、基礎普通教育及び初等中等普通教育を受けることへの支援が提供される。
3. 拘留の処分を受けている者の教育は実施されない。
4. 30歳未満の者で、懲役刑の判決を受けている者は、刑事行政制度下の矯正施設において設置されているロシア連邦構成主体の普通教育機関において初等普通教育、普通教育及び初等中等普通教育を受ける。懲役刑の判決を受けており、30歳以上の者、及び懲役刑の判決を受けており、第1級または2級の障がい者である者は、希望によって基礎普通教育または初等中等普通教育を受ける。
5. 終身刑の判決を受けている者に対して、処分の規準に反しない限り、初等普通教育、基礎普通教育及び初等中等普通教育を受ける条件が整備される。
6. 懲役刑の判決を受けている者が初等普通教育、基礎普通教育、初等中等普通教育を受けることの組織の規準は、刑事処分の実行の分野における国家政策の策定と実施及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関及び教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって規定される。
7. 懲役刑の判決を受けており、矯正施設において、またはそこから釈放されてから就ける職を持たない者に対して、刑事行政制度の施設では、ロシア連邦刑事行政法によってその他が想定されていなければ、有資格労働者、職員養成の教育プログラムを実施する義務的な職業教育もしくは中等職業教育が組織化される。
8. 懲役刑の判決を受けて刑事行政士制度の施設で服役している者の職業学習及び中等職業教育の組織の規準は、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関との協調の上で刑事処分の実行の分野における国家政策の策定と実施及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって規定される。
9. 強制労働または懲役刑の判決を受けている者が、ロシア連邦刑事行政法の当該処分形態に対する要求を考慮した上で中等職業教育と高等教育を職業教育機関及び高等教育機関において通信制で受けることが許容される。

第81条 国家の防衛・安全及び法秩序の保障のための人員養成を行う連邦国家機関の教育機関の教育活動と職業教育プログラムの実施の特徴

1. 国家の防衛・安全、法秩序の保障のための人員養成は、ロシア連邦最高検察庁、ロシア

連邦取調委員会、ロシア連邦対外諜報機関、安全保障の分野における連邦行政機関、及び次の機能を果たす連邦行政機関において、基礎職業教育プログラムと補充職業教育プログラム及び職業学習の基礎課程の実施によって行われる。

- 1) 防衛の分野における国家政策の策定・実施及び標準的・法的規制。
 - 2) 内務の分野における国家政策の策定・実施及び標準的・法的規制及び移民の分野における国家政策の策定。
 - 3) 懲役の判決を受けた者の処分の実施の管理・監視、容疑されている者または罪に問われている者、被告人の警備・警護の拘置、執行猶予者 (условно осужденный) 及び執行猶予の判決を言い渡されている者の行動の監視及び法施行の機能。
 - 4) 国家警護の分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制、管理と監視。
 - 5) 麻薬材、粉精神薬とそれらの前駆体の流通の管理、及びその違法的流通の阻止の分野における国家政策の策定。
2. 本条第1項で示されている連邦国家機関の管轄にある連邦国立教育機関において実施される国家の防衛・安全、法秩序の保障のための基礎職業教育プログラムは、本連邦法の規定及び、軍事専門養成、卒業生の特別職業訓練の資格要求 (квалификационные требования) に基づいて作成される。その資格要求は、当該教育機関が管轄下に置かれている連邦国家機関によって規定される。示された教育プログラムに沿った教育活動の組織及び実施の規準は、本条第1項で示されている当該連邦国家機関によって規定される。
3. 国家の防衛・安全、法秩序の保障の分野における職業学習の標準基礎課程、補充職業教育プログラムは、職業学習または職業教育の実施を要請している連邦国家機関によって作成され、規定される。
4. 国家秘密を含む情報を扱うことが想定される職業教育プログラム、職業学習の基礎課程の実施、及び(または)教育目的での軍装備品、兵器及び特別機材、その部品、特別材料と物質の使用は、国家秘密に関するロシア連邦法の規定及び当該教育プログラムを実施する教育機関が管轄下に置かれている連邦国家機関の法規定の要求に従い、条件を整備する上で許容される。
5. 本条第1項で示されている連邦国家機関の管轄下にある連邦国立教育機関の運営は、連邦法、ロシア連邦国軍律 (общевоинские уставы Вооруженных Сил Российской Федерации) 及び当該教育機関が管轄下におかれている連邦国家機関の法規定に従って行われる。
6. 本条第1項で示されている連邦国家機関の管轄下に置かれている連邦国立教育機関で学習する者には軍事大学院生 (адъюнкты)、大学院生 (аспиранты)、聴講生 (слушатели)、士官学校生 (курсанты) と学生がある。
7. 聴講生とは、本条第1項で示されている連邦国家機関の管轄下に置かれている連邦国立教育機関で学習する将校 (中級、上級、最高級幹部の将校) である。当該教育機関を管轄している連邦国立機関の決定によって、聴講生のカテゴリーには将校の官位を有しない軍人及び兵卒及び下級幹部の職員が属させられる。

8. 士官学校生とは、将校の官位を有しない軍人、兵卒及び下級幹部の職員である。
9. 教育分野における学習者、連邦国家公務の職、及び軍務またはそれと同等とみなされる職務、内務機関での職務、本条第1項で示されている連邦国家機関の管轄下にある連邦国立教育機関での職務を有する教職員の権利行使の特徴は、当該機関の法規定によって規定されうる。
10. 本条第1項で示されている連邦国家機関は、以下の事項を規定する。
 - 1) 本連邦法及びその他のロシア連邦法規定に沿って、当該連邦国家機関の管轄下において教育活動を実施する連邦国立機関への受け入れの規準と条件、及びこのような機関への入学の際の補足試験の一覧表を規定する。
 - 2) ロシア連邦法に沿って、示された連邦国家機関の管轄下にある連邦国立教育機関からの退学の手順、このような機関への復学の手順、学習者の当該機関の管轄下に置かれており、教育活動を実施する連邦国立機関から他の同様な機関への転学の手順を規定する。
 - 3) 開かれた情報通信ネットワーク、及びインターネットで当該機関の公式サイトに記載される当該機関の管轄下に置かれており、教育活動を実施する連邦自治体立機関の活動に関する情報一覧及び記載の手順を規定する。
 - 4) 本連邦法に反しない範囲において、国家の防衛・安全、法秩序の保障のための人員養成の分野における教育、教授法及び科学的（研究）活動の組織と実施の特徴、及び当該機関の管轄下に置かれており教育活動を実施する連邦国立機関の活動の特徴を規定する。

第82条 医学教育及び薬学教育の職業教育プログラムの実施の特徴

1. 医療職員及び薬剤職員の養成は、次の医学教育及び薬学教育の職業教育プログラムの実施によって行われる。
 - 1) 中等職業教育の教育プログラム。
 - 2) 高等教育の教育プログラム。
 - 3) 補充職業課程。
2. 医学教育及び薬学教育の職業教育プログラムの実施は、生涯にわたる持続的な職業的知識及び技能の改善、また職業水準の随時向上及び資格の拡充を可能とする。
3. 医学教育及び薬学教育の標準補充職業教育プログラムは、保健分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって作成され、規定される。
4. 中等医学教育または中等薬学教育、もしくは高等医学教育または高等薬学教育を受ける者の実践的訓練(практическая подготовка)、及び補充職業教育は、教育プログラムに沿って医学的活動または薬学的活動への参加によって可能となり、下記の機関で実施される。
 - 1) 医学活動または薬学活動を実施する教育機関及び研究機関（医院 клиника）。
 - 2) 教育機関、研究機関の構造部門が設置されている医学機関（臨床的基盤、Клиническая база）を含む医学機関。
 - 3) 薬剤を製造する機関、医療品を製造する機関、薬局、司法鑑定機関及びロシア連邦

国民の保健分野において活動するその他の機関。

5. 本条第4項2-3において規定されている実践的訓練の実施は、教育機関もしくは研究機関と医療機関または薬剤を製造する機関、医療品を製造する機関、薬局、司法鑑定機関または保険分野において活動するその他の機関との間での契約によって組織される。当該契約は、実践的訓練の組織のために必要な両側の物品の使用の手順と条件、学習者、教職員、医学活動の研究機関の職員、薬学活動研究機関の職員の参加の手順と条件、及び国民に対する医療サービスの提供の手順を含めて、教育活動への医療機関の職員、薬剤を製造する機関の職員、医療品を製造する機関の職員、薬局の職員、司法鑑定機関の職員、及び保険の分野において活動するその他の機関の職員の参加の手順を規定する条例をもっていなければならない。
6. 本条第5項で示されている国自治体立機関において、連邦予算の支出、ロシア連邦構成主体の予算及び（または）地方自治体の予算から在的支援によって学習者の教育活動を行う機関での実践的訓練、及び学習者の実践的訓練に必要なその機関の物品の使用は無償基盤で行われる。
7. 基礎職業教育プログラム及び補充職業教育プログラムを学ぶ学習者の国民への医療サービスの提供への参加、及び薬学的活動への参加は、保健の分野において国家政策の策定及び標準的・法的規定の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。
8. 医学教育、薬学教育の職業教育プログラムを学ぶ学習者の実践的訓練の組織と手順は、保健の分野において国家政策の策定及び標準的・法的規定の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。
9. 医学実習研究科 (ординатура) の教育プログラムによる養成は、学習者の職業活動に必要な知識、能力と技能の習得、医療職員、薬剤職員に就ける資格の取得を保障する。
10. 医学実習研究科の教育プログラムでの学習は、保健の分野において国家政策の策定及び標準的・法的規定の機能を果たす連邦行政機関との協調の上で、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって決定された連邦国家教育スタンダードに従って行われる。
11. 医学実習研究科の特定の専門及びまたは志向の連邦国家教育スタンダードは、段階的学習者の可能性が想定されており、その枠組みでは学習者は、一定の段階を修了してから最終認定（国家最終認定）を受け、医療職、または薬剤職に就ける資格を授与されることが可能である。
12. 医学実習研究科の教育プログラムでの学習への国民の受け入れの手順は、保健の分野において国家政策の策定及び標準的・法的規定の機能を果たす連邦行政機関との協調の上で、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制の機能を果たす連邦行政機関によって定められる。
13. 高等医学教育、高等薬学教育の教育プログラム、及び高等教育を修了している者のための補充職業教育プログラムの教育活動に、保健の分野において国家政策の策定及び標準的・法的規定の機能を果たす連邦行政機関が規定する手順に従って、高等医学教育または高等薬学教育を修了しており、医学実習研究科またはインターン制度 (интернатура)

で学習した医療機関及び研究機関の職員、薬剤を製造する機関、医療品を製造する機関、薬局、司法鑑定機関及びロシア連邦国民の保健分野において活動するその他の機関の職員が認可される。

14. 中等医学教育、中等薬学教育の教育プログラム、及び中等教育を修了している者のための補充職業教育プログラムの教育活動に、保健の分野において国家政策の策定及び標準的・法的規定の機能を果たす連邦行政機関が規定する手順に従って、中等または高等医学教育、もしくは中等または高等薬学教育を修了しており、適切な補充職業教育プログラムによる訓練を受けており、または医学実習研究科またはインターン制度(интернатурса)で学習した医療機関及び研究機関の職員、薬剤を製造する機関、医療品を製造する機関、薬局、司法鑑定機関及びロシア連邦国民の保健分野において活動するその他の機関の職員が認可される。

第 83 条 芸術の分野における教育プログラムの実施の特徴

1. 国民の芸術教育及び美学的訓育、芸術分野における資格を有する創造職員及び教職員の養成は、芸術分野の教育プログラムの実施によって行われる。芸術分野の教育プログラムの実施は、連続性及び継承性の原則に基づいており、英才児と英才青少年の早期発見、職業的自立、年齢的・感情的・知的及び身体的要素に依拠する学習者の発達、また、個人の職業的自立の相互に関連する段階の逐次的な通過に向けられる。
2. 芸術分野において次の教育プログラムが実施される。
 - 1) 補充職業前教育及び全発達プログラム(дополнительные предпрофессиональные и общеразвивающие программы)。
 - 2) 基礎中等教育及び初等中等普通教育の教育プログラムに統合された中等職業教育プログラム(以下、芸術分野の統合教育プログラム)。
 - 3) 中等職業教育の教育プログラム(中堅専門家 специалист среднего звена)の養成プログラム)。
 - 4) 高等教育の教育プログラム(学士課程プログラム、専門家養成課程プログラム、修士課程プログラム、アシスタント・研修課程プログラム、アスピラントウーラ)。
3. 芸術分野における補充職業前教育プログラムの実施目的は、英才児の早期発見、彼・彼女らの芸術的・美的教育のための条件整備、選択された芸術分野における知識・技能・習熟の取得、創造活動の経験の取得、及び彼・彼女らを芸術分野において教育を受ける準備を実施することである。芸術分野における補充職業前教育は、子どもの補充教育機関(芸術分野別芸術学校)、芸術分野において統合された教育プログラム、芸術分野における中等職業教育プログラムを実施する職業教育機関、及び高等教育機関において実施される。
4. 芸術分野における補充職業前教育プログラムの一覧は文化分野において国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関によって定められる。
5. 芸術分野における補充職業前教育プログラムの最小限の内容、構造、実施条件及び学習期間に対する連邦国家規準は、文化分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制

機能果たす連邦行政機関によって教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関との合意の上で定められる。

6. 芸術分野における補充職業前教育プログラムへの受け入れは、当該教育プログラムの習得に必要な創造的能力及び身体的能力を有する者を発見する目的で、文化分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関が教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関との合意の上で定める規準に従って実施された個別選抜の結果に基づいて行われる。
7. 芸術分野における補充職業前教育プログラムの習得は、文化分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関が教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関との合意の上で定める規準に従ってその形態と手順が定められる学習者の総括評価によって終了する。
8. 芸術分野における統合された教育プログラムは、芸術分野において優秀な能力を有する者の芸術的・美的教育の条件整備を目的とする。
9. 芸術分野における教育プログラムは、職業教育機関及び高等教育機関の対面式教育形態において、芸術分野における中等職業教育、基礎普通教育、普通初等中等教育及び中等職業教育の習得、創造的能力の発達を目的とする学習者の教育的ニーズと要求の充足を保障する連邦国家教育スタンダードに沿って実施される。
10. 芸術分野における統合された教育プログラムを学習する者は、基礎普通教育を修了するまで基礎普通教育のプログラムを受ける者の権利と義務を負い、普通初等中等教育及び中等職業教育を受けるとき、中等職業教育プログラムを学習する者の権利と義務を負う。
11. 芸術分野における統合された教育プログラムを実施する教育機関において、普通初等教育のプログラムは、学習者に選択された芸術分野の知識・技能・習熟、創造活動の経験の取得、また芸術分野における職業教育を受けるための学習者の準備のための条件整備を見通す普通初等教育の連邦国家スタンダードに沿って実施される、
12. 芸術分野における統合された教育プログラムを実施する教育機関の構造に学習者の居住のための宿舍の設置が可能である。
13. 芸術分野における統合された教育プログラムへの受け入れは、中等職業教育の芸術分野における統合された教育プログラムを学習するための優勝な創造的能力及び身体的能力を有する者の選別の結果によって行われる。芸術分野における統合された教育プログラムへの受け入れの規準は、文化分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関によって教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関との合意の上で定められる。
14. 芸術分野における統合された教育プログラムを習得した者は、本連邦法の定める規準に従って、基礎普通教育のプログラムの修了、及び中等職業教育の当該教育プログラムの修了に対する総合評価を受ける。
15. 芸術分野における統合された教育プログラムを学習する者が、基礎普通教育取得中に教育機関の判断で退学される場合、教育機関は学習者の基礎普通教育プログラムを実施するその他の教育機関への転校を保障する義務がある。

16. アシスタント・研修課程プログラムは、創造・演技専門の上級レベルの資格を有する創造的職員、教員の養成を目的とし、芸術分野における基礎教育プログラムを対面式教育形態で行う高等教育機関において実施される。
17. アシスタント・研修課程プログラムでの教育は、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関によって文化分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関との合意の上で定められた連邦国家教育スタンダードに沿って実施される。
18. アシスタント・研修課程プログラムでの高等教育の取得は、当該創造・演技専門の資格プロジェクトの制作を含む。
19. アシスタント・研修課程プログラムへの受け入れ及び教育活動の実施の規準は、文化分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関によって教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関との合意の上で定められる。
20. 芸術分野における基礎職業教育プログラムの教育実習と企業実習は、当該プログラムによって見込まれている場合、理論的教育と同時に行われることが可能である。
21. 文化分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能果たす連邦行政機関は、本連邦法に矛盾しない部分において、芸術分野における教育活動と教授活動の組織化と実施のその他の特徴を定める。

(第 77 条～第 83 条担当：タスタンベコワ・クアニシ)

第 84 条 体育・スポーツ分野における教育プログラムの実施の特徴

1. 体育・スポーツ分野における教育プログラムは、人格の体育 (физическое воспитание личности)、体育・スポーツ分野における知識、技能、習熟の習得、身体向上 (физическое совершенствование)、健康的で安全な生活スタイルの文化の育成、健康強化、最も才能のある子ども・少年の発見及び選抜、スポーツ訓練を受けるための条件整備、体育・スポーツ分野における要員養成のために向けられる。
2. 体育・スポーツ分野においては以下の教育プログラムが実施される。
 - 1) 体育・スポーツ分野における補充職業前教育プログラムと統合された基礎普通及び中等普通教育の教育プログラム (以下、体育・スポーツ分野における統合された教育プログラム)。
 - 2) 体育・スポーツ分野における職業教育プログラム。
 - 3) 体育・スポーツ分野における補充普通教育プログラム。
3. 体育・スポーツ分野における補充普通教育プログラムは以下のものを含む。
 - 1) 人格の体育、英才児の発見、英才児による体育・スポーツに関する初歩的な知識の習得に向けられた、体育・スポーツ分野における補充全発達 (общеразвивающие) プログラム (体育プログラム及び体育・健康強化プログラム)。
 - 2) 英才児の選抜、英才児の体育及び身体的発達のための条件整備、英才児による体育・スポーツ分野 (選択したスポーツ種目を含む) における初歩的な知識、才能、技能

の習得、並びにスポーツ訓練の諸段階の習得への準備に向けられた、体育・スポーツ分野における補充職業前プログラム。

4. 体育・スポーツ分野における補充的前職業プログラムの内容の最低基準、構造、実施条件及び学習期間に対する連邦国家要求は、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関との合意の上で、体育・スポーツ分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関によって定められる。本連邦国家要求は、スポーツ訓練の連邦スタンダードの要求を考慮しなければならない。
5. 体育・スポーツ分野における補充職業前プログラムへの学習者の受け入れは、当該教育プログラムの習得に必要な、体育・スポーツ分野における諸能力を有する者の発見のために行われる個人選抜の結果に基づいて、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関との合意の上で、体育・スポーツ分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関によって行われる。
6. 体育・スポーツ分野における統合された教育プログラムを実施する教育機関の組織内において、本プログラムの学習者のための寄宿舎を設置することができる。寄宿舎を有し、ロシア連邦及びロシア連邦構成主体の代表団候補の養成を行う教育機関における子どもの居住にかかる保護者負担額 (родительская плата) は徴収されない。
7. 中等職業教育の教育プログラム、体育・スポーツ分野における統合された教育プログラム、体育・スポーツ分野における補充職業前プログラムの学習者のために、教育機関は、スポーツ装備、スポーツ用具・設備、訓練・体育・スポーツ行事開催地までの往復の移動経費、訓練・体育・スポーツ行事開催中の食事と宿泊、並びに学習者の医療保障を提供する。このうち、スポーツ装備、スポーツ用具・設備、食事、訓練・体育・スポーツ行事開催地までの移動経費の保障は、当該教育機関の設置者によって行われる。
8. 学習者による、本条第7項で示された教育プログラムの随時習得及び長期休暇中のスポーツ訓練を保障するために、教育機関は、体育・スポーツキャンプを開催したり、体育・スポーツ団体が実施する、または教育機関が独自に実施する訓練イベント大会へのそれらの学習者の参加を保障したりすることができる。
9. 教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関は、本連邦法に矛盾しない限り、体育・スポーツ分野における教育・訓練・教授法活動の組織及び実施のその他の特徴を定めることができる。

第85条 国際規準に基づいた民間航空スタッフ、航空機の乗務員の専門家養成、並びに列車の運行及び入換作業と直接的にかかわる鉄道職員の養成分野における教育プログラムの実施の特徴

1. 国際規準に基づいた民間航空スタッフ、航空機の乗務員の専門家養成、並びに列車の運行及び入換作業と直接的にかかわる鉄道職員の養成分野においては以下の教育プログラムが実施される。
 - 1) 基礎職業教授プログラム。
 - 2) 中等職業教育の教育プログラム及び高等教育の教育プログラム。

3) 補充職業プログラム。

2. 国際規準に基づいた民間航空スタッフ、航空機の乗務員の専門家養成、並びに列車の運行及び入換作業と直接的にかかわる鉄道職員の養成分野における中等職業教育の教育プログラム及び高等教育の教育プログラムの実施は、運輸分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関との合意の上で、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関によって承認された連邦国家教育スタンダードに基づいて行われる。
3. 国際規準に基づいた民間航空スタッフ、航空機の乗務員の専門家養成、並びに列車の運行及び入換作業と直接的にかかわる鉄道職員の養成分野における職業教授の標準(типовые)基礎プログラム及び標準補充職業プログラムは、運輸分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関によって承認される。
4. 国際規準に基づいた民間航空スタッフ、航空機の乗務員の専門家養成、並びに列車の運行及び入換作業と直接的にかかわる鉄道職員の養成分野における教育プログラムの実施は、運輸分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関によって承認されたプログラムに基づき、様々な責任段階の職員養成の目的、手段、方法、組織形態の継承性を保障する、運輸インフラ整備及び輸送手段別の輸送機器を使用するための理論的・模擬的・実務的訓練を含む。
5. 国際規準に基づいた民間航空スタッフ、航空機の乗務員の専門家養成の分野における教育プログラムの実施は、ロシア連邦の国際条約が要求する最低限必要な飛行時間及び航空機での勤務経験に対する規準を満たさなければいけない。
6. 国際規準に基づいた民間航空スタッフ、航空機の乗務員の専門家養成、並びに列車の運行及び入換作業と直接的にかかわる鉄道職員の養成分野における教育プログラムに沿って教育活動を行う機関は、連邦国家教育スタンダード、職業教授の標準基礎プログラムまたは標準補充職業プログラムによってそれらへの要求が規定された輸送機器及び模擬機器(тренажеры)を含む学習・模擬機器設備(учебно-тренажерную базу)を保有しなければならない。
7. 運輸分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関は、本連邦法に矛盾しない限り、運輸インフラ整備及び輸送手段別の輸送機器を使用するための理論的・模擬的・実務的訓練、並びに国際規準に基づいた民間航空スタッフ、航空機の乗務員の専門家養成、並びに列車の運行及び入換作業と直接的にかかわる鉄道職員の養成分野における教育プログラムの実施にかかわる教授法活動の組織及び実施の特徴を定めることができる。

第 86 条 普通教育機関及び職業教育機関における未成年学習者の兵役及びその他の国家公務への準備を目的とする補充全体発達教育プログラムに基づく学習

1. 基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムは、ロシア・コサックの国家公務を含む、兵役及びその他の国家公務への未成年学習者の準備を目的とする、補充全体発達教育プログラムと統合することができる。

2. ロシア・コサックの国家公務を含む、兵役及びその他の国家公務への未成年学習者の準備を目的とする、補充全体発達教育プログラムと統合された、基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムの履修範囲において、「大統領カデット学校」(президентское кадетское училище)、「スヴォーロフ軍事学校」(суворовское военное училище)、「ナヒモフ海軍学校」(нахимовское военно-морское училище)、「カデット(海軍カデット)軍事学校」(кадетский «морской кадетский» военный корпус)、「カデット学校」(кадетская школа)、「カデット(海軍カデット)学校」(кадетский «морской кадетский» корпус)、「コサック・カデット学校」(казачий кадетский корпус)の特別名称をもつ当該普通教育機関及び「軍楽学校」(военно-музыкальное училище)の特別名称をもつ職業教育機関を設置することができる。
3. 「大統領カデット学校」「スヴォーロフ軍事学校」「ナヒモフ海軍学校」「カデット(海軍カデット)軍事学校」の特別名称をもつ普通教育機関及び「軍楽学校」の特別名称をもつ職業教育機関は、ロシア連邦のみによって設置される。「カデット学校」「カデット(海軍カデット)学校」「コサック・カデット学校」の特別名称をもつ普通教育機関は、ロシア連邦及びロシア連邦構成主体によって設置される。
4. 「大統領カデット学校」「スヴォーロフ軍事学校」「ナヒモフ海軍学校」「カデット(海軍カデット)軍事学校」の特別名称をもつ連邦国立教育機関及び「軍楽学校」の特別名称をもつ職業教育機関における教育活動の組織及び実施、並びにそれらの教育機関への受け入れは、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関との合意の上で、それらの機関を管轄する連邦国家機関によって定められた手順に従って行われる。「カデット学校」「カデット(海軍カデット)学校」「コサック・カデット学校」の特別名称をもつ教育機関における教育活動の組織及び実施は、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関によって定められた手順に従って行われる。
5. 上記の教育機関の設置者は、学習者の制服、その着用規則及び階級章を定める。
6. 孤児や親の保護なしに残された子ども、契約により軍務に従事する軍人の子ども、連邦法により軍務が定められた連邦行政機関の国家公務員(государственные гражданские служащие)及び文民スタッフ(гражданский персонал)の子ども、軍務の上限年齢に達したこと、健康上の理由またはリストラ実施により軍務から退任させられ、かつ25年以上の軍務の総歴を有する市民の子ども、軍務の遂行中に命を落とした軍人または軍務の遂行中に生じた身体の損傷(負傷、外傷、挫傷)及び発病により死亡した軍人の子ども、ソ連邦英雄、ロシア連邦英雄、並びに名誉勲章の完全な騎士[全3等級の所持者]の子ども、職務遂行の際に受けた身体の損傷及び健康損害もしくは内務機関における公務の期間中に患った病気により死亡した内務機関の職員の子どもの、検察機関における公務の期間中もしくは(公務による健康損害の帰結として)退職後に受けた身体の損傷及びその他の健康損害により死亡した検察職員の子どもの、並びに連邦法が定めた場合においてその他の者は、ロシア・コサックの国家公務を含む、兵役及びその他の国家公務への未成年学習者の準備を目的とする、補充全体発達教育プログラムと統合された基礎普通

及び中等普通教育の教育プログラムを実施する普通教育機関への優先的な受け入れの権利を享受する。

第 87 条 ロシア連邦の諸民族の精神的・道徳的文化の基礎の学習の特徴。神学教育及び宗教教育を受けることの特徴

1. 精神的・道徳的及び社会文化的な家庭価値及び社会価値に基づく人格の形成及び発達のために、しかるべき連邦国家教育スタンダードの要求などに基づき、学習者によるロシア連邦の諸民族の精神的・道徳的文化の基礎、道徳的原則、世界宗教（世界諸宗教）の歴史的・文化的伝統に関する知識の習得に向けられた教科、コース、領域（モジュール）及びそれらに対して代替な教科、コース、領域（モジュール）を基礎教育プログラムに含めることができる。
2. 普通教育プログラムに含まれた一つの教科、コース、領域（モジュール）の選択は、学習者の親（法定代理人）によって行われる。
3. 標準基礎普通教育プログラムは、学習者によるロシア連邦の諸民族の精神的・道徳的文化の基礎、道徳的原則、世界宗教（世界諸宗教）の歴史的・文化的伝統に関する知識の習得に向けられた教科、コース、領域（モジュール）の部分において、本連邦法第 12 条第 11 項が定めた手順と中央宗教団体 (централизованные религиозные организации) の内規に基づき、その団体の教義、歴史的・文化的伝統との適合性の鑑定を受ける。
4. 神学の養成分野における、国家認証を有する高等教育の基礎教育プログラムを実施する高等教育の教育機関は、これらの教育プログラムの作成にあたって、本連邦法第 12 条第 11 項に基づいて鑑定を受けた、神学の養成分野における高等教育の標準基礎教育プログラムを考慮する。
5. 神学分野における教科、コース、領域（モジュール）は、しかるべき中央宗教団体が推薦した教職員によって教授される。
6. 学習者によるロシア連邦の諸民族の精神的・道徳的文化の基礎、道徳的な諸原則、世界宗教（世界諸宗教）の歴史的・文化的伝統に関する知識の習得に向けられた教科、コース、領域（モジュール）及び神学分野における教科、コース、領域（モジュール）の教材・教授法保障には、しかるべき中央宗教団体が加わる。
7. 私立教育機関は、しかるべき地方宗教団体または中央宗教団体の提示に基づき、教育過程の参加者によって構築される基礎教育プログラムの部分に、宗教教育（宗教的要素）を保障する教科、コース、領域（モジュール）を含める権利を有する。
8. 宗教団体（宗教教育機関を除く）によって設置された私立教育機関は、当該宗教団体または中央宗教団体の提示に基づき、教育過程の参加者によって構築される基礎教育プログラムの部分に、宗教教育（宗教的要素）を保障する教科、コース、領域（モジュール）を含める。
9. 宗教教育機関は、宗教団体の聖職者及び宗教スタッフの養成に向けられた教育プログラムを実施し、連邦国家教育スタンダードに基づき中等職業教育及び高等教育の教育プロ

グラムを実施する権利を有する。

10. 宗教教育（宗教的要素）を保障する教科、コース、領域（モジュール）の部分における標準教育プログラム、並びに宗教団体の聖職者及び宗教スタッフの養成に向けられた標準教育プログラムは、しかるべき宗教団体または中央宗教団体によって承認される。上記の教科、コース、領域（モジュール）及び標準教育プログラムの教材・教授法保障は、しかるべき宗教団体または中央宗教団体によって行われる。
11. 宗教団体によって設置された私立教育機関、並びに宗教教育機関は、本連邦法が定めるものに対して追加的な、これらの教育機関を管轄するしかるべき宗教団体または中央宗教団体の内規から導き出される、学習への受け入れ条件、学習者の権利と義務、学習者の退学のための根拠を定める権利を有する。
12. 教育機関、並びに教育職員（本条第 1 項及び第 4 項で示された教育プログラムを実施・教授する場合は、教育機関及び教育職員の活動水準を中央宗教団体によって承認された規準と要求に適ったものとして認められるために、当該団体の内規に基づき、本団体において社会審査(общественная аккредитация)を受けることができる。社会審査の手順、並びに認可された教育機関及び教育職員に与えられる権利は、本審査を行う中央宗教団体によって定められる。社会審査は、国家による追加的な財務義務及びその他の義務を伴わない。

第 88 条 ロシア連邦外務省の国外機関における基礎普通教育プログラムの実施の特徴

1. ロシア連邦の外務省の国外機関は、普通教育の連邦国家教育スタンダードの要求に基づき、その国外機関において設置される特別下部組織を通じて、ロシア連邦外務省の国外機関、ロシア連邦の通商代表部、ロシア連邦国防省の軍事代表部、それらと同等とみなされたその他の軍事代表部、ロシア連邦の法令によって外国に職員を派遣する権限を委託されたその他の連邦国家機関の代表部の職員を親(親法定代理人)とする市民による、全員に開かれた無償の(на общедоступной и бесплатной основе)基礎普通教育(を受けること)を保障する。
2. ロシア連邦の外務省によって承認された、教育分野におけるロシア連邦外務省の国外機関による国家サービス供与の規準的費用は、ロシア連邦外務省の国外機関の学習者の数とかかわらない、教育活動の実施費用を考慮しなければならない。
3. 本条第 1 項で示された者以外の者のロシア連邦外務省の国外機関における普通教育プログラムの履修は、ロシア連邦外務省との合意の上で下された、当該ロシア連邦外務省の国外機関の長の決定によって行われる。この場合、本国外機関の未成年学習者の親(法定代理人)、その他の個人または法人は、ロシア連邦外務省が定めた、教育分野における国家サービス供与の規準的費用に基づいた、本学習者の学習及び居住にかかるロシア連邦外務省の国外機関の費用(それらが存在する場合)を補償する。
4. ロシア連邦外務省の国外機関における特別下部教育組織は、ロシア連邦外務省の決定により設置・活動停止・廃止される。
5. ロシア連邦外務省は、ロシア連邦外務省の国外機関における特別下部教育組織に対して

以下のことを行う。

- 1) これらの下部組織の活動管理の構造と職員配置を定める。
- 2) 教育活動の要員・情報・教授法保障を行う。
- 3) 連邦国家教育スタンダードの要求、並びにロシア連邦外務省が所在する国家の要求に従って、教育活動の物的・技術的保障及び設備、建物の設備を行う。
- 4) 教育に関する書類の用紙を供給し、ロシア連邦外務省の国外機関によって出された教育に関する文書についての情報の、教育及び（または）資格に関する文書の連邦登録簿への記入を組織する。
- 5) これらの下部組織の活動の管理を行う。
6. ロシア連邦外務省の国外機関は、ロシア連邦の法令、並びに教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関との合意の上でロシア連邦外務省によって承認された、基礎及び補充普通教育プログラムに沿ったロシア連邦外務省の国外機関における教育活動の組織及び実施の手順に従って、教育活動を実施する。
7. ロシア連邦の国外機関へ派遣される教育職員との労働契約は、ロシア連邦の国外機関へ派遣される市民との労働契約に関するロシア連邦の法令が定める手順及び条件に基づいて締結される。
8. ロシア連邦外務省の国外機関の教育職員の権利と義務は、労働法令により定められた、ロシア連邦外務省の国外機関の職員の労働規制の特徴を考慮した上で、教育法令により定められる。

(第 84 条～第 88 条担当：トカチェンコ・スヴィトラーナ)

第 12 章 教育制度の管理。教育活動の国家的規制

第 89 条 教育制度の管理

1. 教育制度の管理は、教育機関の適法性、民主主義、自律性、教育制度の情報公開及び世論を考慮するという諸原理に基づいて行われ、国家的・社会的性格を帯びる。
2. 教育制度の管理は、その中に以下の事項を含む。
 - 1) 教育分野の管理を行う、連邦行政機関、連邦構成主体行政機関及び地方自治機関の相互協力システムの形成。
 - 2) 教育制度発展の戦略的計画の実現。
 - 3) 教育制度の発展に向けられたロシア連邦の国家プログラム、連邦と地域のプログラムの採択と実施。
 - 4) 教育制度におけるモニタリングの実施。
 - 5) 教育分野における国家管理を行う連邦国家機関、ロシア連邦構成主体行政機関の活動、及び教育分野における管理を行う地方自治機関の活動の情報・方法面での保障。
 - 6) 教育活動の国家的規制。
 - 7) 独立した教育の質の評価、社会的及び社会的・職業的認証。

- 8) 教育分野における国家管理を行う連邦国家機関、ロシア連邦構成主体権力機関の職員、及び教育分野における管理を行う地方自治機関の職員、教育機関の長及び教育職員の養成と資格向上。
3. 教育分野における国家管理は、その権限の範囲内で、連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関が行う。地方自治体の区と市区における教育分野の管理は、しかるべき地方自治機関によって行われる。
4. 教育分野において国家管理を行う連邦行政機関は、教育分野における国家政策の作成と規範的・法的規制に関する機能を遂行する連邦行政機関、教育分野におけるコントロールと監督に関する機能を遂行する連邦行政機関、及び教育機関を管轄する連邦国家機関である。
5. 教育分野における国家政策の作成と規範的・法的規制に関する機能を遂行する連邦行政機関は、連邦国家機関、ロシア連邦構成主体行政機関及びその他の教育制度の主体の教育分野における活動の調整を行う。

第 90 条 教育活動の国家的規制

1. 教育活動の国家的規制は、教育活動の統一の実施要求の制定、これらの要求の制定及び教育活動を行う機関によるこれらの要求の遵守の点検と結びついた手続きの制定に向けられている。
2. 教育活動の国家的規制は、その中に以下の事項を含む。
 - 1) 教育活動の免許授与。
 - 2) 教育活動の国家認証。
 - 3) 教育分野のコントロール（監督）。

（第 89 条・第 90 条担当：岩崎正吾）

第 91 条 教育活動の認可（лицензирование ライセンス）

1. 教育活動は、本条項で定める特性を考慮して、個々の形態の活動の認可に関するロシア連邦法に依拠して、認可が必要である。教育活動の認可は、教育形態別、教育水準別、職業、専門、養成分野（職業教育の場合）別、補充教育の形態別、に行われる。
2. 教育活動の実施に対する認可の申請者は、教育機関、教授・学習を行う機関、及び個別企業（直接に教育活動を行う個別企業を除く）である。
3. 教育活動の認可は、認可機関—教育分野における管理・監督機能を遂行する連邦行政機関、あるいは本連邦法第 6 条、第 7 条の定めに応じて、教育分野におけるロシア連邦の全権を委譲されたロシア連邦構成主体の行政機関が行う。
4. 教育活動の実施に対する認可証（лицензия 以下、認可証）は、不可分のものとして附属書を持つ。認可証附属書には、教育形態、教育水準（職業教育の場合、職業、専門、養成分野、及び相応する取得資格）についての情報、補充教育の各形態についての情報、教育活動を行う場所の住所（補充職業プログラム、職業教育の基礎プログラムに関する教育活動を行う場所は除く）が記載される。教育活動を行う機関の支部ごとに、名称、

所在地を記載した認可附属書が作成される。認可証の形式、認可証附属書の形式、及びそれら書類の書式は、教育分野における国家政策及び法的規制の策定機能をもつ連邦行政機関が定める。

5. 認可証の修正 (переоформление) は、個々の活動形態の認可に関して定められたロシア連邦法に従い、以下の認可機関によって行われる。
 - 1) 吸収合併される法人が認可を得ている場合、吸収合併 (присоединение) の形式での法人の再編。
 - 2) 再編される法人の一つ、あるいは複数の法人が認可を得ている場合、統合・合併 (слияние) の形式での法人の再編。
6. 認可証の修正は、修正の事由に応じて、全部あるいは申し出の部分のみ行う。
7. 教育活動を行っている他の機関に吸収合併される形態において教育活動を行う機関の再編を行う際は、認可証の修正は、該当する機関の認可に基づき行う。
8. 認可を受けた主体の分割あるいは分離という形態による再編の結果生じた、教育活動を実施している機関の教育活動の実施を保障する目的で、認可を行う機関は、これら機関に対し再編された認可者の認可に応じて、一時的な認可を与える。一時的な認可の有効期間は1年である。
9. 一時的認可付与の申請書及び附属書類は、統一国家法人登記簿に該当する変更がなされた日から15労働日以内に、認可機関に提出する。
10. 認可機関による一時的認可付与決定の採択は、認可申請者からの一時的認可付与の申請書及び附属書類を受理してから10労働日以内に行う。
11. 一時的認可付与の申請書の形式、及び附属書類の目録と形式は、教育分野における管理・監督の機能を遂行する連邦行政機関が定める。

(第91条1～11担当：嶺井明子)

12. 証明書の交付を行う機関は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する事態が起きた場合、個々の形態の活動に関する証明書交付についてロシア連邦法規の定めるところに従い、正当な失効の事由の下、証明書請求者もしくは申請書及び該当する書類に関する証明を受ける者についての失効の決定を行うものとする。
 - 1) 現行の連邦法に基づき、教育活動に関する証明書請求者もしくは証明書を受ける者の証明書交付が、交付する機関の資格に該当しない場合。
 - 2) 現行の連邦法に基づき、証明書請求者もしくは証明書を受ける者が教育課程における教育活動に関する申請書の証明交付を受けるに当たり、それが正当に実施されていない場合。
 - 3) 証明書を受ける者について、教育分野における管理・監督の機能を果たす連邦行政機関もしくは教育分野における国家管理 (監督) についてロシア連邦の全権を委譲されたロシア連邦構成主体の行政機関による未完遂の指令が存在する場合。
13. 宗教機関による教育機関・組織における教育活動の証明書の交付は、然るべき宗教機関の報告に基づいて行われる (もしそのような宗教機関が、然るべき中央宗教機関の報告に基づいて、中央宗教機関の構成体に含まれる場合)。精神教育機関の教育活動の証明

書の交付に際しては、教育活動従事者の等級、効力ある神学上の等級及び神学上の肩書きに関する情報を提示するものとする。

14. ロシア連邦外務省は、ロシア連邦外務省の在外機関で申請を行う証明書交付機関に対して、証明書請求者もしくは証明書を受ける者についての証明書及び該当する申請書類の交付もしくは更新について、会議を開き交付を行うものとする。
15. 教育活動の証明書交付の規則において定められた証明書交付の諸規定及び諸条件は、以下の諸特性を考慮するものとする。
 - 1) 教育活動が実施される精神教育機関の建造物の使用、同様にそうした機関の教育活動従事者の教育資格が、法に基づいて承認されていること。
 - 2) 教育活動が実施されるロシア連邦外務省の在外機関の建物、構造、建造物、室内状況及び敷地、同様にそうした教育活動を行う組織に関する諸規定。
 - 3) 教育課程を行う際のインターネット形式を用いた教育活動の実施。
 - 4) 電子機器を用いた学習、遠隔地教育技術を応用しながら教育課程を行う際の教育活動の実施。
16. 国家機密を構成する情報を含む教育課程を実施する教育機関、及び安全保障分野における連邦行政機関、国家公安分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制、管理・監督を果たす連邦行政機関、国防分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関、内政分野において国家政策の策定及び規範的・法的規制機能を果たし、移民分野において国家政策を策定する連邦行政機関、麻薬物質、向精神薬剤及びその前駆物質の取引の分野、それらの違法取引摘発の分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制、管理、監督を果たす連邦行政機関の管轄に含まれる教育機関の教育活動、その他の国家機密を構成する情報を含む教育課程を実施する教育機関の教育活動についての証明書の交付に関する特殊性は、教育活動の証明書交付に関する規定によって定められるものとする。

(第91条12～16担当：木之下健一)

第92条 教育活動の国家認証

1. 教育活動の国家認証は、連邦国家教育スタンダードに基づいて実施される基礎教育プログラム（就学前教育の教育プログラムを除く）、並びに教育スタンダードに基づいて実施される基礎教育プログラムに対して行われる。
2. 教育活動の国家認証の目的は、基礎教育プログラムに基づく教育活動、並びに教授を実施する教育機関における学習者の養成、教育活動を直接実施する個人企業家を除く個人企業家による学習者の養成が連邦国家教育スタンダードに適合しているかを確認することである。
3. 教育活動の国家認証は、本連邦法第6条及び第7条が定める権限に基づき、教育活動を実施する機関の申請に従って、認証機関（教育分野における管理・監督の機能を果たす連邦行政機関またはロシア連邦から委譲された教育分野における権限を行使するロシア連邦構成主体の行政機関）によって行われる。

4. 宗教団体によって設置された教育機関の教育活動の国家認証は、当該宗教団体の提示(これらの宗教団体が中央宗教団体の組織内にある場合は、当該中央宗教団体の提示)に基づいて行われる。宗教教育機関の教育活動の国家認証を行う際、神学の学位及び職階を有する教育職員の資格に関する情報を提供しなければならない。
5. ロシア連邦から委譲された教育分野における権限を行使するロシア連邦構成主体の行政機関は、ロシア連邦の他の連邦構成主体において支部を有する、教育活動を実施する機関の教育活動の国家認証を行う際、ロシア連邦構成主体の当該行政機関との協働によって、これらの支部における教育活動の国家認証の実施を組織する。
6. 初等普通、基礎普通及び中等普通教育の教育プログラムに基づく教育活動の国家認証を行う際、認証機関は、国家認証の申請を行った基礎普通教育プログラムが該当する、普通教育の各段階に対して、上記教育プログラムに基づく教育活動の国家認証または国家認証の拒否に関する決定を行う。
7. 基礎職業教育プログラムに基づく教育活動の国家認証を行う際、認証機関は、国家認証の申請を行った基礎職業教育プログラムが該当する、職業、専門及び養成分野の個々の大グループの各職業教育段階に対して、上記教育プログラムに基づく教育活動の国家認証または国家認証の拒否に関する決定を行う。教育活動を実施する機関において実施され、国家認証を有する職業、専門及び養成分野の大グループに該当する基礎職業教育プログラムは、国家認証を有する教育プログラムである。
8. 基礎職業教育プログラムに基づく教育活動の国家認証を行う際、教育活動を実施する機関は、本年度に当該教育プログラムを修了する学習者が存在する場合、職業、専門及び養成分野のしかるべき大グループに該当する、それらの機関が実施するすべての基礎職業教育プログラムの国家認証を申請しなければならない。
9. 認証機関は、教育活動を実施する機関(その各支部を含む)によって実施される、国家認証の申請を行った教育プログラムの国家認証に関する個別の決定を行う。
10. 国家認証の申請書及び添付書類に関しては、認証機関に直接提出するか、受取通知付きの書留郵便物で郵送しなければならない。教育活動を実施する機関は、国家認証の申請書及び添付書類を電子署名された電子文書の形で認証機関に送付することができる。上記申請書及び添付書類の様式及び記入要領は、教育分野における国家政策策定及び規範的・法的規制機能を果たす連邦行政機関によって承認される。

(第92条1～10担当：ミソチコ・グリゴリー)

11. 教育活動の国家認証は、その実施の客観性と実施の質に対する専門職審査員の責任の原則に基づく認証評価の結果により行われる。
12. 認証評価の対象となるものは、教育活動を実施する組織における学習者の学力の内容と質が国家認証のために申告された教育課程について連邦国家教育スタンダードに適合しているか判定することである。教育スタンダードの実現を保証する教育課程についての教育活動の認証評価を行うにあたって、学習者の学力の内容部分における認証評価は行われない。
13. 認証評価の実施に参加するものは、国家認証のために申告された基本的教育課程の分

野で必要な資格を有する専門職者及び（あるいは）定められた条件に対応する専門組織である。以上のような組織の教育活動に対して認証評価が実施される際には専門職者及び専門組織は、民法的関係（労働関係にある専門職者）にあることはできない。

14. 認証機関は、専門職者及び専門組織の認証を行い、電子媒体上に専門職者及び専門組織の目録登載を管理する。上記目録はインターネット上の認証機関公式サイトに認証機関によって設置される。
15. 専門職者に対する資格条件並びに専門機関に対する資格要件、認証評価実施のための専門職者と専門組織の就任及び選任手続き、またそれらのものの認証手続き（専門職者と専門組織の目録管理手続きを含め）は、教育分野において国家政策の策定と法的規制の職務をはたす連邦執行権力機関により定められる。
16. 認証評価の実施に関わる専門職者及び専門組織の役務費並びに作業実費の補償は、ロシア連邦政府が定める手続きと金額で執行される。
17. 認証評価の結果得られた結論を含め認証評価の実施に関する情報は、インターネット上の公式サイトに認証機関によって掲載される。
18. 教育活動を行う組織の教育活動の国家認証に関する決定の認証機関による交付は、国家認証の実施に関する申告書及び付属文書が本条文 29 項に示された規程が定める条件と一致している場合、それらの文書の受理の日から 105 日を超えない期間で行われる。
19. 教育活動の国家認証に関する決定の採択にあたって、認証機関によって国家認証証明書が発行される。その有効期間は以下のとおりである。
 - 1) 基礎職業教育課程で教育活動を実施する組織では 6 年。
 - 2) 基礎普通教育課程で教育活動を実施する組織では 12 年。
20. 国家認証証明書及びその付属文書の書式、また、これら文書の技術的条件は、教育分野において国家政策の策定と法的規制の職務をはたす連邦執行権力機関により定められる。
21. 合同や分割ないしは併合の形での再編の結果、教育組織ないしは授業を行う組織の閉鎖及び個人事業者としての個人の活動の停止並びに教育組織ないしは授業を行う組織の活動の停止にあたっては、国家認証の効力は、再編の結果法人の閉鎖ないしはその活動の停止あるいは個人事業者としての個人の活動の停止に関する文書が法人の統一国家目録ないしは個人事業者の統一国家目録に登録された日から停止する。
22. 合同や分割あるいは分離ないしは合併の形で教育か通津を行う別の組織に再編された教育活動を行う組織には、再編された組織ないしは諸組織により行われ、国家認証を有していた教育課程での教育活動に関する暫定的な国家認証証明書が発行される。暫定的な国家認証証明書の有効期間は 1 年である。

（第 92 条 11 ～ 22 担当：遠藤忠）

23. 認証機関は、相応の教育レベル、もしくは職業や専門性、そして準備の方向性に関して統合化されたグループに関する教育課程の国家的認定申告を受けて後、教育活動の国家的認定を次に挙げる事由のうち一つでも該当する場合、拒否することができる。
 - 1) 教育活動を実施する組織が提出した書類に虚偽の情報がある。
 - 2) 認証検査結果に基づいた否定的な結論。

24. 次に掲げる事由が一つでもある場合、認証機関は相応の教育レベル、もしくは職業や専門性、そして準備の方向性に関して統合化されたグループに関する教育課程の国家的認定申告を受けて後、教育活動の国家的認定を、教育活動を実施する組織から剥奪することができる。
- 1) 教育活動を実施する資格の完全な失効、もしくは国家的認定を持つ個々の教育課程に対する失効。
 - 2) 国家的認定が有効な期間中の、教育活動を実施する組織による、教育や（または）指定された形式の資格書類の不正な発行を含む、教育分野での不正の繰り返し。
 - 3) 国家的認定の停止期限切れ（国家的認定の更新のための基盤の欠如を伴う）。
25. 教育活動を実施する組織は、教育活動の国家的認定を職業や専門性、そして準備の方向性に関して統合化されたグループに関する教育課程の国家的認定の申告後、組織が実施する一つのもしくは複数の基礎職業教育課程に認証剥奪の基礎がある場合、剥奪される。
26. 教育活動を実施する組織は、国家的認定の拒否、または国家的認定の剥奪から 1 年経過後に国家的認定実施を申請する権利を持つ。
27. 国家的認定の証書発行や国家的認定の再手続き、そして国家的認定暫定証書の発行に際しては、税金及び手数料に関するロシア連邦の法律によって設定された金額と手続きにおける国税が支払われる。
28. 教育活動の国家的認定についての規則は、ロシア連邦政府によって制定される。
29. 教育活動の国家的認定についての規則によって、次のことが規定される。
- 1) 国家的認定の申請要件、申請の際に含まれる情報目録、国家的認定を実施するために必要であり、そして国家的認定申請に添付される書類の要件、そしてその目録。
 - 2) 教育活動を実施する組織によって提出される国家的認定申請書と国家的認定実施のために必要な書類が提出される手続き、認証機関によるその受け取り手続き。
 - 3) 専門家と（または）専門機関への審査依頼手続きを含む、認証審査実施の手続き。
 - 4) 宗教団体教育組織の教育活動について、その教育組織教職員の教育資格の確認を含む教育活動の、同様にロシア連邦外務省によって海外に設立される機関の教育活動に対する国家的認定検査実施の特性。
 - 5) 国家的認定決定、または国家的認定拒否の受け入れ手続き。
 - 6) 国家的認定証書原本の認証機関による付与手続き。
 - 7) 国家的認定証書の更新の基礎と手続き。
 - 8) 国家的認定の停止、更新、中止、そして剥奪の手続き。
 - 9) 国家的認定状態時の認証審査の特性。
 - ① 独自に設定された教育スタンダードに基づいて高等教育課程を実施する高等教育教育組織の教育活動。
 - ② 国家機密情報を含む職業教育課程と情報セキュリティ分野の職業教育課程に関する教育活動。

（第 92 条 23 ～ 29 担当：白村直也）

第 93 条 教育分野における国家監督

1. 連邦国家の教育の質管理や教育分野における連邦国家の監督を含む教育分野における国家的管理（監督）は、ロシア連邦よりその権限を委任された連邦及び連邦構成主体の執行機関（以下、教育分野における管理・監督機関）の全権のもと行われる。
2. 連邦国家のもとでの教育の質の管理は、連邦国家教育スタンダードの要求を満たす国家認証教育プログラムに基づき教育活動を遂行する組織における教育活動と学生の養成の適合性を評価し、教育の質の審査及び連邦国家教育スタンダードの要求に違反していないかどうかロシア連邦の法的基準に照らして承認するものである。
3. 教育分野における連邦国家の監督の下に、違反の予防、公表及び根絶をすることが認められるのは、教育分野における行政管理を行う連邦構成主体機関及び地方自治体の教育分野における管理を行う機関、教育活動を遂行する団体（以下、機関と団体 органы и организации）であり、それらの機関や団体によって法的な要求がなされ、それらの要求への違反を根絶及び（または）排除するためのロシア連邦の法的基準の規定を承認する。
4. 教育活動を遂行する機関の活動に対する教育分野における国家の管理（監督）の位置づけに関しては、2008年12月26日付連邦法第294 - 3号「国家の管理（監督）及び自治体の管理の遂行上における法人と個々の起業家の権利の保護について」に特別に登録された組織及び本条で規定された審査を経たものが運用する。
5. 教育活動を遂行する組織の抜き打ち審査を承認する基準は、教育分野における連邦国家の管理の範囲において示されるとともに、2008年12月26日付連邦法第294 - 3号「国家の管理（監督）及び自治体の管理の遂行上における法人と個々の起業家の権利の保護について」において以下のような基準が規定される。
 - 1) 教育活動に関する国家認証についての法的規定に違反した認証機関の取り締まり (выявление)。
 - 2) 本連邦法第97条に規定される、教育制度のモニタリングに関する法的規定に違反した教育分野における管理・監督機関の取り締まり。
6. 教育分野における管理・監督機関が法的な要求に違反したことを公表する場合、その違反を認めた機関もしくは団体に対し対応を指示する。その指示する対応の実行期間は、6ヶ月を超えてはならない。
7. 本条6項に示された指示が履行されなかった場合、その違反が許容された機関や団体も含めて、支持された期日までにその履行が認められなかった報告書もしくは期日満期までの履行を果たせなかった報告書について、教育分野における管理・監督を行う機関は当該手続きにおける行政上の違反、ロシア連邦の法典に規定された行政上の違反について取りまとめ、この団体の活動 (прием) を禁ずる。
8. 教育分野における管理・監督機関から指示される本条6項に示された規定を期日までに履行できなかった公的な機関もしくは団体が司法による解決を図る場合、その違反を排除するための新たな指示を行う。その際、当該団体が教育分野における管理・監督期間よりその指示を受けている期間は、活動資格の全てもしくは一部（特定の教育部門、

職業教育、特別支援教育、準備教育及び（もしくは）補充教育などの各教育段階、教育活動を遂行する場）を差し止められる。その指示が期日満期を迎えるまでに教育分野における管理・監督機関は、当該組織もしくは団体に対し教育に関する法規に要求される違反の排除について指示された内容を確認するための書類を付し報告しなければならない。（当該機関もしくは団体は）教育分野における管理・監督機関からその報告を受け取った後、その中に含まれる内容について検証しなければならない。活動資格を差し止められた教育活動を遂行する機関は、その検証を行い指示された内容の履行した事実を教育分野における管理・監督機関が確認し、署名した次の日より、その活動を再開する。教育分野における管理・監督機関よりその執行期間の指示を受理した機関が、教育についての法規より要求された違反の排除をしなかった場合、教育分野における管理・監督機関は資格取消の司法手続きへ申請を変更する。活動資格は、その裁定が法的効力を発揮し始めてより停止される。教育分野における管理・監督機関よりその執行期間の指示を受理した教育に関する国家的行政管理を行う連邦構成主体の機関もしくは教育分野に関する行政管理を行う地方自治体の機関が、教育についての法規より要求された違反の排除をしなかった場合、教育分野における管理・監督機関は連邦構成主体の上級行政機関もしくは連邦構成主体の首長の解職請求の検討について動議する地方自治体の行政機関、もしくは教育分野に関する行政管理を行う地方自治体の首長部局を指導する。

（第93条1～8担当：黒木貴人）

9. 基礎教育プログラムの習得結果に対する連邦国家教育スタンダードの要件に違反があった場合、教育分野の統制と監督に関わる機関は、教育活動を実施している組織に対して、連邦国家教育スタンダードの要件の判明した違反事項の解消に関する命令を出す。命令に指定された実行期間は6月を超えてはならない。報告書の提出が指定された実行期間内に確認されない場合や実行期間満了までに指示された命令実行報告書が提出されない場合も含めて、出された命令が未実行の場合には、教育分野の統制と監督に関わる機関は、行政上の法律違反に関して「ロシア連邦法」により定められた規定において、行政上の法律違反に関する訴訟を提起し、当該組織の登録を抹消する。指定された期間中に出された命令が未実行である理由で、教育活動を行っている組織に対して、裁判所により行政上の責任を問う決議がなされた場合、教育分野の統制と監督に関わる機関は、判明した違反の解消に関する命令を改めて出し、さらに、再度出された命令の実行期間において、国家認証の発行を、全面的にあるいは個々の教育水準、職業・専門及び養成分野のグループに関して停止する。再度出された命令の実行期間満了までに、教育分野の統制と監督に関わる機関は、教育活動を行っている組織から、違反事項の解消に関して、出された命令実行を確認する情報を含む文書が添付された違反事項の解消に関する通知を受理しなければならない。そのような通知を受理した後、教育分野の統制と監督に関わる機関は、通知に含まれる、教育活動を行っている組織により解消された、基礎教育プログラムの習得結果に対する連邦国家教育スタンダードの要件の違反事項に関する情報を点検する。再度出された命令の実行が事実として確定される点検実施署名日以降に、教育分野の統制と監督に関わる機関の決定に基づき、国家認証の発行は再開され、

教育活動を行っている組織の登録の一時的差し止めは解除される。教育分野の統制と監督に関わる機関によって定められる再度出された命令の実行期間において、教育活動を行う組織が、基礎教育プログラムの習得結果に対する連邦国家教育スタンダードの要件に違反を解消しない場合、教育分野の統制と監督に関わる機関は、教育活動を行う組織の国家認証を、全面的にあるいは個々の教育水準、職業・専門及び養成分野のグループに関して剥奪する。

10. 国家機密からなる情報を含む教育プログラムを実現する教育機関の活動に関する教育分野における国家統制（監督）の実施要件は、ロシア連邦政府によって定められる。

（第 93 条 9 ～ 10 担当：大谷 実）

第 94 条 教育学的鑑定 (Педагогическая экспертиза)

1. 教育学的鑑定は、標準的法的規程及び教育と訓育の問題にかかわる標準的法的規定において一定段階の教育プログラムの学習の質、及び（または）学習者による当該プログラムの習得の方針と条件に対する悪影響を起しうる規定の防止を目的とする。
2. 標準的法的規定及び教育と訓育の問題にかかわる標準的法的規定の教育学的鑑定の実施は、ロシア連邦政府代表連邦行政機関によって組織される。教育学的鑑定の実施に当たって必要な資格を有する個人と法人の参加が促される。
3. 教育学的鑑定の結果に基づいて作成される鑑定書は、鑑定された標準的法的規定を作成、または策定した連邦行政機関によって鑑定書が提出された日から 30 日間以内にレビューされなければならない。鑑定書レビューの結果は、当該連邦行政機関の公式ウェブサイトにて公開される。
4. 教育学的鑑定の実施手順はロシア連邦政府によって規定される。

第 95 条 教育質の第三者評価 (Независимая оценка качества образования)

1. 教育質の第三者評価は、教育機関が行う教育活動及びそこで実施される教育プログラムに対して、その教育プログラムが教育活動の対象である個人と法人のニーズに対応しているかどうか、また、彼らが教育活動を行う機関、教育プログラムを選択する際のサポート、さらに、教育活動を行う機関とその教育プログラムのロシア市場及び国際市場における競争力の向上を目的として実施される。
2. 教育質の第三者評価は、法人または自営業者（以下、質の評価を行う機関）によって実施される。
3. 質の評価を行う機関は、評価する教育のタイプ、教育活動を行う機関とそこで実施される教育プログラムを選定し、教育質の第三者評価の実施条件、形態と方法とその支払いの方法を定める。
4. 教育質の第三者評価は法人または個人のイニチアチブによって実施される。教育質の第三者評価が実施される際、教育活動を行う機関とそこで実施される教育プログラムに関する一般向きの情報が使われる。
5. 教育質の第三者評価、教育分野における国際比較研究の枠内においても実施される。

6. 教育質の第三者評価の結果は、教育活動実施の認可 (лицензия на осуществление образовательной деятельности) の一時停止または取り消し、教育活動を実施する教育機関に対する国家認証 (государственная аккредитация) の一時停止または取り消しにはつながらない。

(第94条・第95条担当：タスタンベコワ・クアニシ)

第96条 教育活動を行う機関の社会的認証。教育プログラムの職業的・社会的認証

1. 教育活動を行う機関は、様々なロシアの機関、外国の機関及び国際機関の社会的認証を受けることができる。
2. 社会的認証の意味は、ロシアの機関、外国の機関及び国際機関のしかるべき規準や要求に対する、教育活動を行う機関の活動水準の承認である。社会的認証の実施手続き、実施の際の評価の形態と方法、同様に教育活動を行う被認証機関に与えられる権利は、社会的認証を行う社会的機関によって制定される。
3. 雇用者、その連盟、同様にそれらによって権限を与えられた機関は、教育活動を行う機関によって実現される職業教育プログラムの職業的・社会的認証を実施する権利を有する。
4. 職業教育プログラムの職業的・社会的認証とは、教育活動を行う具体的な機関において教育プログラムを習得した卒業生の養成の質と水準を承認することであり、職業スタンダードの要求やしかるべき分野の専門家、労働者、従業員に対する労働市場の要求に応えることである。
5. 雇用者、その連盟、同様にそれらによって権限を与えられた機関による職業教育プログラムの職業的・社会的認証の結果に基づき、それらによって認証される職業教育プログラムとプログラムを実施する教育活動を行う機関の格付け (рейтинг) が形成され得る。
6. 既述の認証の実施に際して、職業教育プログラムの職業的・社会的認証の手続き、評価の形態と方法、及び教育活動を行う、認証された職業教育プログラムを実施する機関に与えられる権利は、既述の認証を行う雇用者、その連盟、又はそれらによって権限を与えられた機関によって定められる。
7. 社会的認証及び職業的・社会的認証を行う機関によって保障されるのは、しかるべき認証遂行手続きについての情報の公開とアクセス性である。
8. 教育活動を行う機関が有する社会的認証又は職業的・社会的認証についての情報は、認証機関に提供され、国家認証の実施の際に検討される。
9. 社会的認証及び職業的・社会的認証は、自発的に行われ、国家の補充的な財政義務を伴わない。

第97条 教育制度の情報公開。教育制度におけるモニタリング

1. ロシア連邦国家権力機関、ロシア連邦構成主体国家権力機関、地方自治機関及び教育活動を行う機関は、教育制度の情報公開とアクセス性を保障する。

2. 教育制度についての情報はその中に、その機能の遂行に際して、教育分野における国家管理を行う連邦国家機関とロシア連邦構成主体行政機関、教育分野における管理を行う地方自治機関、教育活動を行う機関、同様に教育分野における活動を行うその他の機関によって取得される、教育制度に関する公式の統計資料、教育制度のモニタリング資料及びその他の資料を含む。
3. 教育制度のモニタリングは、教育状況やその結果のダイナミックな変化、教育活動の遂行条件、学習者の定員、学習者の教科と教科外の達成、教育活動を行う機関の卒業生の職業的達成、教育活動を行う機関網の状況に対するスタンダード化された体系的な監督である。
4. 教育制度のモニタリングを組織するのは、教育分野における国家管理を行う連邦国家機関とロシア連邦構成主体行政機関、教育分野における管理を行う地方自治機関である。
5. 教育制度のモニタリングの実施手続き、同様にモニタリングすべき必須情報の一覧は、ロシア連邦政府によって定められる。
6. 教育状況とその発展の見通しの分析は、最終（年間）報告書として毎年発行され、教育分野における国家政策の策定及び規範的・法的規制に関する機能を遂行する連邦行政機関、教育分野における国家管理を行うロシア連邦構成主体行政機関、及び教育分野における管理を行う地方自治機関の公式サイト「インターネット」網に掲載される。

（第 96 条・第 97 条担当：岩崎正吾）

第 98 条 教育制度における情報システム

1. ロシア連邦国家権力から委譲された機関とロシア連邦構成主体国家権力機関による、教育と教育活動の法規制システム上の情報保障を目的とし、国家情報システムが、同様に本条項に規定される国家情報システムが創設、形成、そして運用されている。国家情報システムの管理は、国や地方自治体のサービス提供のために使用される情報—生産技術とコミュニケーション構造基盤を含み、この情報システムの他の国家情報システムや情報—通信網との互換性や相互運用性を保障する単一に組織された方法的、プログラム—技術的原則に相応すると同時に、そこに含まれる個人データの秘密性や安全性の保障、そして国や他の法的に保護された機密に関するロシア連邦法の遵守をもって実現されている。
2. 基礎普通と中等普通教育の基礎教育課程を修了した学習者の国家最終資格審査と、中等職業や高等教育学習のための教育組織への受け入れ実施の際の情報保障を目的とし、次を創設する。
 - 1) 基礎普通と中等普通教育の基礎教育課程を修了した学習者の国家最終資格審査と、中等職業や高等教育学習のための教育組織への受け入れ実施の保障のための連邦情報システム（以下、連邦情報システム）。
 - 2) 基礎普通と中等普通教育の基礎教育課程を修了した学習者の国家最終資格審査実施を保障する地域情報システム（以下、地域情報システム）。
3. 連邦情報システムと地域情報システムの形成と運用の組織は、教育における管理と監督

機能を持つ連邦執行機関と、教育における国家運営を実現するロシア連邦構成主体の執行機関組織によって行われる。

4. 連邦情報システムと地域情報システム（同様にそこに含まれる情報目録、この情報の情報システムへの入力を執り行う機関や組織目録、この情報の入力手続き、この情報の保存と加工、そして使用の手続き、そしてアクセスの保障、保存期間とこの情報保護の手続き、情報システムの相互運用保障の手続き）は、ロシア連邦政府によって確立される。機関と組織は基礎普通と中等普通教育の基礎教育課程を修了した学習者の国家最終資格審査実施と、中等職業や高等教育学習のための教育組織への受け入れに伴い、学習者、単一国家試験受験者、その実施に関与する人物、同様に高等教育に入学する者の個人データの伝達、加工、そして開示を、当人の個人データ加工に関する同意なしに執り行う、個人データに関するロシア連邦法の要求に応じて実施する。
5. 国家認可の情報保障のために、国家情報システム「教育課程上国家的認定を持つ教育活動を実施する組織目録」が創設され、同様に教育分野で管理、監督機能を持つ執行連邦機関が組織する、そのようなシステムの使用と形成、そして運営が保障されている。教育活動の国家的認定についてロシア連邦より委譲されたロシア連邦構成主体の執行権力機関は、当該情報システムに教育活動の国家的認定についての情報を入力する。国家情報システム「教育課程上国家的認定を持つ教育活動を実施する組織目録」に含まれる情報は、国、もしくは職務上の機密保存がロシア連邦法に応じて堅持される場合の制限を除き、開かれた自由なアクセスが許容される。
6. 国家情報システム「教育課程上国家的認定を持つ教育活動を実施する組織目録」の形成と運用手続き、同様にそこに含まれる情報目録と情報へのアクセス実現の手続きはロシア連邦政府によって確立される。

（第 98 条 1 ～ 6 担当：白村直也）

7. 教育及びその成果の調査の分野における国家監督の実現に向けた要件の統一性を保証することを目的として、教育分野における国家監督の国家情報システムを創設する。その作成と導入は教育分野における管理と監督の機能を担う連邦執行機関が組織する。ロシア連邦から委譲された教育分野における国家監督（管理）の権限を行使するロシア連邦構成主体執行機関は、上記の情報システムに教育分野における国家監督（管理）に関する施策の情報を上げるものとする。
8. 教育分野における国家監督の国家情報システム作成と導入の手続き（それに含める情報の一覧とそれらの情報へのアクセス実現の手続きを含む）は、ロシア連邦政府が定める。
9. 教育に関する証書及び（もしくは）資格に関する証書、教育活動を実施している機関が授与した学習に関する証書についての情報の調査を保証するために、そのような証書に関する情報は連邦情報システム「教育に関する証書及び（もしくは）資格に関する証書、学習に関する証書についての連邦情報目録」に含める。その作成と導入は教育分野における管理と監督の機能を実現する連邦執行機関が組織する。教育分野における国家行政を実施している連邦国家機関ならびにロシア連邦構成主体の執行機関、教育分野における行政を実施している地方自治機関、教育活動を実施している機関は、教育分野の管理

と監督の機能を担う連邦執行機関に、教育に関する証書及び（もしくは）資格に関する証書、学習に関する証書についての情報を、それらの情報を連邦情報システム「教育に関する証書及び（もしくは）資格に関する証書、学習に関する証書についての連邦情報目録」に上げることによって、提出する。

10. 連邦情報システム「教育に関する証書及び（もしくは）資格に関する証書、学習に関する証書についての連邦情報目録」に含める情報の一覧、その作成と導入の手続き（それに含まれる情報へのアクセスの手続きを含む）、それに情報を上げる手続き及び期間は、ロシア連邦政府が定める。
11. 教育分野における管理と監督の機能を担う連邦執行機関は、連邦情報システム「教育に関する証書及び（もしくは）資格に関する証書、学習に関する証書についての連邦情報目録」の作成と導入を組織する。ロシア連邦から委譲された教育に関する証書及び（もしくは）資格に関する証書の確認の権限を行使するロシア連邦構成主体執行機関は、教育に関する証書及び（もしくは）資格に関する証書に彼らによって記入された注記についての情報を、連邦情報システム「教育に関する証書及び（もしくは）資格に関する証書、学習に関する証書についての連邦情報目録」に上げることによって、提出する。上記の機関はこの連邦情報システムの中の情報を利用する権利がある。
12. 連邦情報システム「教育に関する証書及び（もしくは）資格に関する証書、学習に関する証書についての連邦情報目録」に含まれる情報の一覧ならびにその作成と導入の手続きは、ロシア連邦政府が定める。

（第98条7～12担当：澤野由紀子）

第13章 教育分野における経済活動と財政保障

第99条 教育分野に対する国家及び地方自治体の財政保障の特徴

1. ロシア連邦の教育分野に対する国家及び地方自治体の財政保障は、ロシア連邦法に従い、現行連邦法によって制定された特徴を考慮して実施される。
2. 現行連邦法第8章第1条第3項に従って、ロシア連邦構成主体の国家機関によって定められる諸基準、教育分野に対する国家あるいは地方自治体のサービス供与の基準支出は、連邦国家教育スタンダードに応じた各教育段階に従って、また教育プログラムの各種別と方向（分野）に従って定められる。

その際考慮に入れられるのは、学習形態、連邦国家の諸要求（それらが存在する場合には）、教育機関の種類、教育プログラム実現のネットワーク形態、教育テクノロジー、健康に障害のある学習者への教育の特別な条件、教育従事者への補習職業教育の保障、教育と訓育に安全な環境、学習者の健康保護、などである。

さらにまた、現行連邦法によって想定されるその他の機関や教育活動実現の特殊性（学習者の多様なカテゴリーのための）も考慮される。その際例外とされるのは、現行条項では他に規定がない場合、ある学習者のために、教育スタンダードに従って実行される

教育活動である。

3. 教育分野における国家あるいは地方自治体サービスの基準支出には、ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、ロシア連邦構成主体行政機関、地方自治体機関の決定に従って定められた教育従事者による教育（教授）ならびにその他の労働に対する平均賃金の水準保障を考慮した給与支出が含まれる。現連邦法第 8 条第 1 部第 3 項に従って定められ、ロシア連邦国家行政機関によって基準支出に含まれる地方自治体普通教育機関や同地にある同様の教育機関教育従事者への給与支出は、同地の平均賃金水準以下にはならない。
4. 基礎普通教育プログラムを施行している小規模教育機関及び農村部の教育機関に対しては、教育分野における国あるいは地方自治体サービスの基準支出は、学習者数にかかわらず、教育活動実施のための支出を見込まなければならない。ロシア連邦構成主体の国家機関は、小規模教育機関に対しては、他の教育機関から遠方にあること、交通の不便、ならびに（あるいは）学習者数を考慮して、基礎的な普通教育プログラム実施の教育機関として扱う。
5. 基本的な普通教育プログラムを実施するための教育活動を行っている私立機関のその支出に対する補助は、それがロシア連邦構成主体の財政予算から出される場合、現行連邦法第 8 条第 1 部第 3 項に従って定められた基準を考慮して支払われる。職業教育プログラムに沿った教育活動を行っている私立機関のその支出に対する補助は、それがロシア連邦予算の財政予算、連邦構成主体の財政、地方財政などから出される場合、教育分野における国家によるあるいは自治体によるサービスの基準支出を考慮して支払われる。

第 100 条 教育への連邦予算、ロシア連邦構成主体予算、地方自治体予の予算割り当て金拠出受付目標数値

1. 連邦予算、ロシア連邦構成主体予算、地方自治体予算の予算割り当て金拠出の国家認証を有する中等職業教育と高等教育の教育プログラムに準拠する学習者の数は、連邦予算、ロシア連邦構成主体予算、地方自治体予算の予算割り当て金拠出の職業、専門、養成動向に関する教育への受入れ目標数(以下、受入れ目標数とする)を基礎として定められる。
2. 連邦予算の予算支出によって、ロシア連邦居住の 17 歳から 30 歳迄の 1 万人につき 800 人を下らない学生に対して、国家認証を有する高等教育プログラムの財政を保障する。
3. 受入れ目標数は、公開コンクールの結果によって配分され、国家認証を有する中等職業教育ならびに高等教育の教育プログラムの教育活動を行う機関に割り当てられる。
4. 国家認証を有する中等職業教育ならびに高等職業教育の教育プログラムに準拠して教育活動を実施している組織の受け入れ目標数は、以下の諸機関によって確定される。
 - 1) ロシア連邦政府により、連邦予算からの支出によって。
 - 2) ロシア連邦構成主体行政政府により、ロシア連邦構成主体予算からの支出によって。
 - 3) 地方自治体により、地方自治体予算からの支出によって。

5. 基礎職業教育プログラムに従って教育活動を行っている教育機関は、現連邦法 56 条に従って確定された手順で、目的別受入れ数の枠内において受け入れる権利がある。

第 101 条 自然人ならびに法人による資金拠出の教育活動の実現

1. 教育活動を行っている諸機関は、有償教育の契約に従って、自然人ならびに（あるいは）法人の資金によって、所定の活動を行う権利を有する。有償教育とは、自然人ならびに（あるいは）法人の課題に従い、その資金によって、有償教育契約に従って実施される教育活動である。有償教育の収入は、上記機関によって所定の目的のために使用される。
2. 有償教育は、連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体予算の予算によって支出されている教育活動にとって替わることはできない。このような有償教育によって受け取られた金は、支払者に還元される。
3. ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体の予算によって教育活動を実施する機関は、自然人ならびに（あるいは）法人の資金によって、国あるいは地方自治体が想定していないような、あるいは同じ教育に対して同じ条件で教育を行う場合に支出される補助金契約が想定していないような、教育活動を行う権利を有する。

第 102 条 教育機関の資産

1. 教育機関は、教育活動及び教育機関の定款によって想定されている活動を行うために、所定のあるいは別の法的根拠に基づく資産をもたなければならない。
2. 国公立の教育機関は、効率的経営を行う権利をもち、あるいは、学習、生産、社会、文化的使命をもつ学習、生産、社会インフラの施設（建造物、建物、施設）を独自に運営する権利をもつ。そこには、教育機関の効率的経営を上げ、あるいは別の権利下にある建造物の中に設置された学習、生産、社会、文化的使命をもつ住居、寄宿舎、医療センターを含むことができるが、それらは私有化できない。
3. 教育機関閉鎖の際には、その資産は債権者の要求に応じた後は、教育機関の定款に従って教育発展目的に向けられる。

第 103 条 知的活動結果の実際的应用（導入）活動を行うための高等教育教育機関による経済団体ならびに経済的パートナーの創設

1. 予算機関、独立機関である高等教育の教育機関は、それらの資産の所有者の同意がなくても、学術、科学技術分野における国政ならびに法的基準調整策定機能を司る連邦行政機関の通知があるならば、知的活動（電子計算機用プログラム、データバンク、発明、有益なモデル、工業モデル、品種改良の成果、集積マイクロ回路トポロジー、生産機密（ノーハウ）の結果を実際的应用（導入）に結びつける活動を行うための経済団体や経済パートナーの創設者（他者と共同の場合もある）としての権利を有し、特権的な権利はこの項に示された教育機関（他者と共同の場合もある）に所属する。この際、経済団体或いは経済パートナー設立に関する通知は、経済団体ならびに経済パートナーの国家登録に関する法人の単一国家目録に入れられてから 7 日以内に、本章に指示されている

高等教育機関によって送付されなければならない。

2. 本条第1項に示された高等教育機関は、このような経済団体の資本金への出資やこのような経済パートナーの共同出資者として、知的活動（電子計算機用プログラム、データベース、発明、有益な諸モデル、工業試作品、品種改良の成果、集積マイクロ回路トポロジー、生産機密（ノーハウ））の成果を利用する権利を有する。所定の高等教育機関（他者と共同の場合もある）は、それに対する排他的な権利を有する。特許の契約によってもたらされる経済団体の資本金への、あるいは経済パートナーの共同出資金への出資による権利の金銭的評価は、経済団体創設者総会での総意あるいは経済パートナーの出資者全員の総意の決定によって確定される。もし経済団体の資本金において経済団体参加者、あるいは経済パートナーの共同出資金への出資として支払われた株式の割合の額面価格あるいは額面価格の増加分が50万ルーブル以上となる場合には、そのような資金は第三者の価格査定者によって評価されなくてはならない。
3. 本条1項に示された高等教育機関の経営管理下にある金銭的資金、設備その他の資産は、ロシア連邦民法によって制定されたやり方で経済団体の資本金や経済パートナーの共同出資金への資金とすることができる。
4. 本条第1項において記された高等教育の教育機関は、他者を経済団体の創設者（参加者）、あるいは経済パートナーの参加者として参入させることができる。
5. 財政機関である高等教育の教育機関は、該当する所有者の事前の同意のみで、経済団体の資本金における取り分、あるいは経済パートナーの共同出資金における出資を運営する権利をもつ。このような高等教育の教育機関は、ロシア連邦の民法に制定された方法で参加者として、経済団体の資本金における取り分や株式や経済パートナーの共同出資金における出資の運営をする。経済団体や経済パートナーの参加者の権利は、上記の高等教育の教育機関の名において、それらのリーダーが実現する。
6. 経済団体の資本金における取り分や株式、経済パートナーの共同出資金における出資の運営からの収入は、本条第1項に指示された高等教育の教育機関の創設者（参加者）によって彼らの自由裁量に任せられる。

第104条 教育貸付

1. 教育貸付は、しかるべき教育プログラムに従った教育活動を行っている教育機関に志願入学した市民に対して、銀行とその他の貸付機関によって、目的をもって提供される。
2. 教育貸付は、教育活動を行っている機関における教育の支払いとして、教育費或いは、教育費の一部（基本的教育貸付）ならびに（あるいは）学習期間中の住宅費、食費、教科書や研究書、その他の日常生活（付随する教育貸付）の支払いに当てることができる。
3. ロシア連邦においては、基本的職業教育プログラムについて学習する市民の教育貸付国家支援が提供される。
4. 教育貸付国家支援提供の条件、額、手順は、ロシア連邦政府によって決定される。

第 105 条 教育分野における国際協力の形態と方向

1. 教育分野における国際協力は次の目的のために実行される。
 - 1) ロシア連邦市民、外国市民、無国籍者の教育享受の可能性の拡大。
 - 2) 教育発展のための、教育分野におけるロシア連邦と諸外国ならびに国際機関との相互協力の調整。
 - 3) 教育発展の国際的、国内的メカニズムの改善。
2. ロシア連邦は、ロシアと外国の教育機関の協力、学生や教育機関の教員、研究者その他の者の学術面で国際移動、ロシアの教育機関への外国人学生の誘致、教育ならびに（あるいは）資格の相互承認の保証などを促進し、ロシア連邦の国際協定に従って、教育分野におけるさまざまな国際機関の活動に参加する。連邦行政機関とロシア連邦構成主体の行政機関は、国際機関、外国国家機関、外国の非政府機関との教育分野における相互協力をロシア連邦制定の自己の職権内で行う。
3. 教育制度内の諸機関は、ロシア連邦法に従って、あるいは本ロシア連邦法や他の基準で想定されるその他の形態において、外国機関や外国人と教育問題に関する協定締結をすることによって、なかんずく次の方向で、教育分野における国際協力に参加する。
 - 1) 国際機関あるいは外国機関との共同による、教育プログラム、教育分野における学術プログラムの開発と実施。
 - 2) 教育活動を実施しているロシアの機関の学生、教育従事者、研究者の、外国人向け特別奨学金を提供できる国外の教育組織への派遣、及び、国際学術交流をも含む学習、資格向上、学術的、教育活動を目的とした教育活動を実施しているロシアの機関への外国人学生、教育従事者、研究者の受入れ。
 - 3) 共同学術研究の遂行、教育分野における基礎、応用学術研究の実施、共同のイノベーション活動の実施。
 - 4) ネット形態の教育プログラムへの参加。
 - 5) 国際機関の活動、国際的教育、学術研究及び科学技術などのプロジェクト、大会、シンポジウム、国際会議、セミナーなどの組織への参加、あるいはこれら諸行事の独自の遂行、さらに、二国間及び多国間ベースの学習・学術文献の交換。

第 106 条 教育及び（あるいは）資格に関する文書の認定

1. 教育活動を実施しているロシア機関によって出された教育及び（あるいは）資格に関する文書の認定は、外国の同様文書と同等の法的力を有することを保証する目的で実施されている。教育及び（あるいは）資格に関する文書の n は、ロシア連邦の国際協定及び（あるいは）ロシア連邦の基準法令に従って実現される。
2. 教育及び（あるいは）資格に関する国際基準の文書の認定は、教育及び（あるいは）資格に関する文書の認定をロシア連邦より全権委譲されたロシア連邦構成主体行政機関が、国と地方自治体の統一窓口を含む、市民による文書形式あるいはインターネットを含む一般的情報技術を使用した電子文書の形態で提出された市民の申請に従って行う。
3. 教育及び（あるいは）資格に関する文書の確認の手順は、ロシア連邦政府によって制定

される。

4. 教育及び(あるいは)資格に関する文書の国際基準付与に対しては、ロシア連邦法の税法、徴税法に従って、所定の額が所定の手続きにより支払われる。本条第2項に想定されている電子文書形態での教育及び(あるいは)資格に関する文書の認定に関する申請書提出の際には、教育及び(あるいは)資格に関する文書の国際基準取得に対する国税の支払いに関する文書は、国と地方自治体の統一窓口を含む、市民による書面形式あるいはインターネットを含む一般的な情報技術を使用した電子文書の形式で提出された申請の形で送付することができる。

第107条 外国で取得された教育と(あるいは)資格の承認

1. 外国で取得された教育及び(あるいは)資格(以後、外国の教育及び(あるいは)外国の資格とする)のロシア連邦における承認は、外国の教育及び(あるいは)資格の等価性の承認と策定の問題を調整するロシア連邦の国際協定(以後、相互承認に関する国際協定とする)とロシア連邦法に従って行われる。
2. 現行連邦法において、外国の教育及び(あるいは)資格のロシア連邦における承認とは、ロシア連邦において教育を受け、また(あるいは)職業活動を行うために、外国で受けた教育及び(あるいは)資格の意義(水準)を認定すること、さらに、それらの保持者に対して、学術的、職業的、及び(あるいは)その他の相互承認を規定した国際協定ならびに(あるいは)ロシア連邦の法が想定している諸権利を与えることである。ロシア連邦によって承認された外国の教育及び(あるいは)資格の所持者は、相互承認に関する国際協定の他の規定がない限り、ロシア連邦内で受けた該当の教育及び(あるいは)資格の所持者と同等の学術的な(あるいは)職業的な権利を供与される。
3. ロシア連邦においては、相互承認に関する国際協定下の外国の教育機関で取得された、さらにまた、そこでの教育と(あるいは)資格がロシア連邦において取得される教育と(あるいは)資格と同等のものと認められる外国の教育機関において得られた、外国の教育及び(あるいは)資格は認められる。外国のどの教育機関が同等であるかそのリストを決めるのは、ロシア連邦政府である。また、外国の教育機関を、そのリストに含めるか否か、その基準と手続きを決めるのもロシア政府である。
4. 外国の教育と(あるいは)資格が本条第3項が想定する諸条件に合わない場合には、外国の教育と(あるいは)資格の承認は、一般の教育分野における管理監督を行う、また国家、自治体の統一窓口を含む文書形式ならびにインターネットなど一般的な電子技術網使用の電子形態による市民の申請書に関する管理監督の業務を行う、連邦行政機関が、専門家の鑑定を基礎として実施する。その専門家の鑑定においては、教育及び(あるいは)資格の水準の評価が、また、外国で提供された学術的及び(あるいは)職業的権利とロシア連邦内で得られる権利の等価性の決定がなされる。
5. 教育分野における管理監督を行う連邦行政機関による専門家の鑑定の結果、次の決定のひとつが採用される。
 - 1) 外国の教育及び(あるいは)外国の資格の承認。これには、一定水準の教育プログ

ラムの教育期間を修了したものとして、外国の教育を認めることも含む。その際、ロシア連邦内で当該の教育プログラムに従った教育をさらに受け続ける権利が与えられる。

2) 外国の教育ならびに（あるいは）資格の承認の拒否。

6. 教育分野における管理監督を行う連邦行政機関による外国の教育及び（あるいは）資格が承認された場合は、外国の教育ならびに（あるいは）資格の承認についての証明書がそれらの所持者に交付される。
7. 外国の教育ならびに（あるいは）資格の承認についての証明書の交付及びその証明書のコピーの交付に対しては、税及び徴税に関するロシア連邦法が制定する額と手順に従って国税が支払われる。
8. 本条第4項に規定された電子文書の形態によって、外国の教育ならびに（あるいは）資格の承認についての申請が提出された際には、外国の教育ならびに（あるいは）資格の承認についての証明書交付に対する国税の支払いに関する文書は、国、自治体の統一窓口を含め、インターネットを含む一般の情報技術網使用の電子文書形態での申請書によって送付することが出来る。
9. 本条第4項に規定された電子文書の形態によって外国の教育ならびに（あるいは）資格の承認についての申請書が提出された際には、外国の教育ならびに（あるいは）資格の承認についての証明書のオリジナルを受け取るにあたり、すべての必要書類のオリジナルが申請者によって、あるいはその代理人として民法でみとめられている人物によって、提出される。
10. 外国の教育ならびに（あるいは）資格の承認についての申請に添付される文書のリスト、外国の教育ならびに（あるいは）資格の専門家による鑑定の手順と期間、外国の教育ならびに（あるいは）資格の承認についての承認についての証明書の形態は、またそれらに対する技術的な諸要求は、教育分野における国政の策定と規範的・法的な調整の諸機能を担っている連邦行政機関によって定められる。
11. 本連邦法第11条10項に指示されている高等教育の教育機関は、外国の教育及び（あるいは）外国の資格をもつ者を、これらの機関に教育のために受入れ、また、そこでの職業活動を行わせる目的で、本条第3項に規定された諸条件に合わない外国の教育及び（あるいは）外国の資格を、自らが定める方法に従って独自に承認する権利を有する。上記の高等教育の教育機関は、本条第14項に規定された国民情報センターにおいて、自らが定める外国教育及び（あるいは）外国の資格の承認方法についての情報を提示する。
12. ロシア連邦内における外国の教育及び（あるいは）外国の資格の承認は、その保持者に対して、ロシア連邦法によって規定された入学あるいは就業への一般的諸要求の遵守を免除するものではない。
13. ロシア連邦で承認される外国の教育及び（あるいは）外国の資格に関する文書類は、ロシア連邦の国際条約によって別に定められていない場合、ロシア連邦法によって制定された手順で合法化され、ロシア語に翻訳されなければならない。

14. ロシア連邦内における外国の教育及び（あるいは）外国の資格の承認に関する情報は、国民情報センターが供する。またそのセンターの機能は、ロシア連邦政府が全権を認める組織が遂行する。
15. ロシア連邦の国際条約ならびにロシア連邦法に従って、国民情報センターは、
 - 1) 外国の教育及び（あるいは）外国の資格の承認の諸問題に関する市民や機関の無料相談を保証する。
 - 2) インターネット上の自己のサイトに次のことを掲載する。
 - ①ロシア連邦で制定された教育の種類、教育の水準、職業、専門、養成方向、該当の職業、専門、養成方向に関して付与される資格のリストの記載。
 - ②ロシア連邦、ソ連邦ロシア共和国あるいはソ連邦の法律に従って出される、あるいは出された教育及び（あるいは）資格の規定された模範文書の記載。
 - ③ロシア連邦で承認されている外国の教育及び（あるいは）外国の資格に関する文書類の一覧表と模範を含む、相互承認に関する国際協定についての情報。
 - ④本条第3項に従って制定され、ロシア連邦で承認されている外国の教育機関のリスト、指定の外国教育機関によって出された外国の教育及び（あるいは）外国の資格についての文書の模範。
 - ⑤現連邦法第11条10項に指示された高等教育教育機関による外国の教育及び（あるいは）外国の資格についての承認の手順。

（第99条～第107条担当：水谷邦子）

108条 最終規程

1. 本連邦法の発効日以前にロシア連邦で定められた教育段階（教育要件）は、次のように、本連邦法で定められた教育段階と同等とみなされる。
 - 1) 中等（完全）普通教育——中等普通教育。
 - 2) 初等職業教育——有資格労働者（勤労者）養成プログラムによる中等職業教育。
 - 3) 中等職業教育——中等レベルの専門家養成プログラムによる中等職業教育。
 - 4) 高等職業教育——バカラブリアート——高等教育——バカラブリアート。
 - 5) 高等職業教育——専門家養成もしくはマギストラトウーラ——高等教育——スペツィアリテートもしくはマギストラトウーラ。
 - 6) アスピラントラトウーラ（アデュンクトウーラ（訳注：軍事・科学研究大学院））における高等後職業教育——アスピラントラトウーラ（アデュンクトウーラ）における学術研究・教育要員養成プログラムによる高等資格要員養成。
 - 7) オルディナトウーラ（訳注：医学実習研究科）における高等後職業教育——オルディナトウーラプログラムによる高等資格要員養成。
 - 8) アシスタントウーラ——スタジローフカ（訳注：助手制度——研修；音楽家、バレリーナなどが論文執筆に替えてコンサートや舞台など専門の活動を示すことで学位を取得することができる）の形態の高等後職業教育——高等教育？アシスタントウーラ——スタジローフカのプログラムによる高等資格要員養成。

2. 本連邦法の発効日以前にロシア連邦で実施されていた教育プログラムは、本連邦法が規定する次の名称と同等である。
 - 1) 就学前教育基礎普通教育プログラム——就学前教育教育プログラム。
 - 2) 初等普通教育基礎教育プログラム——初等・普通教育教育プログラム。
 - 3) 基礎普通教育基礎普通教育プログラム——基礎普通教育教育プログラム。
 - 4) 中等（完全）普通教育基礎普通教育プログラム——中等普通教育教育プログラム。
 - 5) 初等職業教育基礎職業教育プログラム——有資格労働者（勤労者）養成プログラム。
 - 6) 中等職業教育基礎職業教育プログラム——中等レベル専門家養成プログラム。
 - 7) 高等職業教育基礎職業教育プログラム（バカラブリアート・プログラム）——バカラブリアート・プログラム。
 - 8) 高等職業教育基礎職業教育プログラム（専門家養成プログラム）——専門家養成プログラム。
 - 9) 高等職業教育基礎職業教育プログラム（マギストラトウーラ・プログラム）——マギストラトウーラ・プログラム。
 - 10) アスピラントラトウーラ（アデュンクトウーラ）における高等後職業教育基礎職業教育プログラム——アスピラントラトウーラ（アデュンクトウーラ）における学術研究・教育要員養成プログラム。
 - 11) オルディナトウーラにおける高等後職業教育基礎職業教育プログラム——オルディナトウーラ・プログラム。
 - 12) アシテントウーラ——スタジローフカの形態による高等後職業教育基礎職業教育プログラム——アシテントウーラ——スタジローフカ・プログラム。
 - 13) 職業養成教育プログラム——労働者の職業、勤労者の職務に応じた職業養成プログラム。
 - 14) 補充普通教育プログラム——補充普通教育プログラム。
 - 15) 芸術分野の補充職業前普通教育プログラム——芸術分野の補充職業前普通教育プログラム。
 - 16) 補充職業教育プログラム——補充職業プログラム。
3. 本連邦法発効の日以前に本法律で規定されていない教育プログラム（インテルナトウーラ（訳注：インターン制度）における高等後医学・薬学教育の基礎職業教育プログラムは除く）における教育を受けていた学習者は、本条第2項に応じて本連邦法によって定められる教育プログラムによる教育を受けているものとみなす。上記の学習者には本連邦法が定める教育プログラムに対応した学習者の権利と義務が適用される。
4. 高等後医学・薬学教育の基礎職業教育プログラムの実施は、同教育を受けている者が同教育プログラムを習得するための標準的期間の間、2011年11月21日付連邦法第323-Φ3「ロシア連邦市民の健康維持の基礎について」に従って行われる。インテルナトウーラにおける高等後医学・薬学教育プログラムによる教育のための教育・研究機関への受け入れは、2016年9月1日をもって中止する。
5. 教育機関の名称と規則は、以下を考慮に入れながら、2016年1月1日まで本連邦法に

従ったものとする。

- 1) 健康に支障のある学習者、被養育者のための特殊（矯正）教育施設は、普通教育機関と改称しなければならない。
- 2) 初等職業教育教育施設及び中等職業教育教育施設は、職業教育機関と改称しなければならない。
- 3) 高等職業教育教育施設は高等教育教育機関と改称しなければならない。
- 4) 補充教育教育施設は補充教育機関と改称しなければならない。
- 5) 専門家の（資格向上）補充職業教育教育施設は補充職業教育機関と改称しなければならない。
- 6) 普通教育プログラムを実施している逸脱した（規範から外れた、社会的に危険な）行動をする青少年のための特殊教育・養育施設は、「逸脱した（社会的に危険な）行動をする学習者のための特殊教育・養育施設」という特別な名称の普通教育機関に改称しなければならない。
- 7) 普通教育プログラムと初等職業教育教育プログラムを実施している逸脱した（規範から外れた、社会的に危険な）行動をする青少年のための特殊教育・養育施設は、「逸脱した（社会的に危険な）行動をする学習者のための特殊教育・養育施設」という特別な名称の職業教育機関に改称しなければならない。

＜第 108 条第 6 項は、本連邦法の公表日から発効した（本文書第 111 条第 3 項）＞

6. 教育機関を改称する際、そのタイプについては組織的・法的形態を考慮して示すものとする。
7. 教育活動を実施する機関は、本連邦法発効の日付与される教育活動実施のためのライセンスと国家認証証書（国家認証を有する補充職業教育プログラムを除く）にもとづき、教育活動を行う。
8. 補充職業教育の国家認証に関する国家認証証書は、本連邦法発効日から失効する。
9. 本連邦法による教育活動の実施を目的として、以前に発行された教育活動実施のためのライセンスと国家認証証書は 2016 年 1 月 1 日までに改訂される。
10. 教育職員を雇用して教育活動を行っている個人の企業家は、2014 年 1 月 1 日までに教育活動実施のためのライセンスを取得しなければならない。個人の企業家が上記期日までにライセンスを取得できない場合は、教育職員を雇用した教育活動の実施を中止しなければならない。
11. 本連邦法発行の日から高等教育教育機関の学術研究・教育職員の報酬（給与）には、職務と学位に見合った要請を考慮の上、本連邦法発効前に授与された学位と職務による追加手当を含むものとする。本連邦法発効の日に定められる教育職員の報酬（給与）には、2012 年 12 月 31 日現在の状況に応じた図書と定期刊行物の保証のための毎月の金銭的補助額が含まれる。
12. 本連邦法第 88 条第 3 項の規程は本連邦法発効日以前に生じた教育関係には適用されない。
13. 2014 年 1 月 1 日までに、以下を行う。

- 1) ロシア連邦主体の国家権力機関は教育の分野において以下のことを行う。
 - ①誰もが受けることのできる無償の就学前、初等普通、基礎普通、中等普通教育ならびに教育機関における補充教育を受ける市民の権利の国家的保証について、ロシア連邦主体の法律によって定められる規準にしたがい、普通教育機関職員の賃金のための費用、教科書ならびに教材、視聴覚教材、教育機器、消耗品及び日常的必要のための費用（建物の設備と、地方予算を財源として実施されている地域サービスに対する報酬の費用は除く）の部分について基礎普通教育プログラムの実施に必要な額を地方予算からの補助金として配分することによる保障。
 - ②基礎普通教育プログラムに対応した国家認証を受けている私立教育機関において、市民が就学前、初等普通、基礎普通、中等普通教育を受けることに対し、ロシア連邦主体の国立教育機関及び公立教育機関の教育活動に対する財政的保証の規準に従って、教職員の賃金の費用、教科書ならびに教材、視聴覚教材、教育機器、ゲーム、玩具に関する費用、消耗品の費用の部分について、基礎普通教育プログラムの実施に必要な額の財政的保障。
- 2) 自治体の地区（ライオン）と大都市の区（オークルグ）の地方自治機関は、教育の分野において地域にとって意味のある諸問題の解決の枠内で、以下を行う。
 - ①基礎普通教育プログラムに従った、誰もが受けることができる無償の初等普通、基礎普通、中等普通教育の提供の組織。ただし、本項第1号に示した教育過程の財政保証に関する権限とロシア連邦主体の国家権力機関に権限が付与されている事は除く。
 - ②私立就学前教育機関において就学前教育を受けている子どもに対し、公立教育機関のために定められた規準に従って、教育職員の賃金の費用、視聴覚教材、教育機器、ゲーム、玩具、消耗品の費用の部分について、就学前教育の基礎普通教育プログラムの実施に必要な財政的保障。

第109条 ロシア連邦の領土内におけるソビエト社会主義共和国連邦の各法令の失効の承認

以下はロシア連邦の領土内において失効することを承認する。

- 1) 1973年7月19日付ソビエト社会主義共和国連邦法律第4536-VIII「ソビエト社会主義共和国連邦及び連邦共和国基本法国民教育についての承認について」（ソビエト社会主義共和国連邦最高会議通報、1973年、第30号、392条）。
- 2) 1973年12月17日ソビエト社会主義共和国連邦幹部会命令第5200-VIII号「ソビエト社会主義共和国連邦及び連邦共和国基本法国民教育についての発効の手順について」（ソビエト社会主義共和国連邦最高会議通報、1973年、第51号、726条）。
- 3) 1979年8月14日付ソビエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会命令第577-X号「ソビエト社会主義共和国連邦及び連邦共和国基本法国民教育についての修正について」（ソビエト社会主義共和国連邦最高会議通報、1979年、第34号、554条）。
- 4) 1979年11月30日付ソビエト社会主義共和国連邦法律第1166-10「ソビエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会命令「ソビエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会法令「ソ

ビエト社会主義共和国連邦法及び連邦共和国保健衛生について、国民教育について、石油について、結婚と家庭についての基本法」、「ソビエト社会主義共和国連邦法及び連邦共和国森林基本法」ならびに市民の訴訟手続きについての法律における、1979年8月14日付ソビエト社会主義共和国連邦法最高会議幹部会法令「ソビエト社会主義共和国連邦法及び連邦共和国国民教育に関する基本法の改正と補充について」の承認に関する部分。

- 5) 1984年4月12日付ソビエト社会主義共和国連邦最高会議決定第13-11「普通教育学校及び職業学校の改革の基本的方向について」(ソビエト社会主義共和国連邦最高会議通報、1984年、第16号、237条)。
- 6) 1985年11月27日付ソビエト社会主義共和国連邦法第3661-11「普通教育学校及び職業学校の改革の基本的方向について」に関連した「ソビエト社会主義共和国連邦法及び連邦共和国国民教育に関する基本法」への修正について」(ソビエト社会主義共和国連邦最高会議通報、1985年、第48号、918条)。
- 7) 1985年11月27日付ソビエト社会主義共和国連邦法律第3662-XI「普通教育学校及び職業学校の改革の基本方針ならびにソビエト社会主義共和国連邦及び連邦共和国基本法国民教育についての承認に伴ういくつかのソビエト社会主義共和国連邦法令の修正について」(ソビエト社会主義共和国連邦最高会議通報、1985年、第48号、919条)。
- 8) 1985年12月3日付ソビエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会決定第3706-XI「ソビエト社会主義共和国連邦及び連邦共和国基本法国民教育について第19条、第21条及び第25条の修正の手順について」(ソビエト社会主義共和国連邦最高会議通報、1985年、第49号、967条)。
- 9) 1986年5月7日付ソビエト社会主義共和国連邦幹部会命令第3項「ソビエト社会主義共和国連邦のいくつかの法令の修正について」(ソビエト社会主義共和国連邦最高会議通報、1986年、第20号、344条)。
- 10) 1991年4月16日付ソビエト社会主義共和国連邦法律第2114-I「ソビエト社会主義共和国連邦における国の青少年政策の共通方針について」(ソビエト社会主義共和国連邦人民代議員大会及びソビエト社会主義共和国連邦最高会議通報、1991年、第19号、533条)。
- 11) 1991年4月16日付ソビエト社会主義共和国連邦最高会議決定第2115-1「ソビエト社会主義共和国連邦法「ソビエト社会主義共和国連邦における国家青年政策の一般的原则」の発効について」(ソビエト社会主義共和国連邦人民代議員大会及びソビエト社会主義共和国連邦最高会議通報、1991年、第19号、534条)。

第110条 ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国及びロシア連邦の各法令(法令規程)失効の承認

以下の失効を承認する。

- 1) 1974年8月2日付ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国法律「国民教育について」(ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議通報、1974年、第32号、850条)。

- 2) 1974年8月2日付ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議決定「ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国法律国民教育についての発効について」(ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議通報、1974年、第32号、851条)。
- 3) 1974年9月19日付ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議幹部会命令「ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国法律国民教育について発効の手順について」(ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議通報、1974年、第39号、1033条)。
- 4) 1979年10月8日付ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議幹部会命令「ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国法律国民教育についての修正と補足について」(ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議通報、1979年、第41号、1029条)。
- 5) 1987年7月7日付ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国法律「ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国法律「国民教育について」の修正と補足について」(ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議通報、1987年、第29号、1059条)。
- 6) 1987年7月7日付ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国法律「いくつかのロシア・ソビエト社会主義連邦共和国法令の修正と補足について」(ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議通報、1987年、第29号、1060条)。
- 7) 1987年7月30日付ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議幹部会命令第2号「いくつかのロシア・ソビエト社会主義連邦共和国法令の修正について」(ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議通報、1987年、第32号、1145条)。
- 8) 1987年7月30日付ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議幹部会決定「ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国法「国民教育について」第30、32、34及び41条導入の手順について」(ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国最高会議幹部会通報、1987年、第32号、1146条)。
- 9) 1992年7月10日付ロシア連邦法第3266-1「教育について」(ロシア連邦人民代議員大会及びロシア連邦最高会議通報、1992年、第30号、1797条)。
- 10) 1992年7月10日付ロシア連邦最高会議決定第3267-1「ロシア連邦法「教育について」実施の手順について」(ロシア連邦人民代議員大会及びロシア連邦最高会議通報、1992年、第30号、1798条)。
- 11) 1992年10月9日付ロシア連邦最高会議決定第3614-1「ロシア連邦最高会議決定第3267-1「ロシア連邦法「教育について」実施の手順について」第5号の修正について」(ロシア連邦人民議員大会及びロシア連邦最高会議通報、1992年、第43号、2412条)。
- 12) 1993年2月25日付ロシア連邦法第4547-1「連邦高等教育管理機関の改組について」(ロシア連邦人民議員大会及びロシア連邦最高会議通報、1993年、第10号、369条)。
- 13) 1993年3月3日付ロシア連邦最高会議共和国会議決定第4605-1「ロシア連邦最高会議決定「ロシア連邦法「教育について」実施の手順について」の修正について」(ロシア連邦人民議員大会及びロシア連邦最高会議通報、1993年、第12号、444条)。
- 14) 1993年3月3日付ロシア連邦最高会議決定第4606-1「ロシア連邦最高会議決定「ロシア連邦法「教育について」実施の手順について」の修正について」(ロシア連邦人民議員大会及びロシア連邦最高会議通報、1993年、第13号、460条)。

- 15) 1996年1月13日付連邦法第12-Φ3「ロシア連邦法「教育について」の修正と補足について」(ロシア連邦法律集、1996年、第3号、150条)。
- 16) 1996年8月22日付連邦法第125-Φ3「高等及び高等後職業教育について」(ロシア連邦法律集、1996年、第35号、4135条)。
- 17) 1997年11月16日付連邦法第144-Φ3「連邦憲法法律「ロシア連邦における仲裁裁判について」及びロシア連邦調停過程法典の承認に関連したロシア連邦法ならびにその他の法令の修正と補足について」第1条第8号(ロシア連邦法令集、1997年、5341条)。
- 18) 2000年6月10日付連邦法第92-Φ3「連邦法「高等及び高等後職業教育について」の修正及び補足について」(ロシア連邦法律集、2000年、第29号、3001条)。
- 19) 2000年7月20日付連邦法第102-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第16条の修正と補足について」(ロシア連邦法令集、2000年、第30号、3120条)。
- 20) 2000年8月7日連邦法「ロシア連邦における奨学金と社会ローンの金額設定の手続きについて」第4条第5号及び16号(ロシア連邦法律集、2000年、第33号、3348条)。
- 21) 2002年7月25日付連邦法第71-Φ3「ロシア連邦法「教育について」ならびに連邦法「高等及び高等後職業教育について」の修正と補足について」(ロシア連邦法律集、2002年、第26号、2517条)。
- 22) 2002年7月25日付連邦法第112-Φ3「連邦法「過激活動への対抗について」の承認と関連したロシア連邦法の法令の修正と補足について」第1条第8号(ロシア連邦法律集、2002年、第30号、3029条)。
- 23) 2003年1月10日付連邦法第11-Φ3「ロシア連邦法「教育について」ならびに連邦法「高等及び高等後職業教育について」の修正と補足について」(ロシア連邦法律集、2003年、第2号、163条)。
- 24) 2003年4月5日付連邦法第41-Φ3連邦法「高等及び高等後職業教育について」第30条の修正について」(ロシア連邦法律集、2003年、第14号、1254条)。
- 25) 2003年7月7日付連邦法第119-Φ3「ロシア連邦法「最低賃金について」ならびに連邦法「高等及び高等後職業教育について」の修正について」第2条(ロシア連邦法律集、2003年、第28号、2888条)。
- 26) 2003年7月7日連邦法第123-Φ3「ロシア連邦の各法令における普通教育施設の財政に関する部分の修正と補足について」第1条第1号(ロシア連邦法律集、2003年、第28号、2892条)。
- 27) 2003年12月8日付連邦法第169-Φ3「ロシア連邦のいくつかの法令の修正について、ならびにロシア・ソビエト社会主義連邦共和国法令失効の承認について」第10条(ロシア連邦法律集、2003年、第50号、4855条)。
- 28) 2004年3月5日付連邦法「ロシア連邦法「教育について」第16条の修正について」(ロシア連邦法律集、2004年、第10号、835条)。
- 29) 2004年6月30日付連邦法第61-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第32条の修正について」(ロシア連邦法律集、2004年、第27号、2714条)。

- 30) 2004年8月22日付連邦法第122-Φ3「連邦法「ロシア連邦構成主体国家権力の法律（代表）・執行機関の組織について」ならびに「ロシア連邦における地方自治体組織の一般原則について」の承認に関連したロシア連邦法令の修正と、いくつかのロシア連邦法令の失効について」第16条及び78条（ロシア連邦法律集、2004年、第35号、3607条）。
- 31) 2004年12月29日付連邦法第199-Φ3「ロシア連邦及びロシア連邦構成主体との共同統治の対象に対するロシア連邦構成主体国家権力機関の権限の拡大、ならびに自治体の教育に対する地域的に意味のある諸問題一覧の拡大に関連したロシア連邦法令の修正について」第17条第4項及び19項（ロシア連邦法律集、2005年、第1号、25条）。
- 32) 2005年4月21日付連邦法第35-Φ3「連邦法「高等及び高等後職業教育について」の修正について」（ロシア連邦法律集、2005年、第17号、1481条）。
- 33) 2005年5月9日付連邦法第45-Φ3「行政的法律違反に関するロシア連邦法典及びその他のロシア連邦法令の修正について、ならびにロシア連邦のその他の法令規程の失効の承認について」第3条（ロシア連邦法律集、2005年、第19号、1752条）。
- 34) 2005年7月18日付連邦法第92-Φ3「ロシア連邦法「教育について」の修正について」（ロシア連邦法律集、2005年、第30号、3103条）。
- 35) 2005年7月21日付連邦法第100-Φ3「連邦法「兵役義務と兵役について」ならびにロシア連邦法「教育について」第14条の修正について」第2条（ロシア連邦法律集、2005年、第30号、3111条）。
- 36) 2005年12月31日付連邦法第199-Φ3「権限区分の改善に関連したロシア連邦各法令の修正について」第2条及び12条（ロシア連邦法律集、2006年、第1号、10条）。
- 37) 2006年3月16日付連邦法第42-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第19条の修正について」（ロシア連邦法律集、2006年、第12号、1235条）。
- 38) 2006年7月18日付連邦法第113-Φ3「連邦法「高等及び高等後職業教育について」第12条及び20条の修正について」（ロシア連邦法律集、2006年、第30号、3289条）。
- 39) 2006年10月16日付連邦法第161-Φ3「連邦法「高等及び高等後職業教育について」第30条の修正について」（ロシア連邦法律集、2006年、第43号、4413条）。
- 40) 2006年11月3日付連邦法第175-Φ3「連邦法「自治組織」の承認に関連し、また権利能力のある国立・自治体立施設を明確にすることを目的とするロシア連邦法令の修正について」第1条（ロシア連邦法律集、2006年、第45号、4627条）。
- 41) 2006年12月5日付連邦法第207-Φ3「ロシア連邦の各法令における、子どもを有する市民への国家的支援に関する部分の修正について」第3条（ロシア連邦法律集、2006年、第50号、5285条）。
- 42) 2006年12月28日付連邦法第242-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第31条の修正について」（ロシア連邦法律集、2007年、第1号、5条）。
- 43) 2006年12月29日付連邦法第258-Φ3「権限区分の改善に関連したロシア連邦の

- 各法令の修正について」第2条及び12条（ロシア連邦法律集、2007年、第1号、21条）。
- 44) 2007年1月6日付連邦法第1-Φ3「契約によって兵役に参加している（参加した）兵士（市民）が中等職業教育及び高等職業教育を受けることの保証についての諸問題に関するロシア連邦の各法令の修正について」第1条及び2条（ロシア連邦法律集、2007年、第2号、360条）。
 - 45) 2007年2月5日付連邦法第13-Φ3「核エネルギー利用の分野における活動を実施する組織の所有物と株券の管理と配置の特殊性について、ならびにロシア連邦の各法令の修正について」第9条（ロシア連邦法律集、2007年、第7号、834条）。
 - 46) 2007年2月9日付連邦法第17-Φ3「ロシア連邦法「教育について」及び連邦法「高等及び高等後職業教育について」の、統一国家試験実施に関する部分の修正について」（ロシア連邦法律集、2007年、第7号、838条）。
 - 47) 2007年4月20日付連邦法第56-Φ3「ロシア連邦法「教育について」連邦法「高等及び高等後職業教育について」、ならびに連邦法「権限区分の改善に関連したロシア連邦の各法令の修正について」第2条の修正について」（ロシア連邦法律集、2007年、第17号、1932条）。
 - 48) 2007年6月26日付連邦法第118-Φ3「ロシア連邦の法令のうちロシア連邦土地法典に対応して導入された部分の修正について」第5条（ロシア連邦法律集、2007年、第27号、3213条）。
 - 49) 2007年6月30日付連邦法第120-Φ3「健康に限界がある市民の諸問題に関するロシア連邦の各法令の修正について」第1条（ロシア連邦法律集、2007年、第27号、3215条）。
 - 50) 2007年7月13日付連邦法第131-Φ3「ロシア連邦法「最低賃金について」第3条、ならびに連邦法「高等及び高等後職業教育について」第16条の修正について」第2条（ロシア連邦法律集、2007年、第29号、3484条）。
 - 51) 2007年7月21日付連邦法第194-Φ3「義務普通教育の設定に関連したロシア連邦の各法令の修正について」第1条（ロシア連邦法律集、2007年、第30号、3808条）。
 - 52) 2007年10月18日付第230-Φ3「権限区分の改善に関連したロシア連邦の各法令に関連したロシア連邦の各法令の修正について」第2条（ロシア連邦法律集、2007年、第43号、5084条）。
 - 53) 2007年10月24日付連邦法第232-Φ3「ロシア連邦の各法令（高等職業教育の段階の設定に関する部分）の修正について」第1条及び2条（ロシア連邦法律集、2007年、第44号、5280条）。
 - 54) 2007年12月1日付連邦法第307-Φ3「職業教育の分野における国家政策の策定と実施に参加する職員の権利のまとまりを示すことを目的とする、ロシア連邦の各法令の修正について」第1条及び2条（ロシア連邦法律集、2007年、第49号、6068条）。
 - 55) 2007年12月1日付連邦法第308-Φ3「教育と学術研究の統合に関する諸問題に関するロシア連邦の法令の修正について」第1条及び2条（ロシア連邦法律集、2007年、

第 49 号、6069 条)。

- 56) 2007 年 12 月 1 日付連邦法第 309-Φ3「国家教育スタンダードの概念と構造の変更部分に関するロシア連邦の各法令の修正について」第 1 条、5 条、14 条、15 条及び 17 条 (ロシア連邦法律集、2007 年、第 49 号、6070 条)。
- 57) 2007 年 1 2 月 1 日付連邦法第 313-Φ3「ロシア連邦の各法令の修正について」第 1 条及び 2 条 (ロシア連邦法律集、2007 年、第 49 号、6074 条)。
- 58) 2008 年 12 月 28 日付連邦法第 14-Φ3「宗教教育職業施設 (宗教教育施設) のライセンス及び認証の部分に関するロシア連邦の各法令の修正について」第 1 条 (ロシア連邦法律集、2008 年、第 9 号、813 条)。
- 59) 2008 年 4 月 24 日付連邦法第 50-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第 53 条ならびに連邦法「高等及び高等後職業教育について」第 20 条 (ロシア連邦法律集、2008 年、第 17 号、1757 条)。
- 60) 2008 年 7 月 15 日付連邦法第 119-Φ3「ロシア連邦法「最低賃金について」第 3 条ならびに連邦法「高等及び高等後職業教育について」第 16 条の修正について」第 2 条 (ロシア連邦法律集、2008 年、第 29 号、3419 条)。
- 61) 2008 年 7 月 15 日付連邦法第 160-Φ3「ロシア連邦政府の権限遂行の改善に関するロシア連邦の各法令の修正について」第 7 条及び 41 条 (ロシア連邦法律集、2008 年、第 30 号、3616 条)。
- 62) 2008 年 10 月 27 日付第 180-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第 26 条の修正について」 (ロシア連邦法律集、2008 年、第 44 号、4986 条)。
- 63) 2008 年 12 月 25 日付連邦法第 281-Φ3「ロシア連邦の各法令の修正について」第 3 条及び 10 条 (ロシア連邦法律集、2008 年、第 52 号、6236 条)。
- 64) 2008 年 12 月 25 日付連邦法第 286-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第 39 条ならびに連邦法「高等及び高等後教育について」第 27 条の修正について」 (ロシア連邦法律集、2008 年、第 52 号、6241 条)。
- 65) 2009 年 2 月 10 日付連邦法第 18-Φ3「連邦大学の活動の諸問題に関するロシア連邦の各法令の修正について」第 1 条、2 条及び 5 条 (ロシア連邦法律集、2009 年、第 7 号、786 条)。
- 66) 2009 年 2 月 13 日付連邦法第 19-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第 16 条ならびに連邦法「高等及び高等後教育について」第 11 条の修正について」 (ロシア連邦法律集、2009 年、第 7 号、787 条)。
- 67) 2009 年 7 月 17 日付連邦法第 148-Φ3「ロシア連邦法「教育について」の修正について」 (ロシア連邦法律集、2009 年、第 29 号、3585 条)。
- 68) 2009 年 7 月 18 日付連邦法第 184-Φ3「教育施設における奨学金の支払いと教育過程の組織の諸問題に関するロシア連邦の各法令の修正について」 (ロシア連邦法律集、2009 年、第 29 号、3621 条)。
- 69) 2009 年 8 月 2 日付連邦法第 217-Φ3「知的活動の成果の実践的応用 (定着) を目的とする予算により運営される学術研究・教育施設創設の諸問題に関するロシア連邦の

- 各法令の修正について」第2条（ロシア連邦法律集、2009年、第31号、3623条）。
- 70) 2009年11月10日付連邦法第260-Φ3「連邦法「M.B. ロマノフ記念モスクワ国立大学及びサンクトペテルブルク国立大学について」の承認と関連したロシア連邦の各法令の修正について」第1条、2条、6条及び第8条第2項（ロシア連邦法律集、2009年、第46号、5419条）。
- 71) 2009年12月17日付連邦法第321-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第39条ならびに連邦法「高等及び高等後職業教育について」第27条の修正について」（ロシア連邦法律集、2009年、第51号、6158条）。
- 72) 2009年12月21日付連邦法第329-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第50条ならびに連邦法「高等及び高等後職業教育について」第16条の修正について」（ロシア連邦法律集、2009年、第52号、6405条）。
- 73) 2009年12月21日付連邦法第333-Φ3「連邦法「高等及び高等後職業教育について」第8条及び24条の修正について」（ロシア連邦法律集、2009年、第52号、6409条）。
- 74) 2009年12月27日付連邦法第365-Φ3「ロシア連邦構成主体及び地方自治体の国家権力機関の活動の改善に関連したロシア連邦の各法令の修正について」第2条（ロシア連邦法律集、2009年、第52号、6441条）。
- 75) 2010年5月8日付連邦法第83-Φ3「国立（自治体立）施設の法的規程の改善に関連したロシア連邦の各法令の修正について」第3条及び10条（ロシア連邦法律集、2010年、第19号、2291条）。
- 76) 2010年6月17日付連邦法第121-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第29条の修正について」（ロシア連邦法律集、2010年、第25号、3072条）。
- 77) 2010年7月27日付連邦法第198-Φ3「連邦法「高等及び高等後職業教育について」ならびに連邦法「科学及び国家科学・技術政策について」の修正について」第1条（ロシア連邦法律集、2010年、第31号、4167条）。
- 78) 2010年7月27日付連邦法第215-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第55条の修正について」（ロシア連邦法律集、2010年、第31号、4184条）。
- 79) 2010年9月28日付連邦法第243-Φ3「連邦法「イノベーション・センター『スコルコヴォ』について」の承認に関連したロシア連邦の各法令の修正について」第1条（ロシア連邦法律集、2010年、第40号、4969条）。
- 80) 2010年11月8日付連邦法第293-Φ3「教育の分野における国のサービスの提供の管理・監督機能の改善と最適化に関連したロシア連邦の各法令の修正について」第1条及び3条（ロシア連邦法律集、2010年、第46号、5918条）。
- 81) 2010年12月8日付連邦法第337-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第41条の修正について」（ロシア連邦法律集、2010年、第50号、6595条）。
- 82) 2010年12月28日付連邦法第426-Φ3「連邦法「高等及び高等後職業教育について」第11条の修正について」（ロシア連邦法律集、2011年、第1号、38条）。
- 83) 2010年12月28日付連邦法第428-Φ3「ロシア連邦の各法令における学生団体の

活動の発展に関する部分の修正について」第1条(ロシア連邦法律集、2011年、第1号、40条)。

- 84) 2010年12月29日付連邦法第439-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第52.2条及び55条の修正について」(ロシア連邦法律集、2011年、第1号、51条)。
- 85) 2011年2月2日付連邦法第2-Φ3「ロシア連邦法「教育について」ならびに連邦法「高等及び高等後職業教育について」第11条及び24条の統一国家試験の改善に関する部分の修正について」(ロシア連邦法律集、2011年、第6号、793条)。
- 86) 2011年6月3日付連邦法第121-Φ3「ロシア連邦法「教育について」の修正について」(ロシア連邦法律集、2011年、第23号、3261条)。
- 87) 2011年6月16日付連邦法第144-Φ3「ロシア連邦法「教育について」ならびに連邦法「高等及び高等後職業教育について」の修正について」(ロシア連邦法律集、2011年、第25号、3537条)。
- 88) 2011年6月17日付連邦法第145-Φ3「ロシア連邦法「教育について」の修正について」(ロシア連邦法律集、2011年、第25号、3538条)。
- 89) 2011年6月27日付連邦法第160-Φ3「ロシア連邦法「教育について」の修正について」(ロシア連邦法律集、2011年、第27号、3871条)。
- 90) 2011年7月1日付連邦法第169-Φ3「ロシア連邦の各法令の修正について」第5条(ロシア連邦法律集、2011年、第27号、3880条)。
- 91) 2011年7月18日付連邦法第242-Φ3「国家管理(監督)及び自治体管理の改善の諸問題に関するロシア連邦の各法令の修正について」第3条及び19条(ロシア連邦法律集、2011年、第30号、4590条)。
- 92) 2011年10月6日付連邦法第271-Φ3「連邦法「高等及び高等後職業教育について」第18条の修正について」(ロシア連邦法律集、2011年、第41号、5636条)。
- 93) 2011年11月6日付連邦法第290-Φ3「連邦法「高等及び高等後職業教育について」の高等職業教育施設の理事会の活動に関する部分の修正について」(ロシア連邦法律集、2011年、第45号、6320条)。
- 94) 2011年11月8日付連邦法第310-Φ3「ロシア連邦法「教育について」第16条及び31条の自治体立教育施設の域内でのアクセスの保証に関する部分の修正について」(ロシア連邦法律集、2011年、第46号、6408条)。
- 95) 2011年11月16日付連邦法第318-Φ3「国家認証を受けた中等職業教育及び高等職業教育の教育施設による、ロシア連邦予算システムの対応する予算源を考慮した教育のための市民の受け入れ定数の設定に関する部分の修正について」第2条及び7条(ロシア連邦法律集、2011年、第47号、6608条)。
- 96) 2011年11月21日付連邦法第326-Φ3「連邦法「ロシア連邦における無償の法的支援」の承認に関連したロシア連邦の各法令の修正について」第3条(ロシア連邦法律集、2011年、第48号、6727条)。
- 97) 2011年12月3日付連邦法第383-Φ3「ロシア連邦の各法令の修正について」第1条(ロシア連邦法律集、2011年、第49号、7061条)。

- 98) 2011年12月3日付連邦法第384-Φ3「連邦法「体育とスポーツについて」ならびに連邦法「高等及び高等後職業教育について」第16条の修正について」第2条（ロシア連邦法律集、2011年、第49号、7062条）。
- 99) 2011年12月3日付連邦法第385-Φ3「ロシア連邦の各法令における教育、学位及び称号に関する文書の認定の手続きの改善に関する部分の修正について」第1条及び2条（ロシア連邦法律集、2011年、第49号、7063条）。
- 100) 2012年2月28日付連邦法第10-Φ3「ロシア連邦法「教育について」ならびに連邦法「ロシア連邦構成主体の国家権力の法律（代表）・執行機関の組織の一般原則について」第1条（ロシア連邦法律集、2012年、第10号、1158条）。
- 101) 2012年2月28日付連邦法第11-Φ3「ロシア連邦法「教育について」の電子的教育、遠隔教育テクノロジーに関する部分の修正について」（ロシア連邦法律集、2012年、第10号、1159条）。
- 102) 2012年4月1日付連邦法第25-Φ3「ロシア連邦法「教育について」の修正について」第1条（ロシア連邦法律集、2012年、第14号、1551条）。
- 103) 2012年7月10日付第111-Φ3「ロシア連邦法「教育について」の修正について」第1条（ロシア連邦法律集、2012年、第29号、3991条）。
- 104) 2012年11月12日付第185-Φ3「連邦法「ロシア連邦における外国市民の法的規程について」第13.1条ならびにロシア連邦法「教育について」第27.2条の修正について」第2条（ロシア連邦法律集、2012年、第47号、6396条）。

第111条 本連邦法発効の手順

1. 本連邦法は、2013年9月1日に発効するが、本条においてその他の発効の期日を定めている規程は例外とする。
2. 本連邦法第8条第1項第3号及び第6号ならびに第9条第1項第1号は2014年1月1日に発効する。
3. 本連邦法第108条第6項は、本連邦法の公式発表の日から発効する。
4. 本連邦法の公式発表の日から、中等職業教育教育プログラムによる教育への受け入れは、本項において別に定められていない場合は、全入を基本とする。入学者に一定の創造的能力、身体的及び（もしくは）心理的特質を有することを要求する中等職業教育教育プログラムによる教育への受け入れの際、教育の分野における国家政策と規範的・法的規制を作成する機能を実現している執行当局の連邦機関が定めた受け入れの手順に従って入学試験を行う。連邦予算、ロシア連邦構成主体予算、地方予算からの支出によって財政が保障される入学者が定員を上回る場合、教育機関は、入学者が提出する教育に関する文書に示される基礎普通教育プログラムもしくは中等普通教育プログラムの入学者の習得結果にもとづいて、職業及び専門に関する中等職業教育教育プログラムへの受け入れを行うものとする。
5. 本連邦法の発効の日から、教育の分野における関係を規定しているロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、連邦執行当局、ロシア連邦主体国家権力機関、地方自治体の標準的法的

令は、本連邦法もしくは本連邦法にしたがって作成されたロシア連邦のその他の標準的
法令と矛盾しない場合のみ適用される。

6. 本連邦法発効日以前に作成された、本連邦法に従い、連邦法によってのみ規制できる諸
問題に関する、ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府の標準的法令は、対応する連邦法が
発効する日まで効力をもつものとする。

モスクワ、クレムリン

2012年12月29日

第273 - Φ3

ロシア連邦大統領

B. プーチン

(第108条～第111条担当：澤野由紀子)

体制転換後ロシア連邦 20 年の
教育改革の展開と課題に関する総合的研究
最終報告書 (2013 年度)

2014 年 3 月 31 日 発行

編集者 福田誠治

連絡先 都留文科大学

〒 402-8555 山梨県都留市田原 3-8-1

Tel.0554-43-4341

fukuda@tsuru.ac.jp

印刷所 有限会社 印刷エトリ

〒 402-0052 山梨県都留市中央 2-7-24

Tel.0554-43-3451